

主催：NPO法人全国女性シェルターネット／「第24回全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島」実行委員会

協力：武田薬品工業株式会社／令和3年度徳島県福祉基金助成事業／WAN基金助成事業



報告集

第24回

全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島

アイホープ
I hope

～ジェンダー平等社会の実現を～

2021年

9月25日(土)/26日(日)

WEB開催 (Zoomウェビナー)



報告集発行にあたって

新型コロナウイルス感染症 (coronavirus disease 2019:COVID-19) が2019年末に確認された後、世界的な大流行 (パンデミック) となりました。終息しきらないコロナ禍の中、2021年9月25日・26日の両日、ここ徳島県において「第24回全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」が開催されました。

見通しが立たない中での準備になり、開催直前に開催要綱を変更せざるを得ない状況になりました事も含め、不慣れな事ばかりでご迷惑をおかけした点が多くございましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

さて、今大会では、シェルターシンポジウムで初めて「ジェンダー平等」をテーマとしました。

皆様もよくご存知のとおり、日本は「ジェンダー・ギャップ指数 2021」が156か国中120位でした。この順位が私たちにもたらしているものは何でしょうか。支援現場での葛藤、社会の中で感じている自分自身の生きにくさなどを仲間と共有し学び合う中で、それぞれがエンパワメントされる機会になればという思いを込めました。

今回の報告集は、斎藤美奈子さんの基調講演「今さらながら、今だからこそ、ジェンダー平等」から始まり、女性自立支援法制定やDV防止法改正に向けてのトークセッション、そして女性が置かれている様々な困難についての分科会が資料とともに掲載されております。

また、開会セレモニーで披露させていただいた人形浄瑠璃のDVDも特典としてつけさせていただいておりますので、あの時の感動をもう一度お楽しみください。

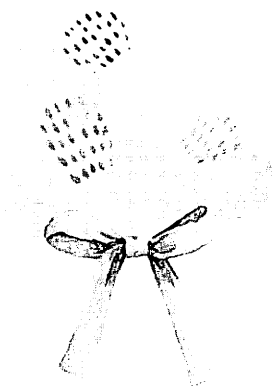
次回は北海道釧路市で開催されるとのこと。

次にお会いするまでの間、皆様どうぞご健康でお過ごしください。

最後になりましたが、報告集作成にご尽力いただきました方々にこの場を借りてお礼申し上げます。

2022年3月

「第24回全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」実行委員会
実行委員長 福本 尚子



目次

大会日程	3
舞台装飾の紹介	4
アトラクション	5
主催者挨拶	6
来賓挨拶	8
全体講演	13
トークセッション	31
分科会一覧	57
分科会	58
大会アピール	125
全国シェルターシンポジウムの軌跡	127
〈資料〉内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」 に関する資料	128
協賛者一覧	138
新聞記事	139
写真	140



大会日程


I hope 全体会

9月25日(土) 13:00-16:45 (受付 12:00~) WEB開催 (Zoomウェビナー)

25日 会場舞台装飾担当：藍染工房ルアフ
会場舞台演出担当：草月流 林春麗

13:00~13:40 【開会セレモニー】
阿波人形浄瑠璃 (太夫/竹内雅代、三味線/鶴澤友輔、人形/青年座、ボラリス座) 来賓挨拶

第1部
14:00~15:00 / **全体講演**



演題：「今さらながら、今だからこそ、ジェンダー平等」
講師：齋藤 美奈子さん

プロフィール
1956年 新潟市生まれ。文芸評論家。1994年『妊娠小説』でデビュー。
2002年『文章読本さん江』で第1回小林秀雄賞受賞。他の著書に、『日本の同時代小説』『中古典のすすめ』『忖度しません』『挑発する少女小説』など多数。

— 休憩 —

第2部
15:15~16:45 / **トークセッション**

「どう変わる?日本のDV対策」

登壇者：山崎 菊乃さん 全国女性シェルターネット共同代表
近藤 恵子さん 全国女性シェルターネット理事
戒能 民江さん お茶の水女子大学名誉教授

司 会：北仲 千里さん 全国女性シェルターネット共同代表

I hope 分科会

9月26日(日) 10:00-15:00 (受付 9:30~) WEB開催 (Zoomウェビナー)

9:30~10:00	受付
10:00~12:00	分科会 A 午前の部
12:00~13:00	昼休み
13:00~15:00	分科会 B 午後の部

全体会

※ 全体会の記録については、録音した音声をもとに一部再構成しております。

司会：福田 由紀子（ユキメンタルサポート代表、認定フェミニストカウンセラー）

参加者数（視聴者数）：266名

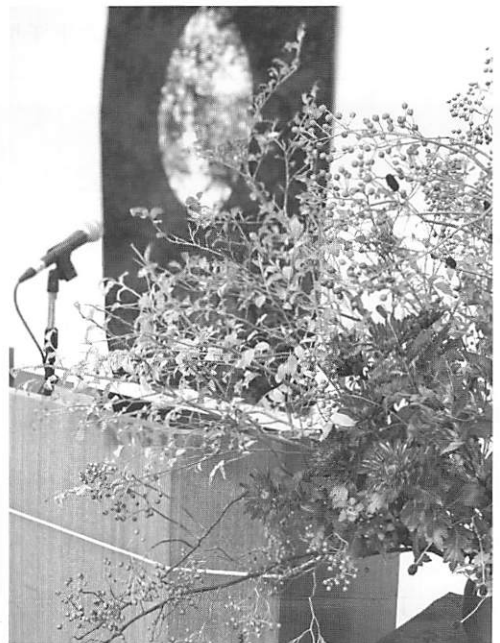
舞台装飾の紹介

会場舞台装飾担当：藍染工房ルアフ（藍染め）

会場舞台演出担当：草月流 林春麗（生け花）

明治初期まで全国にその名をとどろかせた阿波藍。品質の高さから、徳島産の藍を本藍、別の地域産のものを地藍と呼んで区別したほどでした。現在では化学染料におされ、徳島でもその生産量は減少の一途をたどっています。藍染工房ルアフでは古来の伝統を守り、徳島産の「すくも」から天然の灰汁を使って抽出した染液による本格的な藍染め作りを行っています。シンポジウム本部会場には、藍染め作家、林広さん（藍染工房ルアフ代表者）の手による、艶のある紬を藍色の濃淡で仕上げたタペストリーと、秋の花々を飾って、オンライン開催のなかでも「阿波の国・徳島」を感じていただきたいと考えました。

川の広さ、山や海の近さ、ひとの身近なつながり、暮らしやすい移住地としても、徳島は今注目されているようです。これを機会にまた、是非徳島においでください。





開会セレモニー

アトラクション

オープニング公演 阿波人形浄瑠璃：ジェンダー浄瑠璃「アイ・ホープ」

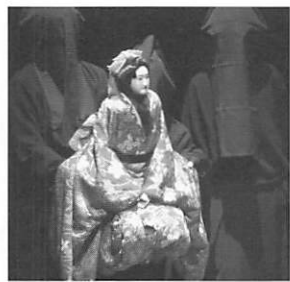
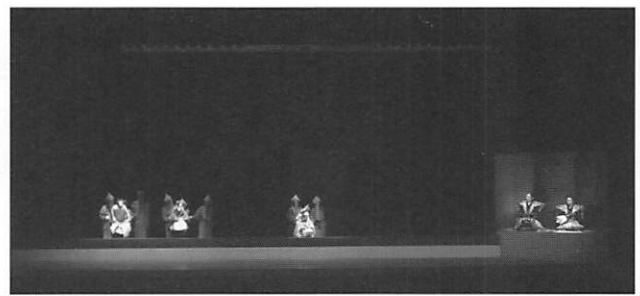
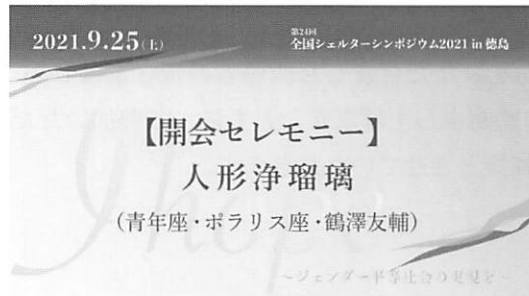
出演：太夫／竹内雅代、三味線／鶴澤友輔、人形／青年座、ポラリス座

阿波人形浄瑠璃は、義太夫節の浄瑠璃と太棹の三味線、3人遣いの人形の三者によって演じられる人形芝居で、徳島が全国に誇る伝統芸能として現在まで受け継がれています。

本大会のオープニングで演じられた人形浄瑠璃は、デートDVを題材とした創作の新作浄瑠璃で、脚本、作曲、舞台構成などすべて新たに作っての初披露となりました。地元民謡の「阿波の麦打ち唄」も2番以降、創作の歌詞となっています。少女がデートDV被害に遭い、苦しみながら自分を取り戻す過程が、ダイナミックな舞台展開と、繊細な人形の感情表現で、見ごたえのある作品に仕上がりました。

快く引き受けてくださった、青年座、ポラリス座の皆さん。とりわけ女性たちが、DVや女性の状況、全国のシェルター活動に関心を寄せて、色々ご質問くださったことが印象に残っています。地域の方々の温かいご賛同によって、この創作浄瑠璃が出来上がったことをご報告して、改めてご協力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

なお、本報告集には人形浄瑠璃のDVDをお付けしました。各地の支援の現場でご活用いただけたら幸いです（DVDの複製については、ご遠慮ください）。



～主催者挨拶～

「第24回全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島」実行委員会 実行委員長 福本 尚子

はじめまして。「第24回シェルターシンポジウム2021 in 徳島」実行委員長 福本です。本日はシンポジウムにご参加いただき、誠にありがとうございます。

開催挨拶の前に、まず皆さまに、このたびのメール送信時における不手際について深くお詫び申し上げます。毎年、全国で開催されるシンポジウムを、安全な場所であることを前提に参加されてきた皆さまに対し、安全感が失われた感覚を与えてしまうことになりましたこと、心よりお詫び申し上げます。申し訳ございません。

実行委員会としましては、今日、明日のシンポジウム期間中、WEBでの開催ではございますが、皆さまに「I hope～ジェンダー平等社会の実現を～」を基に、いろいろな気づきを得ていただけるよう力を尽くす所存でございますので、引き続きよろしく願いいたします。

今回の大会テーマには、暴力が生み出す構造が何から来ているのか改めて確認し、DV施策がジェンダー平等の視点に立ったものとなるよう一人一人が学びを深め、そして、その思いが大きな力となってジェンダー平等社会実現の足がかりとなりますようにという願いが込められています。皆さまとともに一層の学びを深めていただける機会になれば幸いです。

最後になりましたが、本日のシンポジウムの開催にご尽力をいただきました関係者の皆さまはじめ、ご後援をいただきました各団体の関係者の皆さまのご協力に感謝申し上げますとともに、ご参加いただきました皆さまのご健勝とご発展を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表 北仲 千里

こんにちは。皆さん、今日のご参加ありがとうございます。

徳島の皆さん、心を込めた開催準備をしてくださって本当にありがとうございます。先ほどの人形浄瑠璃、鳥肌が立ちました。

それから、本シンポジウムをご後援いただいた国、自治体、企業、団体の皆さま、個人の皆さまにも、厚く御礼を申し上げます。

ちょうどここ3年間、DVや性暴力被害者支援の現場にいる私たちが顔を合わせて語り合える場が持ていません。今年こそはと思っていましたのに、残念ながらリモート開催ということになってしまいました。本当に残念です。阿波ういろも食べたかったし、すだちも味わいたかったし、阿波踊りも見たかったです。

けれど、この数年間、女性に対する暴力をめぐる社会全体の関心も、それから政策を巡る議論も、大きな動きを見せています。今日と明日はZoomという形になってしまいましたが、大いに情報や意見の交換を皆さまとしたいと思います。2日間、どうぞよろしくお願いいたします。



NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表 山崎 菊乃

皆さま、全国女性シェルターネット共同代表の山崎でございます。本日はたくさんのご参加、誠にありがとうございます。先ほどの人形浄瑠璃、もう素晴らしくて、私はデートDVの講座をいろいろな所でやっているのですが、あれを高校生みんなに見せたいと心から思いました。ありがとうございます。

2018年は札幌でシンポジウムをやったのですが、その時に皆さまに来ていただいて以来、2日間に及ぶシェルターシンポジウムは3年ぶりの開催となりました。オンラインとはなりましたが、今、とても私は感動しております。当初は徳島でみんなと会えて、そしてオンラインと併用しながらということでしたが、急遽リモートとなりました。徳島の実行委員の皆さまはどれだけ大変だったかと思うと、ただただ頭が下がる思いです。本当にありがとうございました。

さて、本シンポジウムのテーマ「I hope～ジェンダー平等社会の実現を～」、まさに大変な時代に生きている私たちが一番求めているものです。社会が非常事態になったとき、真っ先に女性が犠牲になる。非正規雇用で日々の生活を送っている女性、養育費も払われないまま、ダブルワーク、トリプルワークで身をすり減らしながら子どもを育てるシングルマザー、親からの虐待などで行き場をなくし街をさまよう若い女性など、彼女たちはこれまでぎりぎりの日常生活を送っていました。それが非常事態になると一気に絶望の谷に落とされるということが、この2年であぶり出されました。これは日常にあるジェンダー差別の結果として浮かび上がってきたことです。

DV、性暴力、虐待、貧困など、日本にずっとある男女の不平等、ジェンダーによる差別をなくし、ジェンダー平等の社会が実現すれば、性別問わず全ての人が生きやすい社会になるのです。今、売春防止法やDV防止法、刑法など、女性支援に関する法律が変わろうとしています。まさに今、私たちが声を上げてジェンダー平等社会をつくっていきましょう。

今日から2日間、実り多きシンポジウムの成功を心から応援いたします。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

～来賓挨拶～

徳島県知事 飯泉 嘉門 氏 (ビデオメッセージ)

徳島県知事の飯泉嘉門でございます。本日は「第24回全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島」が、新しい生活様式にのっとりオンライン形式で行われますこと、まずもって心からお喜びを申し上げます。北仲全国女性シェルターネット代表理事、福本実行委員長さまをはじめ関係者の皆さま方には、四国初開催の地を徳島に選んでいただきましたこと、心から感謝を申し上げますとともに、ご出席の皆さま方におかれましては、日ごろから女性への暴力根絶に大変ご尽力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございます。

さて5月21日、内閣府から令和2年度DV相談件数の速報値が出されたところでありますが、なんと190,030件、対前年1.6倍と急増しております。また警察庁からは、暦年である令和2年、配偶者からの暴力による検挙件数8,702件。確かに対前年では4.3%減になっていますが高止まりとなっております。これもひとえに、長引くコロナ禍によって家庭にいる時間が多くなる、イライラなどストレスがたまる、こうしたものが大きな要因になっているのではないかと感じるところです。

そうした中、本シンポジウムでは「I hope ～ジェンダー平等社会の実現を～」をテーマとされまして、各地域でのさまざまな課題、あるいは先進的な取り組み、また研究の成果を横展開、共有をしていただけたところでありまして、ぜひ一日も早い女性への暴力が根絶できますことを、ご期待を申し上げたいと存じます。

そこで徳島の事例を少しご紹介申し上げます。徳島におきましては、男女共同参画立県。先進県ではないのです。つまり男女共同参画は当たり前ということで、行政における意思決定機関、県の審議会における女性委員の比率、長らく日本第1位。また経済界におきましても、女性の皆さま方の社会進出、経済5団体のうち3つのトップが女性と、進んでいるところであります。

しかし潜在的なDVもあるということで、県西・県央・県南、3か所に「こども女性相談センター」を設け、専門の相談員さんを配置するとともに、24時間対応のDV相談ナビ「#8008（はれれば）」により、多くの意見、そしてその端緒を捉まえているところでもあります。

また、被害者の皆さま方の救済には、民間の皆さま方のご協力なくしてはなかなか難しいということもありまして、しっかりと民間の皆さま方のネットワーク構築を強力に進めているところであります。

結びとなりますが、このたびの四国初シンポジウムが実り多くなり、そして女性への暴力根絶が一日も早く実現しますことを心からご期待申し上げ、私からのお喜びの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。



徳島市長 内藤 佐和子 氏 (ビデオメッセージ)

本日は「第24回全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」が開催されますことを、心からお喜び申し上げます。ご参加の皆さまにおかれましては、日ごろより配偶者からの暴力をはじめとする女性に対する暴力の根絶に向け、被害に遭われた方の立場に立ち、きめ細やかな支援にご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表します。

さて、長引くコロナ禍において、深刻な生活課題に直面する方々が増えており、配偶者等からの暴力や性暴力が増加・深刻化しております。配偶者等からの暴力や性暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても決して許されるものではありません。

本市におきましても「第3次男女共同参画プラン・とくしま～ひとりひとりが輝く社会をめざして～」におきまして、あらゆる暴力の根絶を目標に掲げ、市民へのDV防止に関する意識啓発を推進するとともに、民間団体をはじめ関係機関の皆さまと連携しながら、被害者の相談支援に取り組んでおります。

本日「I hope～ジェンダー平等社会の実現を～」をテーマに開催される全体講演やトークセッション、種々の分科会において活発な議論を重ね、交流を深められますことは、誠に意義深く、男女平等社会の実現に向けたさまざまな取り組みを共有できる絶好の機会であります。

本市としましても、皆さまと手を携えて、暴力のない社会の実現とともに、性別や年齢、国籍等にかかわらず多様な人材が参画する機会を持ち、その経験や能力を発揮して活躍できるダイバーシティ&インクルージョンの社会づくりの推進に向けて、全力で取り組んでまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、本シンポジウムが実り多いものとなりますとともに、ご参加の皆さまの今後ますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

内閣府男女共同参画局

男女間暴力対策課長 難波 康修 氏 (ビデオメッセージ)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長の難波でございます。「全国シェルターシンポジウム 2021」の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日までご参加の皆さまにおかれましては、平素よりそれぞれの立場で、配偶者からの暴力等の被害者支援に取り組まれていることに敬意を表します。また、本日準備を進めてこられました方々をはじめ、全ての関係者のご尽力に感謝申し上げます。

配偶者からの暴力をはじめとする女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現することは、男女共同参画、女性活躍の大前提となるものです。新型コロナウイルス感染症による生活不安やストレスなどにより、全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラスに寄せられた相談件数を合わせると、昨年度は一昨年と比べ約1.6倍となり、大変厳しい状況にあります。またDV相談プラスの調査結果では、相談内容は身体的暴力だけではなく精神的暴力が多いことが示されており、大変深刻に受け止めております。

こういった深刻な事態に対応するため、内閣府ではDV相談プラスを開設して、24時間の電話相談対

応やメール・SNSなど、さまざまなツールでの相談体制を充実させるとともに、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる電話番号を全国共通の短縮番号とするなど、迅速に取り組んでまいりました。

また内閣府では、配偶者暴力防止法における通報の対象となる暴力の形態や、保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大などについて、その見直しに向けた法制面及び同法の運用といった実務面から検討を行うことを目的に、ワーキング・グループを立ち上げ、検討を進めているところです。

配偶者からの暴力等の女性に対する暴力は身近な問題であります。例えば、ご自身で気づかないうちにパートナーに支配され、被害が深刻化してしまうといったこともあります。女性に対する暴力の根絶に向け、このシンポジウムをご覧になっている皆さまにも理解を深めていただければと思います。内閣府では、今後とも被害者の方に寄り添った支援のための取り組みを強力に推進してまいります。

最後に、皆さまの一層の活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長 上井 正純 氏

本日、「第24回全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島」が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

全国各地から参加されている皆さま方をはじめ、このシンポジウムを主催されているNPO法人全国女性シェルターネットの皆さま方におかれましては、一貫してDV等の被害女性の立場に立ったきめ細やかな支援を行ってこられたことに対しまして深く敬意を表します。

また、民間シェルターの皆さまにおかれましては、婦人相談所からの一時保護委託をお受けいただいておりますが、被害女性や同伴家族の保護におかれましても熱心に取り組んでいただき、日頃のご尽力につきまして、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

全国の婦人相談所及び婦人相談員に寄せられる相談は、依然、夫からの暴力をはじめ、子・親・親族からの暴力、交際相手からの暴力被害の相談が約半数を占めております。またDV以外にも性暴力であったり、貧困、家庭の破綻など、さまざまな困難を抱える女性の相談支援を行っております。

こうした中、厚生労働省では「困難な問題を抱える女性の支援のあり方に関する検討会」を立ち上げて、令和元年10月に「中間まとめ」を取りまとめました。困難な問題を抱える女性を支援する制度につきましても、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでは既に限界があり、よって新たな枠組みの構築が必要であること、行政・民間を通じた多くの機関による連携協働を通じた早期かつ切れ目のない支援、施設入所だけでなく通所、またアウトレイジなどの伴走型支援、未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携、同伴家族の支援対象としての位置づけの明確化、そして国・地方公共団体の役割や位置づけの明確化、地方公共団体と民間団体との連携・協働といったような内容が示されました。

厚生労働省といたしましては、このような基本的な考え方をベースといたしまして、今後さらに検討を拡大して、DVをはじめとした困難な問題を抱えた女性の支援を推進してまいりたいと考えております。

その方向性の中で、今年度、令和3年度におきましては、一時保護委託費の予算措置といたしまして、心理的ケア対応加算、個別対応加算、同伴児童学習支援加算などを拡充してまいりました。



また、現在、財務省に対して要求している令和4年度概算要求の中では、民間団体支援強化推進事業の創設、困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業や若年被害女性等支援事業の拡充、そのような内容で用意いたしております。

厚生労働省といたしましては、今後とも困難な問題を抱える女性の支援の充実に努めてまいりたいと考えております。そのためにも、民間シェルターをはじめとする若年女性の支援をしている民間団体の皆さまの特色や経験を生かして、行政との連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。民間シェルターの皆さまには、今後、変わらぬご支援をいただきますよう、よろしく申し上げます。

最後になりましたけれども、シンポジウムの成功と、ご参加の皆さま方の今後のますますのご活躍とご健勝を心からお祈り申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

外務省領事局 ハーグ条約室長 山地 秀樹 氏

本日は、「第24回全国女性シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」にお招きいただき感謝申し上げますとともに、開催へのお祝いを申し上げます。また、本シンポジウムの開催にご尽力された実行委員会の皆さま、NPO 法人全国女性シェルターネットの皆さまに深く敬意を表します。

ハーグ条約は、国境を越えた子どもの不法な連れ去り等をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、締約国間の協力について定めた条約でございます。原則として、一方の親の同意なく国外に移動した子どもを、元いた国に迅速に返還することになっております。外国でドメスティックバイオレンスの被害に遭われ、日本に子どもを連れて帰国される場合でもハーグ条約の対象となりえます。中には、日本の裁判所において、DV被害等が返還拒否事由に該当するとして、子どもを外国に返還する必要がなくなった事案もございますが、可能であれば日本への帰国前に子どもの問題について解決しておくことが望ましいと思っております。

外務省では、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、ドイツのDV被害者支援団体と連携し、現地の日本人の皆さまが日本語でもDV被害について相談できる環境を整えております。また、大使館の中には弁護士のリストを備えている所もございますので、問題の解決や日本での裁判に向けて、弁護士に相談しておくこともできます。

なお、当室にはDV被害に係る専門員も複数配置しておりますので、ご不明な点がございましたら、いつでも当室にご連絡ください。言葉や文化が違う外国でDV被害に遭われるということは大変お辛い状況かと存じていますが、当事者の方には正しい情報を踏まえて帰国についてご判断いただきたいと考えております。

また、日本で支援を行う皆さまにとっては、日本国内でDV被害を受けている外国人の方から子どもとともに母国に帰国したいという相談や、DV被害を受けている日本人の方からDV加害者である外国人配偶者に子どもを外国に奪われるのではないかとという相談があるかもしれません。日本から外国への子どもの連れ去りもハーグ条約の対象となりえますので、ご不明な点があるようでしたら、ぜひ当室にお問い合わせください。

皆さまのこれまでのご支援に心から感謝申し上げますとともに、引き続き日本におけるハーグ条約の実施にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、全国から参加されている各支援団体の皆さま、そして全国女性シェルターネッ

トの皆さまのますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長 石塚 哲朗 氏

※ 当日、出席はかありませんでしたが、祝辞をいただいておりますので、ここで紹介します。

本日は、「全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」が、多くの方の参加を得て開催されることを心よりお祝い申し上げます。本シンポジウム開催にご尽力された実行委員の皆さまをはじめ、日頃からDV、性暴力等の被害防止、被害にあわれた方の支援活動等を全国各地で行っていらっしゃる皆様に、深く敬意を表したいと思います。

文部科学省では、第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりや社会環境の整備等の推進に取り組んでおります。本年から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」とし、関係府省との連携により相談窓口の情報や被害事例等をまとめた啓発資料を作成し、教育委員会や大学等に周知を行い、性暴力被害の予防にむけた積極的な取組を促しています。さらに、生命を大切に、子どもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、教材及び指導の手引き等を作成・公表し、周知等を行うとともに、当該教材等を活用したモデル事業を実施しており、徳島県においても県教育委員会及び阿南市教育委員会の連携の下、取り組んでいただいております。

今後とも、若年層を含む女性に対する暴力の根絶に向けて、学校教育や社会教育の観点から取組を進め、男女共同参画社会の実現を図ってまいります。

本シンポジウムの成功と皆様のご健勝を心より祈念しております。



全体講演

「今さらながら、今だからこそ、ジェンダー平等」

講師：齋藤 美奈子 氏

こんにちは、齋藤美奈子です。人形浄瑠璃、素晴らしかったですね。私は人形浄瑠璃ファンで、文楽にもよく行くのですが、そこでまさか「私の人生の主人公は私」というのを義太夫節で聞くことができる日が来るとは思っておりませんでした。大変感動いたしました。

さて、時間もないので始めます。「今さらながら、今だからこそ、ジェンダー平等」というふうに名前を付けました。たぶん、今日は皆さまご存じのことをお話することになると思うのですが、復習のつもりで聞いていただければと思います。

今日のメニューというか流れですが、まず現状、日本のジェンダー平等度はなぜ120位なんですか。そして、とはいえ、少し変化の兆しも見える。2021年はジェンダー平等元年かもしれない。それから、ちょっと歴史を振り返りたいと思います。ジェンダー平等を求める歴史は結構長い。そして一応最後に、決意表明などをして終わりたいと思います。

ジェンダーというのは、皆さまご存じのように社会的・文化的な性のことです。生まれながらの性であるセックスとはちょっと違うということです。「人は女に生まれるのではない、女になるのだ」というふうに、かつてボーヴォワール (Simone de Beauvoir) が言いましたけれども、それがまさにジェンダーと言っていると思います。

「まず日本のトホホな現状を知っておこう」。日本のジェンダー平等度は、なぜ120位なんですか。トホホです。

皆さまご存じのように、ジェンダーギャップ指数というのが毎年秋ぐらいに発表になりますが、2021年の世界ジェンダーギャップ指数、日本は120位でございました。左側がトップ10と、それから主要国の順位が付いていますが、1位アイスランド、2位フィンランド、3位ノルウェー、この辺は北欧がやはり強いですね。ニュージーランドも首相のアーダーンさんはコロナ禍で頑張りましたけれども、それから4位スウェーデン。その後、アフリカとかが続いてきます。そして、ずっと下に来まして、韓国、中国よりももっと低い所に日本がおります。

ただ順位が低いだけではございません。右側のグラフを見ていただくと分かります。日本は、最初2006年、1回目のジェンダーギャップ指数が発表された時は100位以内ですが、どんどん下がって、この10年ぐらい、ずっと100位～120位ぐらいをうろろろしています。そして、ついに去年121位となり、今年は120位で低空飛行、低値安定になっています。

なぜ、こういう順位かということです。ジェンダーギャップ指数というのは4つのジャンルで指標を出していますが、教育、医療、経済、政治です。括弧内のパーセンテージは男性を100とした場合の平等度の達成度です。教育と医療はまあまあなんとかなっていますが、経済が117位、60.4%、政治は147位、6.1%です。これは60.1%の間違いではなく6.1%です。

まず、経済がなぜ60.4%しかないかというと、男女間の賃金格差が大きいのです。左側のグラフは男女

別の平均の給与所得を示したグラフです。生涯賃金が一番高い年を取ってありますが、男性は426万円。これでもだいぶ下がっております。かつては500万以上ありましたから。女性は270万円です。女性の平均賃金は男性の63%しかありません。

この賃金格差の幅の問題があるのですが、右側のグラフは、この幅を指数化して順位で示したグラフです。賃金格差が一番大きいのは韓国、その次が日本です。このワースト1、ワースト2は、このところずっと不変です。

さらに日本が経済的な達成度が低いのは、女性の管理職者の割合が非常に少ないですね。世界最低レベルと言っていいでしょう。

左側のグラフは、「就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合」。ざっと言うと、ピンクの棒グラフのほうが全体の従業員数とさせていただいていいでしょう。各国とも、ほぼ50%に近づいております。日本も43.5ですから、まあまあの線です。

ところが、このブルーの網々になっている棒グラフですが、これがいわゆる管理職者がどれぐらいいるかというパーセンテージを示してあります。ちなみに一番高いのはフィリピンの46.6%、次がアメリカで43.4%ですが、日本が一番左側を見ていただければ分かるように13%でございます。それより低いのは韓国だけという現状があります。

なおかつ、右側の折れ線グラフは、女性の管理職者がどのぐらい増えてきたのかという推移を示しています。さすがに増えては来ております。けれども、日本の女性管理職者は地位が上がるほど少なくなります。係長級は18.6%、2割近くありますが、課長級になると1割、10.3%ぐらい、部長級になると、さらに低くて6.6%です。

なぜ、こういう差が出てくるのかと申しますと、端的に分かるのは雇用格差ですよ。正規社員・非正規社員の割合が違う。左側のグラフは、学歴別の正規・非正規雇用者の比率を示したグラフですが、青い色の所が正規雇用者、ピンクが非正規雇用者です。上半分は男性、下半分が女性です。色を見れば一目瞭然で、女性は男性に比べて圧倒的に非正規雇用者が多いということです。大卒であっても、女性の37.5%は非正規です。男性が15.5%ですから、2倍以上の人が大卒でも非正規雇用ということになります。

もう一つは、なぜ非正規雇用者が多いかということ、やはり一家の経済を支えるのは男性であるという固定観念がとて強いからだと思えます。右側は、「子持ち有配偶者男性の家事・家族ケア分担率」。家事、育児、介護まで含めて、どのぐらいの時間、何%ぐらいを分担しているかというグラフです。6歳以下の子どもさんがいるご家庭の場合ですが、スウェーデンは42.7%、半分近くの男性がやっている。ずっと来て、一番下、OECDの中で一番低いのが日本でございまして18.3%です。18%もやっていないと思うわ、という方もいらっしゃるかもしれないけれども、一番背景にあるのはこういうことだろうと思えます。

次、政治分野について見ていきます。6.1%ですからね。147位というのは非常に低いです。

女性議員の割合の国別ランキング。これはIPU(列国議会同盟)という所の統計なので、ジェンダーギャップ指数の156カ国よりは多い192カ国を比較したグラフですが、1位がルワンダです。2位キューバ、ボリビア、メキシコ。ちょっと意外な感じがしませんか。なんとなくヨーロッパ、特に北欧がこういうのが進んでいるのかなどと思いきや、意外にそうではなくて、ルワンダに至っては61%、キューバ、ボリビア、この辺も50%を超えています。それで、ずっと下がってきて165位が日本です。10.1%。議員数の世界平均は、下院の場合ですが25.2%、だいたい4人に1人という感じですが、日本は衆院の場合9.9%ですから10%を切っている。こういう国は大変珍しいですね。参院は2割ぐらいあります。



ちなみに、なぜルワンダがこの位置につけているかといいますと、ご存じのようにルワンダは90年代に内戦があったんですね。ツチ族とフツ族の非常に悲惨な戦争があったのですが、これで戦争が終わった時には男性の人口が大きく失われた。そういうこともあって、背に腹は代えられないということで、女性の権利を大幅に認める法律が1999年ぐらいに作られました。女性でも相続できるとか融資を受けられるとか。それまでが、あまりにも不平等だったわけですが。大学進学率も上がりました。その結果、NGOの支援などもあって法整備が進み、女性の政治参加が最も進んだ国になったんですね。

日本の場合ですが、ちなみに地方議員も少ないです。一番多い東京都でも29%、3割を切っています。ワーストになると、だいたい5%以下になる感じですね。

そして閣僚です。「いまや閣僚の半数は女性だ」と、これはちょっと大げさですが、この写真を見ていただければ一目瞭然ではないでしょうか。スペインのサンチェス内閣、これは2019年に成立したのですが66%が女性大臣です。一方、下、日本の菅内閣、去年成立したのですが、20人中、女性は2人です。法務大臣の上川陽子さんとオリンピック担当大臣の橋本聖子さんですね。橋本さんは、その後お抜けになって丸川さんになりましたが、比率はこんなものです。

女性閣僚の割合も、こうやって見ていくと、スペインは今、内閣改造があつたりして50%近くにまで落ちていますが、それでも、スペイン、フィンランド、ニカラグア、コロンビア、オーストリア、この辺は全部6割近いです。11位ぐらいまで、ずっと50%以上で来ています。日本は10%ですから、OECDではもちろん最低です。

なぜ、こんなに差が付いたかと申しますと、これは別に、ぼうっとしてこうなったわけではないです。ポジティブ・アクションと言いますが、女性差別を解消するための政策を各国とも積極的に意識的にやってきた結果、こういうふうに女性議員が増える、その結果として閣僚も増えるということになったわけです。

ポジティブ・アクションの中で最も有名というか、各国が取り入れたのが、クオータ制という方法で、候補者の中の一定の比率や人数を女性に割り当てる。多民族国家ですと、ここにいろんな民族を割り当ててることもあるのですが、女性を割り当てる。3割だったり、4割だったりということですね。

それから、パリテ制というのもある。これは本当に男女半々にするための方法で、フランスなどはこちらですが、候補者数を男女同数にするとか、あるいは比例名簿を男女混合にするという方法ですね。

そのような法整備をして女性の議員を増やすという努力をした結果、70年代に北欧で始まりましたが、90年代以降は中南米とかアフリカでも積極的にこういう方法を取り入れていき、いまや130カ国ぐらいが導入されています。

一般に、女性の意見が正確に反映されるのは30%以上であるというふうに言われています。クリティカル・マスと言うのですが、なぜ30%かというと、女性の意見が反映される、あるいは女性の意見を無視できない分岐点が3割であると言われてます。

それ以下ですと、例えば10人中で1人だけが女性、紅一点だとすると、だいたいお飾りものか無視されます。そういうところで歓迎される女性像は、男性社会に都合がいいとか、男性社会と全く同じような考え方をする方が重用されやすいことになります。2人になると、もう少しましですが、まだ足りない。3割になると、女性がいることが普通になってくるのです。ですので、女性の意見を聞いてみましようではなくて、それぞれの性差はあまり意識せずに個人の意見が聞けるということになります。

女性が少ないと駄目というのは、自民党の女性議員などを見ると、なるほどと思われるのではないのでしょうか。左側の下のグラフは、一昨年の参議院選挙の時の各党の男女比を示したのですが、与党は

少ないですよ。2%、12%。このごろ、野党はそれなりにジェンダー平等を政策に入れたりして頑張っていますが、今年の衆院選はどうなのでしょう。日本でも政治分野の男女共同参画推進法というのが一昨年できたのですが、数値目標がなくて努力目標だけなのですね。ですが一応、日本も努力はしているということです。

さて、日本だけが遅れているというジャンルはまだまだございます。ご承知のように、選択的夫婦別姓法案は25年間通っておりません。今となつては、夫婦同姓を強制しているのは日本だけになってしまいました。この間に夫婦別姓を認める法律は各国で次々に整備されていってしまったので、日本だけが例外的な国になりました。

それから、この間、国会で結局通りませんでした。先進国を含めてLGBT平等法がないのも日本だけと言っていいでしょう。80カ国ぐらいで整備されています。

また、同性婚も、今、各国で次々に認められている方向になっています。日本は自治体レベルでは随分増えてきましたが、まだまだということがあります。

ただ、この選択的夫婦別姓にしる、同性婚にしる、いまや市民は割と賛成に回っているのですね。夫婦別姓も、かつては反対者が多かった。しかし、これは2020年の『朝日新聞』の世論調査ですが、69%が賛成しています。それから同性婚についても、2015年の段階では、まだ反対の人が多かったのですが、2021年の調査では認めるべきだというのが65%に達しています。ということですので、国のほうが遅れているんですね。

ここまでのところをまとめますと、日本は世界に冠たるジェンダー不平等国と言っていいでしょう。議会でも職場でも、それから家庭内の性別役割分業などを見ても、いまだに著しい不均衡があります。それから、LGBT平等法が通らないことに見られるように、多様性にも順応していない。

つまり、政府も企業も積極的な解決策を作って努力しようということをやってきていないのですね。いつまでも「検討します」と言い続けているわけです。いつまで検討してるのかという話です。かつて70年代、80年代初めぐらいまでは、各国そんなに違わなかっただろうと思います。しかし、30年間ぼやぼやしていたので、日本は世界に取り残されてしまったのですね。

というわけで、120位なのは当たり前です。以上、トホホな現状ですが、しかし、少し変化の兆しもあります。

「2021年はジェンダー平等元年……かも」。「かも」という所に私の気弱さが表れておりますが、今年の東京オリンピックと#MeToo運動を見て、どういことがあったかということをし振り返ってみたいと思います。

まず、この方の発言ですよ。きっかけは、この人の差別発言。

これは2021年2月でしたが、森喜朗オリンピック大会組織委員長が辞任いたしました。なぜかというと「女性がたくさんいる会議は時間がかかる」などという不用意なことを言ったわけですね。そして、組織委員会では「皆さん、わきまえておられて」などということ言ったばかりに、その日か翌日ぐらいに「わきまえない女」というハッシュタグができて、SNS上ではたくさんの女性が発言することになりました。

「わきまえない女がたくさんいてくれたから、選挙権も総合職もチャンスが生まれました」などという力強い発言がSNS上にはいっぱいあふれました。それからリアルデモもありました。わきまえない女がいたから今がある。火をつけてしまったわけです。森会長は本当にいい仕事をしてくれたと思います。



それで結局、そのような批判が渦巻いて彼は辞任に追い込まれます。キャンセル・カルチャーといって、何もかも辞任させるのがいいのかということをおっしゃる方も事実いらっしゃいますが、こういう人は辞任させたほうがいいのですね。なぜかという、これをOKにしてしまうと、非常に大きな公的な役職に就いている方ですから、日本はこういう考え方、こういう発言はOKなんだというメッセージを世界に流すことになる。それは許されません。ですので、たくさんの女性が騒いだことが非常に良い結果を出したと私は思います。

オリンピックは、ほかにもいろいろな差別問題をあぶり出しました。森発言のすぐ後には、佐々木さんというオリンピックの開会式・閉会式のディレクターが辞任に追い込まれました。これは『週刊文春』がすっぱ抜いたわけですが、「渡辺直美をブタに」という、なんだこれという内部資料が出てきて、結局、彼はディレクターを辞任しました。

それから、オリンピック直前にも、これは性差別とは少し違いますけれども、やはり人権問題に抵触して辞めさせられた方がいます。小山田圭吾さん。この方は、いじめについての過去のインタビュー記事での発言で、これもSNSから始まって多くの人の批判が出て辞任しました。また前日には、元ラーメンズの小林賢太郎さんが、過去のユダヤ人虐殺を揶揄したコントで解任されました。

オリンピック、私は今年はやらないほうが良かったと思います。しかし、唯一良かったのは、こういうことがあぶり出されたことがあるでしょう。それから、IOCの権力構造などもあぶり出されたということが、唯一、レガシーかなと思います。

これは余談と言えば余談です。「オリンピック後もセクハラ差別発言で炎上」。何も学んでいない方たちがまだまだいたという。

8月4日、河村たかし名古屋市長が金メダルを嘔む。メダルを嘔んだのもたいがいになさいよという話ですが。ソフトボールの後藤選手が表敬訪問したんですよね。その表敬訪問の模様を東海テレビが、全部、インターネット上で公開しました。これをずっと見てみると、最初から最後までセクハラ発言の嵐で、もう拾っていったら切りがありません。「女のソフトボールやっつるやつは、中学生でもみんな色が黒くて」とか、「おまえ、でかいな」とか、すごく身体的な特徴のことばかり言っている。そして「ぜひ立派になっていただいて、ええ旦那もらって。え、恋愛禁止かな」とか、本当に調子のいいことを言まくっております。今でも批判やまずで、名古屋市議会が始まりましたが、いまだに河村市長は批判の嵐に遭っています。

それから8月8日、これはテレビ番組でしたが、野球評論家の張本勲さんが「嫁入り前のお嬢ちゃんが顔を殴り合ってね」。何を言っているんでしょうか。「そんなスポーツが好きなのもいるんだね」みたいなことをおっしゃいました。別にこのお二人は辞めてはいないですが、非常に批判が渦巻きました。

つまり、これは相手が男性の金メダリストだったら、こんなことを言ったかという話ですね。メダリストであろうがなかろうが、若い女性だということだめでなめていると言っているでしょう。

さて、オリンピックがこれらをあぶり出したというのは割と理由はしっかりあって、オリンピック憲章というのが差別禁止を明記しているのですね。オリンピック憲章はしょっちゅう改定になっているようですが、2018年の改定で、「このオリンピック憲章の定める権利及び自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他」云々、「などの理由により、いかなる種類の差別も受けることなく」というふうに明記されています。ですので、森会長の発言などは、この憲章に違反しているのではないかということをおっしゃるわけですね。

こういうことが明記されているというのは大事なのですね。なんとなくみんなが分かっているからで

はなく、盾に取ることができるということです。そういうこともあって、国際社会の監視があったということです。日本国内だけだったらひねりつぶされたかもしれませんが、各国メディアが報じたということもあり、大きな問題になりました。

それから、先ほどから申し上げたように市民が騒ぐ、これは大事です。SNS が力としては大きいと思いますが、こんなのは駄目だよという声上がる。それがあまりに大きいと報道もされるんですね。最近のメディアは手抜きをやりますので、SNS でこんなに騒がれているというだけでスポーツ新聞などは記事にいたします。そうすると、そのことが大きな問題なんだということが認識されて、差別発言をした人、あるいはセクハラ発言をした人は辞任に追い込まれていくことがあります。

こういうことがたまたまオリンピックであぶり出されましたが、世界的には、ここ数年の「#MeToo」運動の高まりがあると言っていいでしょう。

「#MeToo」運動は、最初は2017年のハリウッドから火がついた、これが大きな事件でした。大物プロデューサー、ハーヴェイ・ワインスタイン (Harvey Weinstein) さんという方ですが、30年ぐらいの間に多くの女性の俳優や女性社員にセクハラや性的暴力をはたらいていた。

このことを知った『ニューヨーク・タイムズ (The New York Times)』の女性記者2人が念入りな取材をして証言を取り、2017年の10月にネットで発表いたしました。この時の証言者の一人として告発の大きな力を持ったのはアシュレイ・ジャッド (Ashley Judd) さんという女優さんですが、こういう告発は実名であることが大事なんですね。声を上げる方は非常に勇気が要るのですが、そうすると「私も」という方が出てきます。それで結局、この大勢の告発者たち、こんなにいたわけですが、まさに「MeToo」、私も私もと告発が相次いで、このワインスタインさんは、その後、逮捕され、裁判で有罪になり、現在、服役中だそうです。このお二人が書いた記事は本にもなっています。『その名を暴け：#MeTooに火をつけたジャーナリストたちの闘い』。これは非常に面白い本です。

日本の場合ですが、やはり日本は伊藤詩織さんの性暴力告発事件が大きかったと思います。これは準強姦罪で、この時は親告罪です。伊藤さんが警察に被害届を出したのは2015年ですが、逮捕状まで出たのに、それがいきなりつぶされたことで有名になりました。この加害者というのは山口 (敬之) さんという記者で、安倍総理大臣と懇意だったと。その時の中村 (格) さんという方が、今、警察庁長官になりましたが。

そんなこともあって2017年に実名で記者会見をして、それから『Black Box』という本も出ました。そして提訴して、一昨年、民事裁判で勝ちました。これはとても大きな裁判の成果だったと思います。

もう一つ大きかったのは、覚えていらっしゃると思いますが、2018年、福田財務事務次官のセクハラ事件です。これは『週刊新潮』が抜いたのですね。「森友の危機の折も折！ろくでもない財務事務次官のセクハラ音源」。このごろ、週刊誌というのは、こういうジェンダー問題の味方のような感じがしますが、これは前は全然違いました。最近『文春』とか『新潮』がこういうことをやるのは、これが受けるからです。つまり読者の側の意識が変わってきたということで、これが事件になるというふうになったのですね。

福田財務事務次官は、これはセクハラではないとかぐじぐじ言っていましたが、最終的にはやはり市民の批判がとても多くて辞任しました。この時、麻生財務大臣も「セクハラ罪という罪がない」とか要らないことを言いましたが、財務事務次官が辞任するって相当なことですからね。これは市民が辞任に追いやったと私は思っています。この後もセクハラ問題で辞任した首長が続きました。東京都の狛江市長とか、群馬県みなかみ町長とかですね。



こんなのもありました。「#KuToo」署名運動。これは石川優実さんという方がTwitter上で「私はいつか女性が仕事でヒールやパンプスを履かなきゃいけない風習をなくしたいと思ってるの」というツイートを流したんです。

私は、この「#KuToo」運動が始まった時に、そうかと思いました。そういうことあるよねと。気が付きませんでした。もともと私もハイヒールやパンプスを履くことはありますが、あれは結構きついものです。それが仕事で強制されるようになったら、やはり、なぜ女性だけがということになるんですね。若い人はすごいなと思いました。このツイートが2019年1月で3万リツイート、6.8万いいねが付いていますが、その後、オンラインの署名運動に発展して、6月にはその署名を厚労省に提出することになりました。

本も出ました。『#KuToo:靴から考える本気のフェミニズム』。この本をお読みになった方もいらっしゃるかと思いますが、びっくりする本です。ここに、彼女のツイートに対して書かれた誹謗中傷、あるいは反論の山のツイートが、ほとんど全部引用されており、彼女はずっとSNS上でも反論を続けてきていますが、それが全部収録されている本です。分らず屋が言うことはこうなんだということが、とてもよく分かります。

そして2020年、共産党の小池晃議員が「この件についてどう思うか」と安倍首相に質問しました。そうしたら安倍さんは「女性にだけ苦痛を強いることはあってはならない」と答弁をしました。小池さんは「初めて安倍さんと意見が合った」というふうにおっしゃって、場内に笑いが起きるみたいなお話がありました。こういうことも成果としてあると言っていいです。

その後、石川さんは名誉毀損と著作権法でツイートの主から告訴されたのですが、今年、その裁判でも勝っています。

ここまでのまとめをいたしますと、日本の市民の性差別に対する意識は意外に進んでいると思います。週刊誌でそういうことを取り上げるようになったということもありますし、SNSの力が大きいと思いますが、声を上げる人が随分増え、その結果、地位を追われる人まで出てきたということですね。

特に今年はオリンピックとコロナが絡んでいますから、みんな、とても我慢してられないということもあったと思いますが、声を上げる人がとても増えたと思います。

SNSというのは諸刃の剣で、誹謗中傷などで困ったこともたくさんありますが、市民が自分の声を上げやすくなったということは大きいと思います。それが拡散されていき、それからリアルデモに発展することもあり、そうするとメディアはそれを報道する。そして、それが何らかの辞任なりということになっていく。

そうすると、遅れているのは永田町と霞が関だけということになりますね。ただ、もう永田町と霞が関も知らんぷりはできなくなっているのではないのでしょうか。特に今年、オリンピックをやらざるを得なかったから。

ちなみに、平成最初の流行語大賞は「セクシュアル・ハラスメント」でした。初めてのセクハラ裁判が起きた年、1989年です。そして平成最後の流行語大賞、これは1位ではなくてトップ10の10位でしたが「#MeToo」というのが入っています。これも時代の流れかなと思います。

歴史を軽く振り返っておきましょう。「ジェンダー平等を求める歴史はけっこう長い 第1波&第2波フェミニズムって何ですか？」ですね。

勉強っぽくなりますが、第1波フェミニズムというのは、皆さんご存じかと思いますが、19世紀の中期から20世紀の前半までの主に婦人参政権運動です。公的な権利として、婦人参政権、相続権、財産権

などを求める運動でした。

イギリスのサフラジェットというのが有名で、右側の写真がその人たちですが、相当過激な運動を繰り広げたようです。イギリスが婦人参政権を獲得したのは1918年です。

この下の真ん中は正装してデモをしていますが、これはアメリカの女性たちのデモで、アメリカが女性参政権を獲得したのは1920年です。

世界で一番早く婦人参政権を獲得したのはニュージーランドです。この左下のケイト・シェパード(Kate Sheppard)さんという人が音頭をとった運動ですが、今はニュージーランドのお札にもなっています。ケイト・シェパードさんは、もともとはイギリスで生まれて、植民地であるニュージーランドに移住した方ですが、このように運動する方がいるということが大事です。

では、日本はどうだったのでしょうか。一応、その運動と別に言うと、当たり前ですが、日本の近代の女性たちも、ぼやっと家にいたわけではありません。まず、基幹産業を支えていたのは主に女性ですよ。

これは製糸労働の写真で、これは記念撮影っぽいのでお行儀良くしていますが、製糸労働、紡績業とか繊維業は女工さんたちの仕事で、特に製糸は輸出産業ですから日本の産業を支えていた人たちです。あと、炭鉱などでも随分大勢の女性が働いていました。

その右側は労働運動。彼女たちは、別に搾取されればなしたわけではありません。『女工哀史』は有名ですが、『女工哀史』も立ち上がる女工さんたちの話が随分出てきます。そして労働運動もやっていて、これは、ちょっと毛色の違う、バスガールと言われている人たちの何かの集まりのようですが、これはメーデーかな。ストライキをやったり、集会をやったりもしていました。

左下へ行きます。セツルメント運動。これは貧困救済運動といいますか、今の社会福祉につながっていくような運動だと思いますが、保育、託児所みたいなものとかも随分いろんな所で運営されていました。

真ん中の下は廃娼運動です。元祖シェルターですね。日本の売春制度というのは、売春防止法ができるまでは公立というか、国が認めていたわけです。その有様は奴隷労働と全く同じで、足抜けの自由もないという状況でしたから、そこから逃れてくる娼妓の人たちをかくまったり、助けたり、それから職業訓練を施して自立の支援をしたりというのが廃娼運動です。廃娼運動は1900年ぐらいから始まっていますから、これは写真も古いですよ。そんな活動もやっていました。

右上ですが、これは平塚らいてうの『青鞥』です。日本初の女性運動として『青鞥』が有名ですが、もともとは文学運動なのですね。『青鞥』というのは文芸誌ですから。途中から路線変更して、だいたい社会色というか、女性解放色の濃いものになりましたが。

この下はモダンガールです。『女工哀史』の時代はモダンガールの時代なんです。それを私たちは分けて考えがちですが、時代が変わる時というのは、やはりこういうちゃらちゃらした人もいないと困るんですね。ですので、私はモダンガールもここに含めました。

さて、日本の第1波フェミニズムですが、婦人参政権を求める運動は1920年代から始まっています。1919年にできた新婦人協会というのが一番最初の女性の政治団体だと言われています。

真ん中に立っているのは市川房枝さんですね。これは、平塚らいてう、奥むめお、市川房枝といった人たちが立ち上げた婦人参政権のための組織ですが、路線の問題などもあって分裂して、25年にいろんな団体の人たちが集まって婦選獲得同盟というのができました。この真ん中に立っているのは市川さんで、私は市川さんがご存命で議員だった時をよく覚えています。立派な人だったんだなということですよ。



これは市川房枝と、それから久布白落実さんという方。この方は、もともと廃娼運動をやっていた人ですが、それぞれみんな出自があって、平塚らいてうは『青鞥』でしょう。奥むめおは労働運動などをしていて労働新聞の記者をやっていた人です。市川房枝は、もともとは教育者だったのではないかな。いろんな出自の人たちが集まって、こういう運動をやったのですが「婦選なくして眞の普選なし 我等に参政権を與えよ！ 我等に公民権を與えよ！ 我等に結社の自由を與えよ！」という署名などをやったりしています。

上の右の写真は、犬養毅首相の所に署名か何かを持っていつている所ですが、結構いい線まで行ったんですね。婦人参政権は、集会の自由を勝ち取ったり、衆議院では提出されて、もうほとんど議決されるころまで行ったのですが、貴族院の分からず屋のおじいさまどもがつぶしたんですね。戦前はこんな感じでした。

ただ、その後すぐファシズムの時代になっていって、婦人運動は戦争に取り込まれてしまいます。戦争というのは女性が疑似的に社会進出したような錯覚を与えるんです。男性の多くは前線に行っていますので、「女の郵便屋さん登場」と書いてありますが、かつては男性の職域だった所にも女性の職員が、駅とか郵便局、銀行といった所に女性が進出していくわけです。

そうすると、このまま女性は社会進出を果たしていくのではないだろうかということ、市川房枝さんや奥むめおさんなども思うわけですね。そういうこともあって、残念ながら知識人も戦争に協力してしまうのですが、この人たちのことを笑えないですよ。私などは、絶対にすぐ軍国婦人になったと思う。明日を元気につくっていこうというふうなことを思う人は、こういうふうになりやすいんですね。そして主婦も国防婦人会などに組織されていくと、社会参加をしたような錯覚が起きます。これが戦争中の女性たちでした。

戦後ですが、戦後もいろいろな運動が展開されていきます。1946年に初めて女性が参加した衆議院選挙がありました。この時には82人が立候補して、39人が当選しています。8.8%ぐらいだったらしいですが、昭和の間は、この時の女性議員の割合が一番大きかった。最近では抜きましたが。

それから憲法が施行されて、憲法24条で両性の平等が保障されたり、民法も施行されて、かつての家制度はなくなりました。売春防止法も施行されました。

一番左側の写真は三井三池。戦後最大の労働運動と言われる三池炭鉱の運動ですが、この運動には女性もたくさん参加していました。

それから主婦連のデモですね。奥むめおさんは、戦後、主婦連というのを立ち上げます。おしゃもじを持って「米値上げ反対」というデモが名物でした。

それから、皆さんもよくご存じだと思いますが、売春防止法が施行されたのが1957年です。「赤線の灯ついに消ゆ」です。当時の発想は完全にこうです。僕たちの赤線がなくなるという発想で、このように報道されています。

戦前に廃娼運動をしていた久布白落実さんとかは、戦後の売防法に向けて大変活動していた。矯風会の方たちなども、これには随分尽力したんですね。だから、参政権も含めて、こういうのは別に棚ぼたで手に入ったというだけではないと私は思っています。

70年代になると、いわゆる第2波フェミニズムというのが幕を上げます。ウイメンズ・リベレーションです。第1波は公的な領域でしたが、第2波は私的な領域、性別役割分業、ジェンダー規範とか、性の自己決定権などの領域での解放を目指した運動です。先ほどの人形浄瑠璃ではないですが「私のことは私が決める。私の体は私のもの」ということです。

これは、黒人公民権運動などの影響も受けていると言われてはいますが、1970年にアメリカは、ちょうど婦人参政権50周年を迎えるのですね。その時に、全米あちこちで50周年デモがありました。要するに、公的な権利は得たけれども、別にこれで私たちが解放された感じはくない？相変わらず、女性は差別されてない？ということにみんな気が付いた。

これはベティ・フリーダン（Betty Friedan）とケイト・ミレット（Kate Millett）という記念碑的な本を書いた人たちですが、60年代の彼女たちの本なども火を付けて、アメリカでこういうことが起きます。スローガンを言えば「個人的なことは政治的なこと」。これは今でも通用するスローガンだと思います。

そして、その結果ではないけれども、1975年に国際婦人年メキシコ大会が始まります。

日本です。日本はウイメンズ・リベレーションではなくウーマンリブと言っていました。

70年に第1回ウーマンリブ大会というものが開かれました。田中美津さんというのは、非常にウーマンリブの象徴的な活動をしていた女性で、『いのちの女たちへ』という本は本当に名著です。

この時に、まとまった政治的な運動としては、優生保護法改悪反対デモが72年にあります。日本の優生保護法は、今でもそうですが、経済的理由による妊娠中絶を認めていました。ところが、この経済的理由というのを外すという改正案が出てきて、「産む産まないは女（わたし）が決める」というのは、この時のスローガンになりました。

真ん中の新聞記事は、ウーマンリブが初めて報道されたものですが「ウーマンリブ 各地にグループ続々と“男性天国”に上陸 超ミニ美人も勇ましく」。この時代はこうですよ。何が問題かは全く分かっていないし、それでも、まだ好意的なだけまし。ウーマンリブは本当にすごいバッシングに遭いました。

1975年、国際婦人年メキシコ大会、これをきっかけに「行動する女たちの会」というのが発足して、彼女たちは「私作る人、僕食べる人」というコマーシャルを批判したことで有名になり、また、ものすごく批判されたのですが、今につながるような先駆的な活動をいっぱいやっていた人たちです。

日本のフェミニズムは、その後どうなっていったか。「80年代バブル期 フェミニズムは学問になった」。私は70年代後半に大学生活を送って、80年代に就職をしたので、このころのことは自分のことに近いのですが、日本女性学会というのが発足して、アカデミズムの人たちがフェミニズムをどんどん担うようになっていくのですね。国連が女性差別撤廃条約を採択したのはこのころで、80年代はフェミニズムがはやっていたと言ってもいいと思います。86年には男女雇用機会均等法が施行されます。

この右下の方たちは当時のスターです。皆さん、今でもスターですけどね。上野千鶴子さん、小倉千加子さん、田嶋陽子さん、皆さん学者さんです。

87年のアグネス論争というのを覚えていらっしゃる方もいるかもしれませんが、アグネス・チャンさんが職場に子連れ出勤したことの是非を巡る論争です。当時、インターネットなどはないですから、月刊誌レベルで2年ぐらいつとやっていました。この時に随分多くのフェミニストが発言をして、フェミニズムが割とメジャーになっていったと言っているでしょう。

さて、このころのことを言うと、ちょっとフェミニズムが難しくなったというのが弊害と言えば弊害です。この時、フェミニズムってものすごく進んだんですよ。なんだけど、普通の働く女性が勉強しなければいけないのではないかというふうにさせたのが、この学者さんたちのいかんところだと私は思っています。

90年代は女性政治家が活躍します。数からいうと、今よりも全然少ないです。しかし、この当時の女性政治家は中選挙区制で勝ってきていますし、戦争体験があったりします。言っただけですが、今の議員さんたち、小選挙区制になってからは数合わせみたいところがありますが、その当時は、ものす



ごくやる気のある女性政治家がいっぱいいたんですね。

特に1994年に自社さ政権、自民党と社会党、途中から社民党になりますが、そこと新党さきがけの連立政権ができます。初代の総理大臣は村山富市さんです。これができた時に、「自民党と社会党がくっつくってどういうこと？」と皆さん思ったと思いますし、私も思いました。思ったけど、結果的に、この政権はなかなか良かったんですね。

96年に橋本龍太郎内閣になりまして、この時の連立与党はですね、閣外協力ですが、社民党の党首は土井たか子さん、新党さきがけの代表は堂本暁子さんだった。3人のリーダーのうち2人が女性で、本当に画期的なことでした。

この右側は1996年の総選挙で辻元清美さんが初当選した時です。右は福島瑞穂さん。福島さんは、この2年後の98年に参院で当選なさいますが、今でも女性政策のトップランナーです。

この下の男性政治家たちは、村山談話、河野談話が出たりしたことでも分かるように、割と女性政策に対して意欲なり理解がある政治家でした。野中広務さんは「男女共同参画社会基本法をつくるのが悲願だった」とまで述べています。

というわけで、90年代にできた法律はこれぐらいあります。男女雇用機会均等法、育児介護休業法、それから優生保護法が廃止されて母体保護法になり、介護保険法、児童買春ポルノ禁止法、男女共同参画社会基本法、ストーカー規制法、DV防止法です。

橋本内閣の後、小淵内閣になりますが、先ほどの野中さんとかは全部、先までずっと持ち送りにしていて、2000年になるぐらいまでには随分いろんな法律が制定されました。日本もやればできるんです。

ちなみに、選択的夫婦別姓法案も96年ですから、このころに出ています。この時に通すことができれば良かったのと思いますが、25年間、そのままになっています。

80年代、90年代は達成の時代と言っていいと思いますが、その後、反動の時代が来ます。2000年代はバッシングの時代が来るんです。何か達成すると、必ず反動が来るのですね。

今でもこういう人がいますが、このころはポストフェミニズムというような言説が随分はびこります。今もはびこっていますが。ジェンダー平等は、もう達成されて、フェミニズムが必要な時代は終わったという考え方ですね。

それから、「私は差別されていないわ」という人もいるじゃないですか。「私みたいにみんな努力すればいいのよ」と言う人っているでしょう。「女じゃなくて人間として見てほしいの」みたいなことを言う人がいる。そういう人がいてもいいのですが、それは非常に自己責任論というか、私の頑張りでいいのだ、連帯なんかしないでいいのだというのは、非常に新自由主義的な発想で危ないのですね。「女性が輝く社会」というスローガンも、これに近いものがあると私は見ておりますが。

それと同時に、アンチフェミニズム、バックラッシュの嵐もやってきました。日本の場合は慰安婦問題とか、あるいは歴史教科書問題、いわゆる「新しい歴史教科書をつくる会」みたいなところが割と先導して行って、性教育批判とか、いわゆるジェンダーフリー・バッシングなどが起きます。

こういうものの先頭に立っていたのが安倍晋三です。このころは「ジェンダー」という言葉を使えなかった。使えないというか、私も講演を頼まれて、「ジェンダー」という言葉を演題に入れたら、変えてくれと言われたことがあります。なぜかという、それは養護教諭の先生たちの集まりでしたが、出張扱いになるのですね。今回のシンポジウムみたいなものでした。しかし、「ジェンダー」という言葉が演題に入っていると校長の許可が出ないと言われて、変えてくれと言われたことがあります。私は、その講演はやりませんでした。「悪いけど、『ジェンダー』という言葉を使えないというのに賛同するようなことはで

きません」と言って、そのころは、まだ突っ張っておりましたので断りましたが、この右側にあるような『フェミニズムの害毒』、これは一例ですが、このごろ、この手のものがものすごくいっぱい出ました。

では、本当にフェミニズムは必要なくなったかということ、そんなことはありません。

それで現代に戻るのですが、やはり「#MeToo」運動が流れを変えたと思います。共通の課題は性暴力の根絶。「#MeToo」運動の一番大きな課題は性暴力の根絶だと思うのですが、合言葉と言えるかどうか分かりませんが、同意のない性行為は全てレイプであるという考え方を広めていかなければならないということですよ。

そして「#MeToo」から「#WithYou」という言葉ができたというのは私は非常に大きかったと思います。これは、みんなと連帯できますからね。これが世界中で同時多発的に起きてきたというのが面白いところで、各国ありますが、日本の場合はフラワーデモでしょう。

フラワーデモは2019年から始まっていますが、実の父親から娘への性暴力が裁判で次々に無罪になっていくことに危機感を覚えた女性たち、北原みのりさんたちが始めたフラワーデモは、今は全国に広がっていて、47都道府県全部にあるそうです。毎月11日に、こういうフラワーデモがあります。

そろそろ時間も迫ってきていますので、ここまでのことをまとめます。

第1波フェミニズムは男性並みの公民権を求めた。第2波フェミニズムは私的な領域での女性解放を求めた。これは各国で同時に始まったし、そして、日本も例外ではなかったと思います。よくウーマンリブとかはアメリカから輸入されたと書いている男性の本がありますが、そんなことはなくて、全部の国でそれぞれ同じようなことを思っている人たちがいて、それぞれの国で、それぞれの事情の中で発生してきた運動だと思います。

ウーマンリブから「#MeToo」までだいたい50年ですが、私は50年付き合っただけで45年ぐらいいましたので、やっとここまでできたかという気持ちが本当にします。120位ですけどね。

今のフェミニズム状況がどんなかということ、第2波・第1波と異なる点があるとしたら、多様性と個人の尊重。90年代以降のこれを第3波フェミニズムと言う人もいます。私はあえてそう言わなくていいかなと思います。多様性はどういうことかということ、下の写真です。

これはバービー人形ですが、2019年に発売されたバービー人形シリーズで、髪の色も肌の色もいろいろ、身長も体重も、車いすに乗っている人もいますが、このように人種とかエスニシティとか階級とか、セクシュアリティも含めて、女性だからって一様ではないんだと。そういう多様性を認めていこう、個人の尊重を目指すというのが今のフェミニズムの状況です。

右側は、バービー人形が発売された当時、60年前のバービー人形ですが、当時の女性観はこれですよ。こんなバスト、こんなウエストの人はいませんが、女性に押し付けられた規範は、こういうものだった。それが、バービー人形もここまで変わるという。モダンガールの所でも申しましたように、ちゃらちゃらしたことって大事なんですよ。ちゃらちゃらした動きも連動しているということが状況を大きく変える力になると思っています。

第4波フェミニズムという言い方もあって、SNS時代の運動方法。かつては、こういうことはなかなかなかった。これが今の状況です。

一応、まとめます。「わきまえのない女が未来を拓く」ですが、最初の「トホホな日本」の所で申し上げたように、政治とか経済の格差が一番根本にあります。ですので、ここをなんとか変えることが大事で、女性議員が増えていかないと女性政策が変わりませんから、やはりここを変えていくことが大事でしょう。



それから、この間のことで分かったように、声を上げれば時代が変わる。これは歴史が証明していますし、ここ数年の皆さんの行動が証明しています。声を上げないと変わらないですね。権力というものは、ほったらかしておいて何かをしてくれませんが、こちらから何か発信していかなければいけません、すると絶対に変わる日が来ます。

それから、何しろ日本は世界に取り後れていますので、遅れを取り戻そうと。ただ、機は熟していると私は思います。仲間もいます。若い世代から、ずっと第1波フェミニズムから経験しているような方たちまでいます。これは非常に力強いことですよね。

具体的なことを言うと、数や比率に敏感になる。クリティカル・マス 30%です。私は、よく市民団体にもお話に行ったりしますが、執行部が男性ばかりの時があります。すると、「おたくの会では女性の執行部はどのぐらいいるんですか」と嫌みったく質問するのですが、これは大事ですね。

それから、慣れないことをやるというのは、簡単に言えば、男性にお茶を入れていただくみたいなことです。女性が役員を引き受けるみたいなことですよね。皆さまの活動は違うけど、世間では、まだまだそういう社会的な性別役割分業というのがあるので。

そして、その際に「私なんか」とは言わない、思わない。私はこんな偉そうにしゃべっていますが、「私なんかでいいんですか」としよっちゅう思います。今回も「ジェンダー平等について話を」と言われた時に、「私、専門家じゃないんですけど私なんかでいいんですか」と思いました。しかし、そういうことを思っても言わない。ずっと前からやっていたというふうにして、どんどん積極的にいろいろな活動なり発言なりを続けていたいただきたいと思います。

時間を過ぎました。どうもありがとうございました。終わります。

今さらながら、今だからこそ ジェンダー平等



2021.9.25 斎藤美奈子

本日のメニュー



- 【現状】日本のジェンダー平等度はなぜ120位?
- 【変化】2021年はジェンダー平等元年、かも
- 【歴史】ジェンダー平等を求める歴史は長い
- 【展望】わきまえない女が未来を拓く

ジェンダー (gender) とは、社会的・文化的な性のこと。

まず日本のトホホな 現状を知っておこう

日本のジェンダー平等度はなぜ120位なんですか



日本のジェンダー平等度は120位

Q 2021年世界ジェンダー・ギャップ指数

順位	国名	スコア	変化
1位	アイスランド	0.961	+
2位	フィンランド	0.951	+
3位	ノルウェー	0.940	+
4位	ニュージーランド	0.930	+
5位	スウェーデン	0.923	+
6位	アイスランド	0.919	+
7位	ルワンダ	0.903	+
8位	リトアニア	0.904	+
9位	アイスランド	0.900	+
10位	スイス	0.898	+
11位	ドイツ	0.876	+
12位	フランス	0.874	+
13位	韓国	0.863	+
14位	韓国	0.857	+
15位	中国	0.842	+
16位	日本	0.766	+

日本の順位推移

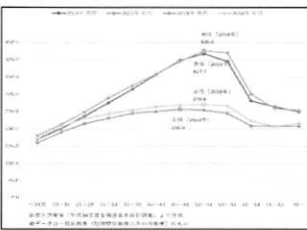


総合…120位/156国 (65.6%)

- 教育… 92位 (98.3%)
- 医療… 65位 (97.3%)
- 経済… 117位 (60.4%)
- 政治… 147位 (6.1%)

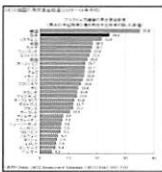
経済分野=117位(60.4%) 男女間の賃金格差が大きい

男女別の給与所得



男性426万円、女性270万円
女性の平均賃金は男性の63%

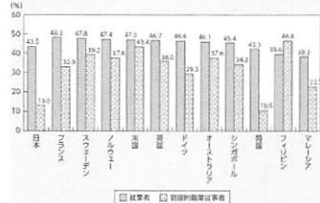
賃金格差の国際比較



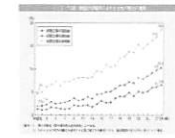
賃金格差の幅は
世界ワースト2位

女性管理職者の割合は世界最低レベル

1～50位: 政策及び経済的効果に最も効果的な国 (順位は低い)



- 1 フィリピン 46.6%
- 2 米国 43.4%
- 3 スウェーデン 39.2%
- 4 ノルウェー 37.6%
- 4 オーストラリア 37.6%
- 6 英国 36.0%
- 7 シンガポール 34.2%
- 8 フランス 32.9%
- 9 ドイツ 29.3%
- 10 マレーシア 22.5%
- 11 日本 13.0%
- 12 韓国 10.5%

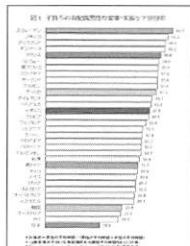


日本の女性管理職は地位が
上がるほど少なくなる
係長級 18.6%
課長級 10.3%
部長級 6.6%

背景には雇用格差と性別役割分業

職業	男性 (%)	女性 (%)
小売・接客	58.8%	41.2%
農林・漁業	75.5%	24.5%
郵便・配送	81.6%	18.4%
製造・建設	80.6%	19.4%
大卒	84.5%	15.5%
大卒以下	91.8%	8.2%
小卒・中卒	34.6%	65.4%
農林・漁業	34.9%	65.1%
郵便・配送	49.8%	50.2%
製造・建設	49.2%	50.8%
大卒	82.5%	17.5%
大卒以下	72.4%	27.6%

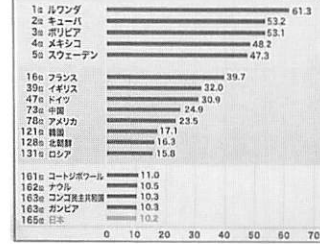
女性の多くは非正規社員。大卒でも女性の37.5%は非正規 (男性は15.5%)



日本の夫のケア労働分担率は世界最低 (18.3%)

政治分野=147位(6.1%) 女性議員の割合は世界最低レベル

女性議員の割合の国別ランキング 2019年1月1日時点 出典: IPU



IPU (列国議会同盟) 192カ国・世界平均は25.2%
日本は衆院9.9% (参院22.9%)



ルワンダの女性議員たち

国名	割合 (%)
1位 日本	29.0%
2位 韓国	21.7%
3位 中国	18.1%
4位 台湾	15.9%
5位 韓国	15.1%
1位 最低	2.7%
2位 最低	4.1%
3位 最低	4.7%
4位 最低	4.9%
5位 最低	13.1%

地方議員も女性はい少ない



いまや閣僚の半数は女性だ

スペイン・サンチェス内閣 (2019/66%)



日本・菅内閣 (2020/10% 20人中2人)

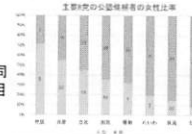
女性閣僚の割合 (2019)

- 1 スペイン 66.7%
- 2 フィンランド 61.1%
- 3 ニカラグア 58.8%
- 4 コロンビア 57.9%
- 5 オーストリア 57.1%
-
- 10 フランス 52.9%
- 11 カナダ 50.0%
- 113 日本 10.0%

★OECDでは最低

各国で女性議員が増えた理由

- ・ポジティブ・アクション (差別を解消する政策) により、意識的に増やしてきた結果
 - ・クオータ制 (候補者の一定の人数や比率を割り当てるなど)
 - ・パリテ制 (候補者を男女同数にするなど)
 - ・70年代に北欧ではじまり、90年代以降、中南米やアフリカを中心に世界へ。130か国で導入
 - ・女性の意見が正確に反映されるのは30%以上。
- ★クリティカル・マス



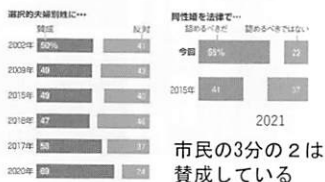
日本でも「政治分野の男女共同参画推進法」ができたが数値目標はなし (2019年5月)

別姓も同性婚も認めない

- ・夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけ
- ・LGBT平等法がないのは日本だけ (80か国で法整備)
- ・同性婚 (パートナーシップ制) も不可 (30か国で法整備)

夫婦同姓に反対する国の割合

国	割合
日本	100%
韓国	90%
台湾	89%
中国	89%
インドネシア	87%
タイ	87%
シンガポール	85%
イタリア	80%
韓国	80%



ここまでのまとめ



- ・日本は世界に冠たるジェンダー不平等国
- ・議会でも職場でも家庭でも著しい不均衡
- ・多様性にも順応していない
- ・政府も企業も努力してこなかった

いつまで検討してるんじゃ

30年間、ぼやぼやしてたら日本は世界に取り残された→120位なのは当たり前!



2021年はジェンダー平等元年……かも

東京五輪と#Me Too運動



キッカケはこの人の差別発言



2021年2月・森喜朗五輪大会組織委員長辞任 人々の批判が辞任に追い込んだ

東京五輪はたくさんの差別をあぶり出した



2021年3月・佐々木宏 五輪開閉会式ディレクター辞任

2021年7月・開会式直前の相次ぐ辞任・解任劇

五輪後もセクハラ差別発言で炎上



8月4日 河村たかし名古屋市長、メダル唾吐き女子ソフトボール選手にセクハラ発言連発

8月8日 張本勲氏 (野球評論家) 女子ボクシングをくさす

相手が男性金メダリストならこんなこと言った?

五輪で差別があぶり出されたワケ



・五輪憲章が差別禁止を明記 (2018)

「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」 ★しかもテーマは「多様性と協調」

- ・国際社会監視があった
- ・市民が騒ぐ→報道される→辞任する
- ・背景に世界的「#Me Too」運動の高まり

「#MeToo」運動は 2017年のハリウッドから火がついた

- ・大物プロデューサーが30年間、多くの女優や女性社員に、セクハラや性的暴行をはたらいていた。
- ・NYタイムズの記者2人が取材し、2017年10月、ネットで発表。
- ・決め手は1人の女優の実名での告発
- ・私も、私も…の告発が相次ぎ、プロデューサー逮捕。現在服役中



記事を書いたジョディ・カンターとミーガン・トゥーイー



ハーヴェイ・ワインスタ



アシュレイ・ジャッド



大勢の告発者たち



日本の「#Me Too」運動 伊藤詩織さん性暴力告発 (2017)

2015年 準強姦で警察に被害届
2016年 嫌疑不十分で不起訴
2017年 民事訴訟・実名で記者会見・著書出版
2019年 民事勝訴

逮捕を免れた加害者が安倍首相と懇意だった

日本の「#Me Too」運動 事務次官セクハラ事件 (2018年)

週刊新潮 4月12日発売号

おっばいさわっていい？

セクハラ罪という罪はない

2018年4月 福田淳一財務事務次官セクハラ事件→テレビ朝日女性記者の告発→テレ朝取り合わず→週刊新潮で曝露→批判が殺到→辞任
★この後もセクハラ首長の辞任が相次ぐ

「#KuToo」署名運動 (2019)

石川優実 (@yurika_ishikawa)

私はいつか女性が仕事でヒールやパンプスを履かなくていいという風習をなくしたいと思っているの。

マナー違反ではないという風潮になっていったらいいなと思っている

2019年1月 ツイート→6月1万8千筆の署名を厚労省に提出→11月 著書出版
2020年3月 安倍首相、同意を表明

ここまでのまとめ



- ・日本の市民の、性差別に対する意識は(意外に?) 進んでいる
- ・2021年、コロナ禍と五輪を機に市民が声を上げるようになった (SNSで抗議→拡散→デモ→報道→辞任)
- ★遅れているのは永田町と霞が関だけ



1989

- 平成最初の流行語大賞 (1989) セクシュアル・ハラスメント
- 平成最後の流行語大賞 (2018) #MeToo



2018

ジェンダー平等を求める 歴史はけっこう長い

第1波&第2波フェミニズムって何ですか？



第1波フェミニズム 19~20世紀の婦人参政権運動

- 第1波フェミニズムは女性の公的な権利(婦人参政権、相続権、財産権など)を求める運動だった。19世紀中期にスタート
- ・英国のサフラジェットが有名(参政権獲得は1918年)
 - ・世界初の婦人参政権獲得はニュージーランド(1893年)



ニュージーランド女性評議会初代会長 ケイト・シェパード



米国の参政権デモ (1920) 英国のサフラジェット (1918)





戦前の日本の女性たちの活動



基幹産業を支える労働 労働運動(スト・集会) 文化運動
セツメント運動(貧困救済) 産婦運動(元祖シェルター)

日本の第1波フェミニズム(1920年代~) 共通の目標は婦人参政権(婦選)!



1919年新婦人協会 1925年 婦選獲得同盟
平塚らいてう 奥むめお 市川房枝 久白落実

戦争協力に取り込まれた婦人運動

・戦争は女性の社会進出を疑似的に促進させる(戦時中だけ)
女性文化人も例外ではなかった



婦人運動は国防婦人会だけ?

戦後の婦人運動は個別に展開



1946年4月 初の女性参加選挙
1947年5月 新憲法施行
1947年12月 新民法施行
1957年 売春防止法施行



三井三池闘争(1960) 主婦連のデモ(1957) 売防法施行(1957)

70年代、第2波フェミニズムの幕開け ウイメンズ・リベレーション

Women's Liberation

第2波フェミニズムは私的領域(性別役割分業、ジェンダー規範、性の自己決定権など)での解放をめざした

1970 米国際婦人参政権50周年デモ
1975 国際婦人年メキシコ大会

個人的なことは政治的なこと



ベティ・フリーダン 「新しい女性の創造」
ケイト・ミレット 「性の政治学」



日本の第2波フェミニズム 70年代、ウーマンリブ

1970 第1回ウーマンリブ大会
1972 田中美津 「いのちの女たちへ」
優生保護法改悪反対デモ
1975 国際婦人年メキシコ大会
行動する女たちの会発足



田中美津



産む産まないは女(わたし)が決める

80年代バブル期 フェミニズムは学問になった

- 1979 国連、女性差別撤廃条約採択 日本女性学会発足
- 1985 日本が女子差別撤廃条約批准
- 1986 上野千鶴子論壇デビュー
- 1986 男女雇用機会均等法施行
- 1987 アグネス論争
- 1989 1.57ショック→少子化時代
- 1989 セクハラが流行語大賞に



上野千鶴子 小倉千加子 田嶋陽子

90年代、女性政治家が活躍 主に自社さ政権(1994~1998)



土井たか子 堂本暁子 森山真弓 村山富市 河野洋平 野中広務

女性議員の共闘でできた法律

- 男女雇用機会均等法 (1986)
- 育児介護休業法 (1995)
- 母体保護法 (1996) 優生保護法廃止
- 均等法改正 (1997) 雇用差別禁止・セクハラ規定
- 介護保険法 (1997)
- 児童買春ポルノ禁止法 (1999)
- 男女共同参画社会基本法 (1999)
- ストーカー規制法 (2000)
- DV防止法 (2001)

★選択的夫婦別姓法案 (1996)



2000年代、反動の時代

- 90年代の達成 (法的整備など) を背景に…
- ★ポストフェミニズム
「ジェンダー平等は達成され、フェミニズムが必要な時代はもう終わった」「私は差別されていない」
→新自由主義 (自己責任論) と運動
- ★アンチフェミニズム (バックラッシュ)
ポスト歴史修正主義 (慰安婦・歴史教科書問題)
→性教育批判&ジェンダーフリー・パッシング

本当にフェミニズムは必要なくなったのか?



2017年～「#MeToo」運動が流れを変えた

- 共通の課題は性暴力の根絶
同意のない性交は全てレイプ
「MeToo」から「WithYou」へ
- 世界同時多発的な動き



日本のフラワーデモ2020



フランス

スウェーデン

韓国

ここまでのまとめ



- 第1波フェミニズムは男性並みの公民権を求めた (1840年代～/日本は1920年代～)
- 第2波フェミニズムは私的領域での女性解放を求めた (1970年代～)
- 世界同時多発的に発生した (日本でも)
- ウーマンリブから「#MeToo」まで50年



今日のフェミニズムの状況は?

- 第1波、第2波と異なる現在のトレンドは……
- 多様性と個の尊重 (第3波フェミニズム・1990年代～)
- SNS時代の運動方法 (第4波フェミニズム・2010年代～)



2019

1959

わきまえない女が未来を拓く

- 政治と経済の格差に目を向けよう
- 声を上げれば事態は変わる
- 30年の遅れを取り戻そう



おわり

ご静聴ありがとうございました。





トークセッション

「どう変わる？日本のDV対策」

登壇者：山崎 菊乃 さん（全国女性シェルターネット共同代表）
 近藤 恵子 さん（全国女性シェルターネット理事）
 戒能 民江 さん（お茶の水女子大学名誉教授）
 司 会：北仲 千里 さん（全国女性シェルターネット共同代表）

※大会資料に掲載されている資料は、以下を参照して下さい。

資料 1



厚生労働省

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ（2019年10月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000556504.pdf>

資料 2



日本弁護士連合会

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正を求める意見書（2020年10月）
<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/201020.html>

資料 3



内閣府

女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「DV対策の今後の在り方」（2021年3月）
 概要 https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/gaiyo_hbo10.pdf

資料 4



NPO 法人全国女性シェルターネット

私たちが目指す「女性に対する暴力 被害者支援」（特にDV編）（2020年9月）
<https://nwsnet.or.jp/images/PDF/2.2.1higaisyasiendv.pdf>

資料 5



NPO 法人全国女性シェルターネット

性的DV・パートナーからの性暴力についての声明（2021年2月）
<https://nwsnet.or.jp/PDFs/Statement20210215.pdf>

北仲：

こんにちは、北仲です。

斎藤美奈子さん、ご講演ありがとうございました。私は『紅一点論』の時から大ファンで、『物は言いよう』という本もありますし、最近のこの『挑発する少女小説』、『忖度しません』も、すごく面白いですよね。本当だったら徳島でお会いして、皆さんにも本もぜひ読んでいただけたらと思うのですが、本当にいっぱい感想を言いたいです。ありがとうございました。

そして、今年は本当に「森さん、ありがとう」ですよね。みんな「森さん、ありがとう」と言っていますが。

というわけで、斎藤さん、本当にありがとうございました。

日本はジェンダー平等度でも世界最下位のほうに位置しておりますが、DV対策も日本は一人負け状態です。私も何度もこれは言いましたが、アジアの会議とかへ行くと関係者に「Come on, Japan」といつも言われて、「本当に本当に日本の対策ってそんななの？」とよく言われてきたわけですが、これもそろ

そろ変わりつつありますということを見たいと思います。

2018年の札幌大会の時に、世界基準であるイスタンブール条約というのをご紹介して、みんながびっくりした、みたいなことがありましたが、それから少しずつ、また動き始めました。

今日は残念ながらウェビナーですので、トークセッション中にこのQ & Aのコーナーからどんどん質問を上げていただければ、今日と、この続き、明日の午前中の分科会で取り上げたりしたいと思います。よろしくお願いします。

ただ、今日のこの録画や撮影、スクリーンショットはしないでいただきたいです。時代も変わりましたので、SNSで「面白かった」とか「人形浄瑠璃すごかった」とか、発信していただくのはOKです。

今日のトークの流れは、最初に私が趣旨を説明した後、本格的な相談支援体制にこの婦人保護事業がどう変わろうとしているのかというお話を前半にして、その後、DV防止法の改正という話が出ているよという情報を提供します。その後、シェルターネットは最近、本当はこういう対策が欲しいんだというのを皆さんからのアンケートを集めて発表したのですが、どんな対策が欲しいのかということ、またこれもご紹介したいと思います。

それから、いつもでしたら2日目の最後、閉会セレモニーの時に大会アピールを採択するのですが、今回はこういうかたちで閉会セレモニーだけに集まるとするのはやりにくいので、今日の最後に、皆さんの賛同を確認できない形ですが、大会アピールの提案もさせていただこうと思います。

登壇者はこの3人ですが、事情により戒能さんは今日は声だけの登壇になります。よろしくお願いします。

最初に、スライドの4ページにも整理してありますが、日本のDV対策はいろんな面でいろんな課題があります。今日は、この左側のほうの被害者の相談支援の所を中心に話したいのですが、右側の加害者に対して手を打たなければいけないという面もあります。

DV防止法の改正については今日お話ししますが、そのほかにも、もともと日本はDV罪みたいなものがないとか、刑法の性暴力の問題とか、加害者教育や治療、加害者カウンセリングのようなことも本当はテーマとしてはあるということを確認しておきたいです。

それから、右下のほうにあるように、そもそもDVを起こさない防止対策とか、社会の土台としてのジェンダー平等の達成とか、特に「女性の貧困」の解消といったこともテーマとしてはあって、取り組んでいらっしゃる方々もたくさんおられます。

どれにしても、その専門家の育成とか、専門職としてのスタッフが存在することとか、ほかの国もやっているようなノウハウの開発や蓄積も非常に大事ですが、こういう全体の見取り図の中で、今日は特に被害者支援の所と、加害者に対してはDV防止法の改正の面で見たいです。

現状の確認ですが、日本のDV被害者対策というのは、皆さんご存じのように公的センター中心型なのです。海外、多くの国では、公的センターがあっても民間団体に委託しているという所が多いのですが、日本の場合は、配偶者暴力相談支援センターとDV法で名付けられているものが、内閣府によりますと全国に今300か所ある状態です。県だけではなくて市町村でも設置している所が127か所あるそうです。

ですが、本当に公的シェルターに保護するとかそういう決定は、各都道府県にもともと売春防止法に基づいて設置されている婦人相談所が、この配偶者暴力相談支援センターの看板も付けていまして、この婦人相談所の配偶者暴力相談支援センターがメインの対応を決定する。「措置」という、今日この後、いろいろ出てくる言葉ですが、ここが措置をする所になっていて、そこを経て、その後の対応が行われるということになっております。



私たち全国女性シェルターネットにつながっているのは民間グループで、それぞれ自分たちも勝手にというか、自由に支援をずっとやっているわけですが、民間はこの制度の中には位置付けられていません。一時保護委託が来るとかは少し接点があるぐらいだということですね。

そして、批判をされているのが、現在のこの公的なセンター、それからDV防止法の保護命令などは、かなりハードルが高過ぎるのではないかということです。

DV法の保護命令は、いわゆる身体的な暴力、今後もそれが起きるといふ差し迫った危険のときだけしか裁判所は出してくれません。モラハラ（モラルハラスメント）とか性的DVでは、「近づくな」とか「退去せよ」という命令は裁判所は出してくれませんし、いわゆる、これは通常保護命令と言われるもので、裁判所が決定するまで平均して13日ほどかかると言われています。ほかの国では緊急保護命令といって、取りあえず危険だから今すぐ立ち去れといった命令のオプションもありますが、日本はありませんので、保護命令があるよといっても、これが使えぬ被害者の方のごく一部ではないかと思えます。

さらに、公的シェルターにはどういう方が保護されるのかというのは、明確な基準がなく、どうもその県によってローカルルールがいろいろあり、かなり分かりにくいし難しいということがあります。そうすると、この公的シェルターで保護されない人はどこへ行けばいいのかということ。たまたま私たちのような民間シェルターにつながればいいのかもかもしれませんが、かなり多くの方が、ここにたどり着いていないのではないかと思います。

そして、今、多く指摘されているのが、被害者というのは、すごく多様な人たちが被害に遭って悩んでいるということですが、そういう人たちに対応できるような公的シェルターの受け入れ基準とか施設になっていないのではないかと。

例えば、ネットにつながらないとか、スマホを使えないとか、貯金を持っていれば保護されなかったという地域もありますし、男の子と一緒に逃げたら男の子は児童相談所に分離されてしまうとか、その辺の規則も曖昧で、「ペットを連れて避難できますか」という声も多かたりするわけです。

それについてはいろいろな所から、これでは現実の被害者に合っていないということで、先ほど上井室長からも挨拶でありましたように、厚生労働省の検討会が議論しまして、2019年の10月に、専門的な支援を包括的に提供する、今のとは違う新たな枠組みを構築していく必要があるといった「中間まとめ」を出しましたので、これは新しい法律ができるのか、というところになってきました。

これで私のスライドは終わりですが、今日はその検討会に出ておられた戒能さんと近藤さんに、この検討会で何が話し合われたのか、そして検討会の「中間まとめ」が出た後、どうなったのかといったようなことを、まずお話ししていただきたいと思えます。

では、まず戒能さんから、その後、新しい法律ができるのか、とかいうことについてお話ししていただきたいと思えます。

戒能：

皆さん、こんにちは。戒能と申します。本日は事情によりまして声だけの参加になります。失礼をお許しいただければと思います。

まず、大会資料の13ページ（※資料1の20ページ）をご覧ください。婦人保護事業、今日ご参加の方は十分ご存じかと思いますが、国の女性支援事業で、単独の事業で、ほぼ全てといたしましうか、大変多方面の女性の支援を行っている事業ですが、残念ながら社会的には知られておりません。

今、その婦人保護事業に新しい動きが見え始めたというお話がありましたが、資料13ページ（※資料

1の20ページ)の下の段、これは数字が若干新しいものと入れ替わるべきところがあります。婦人相談員はもう少し増えております。そういう具合に数字の変化はありますが、あとの婦人相談所、婦人保護施設等、仕組みはほぼ変わりません。

婦人相談所、これは後でDV法改正の時に申し上げますが、49か所47都道府県全て婦人相談所は配暴センター(配偶者暴力相談支援センター)になっているということです。

婦人保護施設は39都道府県に47か所もあって、1県に1か所以上あるのではないかというふうにお思いになるかもしれませんが、これは東京都に5か所、婦人保護施設があると。ですから、その下のほうには書いていませんが、ない県があるということです。もともとなかった所、それから、もともとあったけれども途中でなくなってしまった所などが8県あります。

このような仕組みの中で、事実上、女性支援事業を行ってきましたが、問題は、この図には残念ながら書かれていませんが、婦人保護事業が1956年に制定された売春防止法の第4章「保護更生」に根拠を持っているということです。そのことが、今回問題になりました。

婦人保護事業の見直しは今始まったことではありません。2000年代以降を見ますと、国として初めて2012年に課題検討会が厚生労働省によって設置されました。ここで特記すべき点は、シェルターネットと全国婦人保護施設等連絡協議会(全婦連)の代表のお二人が、直接、当時の小宮山洋子厚生労働大臣に談判に行ったのです。そして、もう婦人保護事業を変えるときではないかということをおっしゃいました。

当時の厚生労働大臣は、これはすごかったのですが、もう本当に動きが速くて、検討会を厚生労働省の中に設置し、厚生労働省の担当者も非常に素早い動きをなさいました。それで審議が開始されたのですが、政権交代がその年の終わりにあったことはご記憶にあると思います。検討会が終了して宙ぶらりんになってしまったと。

しかし、その中で一定の成果があり、婦人相談所のガイドライン、今まで全くなかった全国的なガイドラインを策定した。それから、全国で1,500人以上いらっしゃる婦人相談員の相談支援のガイドラインもなかったのですが、これも初めて策定した。婦人保護施設の調査も全くなかったのですが、これを行った。それに加えて、研修の体系もなく、本当に個人的に努力なさって時間と費用を捻出していくほかないとか、都道府県で研修はもちろんやっていますが、体系的な研修が行われず、スーパーバイズをしている所もあまり多くないといった現状で、何とか研修の体系を作ろうということで調査検討をした。

そのような、婦人保護事業全体の見直しまでは至らなかったのですが、論点がほぼここで出尽くしまして、現行法はなかなか変わらないけども、その変わらない中でやれることをやっていたわけですね。

そういう動きの中で全婦連が動き出し、売春防止法改正実現プロジェクトを設置し、これは本当に感心しておりますが、毎月1回集まって現状を把握し、問題点を話し合い、本当に利用される方のニーズに合うような、ニーズに対応できるような制度はどういうものかということで、新法構想に関する議論も行ったということです。途中からは、婦人保護施設だけではなく、婦人相談所長や婦人相談員の方もオブザーバーとして参加しました。

実質的には、やはり与党の動きが大きな力になったと思います。自民・公明の与党の中に、性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実のためのプロジェクトチームが「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」を2016年秋に出しました。ですから、中心は性犯罪・性暴力被害者支援であります。その中に初めて婦人保護事業の抜本的見直しを提言しました。



それを受けた形だというふうに私は考えておりますが、2018年厚生労働省が検討会を設置し、2019年、1年ほど検討した結果を「中間まとめ」として公表しました。これは「中間まとめ」ですが最終報告という意味です。

それを受けて、新しい法的な枠組みについての議論が進む予定でございましたが、もうその次の年の初めからコロナのパンデミックが始まりまして、いろいろなことがストップをしてしまいます。ようやく今年になりまして、2021年の5月ですが、与党のプロジェクトチームが新たな枠組みの骨子案を公表しました。これは今日是用意できないでおりますが、後でお話します「中間まとめ」の枠組みに基本的には倣ったものです。

その後も、では動きはスムーズにいったかということ、そういうことは残念ながらありませんで、この新しい法案は議員立法を目指そうということで動き出しましたが、なかなか超党派の議員で勉強会をやるなり、ヒアリングをやるなりということが、スムーズには現在いっておりません。

しかし、これは検討会の有志が要望書などを出しまして、これは立法の際も、それから今後のことを考えると法改正を行う際にも、関係団体あるいは当事者へのヒアリングをするべきだということを強く主張しまして、立法の際にも、今後いつになるか分からないでおりますが、ヒアリングが行われることになっております。

「中間まとめ」のポイントですが、資料が用意してあります。これは大会資料の14～16ページ（※資料1の1～6ページ）まで見ていただければと思いますが、ポイントだけお話しいたします。

これは、新しい法的枠組みが必要なんだと、今日、上井室長もお話しになったということですが、その新しい法的枠組みをつくる際、新たな制度設計の際の基本的な考え方を示したものです。それから、2点目は法案の内容を示しているわけではなく、枠組みを示していると。項目立てですね。こういう新しい法案はこのような項目が必要なのではないかということです。

先ほど申し上げましたように、売春防止法第4章「保護更生」、これはぜひ売春防止法の条文をお読みいただきたいと思います。どれだけ女性を分断し、差別している法律なのか。1956年の法律なので、もう65年たっておりますが、ほとんど改正されていない。

画期的なことは、売春防止法第4章「保護更生」、婦人保護事業の根拠となっていた第4章を廃止するといった方向性を打ち出したわけですね。それプラス、その他の売春防止法の規定を含めて見直しを検討するということをお話しております。

一番大事なのは、支援のところですね。15ページ（※資料1の3ページ）の第3の所「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」、そこに必要性、それから新たな枠組みがどうして必要かと書いてある下に、ここが一番重要だと思います。「新たな制度の下で提供される支援のあり方」ということなのですね。

ここが実際の支援においては、売防法では、そもそも支援という概念はありません。それから、対象も「要保護女子」となっているわけですね。保護を要する女子ですが、基本的には売春に関わる女子、女性。それプラス、DV法ができてからはDV被害者、ストーカー被害者、人身取引被害者等へと拡大してきましたが、基本的に支援という概念がなく、どのような女性であれ女性は全て対象になるという考え方はありません。

それから②ですが、ご存じのように大変複雑化した事例、そしてさまざまな困難を同時に負わなければいけない、直面しなければいけないという複合的な困難に女性たちは直面をしており、そこでは専門的支援が必要であるということ。

そして、その支援は縦割り行政の中で、どうしてもばらばらになると。それを包括的に提供し、これプラス、継続的な支援というのがとても大事だというふうに思っています。そういう支援を行うには、行政だけでは無理ではないか、民間と連携した多機関連携協働型の支援が必要であると。

しかしながら、全く新しい制度をすぐに作るということは、今後の将来的な展望としてはあるかもしれませんが、今のところは既存の婦人保護事業の3機関、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設という、これは名称を変えるとこのようになるということも書いてありますが、その柔軟な支援が必要だと。

それから、売春防止法は集団主義、施設主義の考え方です。そういう施設入所に限定せず、施設の在り方も考え直して、アウトリーチや通所施設などニーズに対応する支援。

それから子ども支援ですね。また、国や都道府県・市区長の役割もはっきりさせる。民間との連携。権利擁護制度ということも書かれております。

それから最後の⑩ですが、第4章を廃止するだけではなく、これは廃止するとは書いていませんが、第3章の「補導処分」も検討の対象として挙げているということです。

同時に、これは大会資料の14ページ（※資料1の2ページ）の下のほうをご覧ください。これも、新しい枠組みができる前にやれることはあるだろうということで、14ページに書かれているような運用改善10項目を挙げて、厚生労働省から通知が出ているものも多くあります。

支援と直接大きな関わりのあるものとして、3点、スライドには書きました。何ととっても、他法他施策優先の取扱原則。ほかに、例えば高齢者福祉があるでしょう、障害者福祉を使えばいいでしょう、女性だからといって婦人保護事業は全部引き受けるわけにはいきませんということで、今まで他法他施策優先が原則になっていましたが、これを変えましょうということですね。

2番目、これは若年女性支援が実は中心ですが、一時保護委託の対象を拡大しましょう、柔軟な対応をしましょうというもの。

3番目も、現場で本当に困るといふか、「携帯電話使えません、預かります」ということで、利用が必要な方も利用できないといった状況を何とか変えましょうと、ガイドラインを決めたということがあります。

新法制定に向けてということですが、先ほど申し上げましたように、今のところ、見通しははっきりしておりません。ただ、今年中には無理かもしれませんが、来年の通常国会などで提案されて、新しい法律ができることを期待するばかりです。そのときに、そういう制定をプッシュする動き、それからマスメディアも含めて、本当に関心がないというところがあります。

コロナ禍で婦人保護事業も大変な状況にあって、施設は本当に大変だと聞いております。その中で、全面的な動きをしていくのも、また困難を抱えているのが現状です。もっと裾野を広げて、多様な団体や市民たちの新法制定に向けた緩やかなネットワークがどうしても必要なというふうに思います。

2番目に大事なものは、新法ができるといってもどういう内容かということです。そこは、後ほどご意見、ご報告があるというふうに思いますけれども、そこに少しだけ書きました。何ととっても実効性のある支援法、役立つ支援法ですね。それから2番目が、売防法の下での支援ではなく、そして売防法の思想というのが根強く残っているのではないかと、そこから脱却する。それから利用者本位のもの。制度に利用者が合わせていくのではなく、利用者が選択できるような、ニーズに合うような複線型支援をつくる。そして切れ目ない継続的な支援。

それから、当面は婦人保護事業が中心になるということが考えられますが、その婦人保護事業自体の改革が必要であると。それから民間、もちろん財政支援を強化し、これは対等な関係として、きちんと



支援の中に位置付けていくということが考えられるというふうに思います。次のスライドはありますか
ね。

ちょっと見にくいのですが、これは検討会の中で検討会有志が考えて、将来的にはこのような仕組み
があるといいのではないかと。もちろん、たたき台ですから、これがパーフェクトでも何でもないので、
こういうイメージを書いてみました。以上です。ありがとうございました。

北仲：

ありがとうございました。

山崎さんから、これについて質問はないですか。

山崎：

山崎です。民間団体の位置です。婦人保護3機関というところの改革は必要だと思うのですが、その
婦人保護3機関と民間団体の対等性はどのように担保されたいというふうにお考えなのかというの
も聞いてみたいと思いました。

戒能：

ありがとうございます。その点は私の感触ですが、婦人相談員の方は、一番身近に民間団体と接して、
協働して動く場合も多いと、そういう地域も多いというふうに思うのですが、民間団体ほど婦人保護事
業の3機関は、なかなかそういう問題意識を持たない、持てないところが現状だと思うのですね。

民間団体がどのような活動をして、どんな支援に限界とか問題点を感じていて、それが婦人保護事業
のこういうところではないかということについて、意見交換すらしたことがないのですね。そういう温
度差というのを、まず解消していく必要があるだろうと思っております。

そこに出てくるのが、売防法の「上から目線」の思想です。これは婦人保護事業だけではなくて、日
本の社会における公（おおやけ）、行政と言い換えてもいいかもしれません。行政と民間との関係性の問
題を、そのまま映し出しているのではないかと思います。

ですから、民間団体の方が何が一番大変か、あるいは、もっとはっきり言えば悔しいかという、民
間団体が行政に言っても取り合ってもらえなかったり、きちんと話を聞いてもらえなかったりすると。
そういうところから今までのことをきちんと。これはお互いどう考えているかなんていうのは意見を聞
かないと分からないことで、意見を聞こうとしなかったところ自体、振り返ってほしいなという
ふうに思っております。

ですから、これはちょっと大変、時間がかかるかもしれませんが、一緒にやることだと思えます。

北仲：

ありがとうございます。

続けてですが、今、内閣府主導で、全国の都道府県に性暴力のワンストップ支援センターをやって支
援が始まっていますが、先ほどの報告書とかにはワンストップセンターが出てこないと思います。性暴
力の支援について、ワンストップセンターと、この婦人相談所での支援というのは議論されているので
しょうか。

戒能：

議論はされていると思います。しかしながら、後で法案骨子のところに触れたいと思いますが、そこでは別の問題として捉えているところがあるのではないかと思います。

ただ、どうしても婦人相談員さんの所にも、それから一時保護の所にも、若年女性がやって来ることが最近では増えてきているし、その場合だけではなく、性暴力被害、刑法改正でも、夫からの強姦、強制性交というのが問題になるわけですが、そういう事例が出てきている。ですから、これはワンストップセンターが全都道府県にあるわけですから、関わらざるを得ないことになってはいますが、これも一つの今後の女性支援法に含むべきか。

もう一つは、これは婦人保護施設の方が長らく主張していることです。性暴力のワンストップセンターは、直後の被害とか過去の被害が多いようですが、欠けている点、まだ弱い点は中長期の支援ですね。どうやって被害を回復し、生活を再建していくか。そこにカウンセリングもあるし、福祉も絡んでくると。きちんと落ち着いた安全な場所で、入所型もあるし通所型もあるかもしれませんが、そういう役割を婦人保護施設が。全国ではなくても、地域に1つとか全国に2つとかそういうことかもしれませんが、役割を。今までノウハウも持っている婦人保護施設もありますので、役立っていくのではないかと思います。主張をなさっていて、これが女性支援法に含まれるかどうかということのも大きな論点だというふうに考えております。

北仲：

ありがとうございました。

では続けて、今度は、この検討会に出ていた近藤恵子さんから報告をお願いします。

近藤：

皆さん、こんにちは。近藤と申します。私も、2012年に全国婦人保護施設等連絡協議会の会長だった横田（千代子）さんと一緒に、あの時の小宮山厚生労働大臣に申し入れをしてから、ああ、そろそろ10年になるんだなというふうに感慨深い思いでおりました。

ようやく、その売春防止法に代わる新しい女性支援の枠組みが作られようというところに差し掛かっています。この困難な課題を抱える女性支援の検討会に委員として参加して、私が一番大きな実感を持ちましたのは、ようやくここまで来て、ここから新しい制度に変わるんだという実感を、9回のその検討会の論議の中で確認できたこと。それは本当に大きな希望でした。

ここに参加された委員の方々というのは、それぞれ支援現場に立つ方、あるいは女性支援の専門家、研究者として長い蓄積を抱えた方々が多かったと私は思いますが、厚生労働省が準備したこの検討会では、それぞれのお立場からの本当の事実が伝えられたというふうに思いますし、それぞれの委員の本音が忌憚なくやり取りされた珍しい検討会だったと思っています。

9回の検討会の中で、意見が真っ向から対立するという場面が一度もありませんでした。ということは、ここに集まった検討委員、それから準備した厚生労働省や内閣府や法務省の担当官の皆さんも、新しい制度を作るという基本的な方向では、どなたもぶれがなかった。どこの部局もぶれがなかった。それは、新しい制度が必要なところに、どうしても現実が直面しているということであったと思います。

どんなふうに日本の女性支援の現状に問題があるのかということも、それぞれの構成員が丁寧に報告いたしましたし、次に求められる課題は何であるのかということも、本当に具体的な形で明らかになっ



たと私は思っています。その明らかになった形が「中間まとめ」ということで、これは実質的な最終まとめということらしいですが、そのまとめという形になりました。

私は、この検討会でまとめられた内容と、それに合わせて実際に検討委員が論議をして、日本の女性支援の在り方にこういう形が必要なんだと話し合われたことを付け加えて、私たちが望む新たな制度ということでご報告をしたいと思っています。

資料の中にも「中間まとめ」の概要が載せてありますので（※資料1）、戒能さんのご報告と併せてダブルすることにもなるかと思いますが、新たな制度の基本的な考え方の中に包括的な支援制度が必要なんだということが謳われて、これは何度も論議の中にありました。それまで売春防止法を基礎に作られてきた日本の女性支援の制度が、いろいろつぎはぎで、指示系統もばらばらで、当事者があっちへ行ったり、こっちへ行ったり、あるいはこちらで使えなかったり、こっちでこぼされたりといった形で、実際の困難を抱える女性たちにとって十分に役に立つ支援制度ではないというのは、どなたも、こどもも口々に報告をされていました。ですから、その困難を抱えるありとあらゆる女性たちが、包括的な支援制度の枠組みの中で、いつ、誰が、どこで、どんな困難に遭っても何がしかの支援を受けられて、必ずその命と人生が支えられていくのだという包括的・総合的な支援制度を作るということは、本当に基本の基本だろうというふうに思います。したがって、売春防止法ではない。つまり第4章のその「保護」だけではなく、売春防止法が持っている法的な理念そのものを作り変えていく、売春防止法そのものを廃案にするというのが、私たちの希望であり結論だったというふうに思います。「中間まとめ」はそこまでは踏み込んでおりませんし、新たな枠組みを構築するために、売春防止法の改正も含めて法的な取り組みを進めなくてはいけないというふうにはなっておりますが、売春防止法を何らかの形で残す、これを作り変えていくということでは、私はこの検討会で論議された内容が実現されるというふうには思っておりません。

新たな枠組みはどのような形が必要なのかということといえば、これまで婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員という形で、婦人、婦人、婦人というふうに使われてきた言葉を、新たな理念のもとに、女性相談支援センターあるいは女性自立支援センターという形で、使われる言葉もその理念を明らかにする形に変えていくべきだというのは、この検討会の中でも何回か論議されました。また、それ以前の、厚生労働省が作ってきた婦人保護事業の検討会の中でも、用語も含めて、新たなセンターあるいは女性相談支援の仕組みを作り変えていくということは、ずっと継続的に論議をされてきたところです。

新たな制度の基本的な考え方、新たな枠組みの必要性、そして新たな制度の下でどういう支援が提供されるべきなのかということですが、これはどういう女性たちが対象とされて、どういう困難をこの支援制度の下で支えていくのかということだろうと思います。特にこの検討会の中では、若い女性の問題とか、子どもたちの問題、LGBTの問題とか、外国籍の女性、高齢者、障害を抱えたというふうに多重な困難を抱えた女性たちを、それこそ先ほど戒能さんもおっしゃったように、複合的に、それから複線的に、さまざまな支援の内容を作っていく。これまで支援が行き届きにくかった人々も対象とするということですから、その支援が提供される仕組みというのは、支援を必要とする、あるいは困難のただ中にいる当事者が必要とされる仕組みを作るということに、ほかならないと思います。ですから、これまであった仕組み・制度、それから、特に婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員という3機関の柔軟な改革ということを超えて、むしろその3機関にこだわらないと言えいいでしょうか、当事者が必要とする支援の制度をもっと総合的に、思い切ったイメージで作っていくことが必要なのではないかなと思っています。

地方公共団体と民間団体の連携・協働ということが、ずっと論議をされました。特に婦人相談所を中心に、もちろんDVセンターも全国にたくさん作られていますし、性暴力ワンストップセンターも作られました。そうではない、もっと多様な団体や機関、それから支援者と、いわば大きな社会資源を動かしていくという連携・協働の在り方が必要なのだということは、折に触れて話し合いがありました。

ここで私たちが、特に全国女性シェルターネットの構成員として、この検討会の中でずっと主張してきましたことは、連携協働、連携協力という在り方が、あくまで3機関を中心に公的な支援機関から民間の団体に協力を求める、あるいは支援を求めるというふうな形になりがちで、委員の方々もなかなか言葉の使い方に苦勞はされていましたが、そこをどんな関係にするのかというのは、すごく皆さん苦勞されていたのではないかと思います。

私たちは特に若い女性の支援をやっているほかの民間団体の方々と一緒に、民間支援団体そのものが日本の女性支援の重要な社会資源なのだ、つまり専門機関なのだ。ここをきちんと位置付けて、これは諸外国などでもNGO、NPOの支援団体が国費を投入されて仕事をしているという形が多くございますが、そういう形で日本の支援の仕組みの中に、民間支援団体のこれまでの蓄積や実績をきちんと位置付けてほしいというのを再三主張いたしました。

それはどういう形になるかという、基礎的な運営費を公費負担にするということですが、私のイメージとしては、新たにできる法律の下で、つまり売春防止法ではない新しい法律の下で、女性支援センター、女性自立支援センターといったような大きなキーステーションの下に、性暴力ワンストップセンターとか、子どものシェルター、若い女性たちのために特化されたシェルター、中長期の支援センターなど、必要な役割に特化されたさまざまな施設や支援機関、人員とかの枠組みをきちんと作っていく。その中に、さまざまな支援を担ってきた民間支援団体を位置付けるというふうにするのがいいのではないかと思います。

それは、作られるべき女性自立支援センターの全体あるいは一部を民間の支援団体等に委託することができるという形にして、例えば私立学校と公立学校にそれぞれ専門の教員が配置されて国からの財政支援を受けるのと同じように、女性支援の枠組みの中に、きちんとこれまでの民間支援団体のノウハウや蓄積を位置付けるということを、ぜひ新しい法律の下では作ってほしいなと思っていますし、そうすべきであると思っています。

そのように考える基本的な私たちの立場としては、これまで保護、指導、措置といった言葉で作られてきた、つまり売春防止法を根拠に作られてきた女性支援の在り方を、当事者を権利主体とする仕組みに作り変えるべきだというふうに思っているからです。

これまで、民間の支援団体が作り上げてきた支援というのは、ジェンダーの構造の中から不断に作り出されるさまざまな暴力被害や困難を、当事者の困難に限定するのではなく、女性たち、それからさまざまな困難を抱えさせられている人々の全てが共有する課題と困難だというふうに考えて、「あなたの痛みは私の痛みだ」、「あなたが今殴られている、今あなたが殺されそうになっている、その危険は私たちの困難だ」というふうに考える、そういう当事者との共時性といいたしめようか、共感といいたしめようか、そういった感覚から生み出される支援だったと思いますし、今もそのような支援を続けているわけです。

しかし、当事者が権利主体となる支援制度とは、ジェンダー犯罪、つまり今日のシンポジウムのテーマでもあるジェンダー平等社会の実現に向けて、私たちが作り上げていかなければならない大きな仕組みの一つだというふうに思うのです。私たちは、女性たちが抱える困難を、ジェンダーによって、この差別構造によって生み出される困難というふうに考えていますし、そういった暴力被害や困難を回復



させるためには、そのジェンダーによる差別構造を作り変えるという闘いなしには、本来の意味での回復は勝ち取ることができない。

そうだとすると、新しく作られる法制度も、このジェンダー差別の中でさまざまに生起する暴力被害や困難を回復していこうとする当事者、女性や子ども一人一人が行使する仕組み、使える仕組み、必ずそこから自分が回復していける仕組みにしなくてははいけないと思っています。そして相談の入り口を広げて、さまざまな支援の受け皿を多重に作っていく。

それから緊急対応については、当事者が望むニーズを、すぐ、どこでも受け入れられるべき対応をする。あなたはお金を持っているんだからホテルで何とかしなさいとか、今、殺されるような目に遭っていないんだからしばらく様子を見なさいというふうに、受け入れる側が被害当事者を選別するのではなく、今、大変だから何とかしたいという人が、自ら使える施設や機関や人を選ぶことができ、そこを使いながら自分の回復や安全な次の人生を作り上げていくことができるという仕組みにしなければいけないと思っています。

入り口を広げて、緊急対応の場合にも、民間シェルターと支援団体がきちんとそこに位置づくということになり、どこに飛び込んでも基本的にナショナルスタンダードに則った最低限の、それからその人にとって必要な支援を組み立てることができて、それを使って生き延びていくことができるというふうにするべきだと思うのです。私たちは、新しい女性自立支援法、どんな名前になるか分かりませんが、新しい枠組みは、どこまでもやはり措置・判定という枠組みではなく、当事者の申請・活用という仕組みにしなくてははいけないと思います。

そうだとすると、今ある限られた社会資源を、当事者が自由に選択してすぐ使えるように拡充・豊富化していくことが必要だと思います。

私たちは、被害者支援の現場で長く仕事をしてきました。DV防止法ができてから20年になります。この20年の間、女性の暴力を巡る状況がいくらかでも良くなったかという、いくらか良くなったところはあっても、まだまだ被害実態は深刻化をたどる一方ですし、本来の意味で女性たちの困難がサポートされる状況が良くなったとは、なかなか言いにくい状況がある。それはなぜかという、加害者が容認されているからなのです。加害者の責任が問われない。ただ、ただ、殺される前に女性や子どもたちを救わなくてははいけない。そういう仕組みの中では、どこまで行っても女性に対する暴力の根絶ということはゴールが見えてこないと思います。今度、必要とされる法整備、つまり具体的に役に立つ法律を作るためには、当事者が逃げなくても済む、つまり加害者処罰や加害者の責任を問う仕組みをつくる。そして、緊急保護命令をすぐにも用意をする。できればDVコートを諸外国のように日本も備えるべきではないかと思っています。

それから被害当事者が逃げなくても済む、つまり権利を奪われなくても済むということを私たちは本当に願っていますけれども、今はとにかく命からがら逃げて、職場や学校や地域における人間関係をみんな捨てて、いろんなものを諦めなくてははいけない。学校や職場を辞めなくて済む、それから地域の人間関係を絶たなくて済む、病気になってもきちんと保障がされるという仕組みを、何とかここで入れ込めないかなと思っています。先ほども言いましたが奪われないということがすごく大事で、多くのDV被害者や性暴力の被害当事者は、訴えることも、逃げることも、相談することもできずに、学校に行けなくなったり、職場を辞めたり、それから長い間一生懸命に蓄積してきたキャリアをなくしたりします。財産もなくす、人間関係が寸断される、それは人として生きていくという基本的な人権が奪われるという事です。逃げない、やめない、奪われない。人々が本当にどんな困難に遭っても、人としての尊厳

を守り抜いて生きていける、そういう法律を作るというのが、本当に今、私たちの願いではないかと思えますし、それができるところに今ようやく差し掛かってきたと私は思っています。

支援現場・当事者のニーズに沿った支援制度を作る。これは検討会の構成委員の全ての皆さんが異論なく話されたことだと思っています。そういう当事者の意見を広く聞いた上で、新しい新法の制定の手続きが進んでほしいなど私は思っています。もちろん私たちも、現場からの法律の枠組み、こういう法律にしてほしいという案を、今、一生懸命に作っているところですが、それはまた明日の分科会とかほかの機会に申し上げたいと思います。ありがとうございます。

北仲：

ありがとうございました。

理解をみんなで一緒にするために近藤さんと戒能さんにお聞きしたいのですが、今の制度では婦人相談員の皆さんもとてもやりにくくて、変えたいというところでは異論はないわけですよね。

近藤：

はい、それはないと思います。婦人保護施設の方からも、特に婦人相談員の方からは切実な改革の要求が出ていますし、現場で困っていることは、民間の支援団体が困っていることとほぼ共通する内容でした。それはこの制度そのもの、売春防止法を基礎にした今の在り方に現場が困っているということです。

北仲：

みんな支援したくてもできないということがあるわけですよね。

ご質問の中にあっただのですが、例えば外出禁止とか、携帯を使えないというようなことがどうして起きているのかというときに、現状では、お二人のどちらかに答えていただきたいのですが、運用の考え方の問題、あるいは設備の問題といったことがあるということでしょうか。

戒能：

3つあると思います。

もちろん運用上の問題。実は売春防止法の第4章に法的根拠を持っていますが、運用については全国ばらばらです。ナショナルスタンダードがないということが大きな問題です。それは一時保護所の中での規則の問題もそうですし、一時保護はどういう場合に入所が許可されるのかといった基準もナショナルスタンダードがないということで、大変不備ばかりだなと思います。その辺は、今度の新法に、例えば一時保護基準を明確に規定するというような条文が一つ入るだけでも、全国的にこういう考え方に基づいて決めるんだということが入れば変わるかもしれない。

2点目は、設備の問題も大変大きいのですが、依然として古いままということはバリアフリーになっていないということもあります。

3番目は、やはり売防法の思想が色濃く、そのまま残存していると。先ほど言葉は申し上げましたが、集団主義、施設主義なのです。ですから、多様なニーズには応えられないということに一面なるし、他面では、そこでの規則が重視されると。それは、2001年にDV防止法が制定され、2002年から一時保護所にも適用されるようになりましたが、危険防止第一なのです。もうDVセンターと言われていましたよね。婦人相談所の一時保護所ではなく、DVセンターと言われているぐらいDVしか受けないというところ



ろがあるし、DVで重視すべきは何とか危険を避けるということで、携帯の問題も出てくるし、大変厳しい規則にもなっていると。その辺り、これはDV防止法の誕生の時の問題にも重なってくるわけです。婦人保護事業を転用してしまった、独自の施設を作らなかったというところにあると思います。

北仲：

出発点からして、DV防止法を作った時に、婦人相談所に配暴センターの看板を付けようということにしてしまったということですね。

戒能：

そうすると全国どこでも逃げられるという理屈が成り立つわけです。そこで、今、矛盾が大きく出てきているということだと思います。

北仲：

近藤さん、何か追加がありますか。

近藤：

私もそのとおりだと思います。DV防止法の誕生の時に大きな誤りがあったというのはそうだと思います。ただ、これから新しい法律の下で、例えば施設をどのようにするかとか、多様な専門的な施設とか、シェルターとか、そういうものをどのように作っていくかということですね。ですから、自立支援センターが、文字どおり当事者支援のサポートの支援センターの機能を持ち、そこから全国各地にさまざまな施設とか機関とかが用意されて、それが縦横につながり合っているとか、当事者の選択によって使われていくという形になればいいなと思います。

北仲：

ありがとうございました。

次のテーマに行きまして、DV法改正等の動きについて、また戒能さんにお話ししたいと思っています。

戒能：

分かりました。

皆さんには、大会資料の19ページ（※資料3）をお開きいただきたいと思います。

内閣府男女共同参画局の中には、女性に対する暴力専門調査会が設置されています。その専門調査会が、今年の3月に「DV対策の今後の在り方」という報告書を出しました。現状と課題を整理し、その中で課題として改正すべき点を出しております。

注目すべきは、これは本当に現場で困難を感じている、あるいは当事者の方も、安全を守るための制度として制定されたはずの保護命令が申し立てできないということで、安全をどうやって守ればいいのかということにつながるのですが、保護命令申し立ての対象となる暴力の範囲を拡大すべきだと言っております。いわゆる精神的暴力、性的暴力、一言でまとめますとこの中には経済的な暴力なども含まれると思いますが、身体的暴力ではないという意味の非身体的暴力を含めるべきだという考え方を示して

いるのは大変画期的だと思います。

その前提として、なぜ今「DV法」の改正に国が動き出したかということです。

2018年、2019年と女性のお子さんが亡くなりました。児童虐待死と呼ばれておりますが、実はそれらの事件はDVと一体として児童虐待が起きていたということです。そこで、児童虐待とDV対策がもっと連携しなければならないということで、児童福祉法やDV法が改正されたのですが、その児童福祉法改正の中に、これは附則ですが2点言われました。

1点目は通報や保護命令の申立対象範囲の拡大を検討するということ、2点目は「地域における」と付いておりますが、加害者対応ですね、加害者施策の検討ということ。その2点を課題として、児童福祉法の改正法では言っているわけです。それを受けた形でDV法の改正に至ったということです。

それから直接的にはすぐつながるわけではありませんが、ほぼ同時期、ストーカーのほうは1年早かったのですが、制定されたストーカー行為規制法の改正が行われて、そこでは緊急禁止命令ができたということと、次に警告前置主義、必ず警告を経なければいけないというのがなくなった。それから罰則も強化されて、懲役刑が1年から2年、罰金も上がったということです。

それと、ストーカー法の特徴として、警察主導型ですので支援というカテゴリー、概念はなかったのですが、公営住宅の配慮とか、民間シェルターを使うのであれば、その費用を援助するなどという規定が入ったり、禁止命令の有効期間が延びたり、SNSについても対象とするというようなことが入りました。

もう一つは、4番目に書きましたが、やはりコロナ禍の影響です。DV相談プラスに多くの相談が寄せられ、初めて相談したという方も多かったとお聞きしておりますし、その中の中間的なまとめの整理ですが、精神的な暴力の被害を訴える人が大変多かったとも聞いております。

論点は幾つかあります。これはぜひ、ご覧になることが可能な方、多くの方がそうだと思いますが、男女共同参画局のホームページの「女性に対する暴力」という所にアクセスしてください。その中に「女性に対する暴力専門調査会」がありますが、その中に「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」というのができました。夏以降、審議が始まっております。ですから、その女性に対する暴力専門調査会が親委員会で、その下にワーキング・グループができて、そこで議論されるということですが、論点については、資料としてそこを見てくださいと出ていますのでご覧ください。

主要な点だけ申し上げます。1番目、通報の場合は依然として身体的暴力に限定されていますが、それを非身体的暴力へ拡大するかどうか。

2番目が、同じことですが、保護命令の対象となる暴力も非身体的暴力に拡大するかということです。

3番目が、通報や保護命令の在り方自体です。

一番大きな点は、保護命令の発令要件が、「生命身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」というように、極めて大変な大きな要件がかかっていて、それもハードルになっているということです。

それから、緊急保護命令などの新しい保護命令が必要かどうかということです。これは加害者対策、加害者再教育ということでは、委員の中からは、例えば台湾と同じような保護命令を作ってもいいのではないかという議論も出ておりました。罰則強化は先ほど申し上げました。それと、実際の運用では50万円以下の略式命令が多いということです。最新のデータは分かりません。

4番目が、有効期間が短すぎるということ。接近禁止命令、退去命令共に、離婚調停が終わって一段落つくまでは危険が伴いますので、そこまでは延ばすとか、再度申し立てというのも手続き的にも大変なようですし、延長という考え方に変えるということです。

大きな4番目は加害者更生です。これは論点では、あまり積極的には書き込まれていない印象を受け



ます。ただ、被害者が逃げなくても済むと。被害者が逃げることを制度設計の前提にするというのが現行のDV法ですが、それを変えていくためには、加害者にきちんと責任を負わせる、あるいは再教育を行うということが、もはや大事なのではないかと個人的には考えておりました、あくまでも被害者支援の一環として「加害者更生」という言葉をここでは使っておりますが、対策を行うべきだということを既に2016年の調査報告書で言っております。

もう一つは、「DV対策の今後の在り方」という女性に対する暴力専門調査会の報告書にも少しは書かれていますが、DV防止教育を義務化すると。台湾や韓国のようにしていく必要があるのではないかと、いう点も一つあるかと思えます。

次に児童虐待とDV対応の連携です。厚生労働省が児相（児童相談所）と婦人保護施設はどう連携するかというガイドラインを作ったそうです。どうでしょうかね。しかし、ガイドラインを作るにせよ、実態把握で問題点をきちんと把握した上で、連携が一番難しいことだと。特に行政機関内、民間との連携も、言うは易く行うは難しで、どこもやらないというのが現状で、それには理由があるわけです。そこをきちんと見た上で情報共有から始めていきたいと思いますということだとは思いますが。

けれども、DV被害を受けた方がすぐに児相に伝わっていったら、加害者に知れて、加害者から攻撃を受けるのではないかとという不安や、DV担当者が相談しなくなってくるのではないかとということ。それから、児相は児童虐待対応で本当に大変なわけで、そういう中でDVについて認識が十分かどうかということも検証する必要があるということです。

制度上の問題もあると。法的に、児童福祉法の改正で婦人相談所は児相に虐待を通告しなければならないわけですが、その逆がない。また、DVと児童虐待を一体として対応する。カンファレンスもそうですし、要対協（要保護児童対策地域協議会）というのもありますが、それを合体したものにするとか、情報共有のルールをきちんと作るとか。そういう仕組みづくりをした上で、大事なものはDV被害者や子どもの安全ということですから、それを確保する連携の仕方を、これは時間をかけてもいいからきちんとやっていくべきだと思っております。

子どもがDV防止法上どのように規定されているかということ、同伴する児童です。普通、同伴児と言います。しかし、そうではなくて被害者なんですよ。被害者として正當に位置付けるべきだと。それから年齢の問題はあるかもしれませんが、保護命令の申立権も将来的には検討すべきだと考えられています。

7番目は大きいです。これはコロナ禍でも顕在化したと考えておりますが、「逃げない被害者、逃げられない被害者」。これは女性に対する暴力専門調査会の報告書で使われている概念です。退去命令期間を延ばすということ、それから精神的なケアとソーシャルワークと両方必要なんだと。この2点は「今後の在り方」の報告書に指摘されている提案です。例えば国内ですが、長崎県のDV防止ながさきに委託をして、ステップハウスをただ作るだけではなく、まずメンタルのケアから始めて、生活ですよ。例えば子育てもうまくできない、人間関係を作るのも苦手なんだというような、本当にいきなり就職なんてことは無理な状況なんだということをきちんと認識して、民間と行政でタッグを組んで被害者自立支援事業をやっている。これは実際がどうなのかということは、現場にお聞きしなければならないと思います。

今度は諸外国に目を向けますと、イスタンブール条約というのが大事だと思っております。それを具体化しているのが、一つはオーストリアのDV法ですが、一方では緊急退去・接近禁止命令を出して安全を確保して、他方では一般的な支援、これは市民であれば誰でも利用できる福祉や就労などの支援ですね、生活保護とか就労支援とか。それプラス、民間が中長期にわたる専門的支援を行う。それを車の両輪だ

と位置付けていると思いますが、そのような制度。

それから、ここには書かなかったのですが、もう一つ違う審議会に参加していて必要があって調べたのですが、オーストリアのDV法を参考に、2002年ですか、ドイツで同じような発想で暴力保護法という法律を作っています。それで、安全の確保がまず第一なのだという考え方で警察が出てきます。たぶん日本の警察法とか警察権と異なるところがあるので、導入するのはなかなか簡単ではないのですが、考え方として、まず安全を確保するために、逃げるのではなく、加害者に退去命令を警察の力で出すんですね。違反すると罰則があるということで、逃げなくても済むようになる。ただし、これはずっと未来永劫にということではなく、期間の定めがあるようですが、その間に次のステップの準備をするというようなこと。それと一般的支援です。やはり民間支援をきちんと行うという発想です。そういうことも発想として参考にしているのではないかと考えております。

最後、委員から出された論点です。一番大きいのは、自分で出して自分で言うのも何ですが、狭い範囲の改正に留めるべきではないと。法制定から20年たっているわけです。そして、やっと巡り巡ってきた改正のチャンスですから、総合的・包括的なDV法へ向けて抜本的な改正を行うべきだと。それが1点。

それから2点目は、なぜ保護命令の改正が必要なのか。これはデータを見ても分かりますが、保護命令の申立件数、容認件数を見ていきますと、どんどん減っていく。ということは、使いにくい、大変な思いをしている。現在の保護命令はどのように使われているかという、ほとんど緊急保護命令として使われているというのですが、13日もかかるようでしたら、とても緊急保護命令とは言えない。それから、非常に多くの方々が被害を受けている経済的な暴力、精神的暴力、性的暴力は、今まで非身体的暴力として、身体的暴力よりずっとずっと軽視されてきた状況があると思います。それに対して、こういう反論があります。現行のDV法の14条1項のただし書きを見ると、法廷に出てきて裁判するということをしなくて済む保護命令制度が緊急の場合は使えるのだから、それを使えばいいと。新たに緊急保護命令制度は要らないという主張がされます。このワーキンググループの中でも、そのようなお考えを披瀝された方もいらっしゃる。しかし、やはり利用している件数は少ないです。これとは別に緊急、本当にすぐに安全を守らなければいけないというときに、例えば警察が代わりに裁判所に申し立てて、24時間中に発令されると。その間に、いわゆる通常保護命令を申し立てして、その発令があるまで緊急保護命令が有効であるというような制度が必要ではないかという意見も出ました。それから、対象範囲の拡大で、交際相手は入ったけれども、これは準婚姻なんですよ。結婚に準ずる人のための改正だと言われておりますが、もっと範囲を広くする必要があるし、もう一つは日本弁護士連合会でも意見書を出しているということですが、同性間のDVも検討すべきだという意見ももちろんあります。性的暴力の範囲も、強制的な性交、性交の強要というところでは、性的な意味での身体、体の侵襲という意味を持ちますから、身体的暴力の中に含めてもいいのではないかという見解が多いと思いますが、他方で、大会資料の28ページ（※資料5）に性的暴力についての声明があります。これは後で山崎さんから詳しくお話があると思いますが、例えば、性交の強要は確かに性的暴力と言えけれども、見たくないのにポルノを見させるとか、そういうことまで含めるのかと、範囲が広すぎるという意見も出ていました。

それから3番目に、被害者支援でワンストップセンターが必要ではないかという意見や、被害者支援がともかく弱すぎる、弱体すぎるということで、民間についてもきちんと位置付ける必要があると。また一時保護基準、それから基準だけではなく、一時保護所の中でどういう支援が行われているのかということも何もスタンダードがないと。



北仲：

先ほどのお話につながることでよね。

戒能：

はい。それから継続的な支援ですね。これは民間シェルターでおっしゃっていることですが、ぶつ切りの支援ということですか。ともかく一時保護に入れるか入れないかで終わってしまう。その先の支援がない、つながらないとか、そういうことを見据えて、支援の在り方についても、今回改正しないと、またいつになってしまうのか。それが1点と、婦人保護事業の見直しがどうなるかで左右されてはならないということで、DV防止法改正の範囲としてできることはやるべきだと個人的には思っております。ありがとうございました。

北仲：

ありがとうございました。

山崎：

先ほど戒能さんとか近藤さんがおっしゃっていたように、どうして今の法律では駄目なのか、法改正が必要なのかというのは、現場で具体的にこんなことがあったからこういう法律の改正が必要なんだということで、ちょっと現場の声を届けたいと思います。

私たちのお仲間の全国シェルターネットワークの方々が、いろいろ駆けずり回りながら被害者支援をしていて、いろんな体験から、ここはあったほうがいいという内容を皆さんにご紹介したいと思います。

まず、この6つを話そうと思っていたのですが、一番意見が多かったのが1番の相談・一時保護と、2番の中長期支援・回復支援です。あとDV防止法とか保護命令については戒能さんのほうで詳しくお話してくださいました。そして、加害者処罰と人材育成についても少しお話をさせていただいて、民間団体の位置付けについては、先ほど近藤さんからもありましたので端折りたいと思います。

まず相談です。私たちは、いろいろな相談を受けます。まずDV被害者がどこに行くかという、行政の相談センターに行くわけです。そこで相談をして、その時に相談員さんから、「それは警察の110番通報の登録、要するに110番をすると、これはDVの案件だということで警察がすぐ臨場してくれる制度があるので、それを使ったほうがいいですね」と言われて、今度は警察に行くわけです。警察に行くと、また同じことをもう一回話して、110番登録を何とかする。それから、今度は逃げまじょうかということで相談員に相談しますが、なかなか一時保護にも、高齢者だったら高齢者施設を使えないのかと婦人相談所から押し戻されたりして、婦人相談員の人も難儀します。それで、いざ一時保護が終わって、今度は新しい所に引っ越しました。住民票を移したいと思っているけれどもどうしたらいいか。DV相談、または警察で相談を受けて、住民票の閲覧制限措置の申出書をもって、それを持って戸籍住民票に行きます。では、住民票ができましたね、児童手当の手続きをしましょうかということで、今度はその当事者が同じ庁舎の建物に行き、児童手当の所でDV証明を持って同じ話をする。国民健康保険に入りたいということで、また今度は健康保険課に行って話をする。生活保護を受けましょうということで、生活保護に行って話をする。そういうことが本当に日常的に行われています。DVだけということはないので、だいたいDVの裏に子どもの虐待もあったり、高齢者の場合はいろいろな介護が必要だったり、精神疾患

を持っている方に関しては精神福祉のサービスを使わなければいけないということで、私たちシェルタースタッフはありとあらゆる所に同行します。しかし、それが被害者にとってはとても負担なんです。それで先ほど戒能さんがおっしゃっていたようなワンストップセンターという発想が欲しい。

一時保護も大変です。一時保護施設というのは、先ほど戒能さんがおっしゃったように、集団生活ができない人に関しては公的な婦人相談所は入れてくれません。精神疾患が強いとか。あとバリアフリーではないので高齢で介護が必要な方は婦人相談所にはなかなか入れてもらえない。また、妊娠中だけでも産む病院が決まっていないのだったらどうしたらいいんだとか、妊娠中だとなかなか入れてもらえない所もあります。現金や預貯金があるのとDVとは全く関係ないのですが、お金があるだったらホテルに行ったらいいんじゃないかと言われてたりもする。それから、DVで通報して、取りあえず夫が勾留されました。今、夫がいないんだから危険ではないよねということで保護してくれない。勾留といっても、24時間、72時間、10日ぐらいで出てきてしまうので危険なわけです。また緊急性がない。精神的な暴力で緊急性がないからと入れてくれない。そして、高齢者であるとか、外国籍の方なので言語の問題があるとか、障がいがあるとかいうことで、なかなか一時保護施設のハードルは高いと感じています。それに関しては、民間シェルターのスタッフだけではなく、シェルターにつなぐ婦人相談員の方もとても困っているところです。それともう一つ、小学校5年生以上の男の子がいる場合には、集団生活なので保護できないよということもあります。そういった場合には速やかに民間に委託してあげればいいのですが、民間を紹介しないのですね。それで母子分離ということで、子どもと分離されたくない人は逃げてくるのを諦めてしまうということもあるわけです。数年前にシェルターシンポで紹介したアメリカのFAMILY JUSTICE CENTERは、警察も含めて、保護命令も含めて、全部1か所でやってくれるというシステムもありますので、それも参考にしてもらえたらいいなと思います。

あと、中長期支援と回復支援です。私たちがやっている仕事というのは保護だけではないです。シェルターを出てから、どうやって自立していけるのかが勝負で、そこをどうやって支えていくのかというのが縦割り行政ですごく阻まれている。最近は若年女性の相談も非常に増えています。今、札幌の事例で、虐待を受けて家にいらなくて男性の所を転々としてしまった19歳の子がいて、その人が今度、性暴力に遭って妊娠をしてしまい、中絶できないとか本人が産むという決断をして、では、どうしたらいいのかということで、今、札幌市と民間団体とで協力し合いながらワーキンググループを作ってやっています。その時に、母子生活支援施設に入れたらいいよねということを提案しても、「いや、赤ちゃんを身2つにならないと母子生活支援施設は入れないよ」と言われる。では、出産した後に入るためには妊娠中はどうするのか、出産はどうするのかというところで、全部支援がぶつ切りになっているんですね。そういうのを補完するのに、やはり民間が動かざるを得ないという形で動いています。もちろん札幌市の保健センターがキーステーションになって動いてはいるのですが、例えば、その人は精神的な問題もあるので、自立支援の医療を受けるために精神科に行かなければいけない。その間、赤ちゃんを見るのはどうするのかということで、民間の誰かが行こうというようなことでやったりとか、同行支援も幾つかの民間団体が役割分担をしてやっているということがあつた。今、札幌市も新しく「LiNK」という事業を立ち上げて、民間と札幌市で若年女性の支援をするということで、すすきのという繁華街にアウトリーチで、女の人にカードをまいたりとか、そういうのが始まったばかりですが、やはりこの縦割り行政を超えた支援がすごく行政に求められているなと感じています。

DV防止法は、先ほども平均13日かかっているということでしたが、戒能さんがおっしゃっていたドイツのケース、緊急退去命令みたいなものが出ると、すごくありがたいと思います。なぜかという、



DV被害者は取りあえず着の身着のまま逃げます。そうしたら、では荷物をどうしようか、子どものリコーダーを家に忘れてきてしまったなんてことがあるわけです。そういう人が速やかに、例えば加害者を一回家から放り出して、その間に荷物を安心して持ってこられる制度があったらいいと思います。基本は、やはり被害者が逃げたり隠れたりしないで、加害者がきちんとした処罰を受けて、被害者は転校もしない、転職もしないというのが一番理想ですが、現状では非常に難しいです。

それと、保護命令も半年では短すぎる。半年たつのを待って付きまってくるケースが後を絶ちません。再度の申し立てで認定されることはほとんどないというのが現状です。そこで私たちは何を思うかというと、加害者に対して甘すぎる。DV防止法は逃げ隠れを支援するだけの法律なので、そうではなくて、もっと積極的に加害者を処罰して、法的な強制力のある加害者プログラムを行い、安心して、例えば面会交流につなげるとか、そのような法整備がとても求められていると思います。今、面会交流は原則実施なので、どんな暴力男に対しても子どもに会わせなさいと裁判官が言う。ですから、その教育プログラムというのも一緒にやってほしいなど強く感じているところです。

人材育成。DV・性暴力はジェンダーに基づく暴力なので、支援員は絶対にジェンダー視点を核にした人でないとできません。しかし、今の民間の状況では、支援員はほとんど報酬がない、ボランティアでやっているという状態で、専門職としての待遇も悪いということです。ですから、きちんとジェンダー教育を受けた、適切に被害者を支援できる支援員の育成が非常に大切だと思っています。それで今、全国女性シェルターネットでは、Gender-based Violence（ジェンダーに基づく暴力）の支援員養成学校をつくらうということで、一般社団法人を立ち上げて、これから本格的に人材育成をして、適切な報酬をもらえる人が、適切な場所で働けることを将来的に目指したいと思っています。これも必須条件です。

民間団体の位置付けというのは、先ほど近藤さんや戒能さんがおっしゃったとおりです。本当に民間なくしては、なかなか被害者の支援も難しい中、もっと民間団体を対等な支援団体、官民協働の対等なパートナーとして認めてもらいたい。それには財政支援とか人的支援というのも必須だと思います。このままでは民間シェルターは高齢化と貧乏でつぶれてしまいますので、それを強く望みたいと思います。超駆け足で話をしました。

北仲：

まだまだ皆さんも聞きたいことがあると思うのですが、続きは明日の分科会でしたいと思います。
山崎さん、ありがとうございました。

山崎：

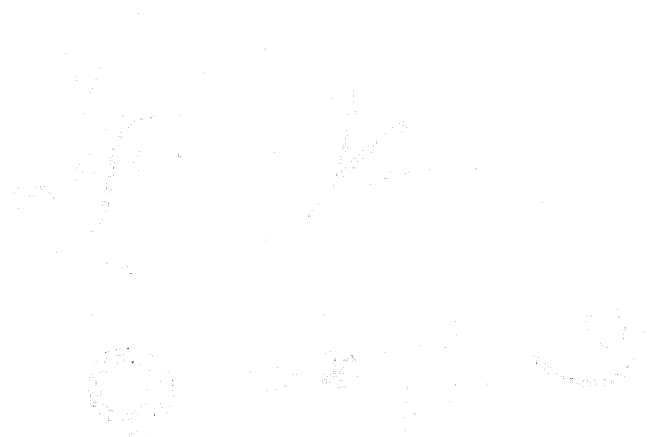
はい、ご質問をお待ちしています。

北仲：

それでは、最後に幾つかご紹介があります。

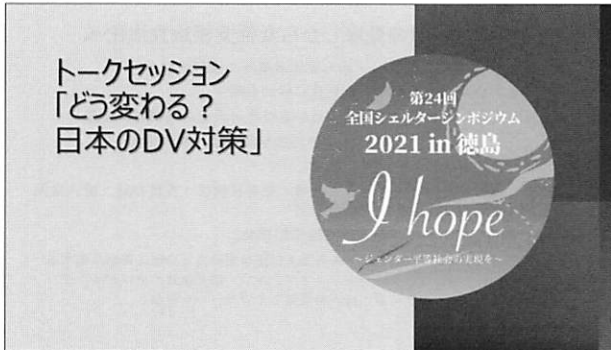
一つは、今、山崎さんが言っておりましたように、人材育成は官民間問わず絶対必要だということで、シェルターネットのほうで休眠預金活用事業の助成金を得て、学校ですね、DVや性暴力の被害者を支援できるような人材を育てるための講座とか、OJTなどのことが学べる学校を作ろうとしています。今のところ、今年度の冬に試験的な実施をし、来年度から講座ができるようにして、その後、この8月に立ち上がりました一般社団法人で資格認定をしていくことを考えております。

もう一つ、最後に悲しいお知らせが、このシンポジウムの始めに入りました。アジアの世界大会に行かれた方はご記憶に新しいと思うのですが、アジアで非常に有名な、女性に対する暴力の活動家で詩人でもあるインドのカムラ・バシン（Kamla Bhasin）さんが、今朝お亡くなりになったということです。とても悲しいですが、ご冥福をお祈りしたいと思います。





パワースライド1・北仲さん



トークの流れ

- ・趣旨説明 (北仲)
- ◎本格的な相談支援体制の導入 「婦人保護」脱却→新法
その動きはどうなっているか (戒能)
厚生労働省検討会で何が議論されたか (近藤)
ディスカッション
- ◎DV防止法の改正 改正に向けた動き (戒能)
- ◎私たちはどんなDV対策がほしいのか (山崎)
- ◎大会アピールの提案

登壇者

戒能民江 お茶の水女子大学 名誉教授
 近藤恵子 全国女性シェルターネット 理事
 山崎菊乃 全国女性シェルターネット 共同代表

司会 北仲千里

日本のDV対策の課題 全体図

被害者の相談支援	加害者対策
<ul style="list-style-type: none"> ◎DV防止法の改正 ◎本格的な相談支援体制の導入 売防法「婦人保護」脱却→新法 ◎民間シェルターにも財政的支援や、 対等な協働関係を ◎安全な離婚や面会交流の制度 ◎性暴力被害者支援との連動 	<ul style="list-style-type: none"> DV防止法 保護命令・・・ 拡充へ 加害者処罰「DV罪」など 「刑法・性犯罪」改正 加害者教育・治療・カウンセリング 専門職育成 専門家育成 ノウハウ開発・蓄積 DVを起こさない防止対策 教育 ジェンダー平等、性の多様性教育 DV・性暴力防止教育 社会全体の意識啓発 土台としてのジェンダー不平等の是正 特に「女性の貧困」解消

日本のDV被害者対策システム (現状)

日本は、公的センター中心型

配偶者暴力相談支援センター
300か所 (うち市町村設置主体: 127か所)

各都道府県に婦人相談所
公的シェルターへの一時保護 [措置]

↓ ↓ ↓
その後の対応

民間 制度の外

高すぎるハードル、使える人はごくわずか

決まるまで13日

被害者支援 理念や全国統一の基準がない

- ・「婦人保護事業」売春防止法に基づく「要保護女子」に対する「措置」であるため、被害者を支援する福祉行政として位置づけられていない。

↑

2019年10月 厚生労働省
「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」
「専門的な支援を包括的に提供する、新たな枠組みを構築していく必要がある。」新法へ!



パワポスライド2・戒能さん①



婦人保護事業から女性支援法 (仮称)へ

20210925全国シェルターシンポジウムトークセッション
戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）

1

1. 婦人保護事業の見直しから女性支援法立法化へ

①2012婦人保護事業の見直し「婦人保護事業等の課題検討会」

- ・国による初めての婦人保護事業見直し検討会開催
- ・シェルターネットおよび全婦連代表が直接厚労大臣に法改正の要望
→すぐに検討会を設置し、審議開始
- ・しかし、政権交代により検討会終了
- ・一方で、婦人相談所ガイドライン、婦人相談員相談・支援指針、婦人保護施設初の実態調査、研修体系調査検討

②2015全婦連（全国婦人保護施設等連絡協議会）

売防法改正実現プロジェクト設置、毎月婦人保護事業見直しや新法構想に関する議論、全国キャラバンなどソーシャル・アクション、国会議員へのロビイング、新法案作成など、婦人相談所長、婦人相談員もオブザーバー参加

2

1. 婦人保護事業の見直しから女性支援法立法化へ

③2016与党性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実に関するプロジェクトチーム「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」で初めて婦人保護事業の抜本的見直しを提言

④2018厚生労働省「困難を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」設置し、2019「中間まとめ」公表

⑤2021与党PT「困難な問題を抱える女性への支援の新たな法的枠組み骨子案公表」

⑥2021議員立法をめざし、超党派議員の勉強会開催
関係団体へのヒアリングを予定

3

2. 厚労省検討会「中間まとめ」

(1)「中間まとめ」のポイント

1) 女性支援に関する新たな制度設計の「基本的な考え方」を示した

- ・多様な困難な問題に直面する女性を対象とした新たな包括的支援制度の必要性
- 売春防止法（第4章保護更生）を根拠とした婦人保護事業での対応には限界
- 法制度上も売春防止法ではなく新たな枠組みの構築が必要
- 理念法ではなく、具体的な支援法を
- 売春防止法第4章廃止されると考えられる
- その他の規定廃止含めて見直し検討

4

2. 厚労省検討会「中間まとめ」

2) 新制度下での支援のあり方と支援体制

- ①売防法に基づく「要保護女子」ではなく、困難な問題を抱えるすべての女性を対象
- ②アウトリーチ・相談から保護・自立支援までの専門的支援を包括的に提供
- ③行政・民間を通じた多機関連携協働型支援
- ④婦人保護事業の3機関（女性相談センター・女性相談員・女性自立支援施設）を中核に柔軟な支援
- ⑤施設入所に限定せずに、通所・アウトリーチなどニーズに対応する支援
- ⑥子ども支援
- ⑦国・都道府県・市区町の役割明確化
- ⑧自治体と民間の連携
- ⑨第三者評価、権利擁護制度
- ⑩売春防止法第3章「補導処分」、婦人補導院法の廃止

5

2. 厚労省検討会「中間まとめ」

(2) 運用改善（10項目）

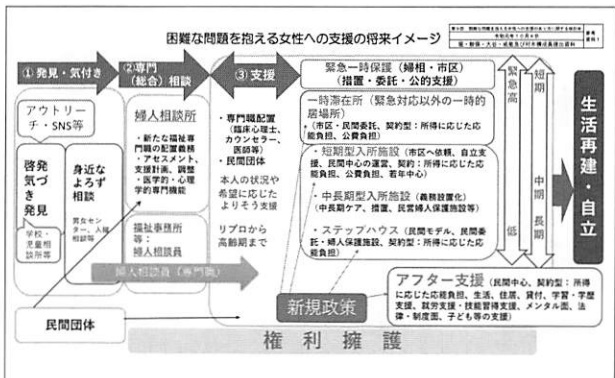
- ①他法他施策優先の取扱の見直し（通知改正）
婦人保護事業による支援の消極性、暫定性、機械的対応
- ②一時保護委託の対象拡大と積極的活用（留意事項）
若年女性への対応では民間支援団体の積極的活用と柔軟な対応
婦人保護施設への措置入所手続き
- ③携帯電話等の通信機器の使用制限等（一律制限）の見直し
→「一時保護所・婦人保護施設における通信機器基本的対応方針」・ガイドライン

6

3. 新法制定に向けて

- ・実効性のある具体的な支援法制定へ
- ・売春防止法体制・思想からの脱却を
- ・利用者本位の複線型支援体系の構築を
- ・「切れ目のない」包括的専門的な支援体制
- ・婦人保護事業3機関の改革を
- ・民間団体の位置づけの明確化と財政支援の強化

7





パワポスライド3・近藤さん



**女性自立支援法の制定に向けて
新たな制度に対する提言**

全国女性シェルターネットワーク理事
近藤恵子

新たな制度の基本的考え方
人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、さまざまな困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度。

新たな枠組みの必要性
女性を対象とする専門的な支援を包括的に提供する制度について、売春防止法ではなく、あらたな枠組みを構築。(女性相談支援センター・女性相談支援員)

新たな制度の下で提供される支援のあり方
行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指す。

地方公共団体と民間団体の連携協働の在り方
民間シェルターをはじめ若年女性からの相談等に対応して多様な支援を行う民間団体の特色や経験、強みを生かしながら、地方公共団体等と民間団体の連携・協働を推進。民間支援団体を女性支援の重要な社会資源と位置づけ、基礎的運営費を公費負担とする。

関連する他制度との連携等のあり方
DV防止法、児童福祉法、児童虐待防止法のほか、障がい者関係、生活保護法、生活困窮者自立支援法の法制度を含め、他法に基づく制度・支援との連携調整等を推進していくための仕組みづくり。

当事者を権利主体とする支援制度

【暴力被害の気づきから相談へ】
緊急対応につながる24時間のホットライン
警察、医療機関、DVセンター、民間シェルター
専門相談
女性相談、福祉行政、司法手続き、児童虐待、カウンセリング、医療相談、
性暴力ワンストップセンター
※相談の入り口を広げ、支援の受け皿を多重につなぐ。

当事者を権利主体とする支援制度

【緊急対応】
当事者の安全が絶対的な優先順位
シェルター対応を求める当事者すべての受け入れ
官民を問わず当事者が望む施設への受け入れを保障
子どもを独立した被害当事者、権利行使者として支援
中長期回復支援の二スにあわせた連携協力

※民間シェルター等支援団体を女性支援の重要な社会資源として公的機関と対等に位置づける。
※措置・判定から申請・活用へ。

**必要とされる法整備
実体法としての実効的な法体系**

逃げない
加害者処罰、緊急保護命令、DVコート

やめない
職場・学校・地域における安全確保と生活保障

奪われない
キャリア、財産、人間関係等々、基本的人権

現場・当事者のニーズに沿った支援制度
検討会構成委員をはじめとする専門家及び関係者
当事者の意見を広く聴取すること



パワポスライド4・戒能さん②



内閣府女性に対する暴力専門調査会
「配偶者暴力防止法見直し検討WG」について

20210925全国シェルターシンポジウムセッション
戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）

1. 審議の経緯と背景

- ①202103女性に対する暴力に関する専門調査会報告書
「DV対策の今後の在り方」
- DV対策の現状と課題の整理-保護命令申立の対象となる暴力の範囲の拡大-精神的暴力、性的暴力
- ②201906児童福祉法等改正に基づくDV防止法一部改正
 - 2018目黒区事件、2019野田市事件（DVと一体化した児童虐待死事件）
 - に基づく児童虐待とDV対策の連携
- ③2016、2021ストーカー行為規制法の改正
 - 緊急禁止命令、警告警告主義の廃止、罰則の強化（1年から2年へ）、被害者支援（民間シェルター費用援助、公営住宅配慮）、禁止命令の有効期間の1年ごとの更新、SNS
 - GPS
 - ④コロナ禍の影響

2. 論点

- (1) 通報の対象となる暴力
 - 現行法では「身体的暴力」に限定（6条1項）
 - →精神的暴力・性的暴力へ拡大
- (2) 保護命令の対象となる暴力の範囲の拡大
現行法では「身体的暴力または生命等への脅迫」に限定（10条1項）
→精神的暴力・性的暴力へ拡大
- (3) 通報や保護命令の在り方
- ①保護命令の発令要件「生命身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」
- ②新たな命令や暫定的な命令の創設・緊急保護命令

2. 論点

- ③保護命令違反の罰則強化
 - 「1年以下の懲役or100万円以下の罰金」
 - ストーカー行為規制法では「2年・200万円」へ改正
- ④保護命令の有効期間を1年にし、「再度申立て」ではなく延長へ
(4) 加害者更生
内閣府-自治体で試行的に加害者プログラムを実施し、ガイドライン策定の予定
2016内閣府「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る児たち調査研究事業報告書」のまとめが重要
*DV防止教育の義務化（24条「教育啓発努力義務」の具体化）

2. 論点

- (5) 児童虐待とDV対応の連携
- ①情報共有の在り方
 - 厚生労働省「DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン要約版」
- ②内閣府202009「DV・児童虐待事案におけるDVセンターと児相などの関係機関の連携」アンケート調査が重要
 - DV被害者の不安やDV担当者の懸念、児相のDV認識・理解
- ③制度上の問題-DVセンターは児相に虐待通告義務があるが、その後の状況の児相からのフィードバックがない。DVについての児相への情報提供や通報義務がない→DVと児童虐待を一体として対応する制度的枠組み必要>

2. 論点

- (6) 子どもの被害者としての位置づけ
- (7) 逃げない/逃げられない被害者
- ①退去命令期間の6か月あるいは1年への延長
- ②精神的ケアとソーシャルワークの両側面からの支援
(長崎県の民間委託による「被害者自立支援事業」)
- ③逃げないで済む制度設計
 - (オーストリアDV法の緊急退去・接近禁止命令と一般的支援+民間による専門的支援)

3. 委員から出された論点


- (1) 今回の法改正の範囲
 - 総合的・包括的なDV法へ向けた抜本的改正
- (2) 保護命令-使いにくさ、非身体的暴力の軽視
 - 緊急保護命令制度ではなく、現行法14条1項但し書きの「無審尋」による保護命令制度を使えばよい。
 - 保護命令の対象範囲の拡大-デートDV、同性間のDV
 - 性的暴力の範囲
- (3) 被害者支援-ワンストップセンターの必要性
 - 被害者支援の強化と民間団体への支援・位置づけの強化
 - 一時保護基準と一時保護所での支援内容と規則、継続的包括的支援



パワースライド5・山崎さん

私たちはどんなDV対策がほしいのか

当事者・支援現場からの声



1. 相談・一時保護
2. 新しい生活(中長期支援・回復支援)
3. DV防止法・保護命令
4. 加害者処罰
5. 人材育成
6. 民間団体の位置づけ

相談

- ・相談窓口は市町村、男女共同参画センター、婦人相談所、警察など様々
⇒被害当事者が自分で回って何度も同じ説明を強いられる。
- ・行政手続きがワンストップ化されていない
⇒役所の中をスタンプラリーのように回る
(戸籍住民課→児童手当→健康保険→生活保護)

↓

利用しやすいワンストップセンターを！！

一時保護

保護を求めてきた被害者を速やかに一時保護してほしい

- ・妊娠中だが産む病院が決まっていない、医療費分のお金を持っていない
- ・現金や預貯金がある
- ・夫が逮捕・勾留中(だから危険でない)
- ・緊急性がない(精神的なDV)
- ・年齢・国籍・障がい

アメリカ FAMILY JUSTICE CENTER

- ・危機介入、支援計画、リスクアセスメント
- ・アドボカシー:啓発・精神的サポート
- ・警察内のDV刑事ユニットセンター
- ・保護命令
- ・託児・通訳・難民支援
- ・24時間性暴力対応
- ・被害者サポートグループ
- ・司法支援
- ・シェルター

中長期支援・回復支援

- ・避難→生活政権→自立までの包括的な支援

当事者が抱えている問題は様々

例: 被虐待→家出→暴力被害→妊娠→中絶・出産(札幌での事例)

↓

縦割りを越えた行政支援が必要

DV防止法

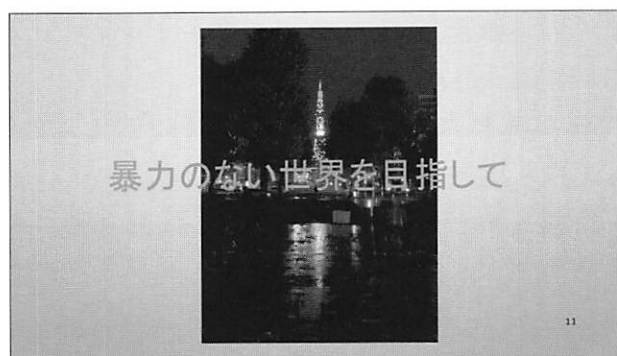
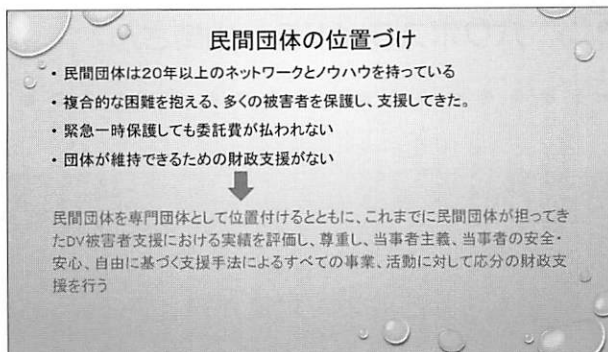
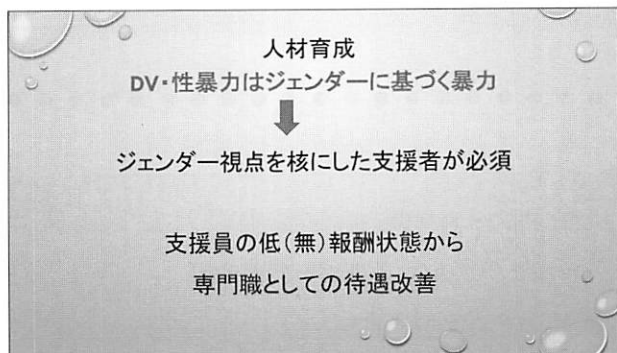
1. 保護命令制度の対象及び範囲の拡大
 - ・精神的DV、性的DV、社会的DV
 - ・同居の有無、性自認にかかわらず、親密な関係になるカップル
2. 緊急保護命令(通常保護命令は発令まで平均13日かかっている)
3. 発令中の面会交流の禁止
4. 期間の延長:半年は短すぎる(半年たつのを待って付きまとい)

加害者処罰

- ・被害者が逃げ隠れし、離職や転校を強いられる
- ・加害者は通常通り自宅から通勤し、なにも困らない=加害者は変わらない

↓

処罰+法的強制力のある加害者プログラム





分科会一覧

分科会 A (午前の部) 9月26日(日) 10:00～12:00

番号	タイトル	担当団体
A-1	どう変わる？日本のDV対策(続き)	NPO 法人全国女性 シェルターネット事務局
A-2	GBV 被害者支援の新たなシステムをめざして ～DV 罪の制定、加害者更生プログラムの義務化 & 女性と子ども支援のネットワーキング	NPO 法人 女性ネット Saya-Saya
A-3	暴力の連鎖を断ち切るために ～女性と子どもの人権を考える	CAP とくしま

分科会 B (午後の部) 9月26日(日) 13:00～15:00

番号	タイトル	担当団体
B-1	面会交流、「共同親権」論を考える	NPO 法人全国女性 シェルターネット事務局
B-2	コロナ禍における女性の困難とその支援	NPO 法人 女のスペース・おん
B-3	支援の背骨はフェミニズムである ～シェルターとフェミニストカウンセリング 二つの現場からの報告～	有限会社フェミニスト カウンセリング堺
B-4	10代を取り巻くデジタル性暴力 (リベンジポルノやアダルトビデオへの出演) ～何が起きているのか？必要な支援とは何か？～	NPO 法人ぱっぴす (ポルノ被害と性暴力を考える会)

分科会

A-1

どう変わる？日本のDV対策（続き）

担当団体	NPO 法人全国女性シェルターネット事務局
協力団体	
司 会	北仲千里（NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表）
発 題 者	山崎菊乃（NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表） 近藤恵子（NPO 法人全国女性シェルターネット理事）
分科会の趣旨	1日目の「トーク・セッション」に引き続き、婦人保護事業の見直し、DV法改正、その他関連法の改正などについて、報告及び参加者とのディスカッションを行います。
分科会の概要	<p>1日目の「トーク・セッション」に引き続き、婦人保護事業の見直し（「女性自立支援法」の制定）、DV法改正、その他関連法の改正などを取り上げます。</p> <p>NPO 法人全国女性シェルターネットが2020年9月にまとめた「私たちが目指す『女性に対する暴力 被害者支援』（特にDV編）」や、そのアンケートに寄せられた声などを紹介しながら、世界基準からはるかに後れをとっている日本のDV対策が今後どう変わる可能性があるのかを議論します。</p> <p>1日目は、参加者からの質疑や発言を受けられなかったもので、この分科会では、参加者の皆さんの質疑などを受けながら、皆さんとディスカッションしたいと思います。</p>
参加者数 (視聴者数)	94名





初日のトークセッションに続いて、現在の婦人相談所による「婦人保護事業」（売春防止法を根拠法として各都道府県に設置されている。現在のDV相談支援では、公的シェルターへの「一時保護」決定は、この婦人相談所が行うことになっている。）に代わる、新しい「専門的・包括的な相談センター」を作る新法が準備されているということについて、この厚生労働省の検討会委員でもあったシェルターネットワーク理事の近藤恵子さんに報告してもらいながら、質問を受け、話し合いました。

1. 私たちは、どんな相談センターがほしいのか。

私たち民間シェルター団体は、もっと公的な財政支援を得て、支援の担い手として重要な役割を果たさせてほしいと思っていますが、日本は「公的なセンター」中心型です。公的なセンターが中心となる新しい法を作るとしても、まずは理念や対象をはっきりさせたセンターを作り、そこに、私たち民間も連携して活動できる存在になりたいと考えています。

考えてみた「新法」試案（近藤ほか当日スライドより）

◆まず、理念が大切だと思います。

【新たな制度の基本的考え方】

人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、さまざまな困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度であること。

【支援理念】として

当事者中心主義 女性は権利行使の主体 措置から権利行使へ ということをふまえるべきです。

（法の条文イメージを書いてみました）→【法律の目的・基本的考え方】

女性が抱える困難は、歴史的に形成されてきた男女間の不平等な力関係による支配や差別が、女性の人権を侵害してきた結果にほかならない。人権を侵害され、困難を抱えるすべての女性や子どもたちは、緊急（即時）、短期、中長期にわたる包括的かつ専門的な回復支援サービスを、自ら選択決定して活用する権利を有する。政府や地域社会には、女性の人権を保障する責務がある。ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶をめざし、困難を抱えるすべての女性・子どもの人権を擁護し保障するために、専門的・包括的・総合的支援の枠組みを示す。

【対象】

ジェンダーの構造によりもたらされるあらゆる困難 これらのものを含むべきです。

DV／性暴力／性虐待／ストーカー／人身取引／ホームレス／家族等からの暴力／家族関係の破綻／生活困窮／疾病／リプロダクティブヘルス・ライツに関する困難／望まない妊娠・中絶・出産等／セクシュアルハラスメント／マタニティハラスメント／パワーハラスメント／ポルノ被害（AV強要）／デジタル性被害（IBSV）／女性として抱えるその他の困難

（法の条文イメージを書いてみました）→【対象】

性暴力、性虐待、性搾取、DVなどの被害や妊娠・出産など、女性であるがゆえに生じる困難な問題を抱え、現に、心身の健康侵害や居場所の喪失など、社会における自立・生活再建に支障をきたしており、支援を必要とする女性およびその子ども、若年女性、性自認が女性であるすべての人々を対象とする。

（法の条文イメージを書いてみました）→【定義】

「女性が抱える困難」には、ジェンダーに基づく暴力被害及び女性であることからもたらされる心身・生活上の困難、生命の存続にかかわる困難のすべてが含まれる。」

【支援へのアクセス】

困難を抱える女性や子どもたちは、いつでも（24時間365日対応）、どこでも（生活圏の範囲）、無料で（公費負担）、支援先を自ら選択し、必要な支援サービスを求めることができる（当事者の選択による権利行使）。
 というものにすべきです。

暴力被害や困難の発見と気づき	・アウトリーチ ・情報へのアクセス ・相談機関の活用
制度の活用	・適切な窓口、支援機関へのアクセス
安全対策	・一時避難—シェルター・ステップハウス等の活用 一時避難、継続避難、リヒート避難等、多様・多目的な用途に対応できるシェルター （外国籍女性、妊娠・出産対応、若年女性、高齢女性、障がいや疾病） ・逃げない選択と安全確保 保護命令等 加害者対応 ・仕事、学校、社会的生活の保障
回復支援	・心身の健康回復 ・生活再建 ・就労・職業訓練・就学支援等の経済的支援 ・社会的関係の再建 ・子どもの支援

離婚等

特に性暴力系の支援の場合 これらの支援も

加害者に責任を取らせる
 （刑事・民事）（職場・学校・地域）

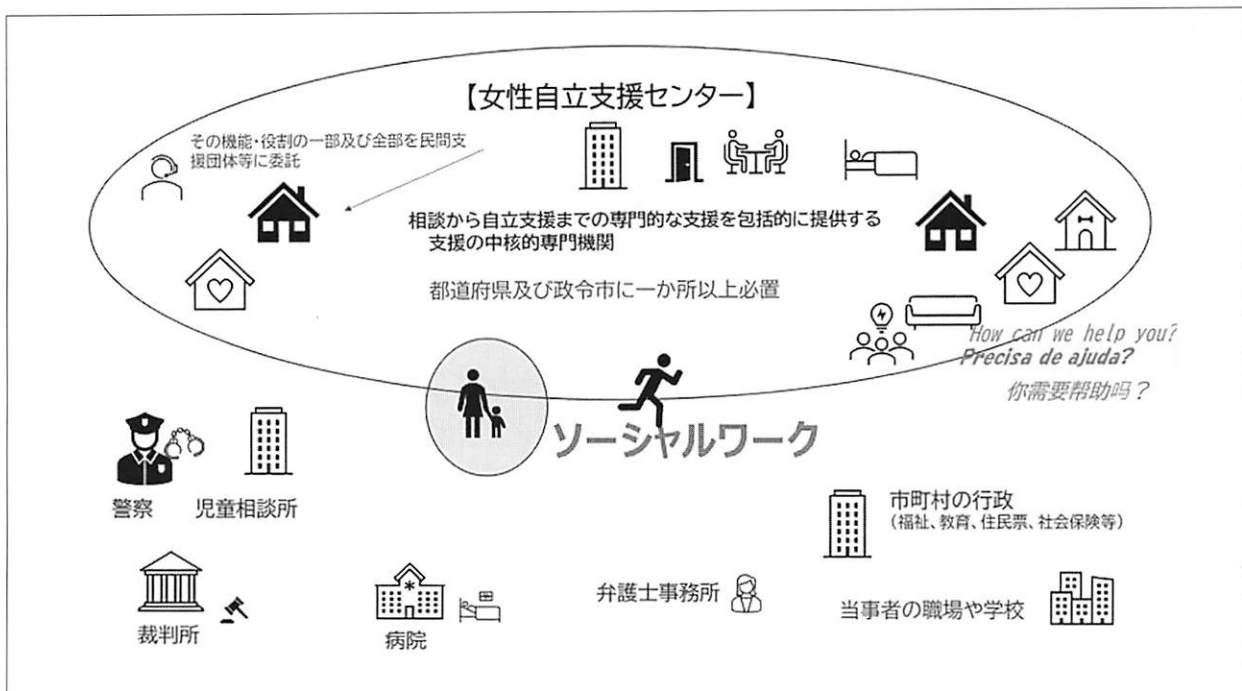
医療 緊急避妊・中絶・検査・治療・証拠採取（産婦人科）
 精神科・心療内科ほか

二次被害防止 被害拡大防止（オンライン削除要請など）

【女性自立支援センター】

「女性自立支援センター」は、相談から回復自立までの専門的な支援を包括的に提供する、女性支援の中核的専門機関

「センター」は、都道府県及び政令市及び中核市等、必要に応じて設置できる。
 その機能・役割の一部及び全部を民間支援団体等に委託することができる。



その機能

- ソーシャルワーク・コーディネートセンター
- 24時間365日のホットライン
- DVセンター
- 性暴力ワンストップセンター
- DV・性暴力被害者回復支援センター（中・長期）



- 子どもの回復支援センター
- 専門分野別 サポートシェルター、ステップハウス、専門別相談窓口
(外国籍、若年、妊娠・出産支援、LGBT、高齢女性)

【人員配置】

女性自立支援センターには、女性支援に必要とされる専門職員を配置する。

女性相談専門支援員、心理カウンセラー、医師、弁護士、子どもの支援員ほか、必要とされる専門支援職員

必要な研修（基礎的な知識・支援スキル・ジェンダー理解＋支援実習）を受けた人（専門職員としての身分保障）

「センター」には、専門部署ごとに少なくとも6名以上の「女性相談専門支援員」を正職員として配置しなければならない。（※2人一組で従事）

【女性相談専門支援員の仕事】

□ ケース対応

相談業務：アウトリーチ、面接、電話、メール、SNS など
ケース検討、リスクアセスメント、危機介入
セーフティプラン・支援計画の策定

→ その実現のためのソーシャルワーク

連携業務 地域連携、広域連携、関係機関・団体等
医療支援、行政支援、司法支援、生活支援、経済支援、メンタルサポート
それらへの同行支援

□ 職員研修 啓発活動 調査研究 その他必要とされる業務

【専門支援員の役割】

- ・ソーシャルワークを担う専門職として、支援業務を主導推進する。
- ・支援プログラム策定会議等を招集し、策定、実行

【国の責務】

基本方針（ナショナルスタンダード）を策定

【地方自治体の責務】

基本計画（アクションプラン）を策定し、地域社会の実情に応じた実効性のある施策を推進

財政負担：国が4分の3、地方公共団体が4分の1（生活保護と同様に）

その他【第三者評価 苦情処理】の導入

- ・専門的人材育成（例：必須 研修時間・科目を設定）
- ・調査研究

全国女性シェルターネットでは、このような案をもとに皆さんと議論し、また、政治家や世論に働きかけて、望ましい相談センターの法を実現していきたいと考えています。

なお、新規人材育成については、シェルターネットは休眠預金活用事業助成金や複数企業、個人からの寄付などをもとに、カリキュラムを作り、オンラインを中心に学べる学校をスタートする予定です（「エンパワメント・スクール」2022年1月に試行実施を行った後、2022年夏から本格スタートします。また、新しく立ち上げた一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターの方で、専門支援員などの資格認定を行っていくことを目指しています。）。



エンパワメントスクール ウェブサイトはこちら。
<https://www.gbv-epschool.or.jp/>

2. 立法化の動き

現在、超党派の議員立法を目指し、与党野党内でヒヤリングや素案づくりがされています。5月現在の与党の骨子案は、検討会の論点を上手にまとめた感じではありますが、私たちが大切だと考える「<措置>ではなく、支援を望む人がみんな支援を受けられること（「措置から申請主義へ」）」などは書かれていません。現在の婦人保護事業とどこまで違うもののできるのか、まだまだ注目、働きかけが必要です。

与党骨子案（5月当時）

困難な問題を抱える女性への支援の新たな法的枠組み骨子

令和3年5月13日

与党性暴力・性犯罪被害者支援体制の充実に関するPT

（新たな法的枠組みの構築の背景・趣旨）

- 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」（要保護女子）の「保護更生」を図る事業として始まり、法制定以来、一度も抜本的な見直しがなされていない。
- しかし、この間、女性を巡る課題は多様化・複雑化・複合化し、平成13年にDV防止法、平成25年にストーカー規制法その他、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、婦人保護事業の対象として運用してきたが、売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界が支援関係者はじめ各方面から指摘されている。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が求められる中、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が明らかになったが、こうした支援を必要とする女性たちに婦人保護事業が十分対応できていないという厳しい実態も浮き彫りになった。
- こうした実態をこれ以上放置することなく、婦人保護事業を売春防止法から切り離し、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな枠組みを構築するものとする。

◆目的

- 女性は性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する機会が多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性に対し、包括的な支援を提供し、もって人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会を実現する。

◆基本理念

- 多様化・複雑化・複合化する困難な課題への相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供する体制を整備
- 行政・民間団体が一体となって早期かつ切れ目のない支援を実施
- 人権の擁護、男女平等の実現

◆対象者

- 性暴力・性犯罪被害者（性虐待含む）、予期せぬ妊娠・特定妊婦、DV・ストーカー、人身取引被害者、



家族関係破綻（家族からの虐待含む）、生活困窮等様々な困難な問題を抱えている又は抱える恐れのある女性

○被害女性が同伴する児童

◆国及び地方公共団体の責務

○国及び地方公共団体（都道府県・市区町村）に係る役割や位置づけの明確化

* 現行の売春防止法には市町村の支援の実施規定なし

◆基本方針及び基本計画

○国による基本方針の策定

○都道府県基本計画及び市区町村基本計画の策定

◆支援機関等

○女性相談センター（仮称）← 現行の婦人相談所
（一時保護を実施する施設を必置）

○女性相談員（仮称）← 現行の婦人相談員

○女性自立支援施設（仮称）← 現行の婦人保護施設

○民間支援団体

◆支援措置

○相談支援の実施

・ 行政のみならず民間団体においてきめ細やかな相談支援を実施（アウトリーチ含む）

・ SNS 等による相談支援体制の整備

・ 居場所の確保

○一時保護の実施（一時保護基準の明確化）

○女性自立支援施設への入所

○同伴する児童への支援（学習支援等）

○自立に向けた各種支援制度（就労、住まい、医療、司法等）との連携

◆支援調整会議の法定化・支援プランの策定

○地域における支援機関や民間支援団体、児童相談所等関係機関等を構成員とする支援調整会議を法定化し、支援プランを策定

◆関係施策の活用・関係機関等との連携規定の創設

○DV 防止法、児童福祉法、児童虐待防止法その他、母子保健法、医療・介護・障がい等福祉関係、生活保護法、生活困窮者自立支援法、社会福祉法等に基づく制度やそれに基づく支援の活用

○児童相談所、民生委員、母子生活支援施設、ワンストップ支援センター、男女共同参画センター、教育委員会、学校、法テラス等法律相談窓口等司法との連携

○広域連携の仕組みの構築・推進

◆教育啓発、調査研究、人材育成等

○人材養成、確保、資質・専門性の向上

○調査研究

○社会に対する啓発の充実

◆財政負担・補助

- 都道府県・市区町村による費用の支弁。国による都道府県・市区町村が支弁した費用の負担・補助の法定化

◆民間支援団体の活動に対する援助

- 国及び地方公共団体による民間支援団体への必要な援助（財政的支援、民間委託の積極的活用）

◆関係法令の整備

- 売春防止法第3章及び第4章の廃止
- DV防止法に基づく支援措置等についての調整

◆その他検討事項

- 利用者の権利擁護
- 第三者評価体制
- 見直し規定



A-2

GBV 被害者支援の新たなシステムをめざして

～ DV 罪の制定、加害者更生プログラムの義務化
& 女性と子ども支援のネットワーキング

担当団体	NPO 法人女性ネット Saya-Saya
協力団体	アウェア
司 会	松本和子 (NPO 法人女性ネット Saya-Saya 代表理事)
発 題 者	山口のり子 (アウェア代表) 松村歌子 (関西福祉科学大学・健康福祉学部教授) 馬場 望 (弁護士・くくな法律事務所) 直井裕子 (江戸川区児童相談所・心理係長) 和泉友子 (NPO 法人女性ネット Saya-Saya 相談員)
分科会の趣旨	被害者支援としての、加害者更生プログラムの法制化を目指す動き、児童相談所における DV 相談や、心理教育プログラムの試みなど現場からの体験報告を受けながら、今後のあるべき被害者支援のシステムを描いていきます。
分科会の概要	<p>この分科会では、以下の5人のシンポジストからそれぞれ10分ほど話していただき、その後、会場からの質問を受けて、それに答えながらパネルディスカッションをする予定です。</p> <p><シンポジスト></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山口のり子 (アウェア代表) 被害者支援の一環として19年実施している加害者プログラムについて。実施者の全国組織化と他団体との連携について 2 松村歌子 (関西福祉科学大学・健康福祉学部教授) 加害者に責任をとらせるための、加害者更生プログラムの法による強制化の必要性について (カナダ・アメリカなど諸外国の例を紹介) 3 馬場 望 (弁護士・くくな法律事務所) 被害者支援と加害者更生プログラムの連携の必要性について (連携事例も含む)、面会交流における被害者支援 (子どものセラピストの意見書、加害者更生プログラムの活用の必要性について) 4 直井裕子 (江戸川区児童相談所・心理係長) 児童相談所における女性相談との連携。心理教育びーらぶオレンジ (虐待を受けた子どもと施設職員の同時並行心理教育プログラム)、チェンジ (加害者の更生プログラム) の導入について 5 和泉友子 (NPO 法人女性ネット Saya-Saya 相談員) 民間の DV 被害者支援員が児相で相談を受ける意味。アウトリーチの必要性。児相と女性相談をつなぐ (事例も含めて。個人情報加工)。児相で DV 相談をするメリット
参加者数 (視聴者数)	88 名

はじめに

この分科会では、GBV (Gender-Based Violence) 被害者支援としての、加害者更生プログラムの法制化を目指す動き、児童相談所における DV 相談や、心理教育プログラムの試みなど現場からの体験報告を受けながら、今後のあるべき被害者支援のシステムを描いていきます。

DV 防止法ができて 20 年、被害者支援の現場で奔走してきた私たちですが、ここで、諸外国では法制化している「加害者の更生プログラム」について、改めて考えていきたいと思えます。これまで被害者支援もままならないのにと、タブー視されてきた加害者更生プログラムの、日本でのこれまでの取り組みを、アウェアの山口さんに、そして諸外国での取り組みの紹介も含めて、関西福祉科学大学の松村さんに話していただきます。

そのあとで、くくな法律事務所の馬場さんに、DV が背景にあるケースの離婚調停と被害者支援・子どものケア・加害者プログラムについて、加害者と被害女性と子どもに接している現場からの声をあげていただきます。

さらに、新たな取り組みとして、区レベルで初めてできた江戸川区児童相談所で、加害者の更生プログラム、心理教育プログラム「びーらぶ」の新たな取り組みについて直井さんに紹介していただきます。

最後に、江戸川区児童相談所で、子どもへの虐待の背後にある DV を見据えて、女性の相談をしている、Saya-Saya の相談員和泉さんから新たな取り組みについて報告をしていただきます。

これらの報告、提案などからこれまでの支援に足りなかったあらたな側面や、ネットワーク作りについてのヒントをそれぞれの現場から考えていただければ幸いです。

「アウェアの活動と加害者プログラムの必要性について」

山口のり子 (アウェア代表)

Saya-Saya の松本さんのおかげで、20 年かかりましたが、とうとうシェルターシンポで加害者プログラムのことをお話しする機会をいただけて大変うれしく思います。

まずアウェアの活動についてご紹介します。活動には 4 つの柱があります。

1 つ目が DV 加害者プログラムです。2002 年に始めて 20 年目になります。DV の加害者の男性だけが対象で、それを被害者支援のひとつの方法として行っています。ですから被害者から必ず話を聞いてどうしたいか訊ね、その希望に沿っていきます。同居や別居のルールを一緒に作ったり、離婚や離婚後の生活について情報提供をしたり、面会交流の条件に加害者プログラムの参加を相手に要求するよう勧めたりもしています。

2 つ目がデート DV 防止プログラムです。2003 年に「デート DV」という言葉をつくりました。その言葉をタイトルにした本で、言葉と概念と若者向け防止プログラムを紹介しました。子どもたちに、なぜデート DV が起きるのかその原因をしっかりと伝えることができるプログラム実施者を 2006 年から養成しています。

3 つ目が DV の被害に遭った女性を支援するプログラムです。加害者プログラムの教材には被害者にも役立つものがいろいろあるので、それらを被害者バージョンに変えて作りました。自分を責めている女性に、DV は社会の仕組みから起きることだということを学んでもらいます。そして DV を見抜く力や支配されない力を身につけてもらいます。

4 つ目がジェンダー平等社会をめざす取り組みで、オンラインサロンやセミナーなどを行っています。

皆さん、「力と支配」という言葉はよくご存知のことと思います。力と支配はいろんな形で表れます。家で起きれば DV です。交際相手にすればデート DV です。職場などで起きればセクハラです。レイプも力と支配です。紛争下での女性への暴力も性暴力も、集団や国家などの権力が介在する力と支配です。



国際社会ではこれら女性への暴力を「ジェンダーに基づく暴力」と定義しています。「ジェンダーに基づく」という言葉は、歴史的に長いこと続いている男女間の権力の不平等に根ざしているという事実を浮き彫りにしています。

日本はジェンダー平等が遅れています。DVは今も根付く家父長制等の社会規範によって生じる男女間の不均衡な力関係や、性別役割などの価値観から生み出されます。ジェンダー規範は、親密関係での性別役割の決めつけや押し付けや縛りになり、それがふたりの間に上下関係をもたらします。性別役割がDVの種です。社会的、経済的にこんなに大きな格差をもたらす性別役割は、それ自体が女性に対する暴力だと私は思っています。

DVをこのように捉えているアウェアの加害者プログラムは、いったいどんなものかという、それは治療でもカウンセリングでもありません。グループで行う教育と訓練です。加害者には1回2時間のプログラムに52回以上通ってもらいます。卒業はありません。卒業にはパートナーの許可が必要です。本当の評価ができるのはパートナーだけだからです。変化の証明書や修了証を出すようなことは危険なことで、やってはならないことです。プログラムの目的は、DVは「相手を支配するため」に手段として「自分が選択した行為である」ことに気づいてやめることです。そのために価値観を変え、DVした結果に向き合ってその責任をとることです。そして相手を尊重する方法を学んで実行することです。

そこで、グループでどんなことをするのか、効果はあるのかお話します。プログラムのファシリテーター（実施者、以下F）は教師でも指導者でもありません。正論で説教したりもしません。Fの役割は、男性たちが正直にオープンに、してしまったDVや体験、考えや気持ちなどを自ら語り、互いに聞き合う場を作ることです。彼らは互いに指摘やアドバイスをし合うことができます。なぜなら自分のことは分からなくても人のことは分かるからです。DVした自覚のない人でも、仲間には「それ、DVですよ」と言えるし、見事な分析や考察、厳しい指摘や批評も、適切なアドバイスもします。仲間にも言われたことは素直に聞けるのです。これがグループの心的相互作用であり、効果的なのです。こういうことを通じて、自らのDV行動や自分自身を客観的に振り返るようになります。さらに教材で新しい情報や価値観を学び、相手の立場や痛みなどに「気づく」ようになります。でも、本人次第で、変わる保証はないし、時間がかかります。途中でやめてしまう人もまったく変わらない人もいます。しかし参加し続ける人は少しずつ変化を見せます。パートナーに認められるほど変わる人もいます。アウェアはこのようなプログラムを被害者支援の一環として行っています。

しかし、これまで加害者プログラムへの批判がさまざまありました。

- ・加害者は絶対変わらない。やってもムダ（そんなことはありません。簡単には変わりませんが、変わる人たちが確実にいます。でも変わる、変わると宣伝することは危険だと思います。）
- ・被害者支援のために加害者のことを知る必要なし（反対です。必要です。加害者のことを知ることは、よりよい被害者支援につながります。被害者を支援する人は加害者のことを深く知り、加害者プログラムをする人は被害者のことを深く知る必要があります。）
- ・被害者を逃がせば解決。加害者はほっておけ（加害者が変わらなければ、被害者は安心して安全に暮らすことはできません。追いかけてくる加害者もいるし、次の人を見つける加害者もいます。子どもにも悪影響を与え続けます。）
- ・加害者はプログラムを利用して悪化する（確かにそういう加害者もいます。だから参加のルールを作り、被害者とも連絡を取り合ってさらなる加害を防止します。）
- ・加害者への罰則規定がないのに加害者プログラムだなんて！（確かにそうです。でも例えば米国も法律がどんどんできたわけではありません。民間による加害者プログラムの長い草の根運動の結果、法律が作られました。）
- ・加害者に支援は不要（いいえ、被害者支援のために、加害者が変わるのを支援することは必要です。相手を見限ることに罪悪感を抱く被害者のためにもなります。）

「フェミニストの山口さんがなぜ加害者のことをやるのか？やめろ」と言われたこともあります。私は加害者プログラムを米国カリフォルニア州のリーダーのフェミニストから学びました。彼女も同じように批判されてきたと言います。「ジェンダーに基づく暴力」の仕組みをよく理解したフェミニストが加害者プログラムをするべきだと、私は思っています。加害者プログラムの存在そのものが、社会はDVを許さないというメッセージになります。加害者プログラムは、重要な被害者支援のひとつです。

課題は、そもそも自分がDVをしている自覚がまったくない多くの加害者たちをどうするか、です。加害者プログラムに向かわせる力として、2つの命令があります。妻やパートナーによる命令と裁判所による命令です。カリフォルニア州のディズニールランドで逮捕された日本人観光客の男性が裁判所命令で帰国後アウェアに52回通ったことがあります。でも日本にあるのは妻やパートナーによる命令のみです。DVの問題解決の責任を被害者だけに負わせている状態です。被害者に加害者を変える責任はありません。加害者を変える責任は社会にあります。社会が加害者を生み出しているからです。社会が介入し、加害者に責任を取らせる法制度や仕組みが必要です。私は次の5つのことを求めたいと思います。

(1) 刑法でDV罪の創設を

DVは虐待であり犯罪ですから加害者に責任を取らせるために逮捕、更生義務を課す法律を求めます。

(2) 面会交流の条件に加害者プログラム受講を

カリフォルニア州では、家族法でDV加害者であると見なされた人が面会交流を要求した場合は、加害者プログラムを受講することで、自分が安全な親であることを証明しなければならないことになっているそうです。

(3) DV専門裁判所と裁判官を

日本では被害者は法制度でも苦しめられています。裁判所関係者がDVを理解していないのでDVの事実認定ができません。中立に立とうとするので加害者に味方してしまいます。保護命令とともに、あるいは面会交流を認める条件としてプログラムの受講を課す法律を求めます。

(4) 隔離、加害者プログラム受講、戻して監視という仕組みを

被害者が家を出るなんて本当に理不尽なことです。家を出るべきは加害者です。私の理想はイスラエルの「加害者の家」です。加害者を10人くらい共同生活させて、そこから通勤させます。夜な夜なプログラムを受講させ、地域に戻してから周りで監視する仕組みです。

(5) ジェンダー平等を基軸にしたデートDV防止教育を

全国のすべての子どもたちに、ジェンダーの問題をしっかりと伝えるDV（デートDV）防止教育を義務教育に加えることを求めます。教育現場の教職員に担わせるのではなく、民間でしっかりとジェンダーのことを学んだ人たちが仕事として担える仕組み作りを求めます。

社会を変えるのは時間がかかることですが、必ずできると信じて続けましょう。



「DV加害者に責任を取らせる法制度の実現に向けて」

松村歌子（関西福祉科学大学）

日本のDV被害者支援においては、暴力のない環境に「逃がす」支援が中心となっているが、実際には一時保護制度を使いにくい状況にあり、一時保護の件数は低下傾向にある。また、被害者を支援するにあたっては、一時的に逃げることを支援して終わりではなく、中長期的な自立に向けた「切れ目のない支援」が必要であるだけでなく、家に居ながらにして支援が受けられるような仕組みなど、支援の選択肢を増やし、当事者一人一人に合った形の支援を提供していく必要があり、さらには、暴力の問題を社会全体の問題として捉え直すこと、重大な事件化する前に、早期の段階から加害者にも働きかけをしていくことが必要になる。

本報告では、加害者対応についての国の取組の流れを紹介し、カナダの加害者プログラムの受講の経緯を参考に、被害者支援の現場において必要な機能と役割、加害者へのアプローチの仕方と実効性の確保、実効的な被害者支援に必要な制度設計や国家の役割について検討した。

シェルターシンポジウムin徳島2021 A-2分科会
GBV被害者支援の新たなシステムをめざして
～DV罪の制定、加害者更生プログラムの義務化
&女性と子どもの支援ネットワーク

DV加害者に責任を取らせる 法制度の実現に向けて

2021年9月26日(日)
関西福祉科学大学 松村歌子

日本のDV被害者支援の現状と課題

- ・暴力のない環境に「逃がす」支援が中心。一時保護件数は低下
- ・被害者支援は一時的に逃げることを支援して終わりではなく、中長期的な自立に向けた「切れ目のない支援」が必要
- ・家に居ながらにして、支援が受けられるような仕組み(在宅DV)など、支援の選択肢を増やし、当事者1人1人に合った形の支援を提供していく必要がある。
- ・家庭で起こるDV問題は、地域でこそ取り組むべき問題。個人の問題に矮小化せず、社会の問題として捉える。
- ・事案ごとにリスクアセスメントをし、危険度に応じて危機介入する仕組み、すなわち、加害者に対する働きかけが必要となる。
- ・加害者アプローチでもソーシャルワーク機能が必要。

当事者だけでなく支援者の安全の確保が重要。また、提供される支援と、当事者のニーズとのズレが顕著になってきている。結局、制度があっても、使えない・使わない。しかし、使わないからといってニーズがないわけではない。

DV被害者支援においては…

- ・当事者のニーズは、逃げることや離婚することだけではない。離婚したとしても、未成年者がいる場合は、**面会交流や養育費の問題等、相手方との関係性が続く。**
- …むしろ、とにかく離れる・逃げる(離婚すること)を目的とした交渉は、後の面会交流などで大きな課題を残す傾向。
- ・関係性が完全にこじれる前、重大な事件化する前に、**早期対応していくことが必要。** ⇒現状との乖離
- ・加害者へ働きかけるために必要な制度設計は？
- …司法的介入(裁判所命令によるプログラム受講)
行政的介入(警察による説示、行政担当者による説示)

当事者の問題に介入するための根拠や権限がなければ、公的機関は動きにくい。法制度の構築が必要。

加害者対応に関する国の取組の流れ

➢ DV防止法25条:国及び地方公共団体は、加害者更生のための指導の方法に関する調査研究の推進に努めるものと規定。

内閣府の取組

- 2002年に、DV加害者更生に関する調査研究を実施
- 2004年に、「配偶者からの暴力に関する加害者プログラムの満たすべき基準及び実施に際しての注意事項」を取りまとめる。
- 2005年に、DV加害者更生に係る検討委員会の立ち上げ、加害者更生の可能性及び限界についての報告を取りまとめる。
- ⇒同報告書では、加害者プログラムの実施に対する国の関与について、適切な参加意思をもった加害者の参加がどのくらい得られるのか、復讐を迫る口実を利用する参加者の存在、調停や裁判における心証を良くしようとする参加者の存在、プログラムの実効性についての明確な結論が得られていないなどの理由から、任意参加による加害者プログラムについて、国が本格的な関与を行うことは、2005年時点においては、その条件が整っていないと判断を留めたと結論付けている。

加害者プログラムの基本的な内容(内閣府の基準)

- ①暴力についての理解:暴力とは力によって相手を支配し、自己への従属を強いるものであり、身体的なものに限らず、精神的、性的なものも含む。暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力は被害者だけでなく、子どもにも大きな被害をもたらす。暴力を支える価値観、信念、暴力支配を生む性差別の構造を理解する。
- ②配偶者等の間での対等な人間関係についての理解:人格を尊重しあう対等な人間関係を築く。
- ③自分の行為に責任を持つこと:暴力は、怒りなどの感情を自制することができないために起こるのではなく、加害者の意識的な選択によるもので、加害者に責任がある。
- ④暴力を肯定する価値観、信念、行動を変えること:暴力を容認し、擁護する考え方や、他の者に対し、力を乱用し、支配するための手段として暴力を用いることは問題であると認識し、改めること。
- ⑤新たな価値観、信念、行動と配偶者等間での対等な人間関係の構築:対等な人間関係を築くための、人との接し方について知る。

内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関する加害者プログラムの満たすべき基準及び実施に際しての注意事項」より(平成16年7月)

加害者対応に関する国の取組の流れ

➢ 被害者支援の一環として、適切な加害者対応やリスクアセスメントを求める声が高まりをみせ、諸外国の実践例を参考にして、加害者プログラムを実施する民間団体がここ数年で増加。

➢ 被害者及び支援者の安全・安心を高め、将来において新たな被害者を生みださないことを目的として、加害者対策を実施することが被害者支援の現場からも求められるようになってきた。

内閣府2015年調査

内閣府男女共同参画局「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書」2016年3月

➢ 全国都道府県・政令指定都市67箇所において

- ◆ 加害者更生に関する取組を実施している自治体は10箇所(14.9%)
- ◆ 加害者更生プログラムを実施している自治体は1箇所(1.5%)
- ◆ 加害者更生に関する相談・研修等を実施している自治体は7箇所(10.4%)
- ◆ 加害者更生プログラム実施団体と連携している自治体は5箇所(7.5%)

加害者対応に関する国の取組の流れ

内閣府2015年調査

内閣府男女共同参画局「配偶者等に対する暴力の被害者更生に係る実証調査研究事業報告書」2016年3月

➤DV施策において、各自治体で加害者への働きかけが拡充しない理由

- ◆ 加害者への取組は必要との認識はあるが、ノウハウや人材不足でできない
- ◆ 具体的にどの加害者プログラムを用いれば良いか不明
- ◆ 有罪になっていないのに、犯罪者・加害者と認定することに違和感がある
- ◆ DVセンター・婦人相談所に、暴力に関する調査権限がなく、加害者へ働きかけができない

加害者プログラムそのものに対する不認識、法的地位づけが不明確、被害者の安全確保に対する不安や懸念が払拭できない、限られた予算の中で、明確な効果が期待できない加害者プログラムを進めることへの抵抗感

7

加害者対応に関する国の取組の流れ

内閣府2019報告書

内閣府男女共同参画局「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業報告書」2019年8月

- 加害者更生に関する取組は、子どもを含めた被害者の安全を確保するための手法として有効であると認識。(女性活躍推進のための重点方針2018)
- DV被害者への支援体制の充実を図るため、危険度判定(リスクアセスメント)に基づく被害者支援及び加害者対応等について考察。
- 海外における取組を調査(カナダ・オンタリオ州、アルバータ州、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州)
- 加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けて
 - DV被害者支援における視点の転換
 - …「加害者から逃げ続けること」を前提としない支援の必要性を提言
 - 包括的な被害者支援体制へ
 - …①暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発・教育、
 - ②リスクアセスメント指標を用いた機関連携に基づく被害者支援及び加害者対応、
 - ③再被害の防止に向けた加害者プログラムの実施

8

加害者対応に関する国の取組の流れ

内閣府2020報告書

内閣府「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究～地域社会内におけるDV加害者プログラムの試行実施に向けて」(2020年3月)

- 加害者更生を含む加害者対応に関する取組が、子どもを含めた被害者の安全を確保するための手法として有効であると認識。(女性活躍推進のための重点方針2018)
- 地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けて、民間団体ヒアリング・海外文献調査を実施しながら、地域社会内における加害者更生プログラムに関する現在の課題や2020年度以降の試行実施のあり方について検討。
- 海外における取組を文献調査(アメリカ・カリフォルニア州・テキサス州・コロラド州・イリノイ州、オーストラリア・ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、イギリス、カナダ・オンタリオ州、シンガポール)
 - ⇒ 海外では、司法機関もしくは社会福祉系の省庁が所管し、多機関連携でプログラムを実施

9

加害者対応に関する国の取組の流れ

内閣府2021報告書

内閣府「配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業」報告書(2021年3月)

- 加害者プログラムを含む加害者対応に関する取組が、子どもを含めた被害者の安全を確保するための手法として有効であると認識。(女性活躍推進のための重点方針2020)
- 地域社会内における加害者プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向けて、民間団体ヒアリング・海外文献調査を実施するとともに、地域社会内における加害者プログラムに関する課題やDV加害者プログラムの試行実施に係る基本的な考え方等の調査研究。
- 広島県実施団体による加害者プログラム試行実施
 - 自治体に、プログラム実施団体と連携する担当部門の設置、DVセンターも自治体窓口との情報連携が必要、プログラム受講命令が必要、プログラムを支援計画に組み込むケースワーク、児童相談所との連携は不可欠、まずは、実施団体の育成やリスクアセスメント体制の整備等が課題。
 - 現行法制度の枠内において加害者対応の在り方について、更に検討を進めていく

10

加害者への働きかけはどうあるべきか

➤ 刑法の厳正な適用で足りるか？

➤ どの法で規制するか？

DVを犯罪化する「9号」としては、保護命令違反罪、家庭暴力罪、刑法上の犯罪としてのDV罪型の3種類がある。

…DV罪を創設したとして、

単なるタグ付けか、重罪化か

PPF取組では、DV加害者を含めたプログラムも実施。高層あさひは「ホースプログラム」、青森では「パートナーシップ啓蒙」をすすめている。

➤ 治療か教育か？

…社会内処遇か？ 刑事施設内での処遇か？

加害者への働きかけは、真の被害者救済、DV撲滅に必須であるのに、これまでのDV施策において特に放置されてきた。また、DV罪刑においては、全ての暴力が傷害罪等で逮捕・起訴できるわけではないため、「再犯」の防止のみならず、「再加害」の防止までも対象とし、暴力を広く捉える必要がある。
⇒ 刑事・民事・家事の全てを1人の裁判官が統合的に判断するDVコートの設置が必須。なお、DV罪を創設すると、立件できないDVを取りこぼすことになるし、「DV加害者でない」というお墨付きを逆に加害者に与えることになるという懸念も。

11

加害者への働きかけはどうあるべきか

- 重大事件化の防止、早期対応の視点からは、刑事施設内での処遇よりも、社会内処遇が妥当。
- リスクアセスメントで分類し、危険度に応じた対応をすべき。
- リスクアセスメントには専門家の関与が必要。
…調査権限の付与、手続全体を通して当事者双方に関与
- 司法のコントロールのもとで、プログラム受講命令の発令、受講状況の監視を行うべき。(多機関連携はもちろん必須)
- そのためには法改正が必要であり、責任主体の明確化と予算付けが必要。…プログラムの内容についても基準と科学的な効果検証を公的機関が設定する必要。
- ただし、プログラム受講は、刑罰の代用品ではなく、「受講修了=更生」を意味しないことに注意が必要。
- 加害者への働きかけの事例として、カナダのプログラム

12

どのようにして加害者プログラムを受講させるか？ ～諸外国における加害者プログラムの受講の経緯

□ 裁判所命令による受講

- ① 刑事手続のダイバジョンとして
- ② 刑事手続の一環として
- ③ 民事保護命令の一環として

□ 任意による参加

裁判所は、病院の医師・精神科医・医療ソーシャルワーカー、保護観察所の保護観察官、児童相談所のソーシャルワーカー等からの報告書を参考にし、その加害者に適したプログラムの受講を命ずる。

加害者プログラムの名称も様々。
Family Violence Treatment Program
Batterers Intervention Program
Domestic Violence Intervention Program

13

加害者プログラムのモデル

- ◆ 教育モデル：DVの原因を、社会内に存在する男性による女性支配の地位根にあるとし、グループワークなどを通じて、男性中心の考えを改めていく。ドゥルースモデルが有名。
- ◆ 家族システムモデル：DVの原因を、家族というシステムの機能不全と考え、夫婦揃ってカウンセリングを受け、コミュニケーションを図り問題を解決していく。
- ◆ 心理学モデル：DVの原因を、加害者本人の内面的な問題にあると捉える。認知行動療法等を通じて、加害者本人の問題克服のための働きかけを行う。
 - 認知行動療法モデル(CBT)：本人が暴力を振るうのは、幼少期やメディアで暴力を学び模倣しているにすぎないので、非暴力を学ぶこともできる。グループワークが中心であり、「怒りのコントロール」が含まれることもある。
 - 心理療法モデル：本人が、暴力的で支配的な行動をするのは幼少期のトラウマのせいであり、個別カウンセリングを通し、本人の問題克服のための働きかけを行う。
 - ナラティブ・アプローチ：本人の主観を含めた全体性を重視するアプローチ。専門職が「誘導しすぎないようにする。ただし、プログラムの客観性を維持するために、エビデンス・ベースド・アプローチも相補的に働く必要がある。

14



加害者プログラムの原則(カナダ、アルバータ州の場合)

- DVは複雑な問題であることを理解する。
- 全ての人に、自由に安全に、暴力のない生活をする権利がある。
- 加害者は、暴力のみならず、自らの行為に対しても責任を負う。
- プログラムは、刑罰の代用品ではない。
- プログラムの主な目的は、身体的、心理的、性的、経済的な暴力、暴力の脅しも含めて、さらなる暴力を振るわないようにさせること。
- プログラムが、個人として責任を持つことができるような方法で提供され、個人が尊重され、変化し、成長することが可能であること。
- アルコールと薬物乱用は、暴力の責任を減少させるものではない。しかし、深刻化させる要因でもあるので、プログラムの構成要素に入れている。
- 被害者の安全が最優先なので、プログラム提供者は、最初にカッパルカウンセリングをすべきではないし、加害者のプログラム完了前にカッパルと会うことはしてはいけない。

⇒ 加害者プログラムは、直接働きかける相手は「加害者」でありながら、
真のクライアントは「被害者」であるという構造。
* 加害責任を明確にしない手法はかえって危険性を招く可能性。

15

加害者プログラムの基本的な内容(カナダ、アルバータ州の場合)

基本基準: グループは、少なくとも①~⑧について、心理的・教育的な要素を含んでいること。
強化基準: プログラム提供者は、臨床能力があり、必要であれば治療的介入をすること。プログラムは、証拠に裏付けられた治療モデルを採用していれば、多様なアプローチや複合タイプでも構わない。

- ①暴力について定義し、話し合い、理解を深める
- ②自分の行為に責任と説明責任を持つ
- ③感情のコントロールを習得する
- ④非暴力・虐待のスキルを学ぶ
- ⑤境界線について
- ⑥安全
- ⑦ペアレンティング
- ⑧薬物乱用と依存について

16

加害者プログラムの受講の経緯(カナダ、アルバータ州の場合)



17

カナダの実践から学ぶこと

- VAWの問題について社会全体で対応する。
- マルチトリートメント対応…警察内にFamily Violence Unit。児童相談所、被害者支援団体、病院・保健センターとの連携が密。
- Peace Bondの活用…刑法に基づく保護命令の一種であり、検察官は、通常の刑事手続に乗らない事案でも、加害者プログラムの受講を促す。裁判所も専門家の報告を尊重。
- 刑事手続全体を通してProbation Officerが関与…加害者の観察と評価(加害者の持つ社会資源の把握)、公共と被害者の接触の安全性を担保、裁判所命令が守られているかを監視、加害者に必要な支援の提供、ケースカンファレンスの開催など

ケース全体を通じてソーシャルワーク機能を担う存在が必要

18

今後の課題

～これからの被害者支援はどうあるべきか

- 被害者の安全が最優先。加害者の危険度判定が必要
- 「逃げなくても済む」支援へ。支援の選択肢を増やす
- 「相談＝心理」という誤解の払拭が必要。
- ケース全体をマネジメントする人材と他機関とのつなぎ
⇒ ソーシャルワーク機能が重要
現状の支援現場では、個人の能力に頼る傾向。制度として機能させていく必要がある。⇒ 支援の地域格差を減らすことにつながる。
- 専門性の再評価とソーシャルワーク機能の認知向上
- 「個人」の問題から「社会」の問題へ。暴力不寛容の姿勢
- ジェンダー主流化…様々な部署にジェンダーの視点を
- 加害者プログラム実施への国の責任の明確化・予算化
- 加害者アプローチの方法構築 …直接・間接

19

これからの被害者支援はどうあるべきか

- 加害者にどのようにしてプログラムを受講させるか?
 - 実施を支える法制度の構築と適正な運用 (DVコートが必要)
 - 専門家の養成と質の維持
単に犯罪のカテゴリーを新設し、犯罪として処理するのではなく、問題自体に向き合うためにも、裁判所には、様々な専門家を配置することが必要。
 - 専門家の「専門化」の必要性
 - 客観的な証拠に基づいたアプローチと効果検証
- カナダ法からの示唆 ソーシャルワーク機能を担う者
…家裁調査官や保護観察官は活用できるか?
- 加害者を隔離するだけでなく、問題自体に向き合っていく必要がある。両当事者の話を聞く人を作る。
- 加害者にも被害者にもならないようにするための教育
- 多様な家族に対応する必要性

20



DV が背景にあるケースの離婚調停と被害者支援・子どものケア・加害者プログラム

馬場 望（弁護士・くく法律事務所）

1 はじめに

DV が背景にあるケースについて、離婚調停という手続において、被害者支援・加害者更生プログラム・子どものケアという視点から、①今どんなことが起きているか、②何が問題か、③今の制度のもとで何ができるか、④制度を変えていくとしたらどんなことが考えられるかについて、お話ししてみたい。

発題者は、東京で、主に家族・女性・子どもに関わる事件に取り組んでいる弁護士である。少年事件の付添人や子どもシェルターの子どもの担当弁護士として活動するなかで、子どもたちの「しんどさ」の背景を考えるうち、DV・トラウマについての学びに出会い、その学びが深まるにつれて、離婚事件や児童虐待についての見え方が変わってきた。

以下は、そうした経験・立場から、女性側が被害者である DV ケースを想定して、代理人活動の実践によって得た現場の体感に基づく個人的な認識・意見を述べるものである。

2 DV 離婚調停の難しさ

(1) 離婚調停で DV を認めてもらうことの難しさ

ア. そもそも「DV」とは何かという点について、被害者支援の現場では、家庭の中に「力による支配」があり、対等で尊重される関係性がないなかで、被害者がしんどいと感じていれば、「これって DV?」「Yes!」となるが、それは加害者の法的責任を追及できる「DV」とイコールではない。やっと自身の被害者性を認められるようになった被害者にとって、このギャップはしんどい。

イ. そして、調停は「話し合い」であり、事実認定をしない、調停委員は「中立」の立場で関わる、過去に何があったかではなく将来に向けて双方が納得できる着地点をめざす「未来志向」の手続である、というように、いわば責任の所在をあいまいにしたまま解決をはかる手続である。

そのため、DV ケースであっても、「夫婦喧嘩」「認識・受け止め方の違い」「おたがいさま」というように評価され、「お互いに譲歩しないと解決できない」と言われ、着地点を探ることを求められる。

加害者は、たとえば傷害罪で逮捕され示談で釈放された経緯のあるような事案でも、「妻が大げさに通報した」「お互いに暴力をふるった」「暴力については認めて反省するが、妻にも非がある」「このときはたまたまでいつもは自分のほうがやられている」等々の、責任転嫁・矮小化を伴う主張をする。それに対して、調停では、「実際に何が起きたか」に着目されることはなく、お互いに言い分がある、主張が食い違っていると整理され、被害者は、「ここで白黒つけることはできない」「夫婦のことと子どもの問題は別に考えるべき」などと言われることになる。精神的 DV・経済的 DV など証拠のないものはさらに目をつぶられがちであり、性的 DV は話しづらいうえに完全にスルーされることも少なくない。

ウ. 被害者の思いは、「加害者に自分のしたことを認めてほしい」というところにあり、それを前提に「ちゃんと償ってほしい」「今後の生活を保障してほしい」「子どもにとっていいお父さんになってほしい」「子どものために十分な費用を払ってほしい」といった主張をするが、調停手続でこれらを実現することはとても難しい。

それなら裁判で白黒つけたらいいのかといえば、そうではなく、裁判手続に進むことのリスク・負担は大きい。客観的証拠のあるケースはまだいいが、ない場合は厳しい。「ささいな」言動の積み重ねが人格を深く傷つけトラウマになっていることは多く、子どもへの影響も大きい、このパターンがいちばん難しい。

(2) DV 離婚と面会交流

ア. そうしたところへ、さらに、面会交流の問題が押し寄せてくる。

平成 23 年の民法改正の前は、DV で母子逃げをしたようなケースで面会交流が正面から問題になるようなことは多くなかった。しかし、法改正の後、平成 24 年に東京家裁の裁判官らが「面会交流



が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方－民法766条の改正を踏まえて－(家庭裁判所月報64巻7号)という論文を発表し、そのあたりから、いわゆる「原則実施」論と呼ばれる、「特段の事情」がないかぎり面会交流をすることが子の福祉に資するのだ、という考え方が裁判所を席卷する。DVや児童虐待のあったケースは、「特段の事情」にあたりうるとされたが、そもそも、上記のとおり、調停の現場でDV・虐待と明確に認定されることは少なく、「夫婦の間でDVがあっても子どもに対する虐待はない」のだから面会交流を妨げる事情はない、などという児童福祉法に反する発言が、日常的に聞かれるようになった。ようやく暴力のある環境から離れ、安心安全を取り戻そうとしている母子にとって、この「原則実施」論は本当に厳しいものがあった。

その後、おそらく相当数の被害が生じ(ということは多くの被害母子が深く傷ついたということだ)、厳しい批判の声が多くあがったことによるものと思われるが、令和2年になって、「東京家庭裁判所における面会交流調停事件の運営方針の確認及び新たな運営モデルについて」(家庭と法の裁判26巻)という論文があらたに発表された。この論文では、「原則実施」論は否定され、「同居親および別居親のいずれの側にも偏ることなく、先入観を持つことなく、子の利益を最優先に考慮する立場で臨む」「面会交流を実施することにより子の利益に反する事情があるかどうかについて、当事者双方から子をめぐり一切の事情を丁寧に聴取しながら慎重に検討する」といった「ニュートラル・フラット」な姿勢で、面会交流調停を運営すべきであるという指針が示されている。

実際、この論文が発表された前後から、少し風向きが変わったように感じられることが増えてきた。同居親のしんどさへの配慮も少しは見られるようになってきた。母子の安心安全の確保がまず必要だ、という主張も理解されるようになってきているように感じる。しかし、裁判官・調査官・調停委員のDV・虐待に対する理解が十分ではないという問題は依然として残っている。そして、裁判所にとっては合意がゴールでも、当事者にとっては始まりであるということはほとんど考慮されず、面会交流の実施に対する公的な支援は皆無といってよい。

イ. DVケースの面会交流調停は、合意に達することが非常に難しく、子どもも巻き込んで長期化することが少なくない。早期に解決しようとするれば、同居親である被害母が譲歩するしかない。

発題者の知る限り、夫である父親に対する自分自身の感情から、復讐あるいはいやがらせのために子どもと父親の交流を断ちたくて面会交流を拒否する母親はいない。多くの被害母たちは、「子どもから父親を奪ってはいけない」との思いから、我慢に我慢を重ねてきている。そして、口をそろえて、「子どもが安心して安全に会える父親であってほしい」と語る。本当に子どもの利益になる面会交流を実現するには、父親に加害と向き合っても変わってもらわなくてはならない、というのが多くの被害母たちの思いである。しかし、調停で母たちに突きつけられるのは、「どういう条件なら面会交流を受け入れられるのか」「父子が交流できるように母ができることを考えてほしい」といった言葉であり、これが、また我慢を強いられるようで、本当にしんどい。母だけが努力するのではなく、父も努力してほしいと、加害者更生プログラムの提案をすることもあるが、後述のとおり、これが受け入れられることはほとんどない。

調停で、父への働きかけがなされることは皆無に近い。責任の所在を明確にしない手続では、全力で否認し責任転嫁し続ける父に対して、「加害と向き合え」と言うことができない。合意形成段階から「力による支配」が見え隠れしたまま、母がやむなく妥協して面会交流を実施する合意がなされれば、離婚後もDVの構造が続くだけである。子どもが拒否している場合に、ごり押しが逆効果だという指導は入るが、そもそも、子どもが拒否している事実すら受け入れない加害父は多い。これがまさにDVだということに、誰も気がつかない(あるいは気がつかないふりをする。)

ウ. 面会交流は、子どものためのものだから、子どもの意思を尊重すべきだ、ということがよく言われる。しかし、「子どもの意思を尊重する」ことは、そんなに簡単なことではない。

お父さんとお母さんになかよくしてほしい。家族みんなでなかよく平和に暮らしたい。でも、それができない。子どもたちは、とても残酷なその事実を、どうにか受け入れて消化していく過程にある。

子どもはよく見ている。低年齢でも、大人が思っているより、いろんなことがわかっている。そ

れゆえに言葉にできないこともあるし、話したことが「本当の気持ち」であるとはかぎらない。気持ちは変化するものであり、時期や環境、話す相手によっても変わる。たった1回、2回会った大人に、「本当の気持ち」をきちんとと言える子どもがどれだけいるか。そもそも、子ども本人も、自分の「本当の気持ち」が何なのかわかっていないこともある。

子どもの気持ち・意思を確認したとして、「意思を尊重する」とことと「言うとおりにする」ことは違う。「子どもがいやだと言っているんだから面会交流はできない」「子どもが会いたいと言っているんだからすぐに会えるようにすべきだ」という、子どもの意思の奪い合いは、子どもへの責任転嫁になりかねない。「子どもがこう言っている」という事実をしっかりと受け止めたうえで、子どもにとって何がいちばんいいのかを考え、それを子どもにきちんと伝える。子どもの意思を尊重するには、大人の側に十分な心のスペースが必要だ。高葛藤の渦中にある父母がそれをするのはとても難しい。

(3) 調停外の支援の必要性

離婚調停は、離婚を成立させることはできたとしても、DVを解決することはできない。とくに、子どもがいるケースでは離婚だけではDVは終わらない。DV加害者・虐待者である父との関係を「子の利益」になるものにするためには、調停外の父母子三者への支援が不可欠である。具体的には、母に対する被害者支援、父に対する加害者プログラム、子に対するケア、そして面会交流を実施する場合には面会交流の仲介・立会支援が考えられる。

ア. 離婚調停と被害者支援

離婚調停をDV被害からの回復に資するものとするには、心理教育とピアサポートによって、被害者が力をつけることが非常に重要だ。

心理教育によって、「このしんどさの原因は何だろう？」というところから、DVに気づくことができる。自分と子どもは違う、と、子どもとの間に適切な境界線を引くことができると、面会交流に対する考え方も変わってくる。我慢して爆発するパターンから卒業し、自分の気持ちに気づいてそれを適切に伝えることができるようになったりする。ピアサポートによって、一人だけの特殊な体験ではないことに気づき、「ひとりぼっちじゃない！」と感じられたりする。

そうすると、調停手続が、我慢を強いられたり、泣き寝入りを迫られたりするだけのものではなく、(たとえ不利になる決断を受け入れるしかない場面でも)それを自分で選択したと感じられるようになり、自分の人生を取り戻していく過程としてとらえることができるようになる。

イ. 離婚調停と加害者更生プログラム

夫が離婚自体を拒否している場合や夫が面会交流を主張している場合、夫の加害者更生プログラムの受講を、離婚せず別居を継続することや面会交流の実施を受け入れるための条件にしたいという妻は少なくない。

ただ、これを調停で主張していく前に、「なぜプログラムを受けてほしいのか？」をしっかりと考えることが重要だ。「加害者が変わってくれたら…」という大きな期待が背景にあるときには、自分の人生を加害者の選択に委ねてしまうことになるリスクがある。

調停で加害者更生プログラムを条件として主張することに対して、裁判所は消極的だ。そもそもプログラムの内容を知らないということもあるが、事実認定をしないという調停の特性から、夫を「加害者」と決めつけることへの抵抗が大きい。とくによく言われるのは、被害者支援のための加害者更生という考え方をしっかり打ち出しているプログラムの場合、更生したかどうかの判断が被害者に委ねられるところ、たとえば、面会交流を実施できるかどうかの判断が被害者が「許してくれたかどうか」にかかってくるのでは、加害者が到底納得しないだろうし、そのような条件を盛り込む合意は当事者間の「公平」を害するのではないか、ということだ。結局、夫が認めて受け入れていないかぎり、調停で夫を加害者として扱うことはできないということである。

そのようにハードルの高い加害者更生プログラムという条件を受け入れて合意しようとする夫を、裁判所が過剰に評価する傾向があることにも注意が必要だ。

とはいえ、加害者が本当に「気づく」きっかけになれば、子どもの利益につながるかもしれない



から、その奇跡のような可能性を探ってみることは無駄ではないのかもしれない。

また、加害者更生プログラムの提案に対する夫の反応が、いい意味で妻の「あきらめ」をもたらし、妻自身が被害者支援につながるきっかけになるという副次的効果もあったりする。

ウ. 離婚調停と子どものケア

同居中のDVや虐待によって子どもの生活に支障が出ているようなケースでは、合意形成の過程でのセラピスト・医師との連携が重要になってくる。セラピストや医師の意見書等がそのまま受け入れられることは少ないが、調査官に正しく理解してもらうという意味では有効であることが多い。

子どものケアという点では、父母（当事者）でも裁判所（判断者）でもなく、普段の生活圏から離れたところにいる人（友達や先生ではない）に、父母の離婚のことを話せる場所があることが、サポートになることもある。ただし、かえって負担にならないように注意する必要がある。とにかく今は父母の問題から離れていたい、大人が決めて結論が出たら教えてほしい、という子どもも少なくない。

面会交流を実施する場合、子どもへの心理教育（暴力防止教育）は非常に重要である。前述のように母は、いい父親になって子どもの前に現れてほしいと願うが、父はそう簡単には変わらない。父を評価するのは子ども自身であり、子ども自身が、父と対峙したときに、適切に父を評価し、どういう関係性を築いていくのか判断できるような力をつけられるようにすることは、子どもにとってとても大きなサポートになる。

面会交流の前後に、子どもが不安を吐き出したり、率直に感想を言えたりする場も必要だし、継続的に行う直接交流だけでなく、試行面会の前後のフォローや間接交流のサポートも、その後の父子関係をどうしていくのか子ども自身が考えていくためには大切だ。

しかし、子どものケアに関しては、とにかく資源がない！としか言いようがない現状がある。

3 DV 離婚調停の課題と今後

そもそも責任の所在をあいまいにして話し合いで解決しようとする調停という手続はDV離婚には適していないといってよい。たとえば、少なくとも保護命令が出ている事案については調停前置の例外にするというようなことを考えてもよいのかもしれない。

そして、高葛藤事例の多くはDVケースであるにもかかわらず、調停に関わる人々にDVに対する共通認識はなく、誰も専門的な教育を受けていないということがとにかく問題だ。そうした共通認識を形成できるような研修制度を作っていく必要がある。

面会交流について、合意形成は通過点であり、実施段階のサポートが重要だが、再度調停を申し立てる以外に裁判所が関与する仕組みがない点も課題だ。裁判所も関与するような形での継続的支援体制の構築が検討されるようになればよいが、少なくとも今ある行政のサービスを充実させることや民間の支援団体への助成等による支援の充実を期待したい。

さらには、夫婦のどちらかがDVケースだと主張する場合は、DV専門の裁判所が関与し、行政・民間の支援機関と連携するなどして、総合的・継続的な支援をする仕組みができるとよいのかもしれないが、それでもその仕組みからこぼれてしまう困難なケースは必ず残る。

そうだとすると、たとえば、面会交流を契機に、「よりよい交流のための支援」として、父母子三者のサポートプログラムの参加を義務づけるというようなことも考えられるかもしれない。調停のあいまいさを逆に利用して、加害者の責任を追及するのではなく、「みんな傷ついている」「本当はなかよくしたいのにできない」というところにフォーカスして、非暴力コミュニケーションの視点なども用いた新しいプログラムを開発してみるとか…でも、それはそれでプログラムと支援者に相当の力量が必要になるだろうし…。

などと、妄想したり、うなったりしながら、少しでも被害者と子どもたちが自分の力を取り戻すことにつながるような法的支援ができないか試行錯誤する…「現場からの報告は以上です！」。

「はあとポート【江戸川区児童相談所】被害者と加害者へのアプローチ」

江戸川区児童相談所 課務担当係長（心理）直井 裕子

- ・開設2年目の新規の区児相。基礎自治体（区）であることで小回りがきき、スピード感を持った対応ができる。学校や保健所など直接的な情報への近さ、庁内連携のスムーズさも実感している。
- ・児童虐待を扱う中で、子どもメインの支援だけでは片手落ちであり、並走して親への支援は必須。親に指導・支援を入れて、子どもが安心して過ごせる環境を整えていく。
- ・今年度、親支援事業の一環として、「被害を受けた母親と子どもを癒す」「加害をしてしまった父親の行動変容を目指す」の2本柱をたて、両サイドへの支援のためにそれぞれの事業を実績のある民間団体（Saya-Saya、アウェア）に委託した。個人情報共有の問題などクリアすべき課題はあるが、公的機関が自前で付け焼刃のプログラムを実施するよりは、すでにある専門性や力をお借りできることは心強い。
- ・児童虐待とDVには同一の要素があるが、支援のスタイルには違いがある。児相の強み・アドバンテージは、アウトリーチがメインの動き方であること、子どもの被害は認知されやすく通報・介入につながりやすいこと。さらに「児童福祉司指導」という行政措置をとることで、なかば強制的な介入、プログラムの参加勧奨もできうる。
- ・虐待対応とDV対応の溝を埋めていくこと。社会資源・リソースが各地に潤沢にあるわけではないので、地域間格差はどうしても生じるとしても、研修制度の整備などで人的資源・力量差をカバーしていくことは可能ではないか。
- ・国として、加害者プログラムの法制化・義務化の後ろ盾があると、より被害者・加害者にとって、安心できる社会になっていくのではないか。



Saya-Saya の活動についての紹介

和泉友子 (NPO 法人女性ネット Saya-Saya 相談員)

全国シェルターシンポジウム2021 分科会A-2

行政と民間の協働

児童相談所にDV相談員がいること

～東京都江戸川区の試み～

特定非営利活動法人 女性ネットSaya-Saya
相談員 和泉 友子

特定非営利活動法人 Saya-Saya は、通称名 Saya-Saya でお話します。

Saya-Saya のパンフレット表側

ご支援のお願い

部分のいない希望のために、あなたに合った方法でご支援いただくことができます。

- 寄付の金額や持っている知識/スキルで支援
- Saya-Sayaや仲間たちが作った品を買って支援
- 物資の提供による支援
- 地域で共働き・母親会になって支援

DV(配偶者等からの暴力)とは

親も親でもDV被害にあってはなりません。DVには公平なような事例は殆どありません。

- 物を投げつける
- 交友関係やSNSを新しく制限する
- 生活費を減らさないで働くことを禁じる
- 避妊に協力しない
- 罰金を払く/刑を買ってでも無視する

DV被害者の自立支援活動

NPO法人 センターとして
Saya-Saya

Sayaは、インドネシア語で「わたし」、自分を取り戻し、社会的なつながりを取り戻す。私たちは、DV被害者の人生の再構築を目的とした活動を行っています。

寄付受付先

郵便振替
郵便振替口座番号 00130-555111
郵便振替品名 女性ネットSaya-Saya

銀行 コソビコムバンク
ゆうちょ銀行支店番号 028
普通預金 当座預金
口座番号 0512112
口座名 女性ネットSaya-Saya

Saya-Saya賛助会員募集中

ニュースレター、各種講座の参加費割引などの特典が受けられます。

個人年間 6,000円
団体年間 30,000円～

企業・行政の皆様へ

CSR(社会貢献活動)や法人会員ほか、さまざまな支援方法があります。詳細はぜひご覧ください。
<http://www.saya-net.jp/>

無料電話相談

月曜日 15:30～20:30
水・木・金曜日 10:00～16:00
03-6807-8081 / 03-6807-8443
受付時間は終了時刻の前までになります。

LINE相談

お急ぎLINE相談(10歳～25歳対象)
火・金曜日 19:00～21:00

DVLINE相談

水曜日 14:00～21:00
土曜日 13:00～16:00
夜間はお休みにさせていただきます。
※無料カウンセリングは個別に要約

**NPO法人 女性ネット Saya-Saya
お問い合わせ先**

TEL: 03-6807-8442 / 03-6807-8443
FAX: 03-6807-8442 / 03-6807-8443
HP: <http://www.saya-net.jp/>
MAIL: saya@theta6.goo.ne.jp

パンフレット内側

私たちは、すべての人が互いに尊重される、DVや暴力のない未来を目指しています

DV被害女性の自立支援プロジェクト
煤(SUN)

STEP1 被害の把握 STEP2 心と身体の治療 STEP3 経済 援助

DV中の暴力被害にあった女性たちが、自尊心を取り戻し、生き生きと歩み出す、自分の道を歩むためのプロジェクトです。女性たちが自尊心を回復し、輝々と輝く本音のように、社会の中で自分を確立して生きることができるようになって「SUN」と名づけられました。

DV被害女性と子どものための支援プロジェクト
凧(Ring)

- 子どもに関わる支援者のスキルアップ講座
- 女性と子どもの家のワーク
- 定着ワーク
- びーらぶプログラム
- びーらぶオンラインプログラム
- てらこやモモザ

DV被害を受けた女性と子どもが安全に暮らす
関係性心理教育プログラム
ひとり親家庭の子どものメンタルケア、安全で安心できる居場所を提供します。

相談

- 無料/有料電話相談
- 個別相談
- 子どもセラピー
- 急ぎLINE相談

お問い合わせ先は募集をご確認ください。

生活支援

- 同行支援
- 子育て実地支援
- ステップハウス(シェルター)

住居確保の相談や申請などの状況に応じた支援を行います。

子育てサロン

- ホームスタート(家庭訪問支援事業)
- 子育て交流サロン(sun and)

子どもと保護者が自然に交流できるスペースです。

講座 DV被害支援者養成講座や、びーらぶインストラクター養成講座を毎年開催しています。

- チェンジ(暴力防止ユースプログラム)「デートDV」
- DV被害支援者養成講座
- びーらぶインストラクター養成講座
- 子育て家庭支援者養成講座
- 子どもに関わる支援者のスキルアップ講座

関係性の教育ですが、自分と相手と大切に、尊重しあえる関係の作り方を学ぶためのプログラムです。

講演開催・講師派遣のご相談について、詳細はHPをご覧ください。

全国シェルターシンポジウム2021 分科会A-2

江戸川児童相談所でのDV相談員の役割

どこまで

児童相談所内の面接室で家庭訪問してn
安全な場所⇒母の安全を最優先に!

なにを

- 面接相談及び電話相談
母親の気持ちに寄り添ったカウンセリング
DVが母親と子どもにもたらす影響を伝える
家庭内や避難の時の安全計画を立てる
- 同行
同行して関係機関(人権男女共同参画センター・DV相談、自立支援婦人相談員)弁護士、警察署、各行政機関(手続き)等につなぐ

どんなことのために・・・母子の安全な生活のために!
母へのDVの危機介入・早期介入

↓

個々のニーズにあった民間を含む支援につなぐ

令和2年5月よりDV相談員の委託を受け、江戸川区の児童相談センターはあとポートで週3日の勤務。

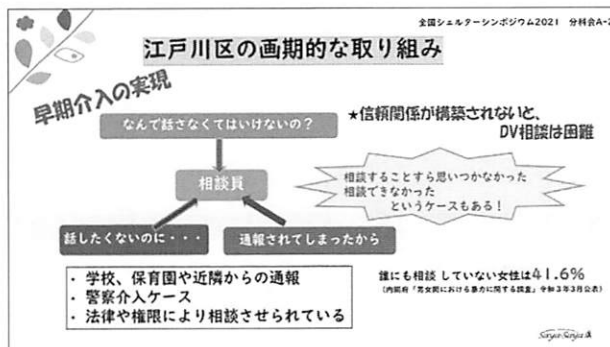
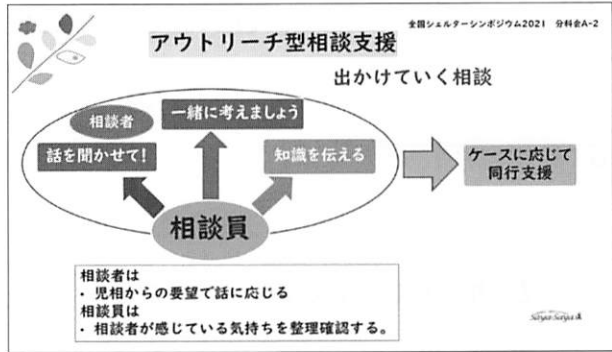
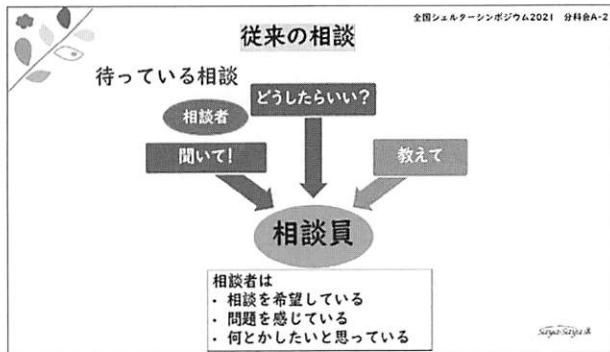
全国シェルターシンポジウム2021 分科会A-2

2020年度DV相談員による面接・同行件数

総人数 70人 累計件数 131件

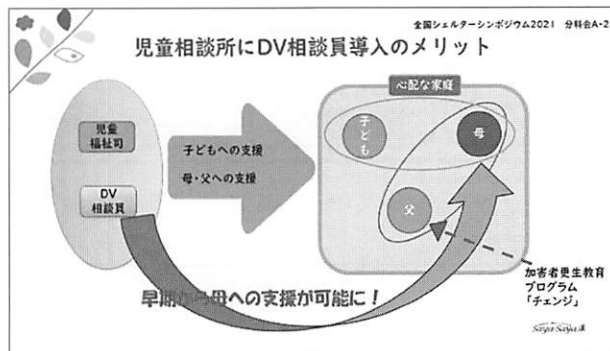
【年代別内訳】	母親年代	人数(人)	子ども年代	人数(人)
	20代	12	0歳～	28
	30代	26	5歳～	33
	40代	17	10歳～	31
	50代	4	15歳～	16
	60代～	0	20歳～	2
	不明	11		
	合計	70	合計	110

一人の人で複数回の面接、同行。
安全な場所は母が安全と感じられる場所。アウトリーチで外に出かける先は、コミュニティーセンター、保育所、幼稚園、学校等。時間も相手に合わせていく。夕方5時からの仕事が多い。同行は結構多い。



待っている相談から
出かけていく相談へ。

誰にも相談をしていない女性は41.6%。4割強のところと一緒に関わって話をしている。やっとなったと思う。



江戸川区児童相談所のとらえ方

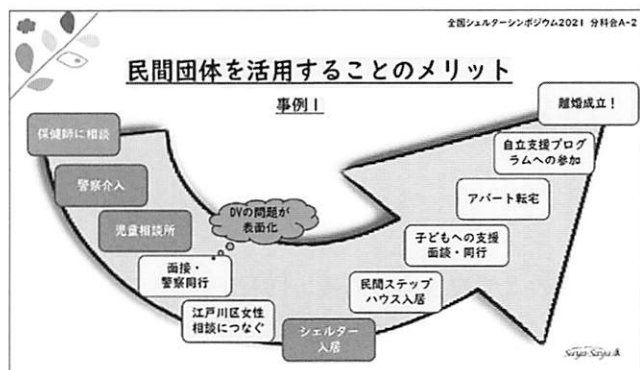
子どもの問題は、家庭の問題、家族の問題！

児童相談所に来られないなら、こちらが行きましょう！

母が安全で安心して話をできる場を設定し、出かけていく
⇒時間はかかるが自分の気持ちを話しはじめ、少しずつ変わっていく

江戸川区児童相談所の取り組み
機動力と挑戦→問題の早期発見、早期介入
民間支援の活用

次に事例を紹介【例Ⅰ】

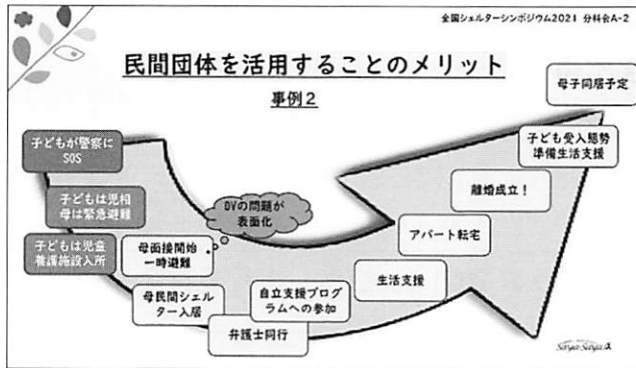


- ・保健師に母（妻）が子どもの養育の問題で相談をしていた。
- ・夫の大きな暴力があり警察に電話をした。そこから児童相談所に繋がり、面接相談をする中でDVの問題が表面化、妻が認識します。
- ・夫とはやっていけない、と認識し警察に同行。捜索不受理願を提出。
- ・更に江戸川区の女性自立支援に同行し繋いでいきます。

- ・シェルター入所の後、女性自立支援との連携で民間ステップハウス（Saya-Saya）に入る。
- ・弁護士に繋がり、相談・同行をしつつ子どもの養育の問題へ支援をいれ、アパート転宅になる。
- ・その後は図にあるような状況です。

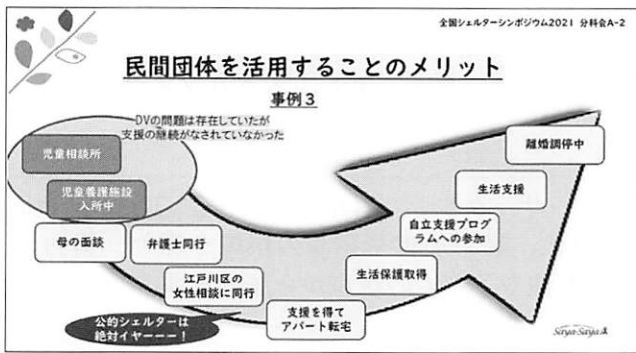


【例Ⅱ】



- ・子どもが警察にSOSを発信。自分が暴力を受けていることを話した。
- ・子どもは児童相談所に保護預かり。→児童養護施設に。
- ・母は知り合いのところに一時避難。Saya-Sayaで面接開始。
- ・ここで例Ⅰ同様、DVの問題が表面化した。後は、図のように支援が展開し、母はSaya-Sayaシェルターから子どもの学校区内に転居し、11月の時点では母子同居が始まった。

【例Ⅲ】



- ・DVの問題があり、児童相談所も関わっていたが、支援継続がされていなかった。
- ・母は何度かシェルター入所、戻るを繰り返していた。
- ・母と面接し、弁護士に同行し、調停を進める話が出てきたので自立支援に同行して繋いだが、公的「シェルターは絶対いや」ということで図の様な展開になり、下の子どもの保育園も決まり落ち着いて生活している。児童相談所はずっと関わっていきます。

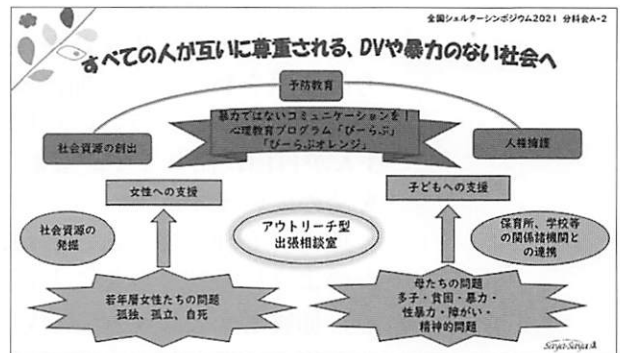
全国シェルターシンポジウム2021 分科会A-2

今後に向けてのアウトリーチ型のDV相談支援

- 地域の警察との協働のために、同じスケールで「DV・子どもへの虐待」について学ぶ。
- 警察や児相と共に地域に出て、DVの早期発見・介入により、虐待防止を図る。
- 児童福祉司、心理士、DV相談員がそれぞれの専門性を生かして連携。
- 婦人相談員(自立支援員)、保健師とも連携。

↓

利用者の視点に立ち、柔軟性のある民間も含めた
ワンストップ支援システムの構築



A-3

暴力の連鎖を断ち切るために

～女性と子どもの人権を考える

担当団体	CAP とくしま
協力団体	「第24回全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島」実行委員会
司 会	福田由紀子（ユキメンタルサポート代表、認定フェミニストカウンセラー・臨床心理士・公認心理師）
発題者	坂上 香（ドキュメンタリー映画監督） 市場恵子（社会心理学講師、カウンセラー） 福田由紀子（ユキメンタルサポート代表、認定フェミニストカウンセラー・臨床心理士・公認心理師）
分科会の趣旨	ドキュメンタリー映画「プリズン・サークル」で紹介されたTC（Therapeutic Community・回復共同体）を素材に、暴力加害や犯罪の根源を探り、暴力の連鎖を断ち切る可能性について、女性や子どもの視点から語ります。
分科会の概要	<p>昨年公開されたドキュメンタリー映画「プリズン・サークル」は、TC（Therapeutic Community。日本語で「回復共同体」）で参加者が相互に影響を与え合い、新たな生き方や価値観を身につけて人間的に成長していく姿を描いた作品です。</p> <p>ひとは加害者に生まれません。なぜ、暴力や犯罪は繰り返されていくのか。暴力の連鎖を断ち切り、加害者を生み出さない社会はどう可能なのか。刑務所の加害者更生プログラムの現場から見えてきたものを、女性と子どもの視点から3人が自由に語ります。なお、福田由紀子さんは、女子刑務所でもカウンセラーを務めています。</p> <p>加害者心理を論じることが、あたかも加害者を擁護し、加害そのものを許すかのように誤解されることがありますが、決してそうではありません。なぜなら、加害者がいなくなる限り、被害者が生み出され続けるからです。他者への想像力が欠如した加害者は、なぜ生み出されるのでしょうか。ジェンダーや児童虐待の問題とも大きく関わる男性中心社会の暴力性とは……。女性と子どもの視点から、改めて「暴力」の本質を深く考える機会としたいです。</p> <p>映画あらすじ：「島根あさひ社会復帰促進センター」は、官民協働の新しい刑務所。日本で唯一導入しているプログラムを使い、なぜ自分は今ここにいるのか、いかにして償うのか？彼らが償うのは犯した罪だけではない。幼い頃に経験した貧困、いじめ、虐待、差別などの記憶。痛み、悲しみ、恥辱や怒りといった感情。そして、それらを表現する言葉を獲得していく……。</p>
参加者数 (視聴者数)	53名



はじめに

女性への暴力、子どもへの虐待など、家のなかでの暴力が社会にどのような影響をもたらすのか。加害者心理について緻密に検証が行われない限り、暴力加害はなくなり、その結果、被害者もなくなり、さらに世代間の暴力の連鎖もなくなる、というところからこの分科会は企画されました。

本分科会の発題者の一人である坂上香さんは、1990年代からテレビ番組を通して、加害者、いわゆる犯罪者・刑務所にいる人たちの回復に有効とされるプログラム、TC (therapeutic community) を映像化してきています。

もう一人の発題者である福田由紀子さんも、心理士として、加害者臨床に取り組んできました。加害者がいなければ、被害者はいない。多くのDVや虐待において、加害者による圧倒的な被害者の支配・コントロールが行われることはよく知られており、加害者とはどのような人か、加害者を生み出さないために、社会には何が必要なのかを明らかにすることなしには、暴力被害はなくなりません。

目的

DV被害者をなくすには、DV加害者がいなくなる。ひとは、生まれた時に加害者として生まれるのではない。なぜ、暴力や犯罪は繰り返されていくのか。暴力の連鎖を断ち切り、加害者を生み出さない社会はどうしたら作れるのか。刑務所の加害者更生プログラムの現場から見えてきたものを、女性や子どもの支援をする私たちこそが、認識することが必要ではないか。

流れ

3人の発題者は、坂上香さん、福田由紀子さん、市場恵子さんの順番に話し、残り20分で討議となりました。

暴力の連鎖を断ち切るために

～ドキュメンタリー映画「プリズン・サークル」から考える女性と子どもの人権～

坂上 香さん (ドキュメンタリー映画監督)

【ここお勧めポイント】

映画監督坂上さんの作品『プリズン・サークル』をまだご覧になっていない方は、公式ホームページから予告映像をご覧になると、イメージがつかみやすいかと思います。

映画『プリズン・サークル』公式ホームページ <https://prison-circle.com>

坂上さんの関心事 (パワポ3～5参照)

90年代以降ずっと変わらず、深刻な傷(トラウマ)を受けた後、または、トラウマを負わせてしまった後、希望を喪失した状態から、どうやって生き延びていくのか。ただ生き延びるのではなく、「サバイブ」から「スライブ」という風に、人生の質をよりよくしていくには何が必要か、ということに関心があります。アメリカの先駆的TC(回復共同体)「アミティ」という団体を扱った映画『ライフアーズ』を2004年に制作。そして、サンフランシスコの女性刑務所で始まった演劇のプログラムを取り上げた映画『トークバック』を2014年に制作。2020年の『プリズン・サークル』は3作目で、日本の刑務所でのTCユニットの取組みを紹介しました。

映画の舞台の紹介・焦点、他の刑務所にはない特徴 (パワポ6～17参照)

映画の4人の主人公の紹介と特徴 (パワポ18～22参照)

(例) M(主人公の一人)は、ネグレクトで生きるために6歳から弁当などの窃盗を続けてきた。刑務所で出会ったばかりの頃は、「窃盗して何が悪い」と発言していた。TCを受講し、同じ受講生の中に

窃盗の被害者がいて、そのことで人生が変わってしまったという話を聴き、初めて彼に罪悪感が生まれる。また、彼自身の被害のトラウマ、彼女を殴っていたことなどを思い出し、気づいていくという過程もみられた。

TC 実施後の効果、課題（パワポ 24～26 参照）

日本の刑務所は、刑務所の生活に適応させることが最優先。出所後一人の市民としていかに生きていくかの視点が乏しい。反省しろとはいうが、被害の影響を具体的に想像したり、被害を回復する発想が欠けている。

暴力の連鎖を断ち切るために
～ドキュメンタリー映画「プリズン・サークル」から考える女性と子どもの人権～

坂上 香 ドキュメンタリー映画監督
NPO法人 out of frame 代表



I.はじめに



90年代以降の関心事

“傷(トラウマ)”の後--希望を喪失した状態--をいかに(より良く)生き延びていくのか?

“傷”の後を、いかにより良く生き延びていくのか?

人は、自分の中に作り出した「牢獄」からいかに自由になれるか


LIFERS
2004年 劇場公開映画
Lifers ライファーズ 終身刑を超えて

人生は必ずやりなおせる!!
悔しい事ばかりでも、
勇気を出して生きていこう

トークバック
2014年 劇場公開映画
トークバック 沈黙を破る女たち

“傷”の後を、いかにより良く生き延びていくのか?

PRISON
プリズン・サークル
CIRCLE
2020年 劇場公開映画
プリズン・サークル



II.映画と刑務所の概要



映画の3つの焦点

- ✓ 受刑者とは誰(どういう人生を送ってきた人)なのか?
- ✓ 暴力のサイクル(被害から加害へ)を断ち切ろうとする試み
- ✓ 出所後の世界の現実とニーズ

映画の舞台



島根あさひ社会復帰促進センター(2008～)
2000人収容キャバの男子刑務所(初犯で刑期8年まで)



「社会復帰促進センター」
⇒美祿、島根あさひ、喜連川、播磨の4ヶ所

←PFI(Private Finance Initiative)手法(企画立案、資金調達、施設の建設、維持管理、運営を一括して民間に委託するイギリス生まれの民活手法)

9

「島根あさひ社会復帰促進センター」の特徴

- ✓ 所在地：島根県浜田市旭町
- ✓ 2000人収容の男子刑務所。現在収容者1200名弱。
- ✓ 処遇指標：A(1.刑務所への収容が初めて 2.暴力関係者でない 3.心身に著しい障害がない 4.集団生活に順応できるなど)の条件を満たす男子受刑者)、YA、PA
- ✓ 最先端設備：CCTVカメラ、X線検査機器、薬物検知装置、セーフビュー、キオスク端末、AGV(無人自動搬送システム)
- ✓ 位置情報把握システム：施設内にいる全ての人の位置情報を、衣服に装着したICタグを用いてリアルタイムに把握。
- ✓ 総合ビューア：位置情報把握システム、監視カメラ、電気錠の操作、稼働状況把握を一元管理するシステム。

10

「島根あさひ社会復帰促進センター」の特徴

- ✓ ユニット：各居住空間は58名までで生活と刑務作業はユニット単位。
- ✓ 刑務作業：金属製品・木製品・電気機械器具の製造、構外農作業など
- ✓ 職業訓練：理容師養成、介護、デジタルコンテンツ編集、盲導犬育成、ホースプログラム、パソコン上級、パン職人育成など
- ✓ 改善指導：薬物・飲酒・性暴力・SST・就労支援プログラム
- ✓ 改善指導は民間の「支援員」と呼ばれる心理や社会福祉士の資格を持つ専門職が担当。
- ✓ 受刑者のことを「訓練生」と呼び、お互いを「～さん」と呼び合う。

11

TC(Therapeutic Community)ユニット
回復(治療)共同体




12

TCユニットの特徴
(Therapeutic Community)回復(治療)共同体

- ✓ 「メソッドとしてのコミュニティ」George DeLeon
問題を抱えた人々が、仲間の力と対話を使って人間的成長を目指す
- ✓ 発祥の地：イギリス-精神病院 アメリカー戦争帰還兵や薬物依存当事者らの自助グループ
- ✓ 共同生活を送りながら、プログラムが週3日、半日ずつ
- ✓ 希望者制 半年以上 IQ70以上 精神疾患が見られない
- ✓ 支援員という専門職の起用(米国：当事者カウンセラー)
- ✓ 様々な役割(ガイド役、カリキュラム係など)

13

学び落とす(Unlearn--問題に気づき、異なる考え方や方法を学び直す)場所



過去の傷を確認・受け止める
感情と言葉の獲得
価値観の歪みに気づく
人間関係の築き方の習得


↓ 問題行動が改善されていく(再犯防止)

映画は、Unlearnのプロセスを見せていく

14

従来の刑務所

従来の矯正観

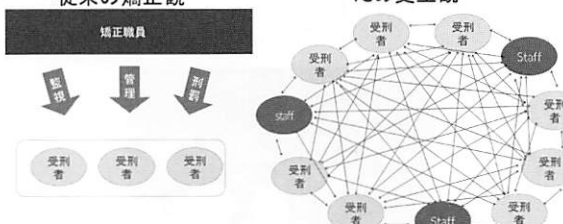


15

セラピューティック・コミュニティ TC(治療共同体)の考え方

従来の矯正観


TCの更生観



16

私とTCユニット

- ✓ 「ライフアーズ」を見た民間企業の担当者から連絡
- ✓ 日本の刑務所には無理だと思われ協力拒否
- ✓ 2009年に初めてTCユニットを訪問し、考えが変わる
- ✓ 映画の提案するが6年間通らない
- ✓ 2009年以降、講師として招聘されワークショップなどを行う
- ✓ 2014年～2016年の2年間で撮影、2年間の編集で10年がかり

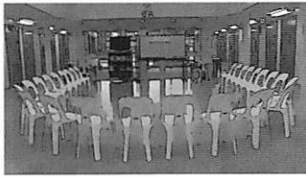


17

III.映画の主人公
(子どもと女性の人権の観点から)



18



IV. 暴力の被害と加害
(子どもと女性の人権の観点から)

19

暴力の被害とTC受講生

- ✓ 多くが虐待、DV、いじめ、リンチ、施設内の暴力などの被害者
- ✓ 自覚がない、もしくは否認や過小評価している人が多い
- ✓ 記憶自体がない、もしくは一部しか覚えていない
(思い出される虐待は深刻)
- ✓ いじめ被害の影響の広範さと深刻さ
- ✓ 性暴力被害の根強い否認と語られにくさ(真人と別の受講生は話せるまでに1年程度)

20

DVとTC受講生



- ✓ 多くがDV家庭の出身
(しかし自覚していない)
- ✓ 子ども時代に母親をかばって怪我をした、かばえなくて罪責感や無力感を抱いた
- ✓ 思春期に母親を見下すようになり、母親に暴力を振るうようになる人もいる
- ✓ 自分は絶対に女性に手をあげないと誓うが、手をあげてしまう人、手をあげないが女性を蔑視する人が多い
- ✓ 無意識のうちにDV加害者の思考を内在化してしまう(加害者の多さ)
- ✓ DVの加害を認めることの難しさ(翔)

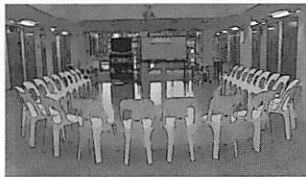
21

男らしさ(ジェンダーバイアス)と受講生

- ✓ 虐待やDVを認めること=男らしくない(弱い)の思い込み
- ✓ 「男は稼いでなんぼのもん」「家族を養うのが男」の価値観(実現できない時の無念さ、女性が外に出ることへの抵抗感)
- ✓ 「女は従うもの」の思い込み
- ✓ ロールモデルとしての父親/父親代わりの男性(=DV加害者、ギャンブラー、アルコール依存症)
- ✓ 異なる男性像を構築していく
- ✓ 刑務所側(刑務官や職員)の問題



22



V. おわりに

23

いくつかの要点

- ✓ 日本の刑務所でもTCを実施することは可能
- ✓ 再入所率の低下(再入所率162人対象 非受講生=19.6% 受講生=9.5%) 毛利・藤岡(2018)「刑務所内治療共同体の再入所低下効果-傾向スコアによる交絡調整を用いた検証-犯罪心理学研究56(1) pp.29-46.
- ✓ 「刑務所は入所時点で出所後の生活を意識したデザインにすべき」(国連犯罪薬物事務所) ⇨ 出所支援にいかに関与するか?

24

出所者の会

- * BBQ
- * サークル(語り合い)
- * シンポジウムなど

法務省的には
職員と出所者の
接触は禁止



25

いくつかの要点

- ✓ 日本の刑務所でもTCを実施することは可能
- ✓ 再入所率の低下(再入所率162人対象 非受講生=19.6% 受講生=9.5%) 毛利・藤岡(2018)「刑務所内治療共同体の再入所低下効果-傾向スコアによる交絡調整を用いた検証-犯罪心理学研究56(1) pp.29-46.
- ✓ 「刑務所は入所時点で出所後の生活を意識したデザインにすべき」(国連犯罪薬物事務所) ⇨ 出所支援にいかに関与するか?
- ✓ 真に安全な社会を望むなら、犯罪を犯した人々の生育環境を知り、対応する必要があるのではないか?
- ✓ 被害者への対応はロールプレイや映像視聴どまり。接触、謝罪、償いを望む被害者にどう対応するかという視点の不在。(修復的司法の可能性)

26

Thank
You
for
Listening

27



被害と加害の連鎖を考える～刑務所での臨床から～

福田 由紀子さん（臨床心理士・公認心理師・認定フェミニストカウンセラー）

福田さんは、そもそもは自治体の女性相談でDV・虐待・性暴力等の暴力被害女性の支援をしていた。今も被害者支援が専門だが、かつては男子刑務所で性犯罪再犯防止指導（グループ指導）に携わり、現在は女子刑務所で個別指導（カウセリング）・グループ指導に従事している。

性犯罪再犯防止指導の効果

福田さんが男子刑務所で出会った性犯罪者の特徴は、パワポ2参照。性犯罪再犯防止指導は8～9名の受講者と2～3人の指導者で行う。このプログラムは認知行動療法をもとに構成されている。初めに自分史を書いてこれまでの人生を振り返り、そのあと事件についての詳細な振り返りを行い、それらを踏まえて、再犯しないためにどんな対処ができるのかを検討していく。

受講者は加害者として刑務所に入っている人たちが、過酷な幼少期を過ごした人が少なくない。しかし、被害を受けた自分にも落ち度があった、自分は被害を受けてもたいして傷つかなかったと思っている。そのため、自分の加害についても「被害者にも落ち度がある」「被害者はこれくらいでは傷つかないだろう」と考えてしまう。

自分史発表で「初めて自分の傷つき体験を話せた」という人も多かった。安心・安全な場で気持ちを語り、受け止めてもらう経験をし、暴力は振るう側の問題であると学ぶことで、「自分の受けた被害は、理不尽な暴力だった」と気づいていく。彼らが幼少期に受けた暴力については「あなたは何も悪くないよ」と分けけていくことが大切である。自分の傷つきに向き合えた人は、徐々に自分の加害にも向き合えるようになっていく。初めのうちは、「性欲に負けました」など、どこか他人事な薄っぺらな「反省」が語られることが多いが、自分の被害に向き合えた人は、より弱い者に向かっていく暴力の構図に気づいていく。「反省」が「後悔」に変化していく。後悔の内容も、刑務所に入ったことや家族に迷惑をかけたことへの後悔から、被害者を傷つけたことそのものへの後悔に変化し、被害者の周囲にも大きな影響を与えてしまったという視点も獲得していく。

これは女子の万引きにも当てはまる。「防犯カメラを設置していなかった店が悪い」「万引きしたところで保険に入っているだろう」と、被害者の落ち度を責めて加害を正当化したり、被害を矮小化したりしていたのが、自分の傷つきに向き合うことによって、自分が加害を与えたお店の向こうには人が居て、その人たちの生活を脅かしていることに気づけるようになっていく。

女子刑務所から見てきたもの（パワポ4～15参照）

現在、女子受刑者は、全受刑者の約1割で、罪名では窃盗と覚せい剤取締法違反が多い。高齢化が進んでおり、高齢者の万引きが多いのが近年の特徴である。依存の問題が絡んでいることも多い（パワポ4～5参照）。依存には、マイナス感情をうまく処理できず溜め込んでしまい、「快感」を得ることに頼ってしまうという特徴がある。依存で問題を先送りすると、事態は悪化し、自己評価も下がっていく。

一方、生命犯の女性は、追い詰められ、切羽詰まって事件を起こしていることが少なくない。コロナ禍で嬰兒殺のニュースが大きく取り上げられたが、中絶に配偶者の同意書が必要なのは、世界で11か国のみである。日本でも配偶者以外の相手の男性や保護者の同意は本来不要だが、それが周知されていない。女性が相手の男性の同意なしに自分の人生を決められない現状を変えていかなければならない。

刑務所で初めて「守られていると感じた」と言う人も少なくない。私たちの社会を「刑務所に負けないくらい」安全なものにしていかなければならない。

2021.9.26.Sun 10:00~12:00
シェルター-シンポ in 徳島

被害と加害の連鎖を考える 刑務所での臨床から

臨床心理士・認定フェミニストカウンセラー 福田由紀子

1

男子刑務所で出会った性犯罪者

- 能力や社会性が 高め
- 自尊感情が 低い
- 男らしさ へのとらわれ、女性への見下し
 - 対等で親密な関係性が築けない
 - 「弱みを見せてはいけない」「言い訳はダメ」
 - 相談できない、しようとも思わない
- 生育歴に問題が多い (DV目撃、虐待)
 - 「父親」が機能していない家庭で育つ
- 子ども時代のいじめ被害、性被害

→ 加害者の被害者化の必要性

2

加害者の被害者化はなぜ必要か

- 「被害を受けた自分にも落ち度があった」
→ 「被害者にも落ち度がある」
- 「被害を受けても、たいして傷つかなかった」
→ 「これくらいで傷つかなさう」

↓

- 「自分が受けた被害は、理不尽な暴力だった」
→ 自分の加害に向き合えるようになる

3

依存とは

依存対象が優先され
コントロールができない
(コントロール障害)

物質依存
アルコール、たばこ
処方薬、シンナー
大麻、覚せい剤
砂糖

否認の病気
= 助けを求めない

関係依存
DV、児童虐待
カルト宗教
サイバー
共依存、恋愛

**プロセス
行為依存**
ギャンブル、ゲーム
買い物、万引き、性
スマホ、仕事、自分探し
リスク、食べ歩き

4

依存の背景

愛着：人生の最初の数年間に、特定の養育者との
相互関係の中で生み出され、育まれる、
親密な関係における、安心安全感

- 愛着の問題 → 家族関係が悪い、人との距離感が掴めない
- 否定的な感情を処理できない
→ 自分の中に溜め込む
→ 「快感」を得ることに頼る
- 性別 (ジェンダー) による違い
 - 男性.....「男性性が損なわれる恐れ」の封印
 - 力や支配 (男らしさ) へのこだわりが強い
 - 「飲む、打つ、買うは、男の甲斐性」
 - 女性.....「女性性がもたらす傷つき」の封印
 - 性被害、DV被害、低い自己尊重感、対人関係の問題

5

虐待死件数の推移

(件) ■ 心中以外 ■ 心中

年度	心中以外	心中
H20	43	64
H21	30	47
H22	37	45
H23	29	56
H24	29	49
H25	27	36
H26	21	43
H27	24	48
H28	18	49
H29	8	50
H30	13	51
R1 (1年度)	16	56

厚生労働省 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第17次報告) をもとに作成

6

主たる加害者 (H15.7~R2.3)

心中以外の虐待死

実母と実父の交際相手	2%
その他	1%
実母と養父	1%
実母の交際相手	7%
不明	5%
実母と実父	9%
実父	16%
実母	54%

心中による虐待死

不明	3%
実母と実父	4%
実母	69%

厚生労働省 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第17次報告) をもとに作成

7

精神疾患のある実母の診断名 (複数回答)

※ 第5~17次報告までの累計

診断名	心中以外の虐待死 (17例)	心中による虐待死 (14例)
虐待による心的外傷性障害	0 (0)	0 (0)
精神科治療薬使用による精神及び行動の障害	0 (0)	0 (0)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	23 (0)	13 (1)
気分(感情)障害	29 (2)	48 (1)
神経性食慾不振、ストレス関連障害及び身体表現性障害	11 (2)	18 (2)
生体リズム及び身体的要因に起因した行動変容	4 (0)	5 (0)
成人の人格及び行動の障害	3 (0)	2 (0)
知的障害<精神発達遅滞>	2 (0)	0 (0)
心臓疾患の障害	0 (0)	1 (0)
小児<児童>期及び青年期に過剰発症する行動及び情緒の障害	0 (0)	0 (0)
認知的機能の障害	4 (0)	7 (0)

厚生労働省 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第17次報告)

8



妊娠期・周産期の問題(精神疾患なし)(複数回答) ※第5~17次報告までの累計

区分	心中以外の虐待死(219人)		心中による虐待死(未達含む)(100人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
授乳失敗・授乳辛苦	23(4)	10.5%	8(0)	8.0%
妊娠経過不安感	4(1)	1.8%	3(0)	3.0%
授乳の辛苦	31(2)	14.2%	4(0)	4.0%
アルコールの常習	11(0)	5.0%	0(0)	0.0%
違法薬物の使用/薬物の過剰摂取	1(1)	0.5%	0(0)	0.0%
マタニティブルー	11(1)	5.0%	4(0)	4.0%
予期しない妊娠/お困りしていない妊娠	101(20)	46.3%	9(0)	9.0%
産前(10代)妊娠	53(10)	24.3%	2(0)	2.0%
胎動をたたく等の虐待行為	3(0)	1.4%	0(0)	0.0%
母子健康手帳の未交付	59(9)	27.1%	1(0)	1.0%
妊婦健診未受診	85(15)	39.4%	6(0)	6.0%
胎児虐待	11(0)	5.0%	0(0)	0.0%
その他	15(8)	6.9%	1(0)	1.0%

厚生労働省 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)

9

0日・0か月児事例における出産場所 ※第1次報告から第17次報告までの累計

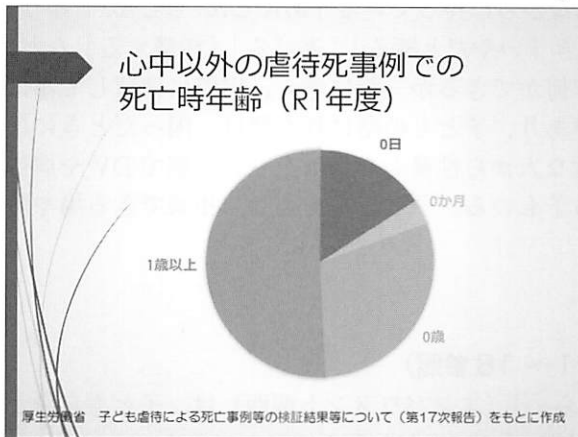
表4-1-2-9 0日・0か月児事例における出産場所(第1次報告から第17次報告までの累計)

区分	0日児			0か月児			総数		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	111(11)	67.3%	74.0%	8(0)	30.8%	30.8%	119(11)	62.3%	67.6%
自宅外	39(4)	23.6%	26.0%	5(0)	19.2%	19.2%	44(4)	23.0%	25.0%
医療機関	0(0)	0.0%	0.0%	13(0)	50.0%	50.0%	13(0)	6.8%	7.4%
不明	15(2)	9.1%	0.0%	0(0)	0.0%	0.0%	15(2)	7.9%	7.9%
計	165(17)	100.0%	100.0%	26(0)	100.0%	100.0%	191(17)	100.0%	100.0%

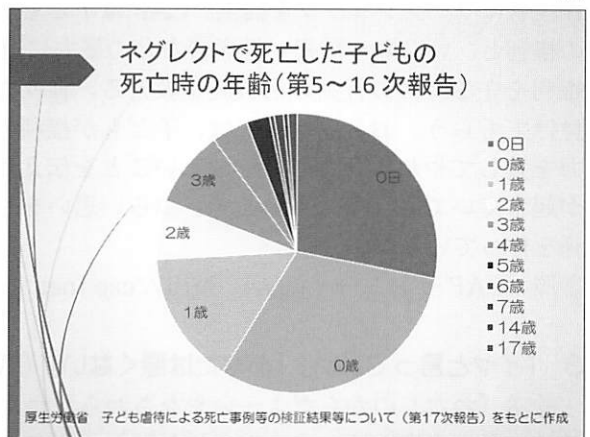
※自宅とは、「専門家による介助がない自宅分娩のこと」とした。

厚生労働省 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)

10



11



12

- ### 刑事施設で会う女性たち
- 「孤独」がリスク
 - 生き延びる手段としての犯罪
 - 中年になって初めての万引き
「私の人生は、なんだったのか?」
 - 自分を大切にする方法がわからない
 - 好きなものがわからない
 - 「世界は私をおびやかすもの」という世界観
 - 「怒ったことがない」

13

- ### 彼女たちに足りていないもの
- 暴力被害者としてのケア
 - 安心安全感
 - 見守られる経験
 - 気持ちを受け止められる経験
 - 自分の才能を伸ばす経験、努力を認められる経験
 - 自己尊重感
 - 人に助けを求めて、助けられた経験
 - 人とつながる力

14

戻りたいと思える社会に

厚生労働省 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)

15

子どもや女性への暴力を防ぐために“NO”“GO”“TELL”の力を育みたい

市場 恵子さん（社会心理学講師・カウンセラー）

1 アミティ&坂上さんとの出会い（パワポ1～6参照）

1996年と1998年に坂上香さん制作のテレビ番組を視聴し、アミティ（米国受刑者更生施設）の活動を知る。心理学の講義や市民向けの上映会・講演会でアミティを紹介。傷ついた子どもたちのそばに、事情を分かってくれる人や手を差し伸べてくれるおとながいてくれたら、暴力の連鎖を止めることができる。心理相談や市民活動においてもその可能性を確信し、支援の指針・希望を感じた。

2 CAPの紹介（パワポ7～10参照）

CAPは米国で開発された子どもへの暴力防止教育プログラム。学校や園に出向いて、子どもや教職員・保護者にワークショップを提供。CAPは子どもが生まれながらに持っている「あんしん・じしん・じゆう」の権利と、いじめや誘拐・性虐待などの暴力に遭ったとき「いやだと断る」「逃げる」「相談する」など、権利を守るための行動の選択肢を教える。様々な場面で何ができるか一緒に考え、実際に練習して身に付けてもらう。おとなたちには、子どもが権利の主体であり、子どもの話に耳を傾け、困ったときには力を貸してやれる存在でいてほしいことを伝える。身近な人から性暴力を受けたり、家庭でDVや虐待が起きていても、誰にも話せず、つらい思いをしている子もいる。子どもが安心して相談できる場や関係を作っていきたい。

参照：CAPセンター・Japan <http://cap-j.net>

3 「イヤと言ってよい」「あなたは悪くない」（パワポ11～18参照）

絵本『わたしのからだよ～いやなさわられかただいきらい』（エンパワメント関西）は、子ども自身が性的自己決定権を持っていることを伝え、絵本を読みながら「ノー！」と言う練習ができる。

絵本『パパと怒り鬼～話してごらん、だれかに～』（ひさかたチャイルド）と、これを原作に創られた映画『パパ、ママをぶたないで!』（パンドラ）を紹介したい。ノルウェーの実話に基づく作品。少年ボイは家の中で起きているDVを誰にも言えないで苦しんでいる。DVや虐待は外から見えない。でも、味方になる人は必ずいる。物語の中では仲良しの犬が「王様に手紙を書きなさい」と勧め、ボイは思い切って手紙を書く。手紙を読んだ王様がボイの家を訪れる。王様はボイの勇気を称え、「きみは悪くない」と励ます。王様はパパを諭し、王宮（刑務所）で自分の「怒り鬼」と向き合い、怒りをコントロールする訓練など（加害者更生プログラム）を受けるよう命じる。DVのサイクル、被害者の心理、支援のあり方、加害者更生など、大事な要点が盛り込まれている。教材として大いに活用してほしい。

日本では、DVや虐待の被害者である子どもや女性が保護され、住み慣れた家や友だちのいる学校から切り離されてしまう。ノルウェーのように加害者が逮捕・隔離され、更生のための教育を受けることが望ましい。

4 子どもが被害者となってしまった最近の事件（パワポ19～22参照）

2019年、千葉県野田市での虐待死（父親のDVにより母親は無力化。助けを求めた女兒の声を周囲の大人が無視）。2020年、千葉県成田市の看護学生が公園トイレで男児を出産後、遺棄（男性の同意書が取れなかったため、中絶できず）。岡山では若年女性たちの困窮を助けたいと、仲間が「助け合い食堂」や「パパ日替りママ」を始めた。

5 性犯罪への無罪判決が続き、全国から抗議の声（パワポ23～27参照）

各地で「フラワーデモ」。「#Me Too!」「#With You!」運動のうねり。杉田議員の「女性は嘘をつく」発言は被害者バッシング。性暴力被害者やLGBT・シングルマザーを貶める発言も。2017年、性犯罪に関する刑法が110年ぶりに改定された。時効など残された課題は多い。



6 子どもの権利と意見表明権 (パワポ 28 参照)

子どもの声に耳を傾けることが大切。認定NPO法人子どもシェルターモモ（岡山）では、弁護士や理事が施設で暮らす子ども、職員の聴き取りを定期的実施。児相の一時保護の子どもたちにも弁護士が聴き取りを行っている。子どもの権利や意見表明権をわかりやすく説いた絵本『おやおやじゅくへようこそ』といくつかの詩を紹介したい。

子どもや女性への暴力を防ぐために
“NO” “GO” “TELL”の力を育みたい

市場 恵子
 社会心理学講師・カウンセラー
 岡山市保健所「出前」性教育講師
 さんかく岡山「特別相談」心理専門相談員
 岡山県人権政策審議会委員
 特定NPO法人CAPセンター・JAPAN 元理事
 特定NPO法人子どもシェルターモモ 理事
 out of frame (名ばかり) 理事

1

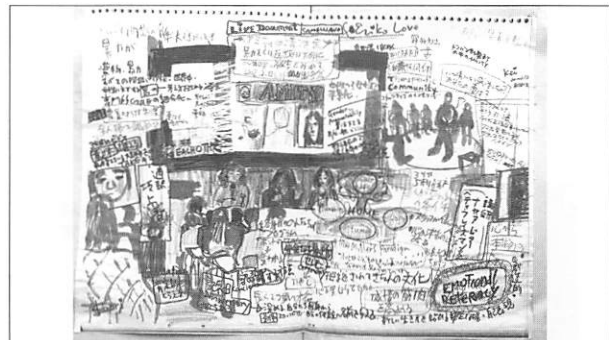
【自己紹介】

1951年1月 広島県生まれ (70歳)
 高校生の頃、ベ平連や大学紛争、水俣病を知り、教科書検定にも疑問を持つ
 1969年 大学入学後、バリケード封鎖で半年間授業なし
 級友や部活の仲間と社会や政治の矛盾について語り合う
 1973年 卒業と同時に結婚、岡山に住む(合言葉は「二人で世直しを」)
 4人の子育て&家庭教師&平和と環境問題の市民運動に携わる
 1983年 岡大大学院で社会心理学を学び直し、非常勤講師として働き始める
 同時に、カウンセリングを学び、臨床の仕事にも就く
 性の悩み(望まぬ妊娠・性感染症・性暴力)に関する相談が増え、
 「性教育」に本気で取り組み始める
 1990年 仲間5人で「ウィメンズセンター岡山」を設立
 フェミニズム&リプロの視点を共有し、女性の支援を始める
 公民館で「女性の心と体を学ぶ連続講座」を企画・実施
 1991年 韓国の戦時性暴力被害者(金順嬪さん他)の証書に出会う
 性虐待を受けた教え子や性暴力を受けた女性たちと重なる
 1995年 「慰安婦」問題を考える女たちの会・岡山を結成
 CAP(子どもへの暴力防止教育)岡山連絡会を結成

2

1996年~1998年、NHK・BSで坂上香さんが制作された番組を視聴
 『閉ざされた過去からの叫び~アリスミラーが説く子ども時代』(1996年)
 『隠された過去への叫び~米・犯罪者更生施設からの報告』(1998年)
 受刑者(加害者)の子ども時代に性虐待や虐待による被害体験があると知る
 だれか一人でも寄り添ってくれる人がいれば、暴力の連鎖を防ぐことができる
 心理学の講義・心理相談・学生相談に大いに役立つ視点・枠組み・気づき
 その後、仙台で弁護士会主催のアミティ講演会&WSに参加
 (坂上さんやアミティ創始者のナヤさん・ベティさんと生で出会う)
 2000年(?)岡山でアミティ講演会(通訳とアテンドは坂上さん)を開催
 (東京のお仲間も同行。西大寺や牛窓にご案内して楽しい時間を過ごす)

3



4



5

『ライファーズ~終身刑を超えて』(2004年)
 『トークバック~沈黙を破る女たち』(2014年)を自主上映

『プリズン・サークル』(2019年)はシネマクレールで1週間上映
 「女たちのおしゃべり会」主催の坂上監督トーク&沢知恵さん詩の朗読
 『プリズン・サークル』の自主上映はコロナのため、開催を保留

6

CAP (Child Assault Prevention)
子ども暴力防止教育プログラム

1978年、米国オハイオ州で起きた少女暴行事件をきっかけに開発された。日本には85年、森田ゆりによって紹介され、95年からスペシャリスト養成講座を開催。日本各地に広がっていった。CAPはいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守るために子どもたちをエンパワーし、周囲のおとな(教職員・保護者・地域の人)にも支援を働きかける。CAPセンター・JAPANに登録して活動している団体は現在約70。「CAPとくしま」もその一つ。国内の北部エリアは(社)J-CAPTAが統括。

7

3つの「けんり」
 (生きるためになくてはならないもの)

「あんしん」 safe
 「じしん」 strong
 「じゆう」 free

8

大切な「けんり」を守るために
できること（行動の選択肢）

「イヤだ！」 NO!
「にげる」 GO!
「そうだん」 TELL

9

「そうだんする」には
話を聴いて、信じ、受け止め、
寄り添ってくれる人の存在が必要

「あなたはかけがえのない大切な人」
「悪いのはあなたではない」
「あなたはひとりじゃない」

10

早期から性教育の重要性



絵本『わたしのからだよ～いやなさわられかただいきらい』

（女性と子どものエンパワメント関西）

翻訳：田上時子

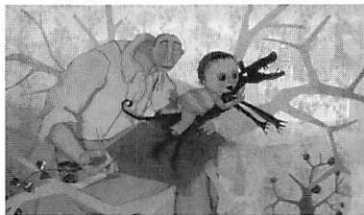
11



『パパと怒り鬼～
はなしてごらん
だれかに』
（ひさかたチャイルド
2011年）

12

ノルウェー映画『パパ、ママをぶたないで!』
（監督・脚本・撮影・原画：アニータ・キリ/2009年）



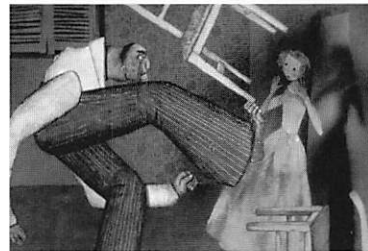
「写真提供：熊バンドラ」

サブタイトルは
「誰かに話して」

パパがママをぶつ
のはボクのせい?

原作は実話に基づ
くエピソード

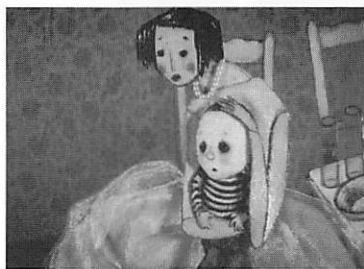
13



「写真提供：熊バンドラ」

少年ボイのパパ
はわけもわから
ず怒ってはママ
をぶつ

14



「写真提供：熊バンドラ」

ママはそんな
パパのご機嫌を
うかがうばかり

家庭はいつもビ
リビリしている

15



「写真提供：熊バンドラ」

ボイは、パパの暴力
の原因が自分にある
と思ひ込み、誰にも
言えずじっと我慢し
ていた。
ある時、それを訴え
る手紙を王様に宛て
て書いたことから、
事態は変化してゆく。

16



「写真提供：熊バンドラ」

アニータ・キリ監督と映画の1場面。
王様は「よく手紙を書いてくれたね」
「君は勇気がある」「君は悪くない」
「君を誇りに思う」とボイを勇気づける。

【原作が参考にした実話】

暴力を振るう父親をもつ6人の子
どもがいた。彼らはノルウェー国
王ハラルド五世（在位1991年～）
に手紙を書いた。「ぼくたちの抱
える問題に関心がありますか？」
国王は返事を書き、子どもたちを
王宮に招き、彼らが泣きながら訴
える事実を耳を傾けた。そして、
子どもたちの行為を勇気あること
だと認め、父親の暴力の責任は子
どもたちにはない、と論じた。

17

ボイの味方になってくれた人
（動物は擬人化）たちの存在

犬
隣のおばさん
小鳥たち
王さま

18



2019年1月、千葉県野田市で起きた小学4年女児の虐待死事件。栗原心愛（くりはらみあ）さん（10）は断続的に父親から冷水シャワーを浴びせられたり、首周辺を鷲掴みにされたり、髪を引っ張ったりなどの虐待を受けていた。心愛さんは学校で虐待の事実を訴えていたにもかかわらず、学校も教育委員会も児童相談所も女児の訴えを軽んじ、自宅へ戻され殺されてしまった。

19

2020年6月、千葉県成田市で看護学生（20歳）が公園のトイレで男児を出産。そのまま放置して死なせ、公園の植え込みに遺棄。裁判の判決は「懲役3年執行猶予5年」。妊娠が分かったのは19年10月末。相手は小学校時代の元同級生。2人で話し合せて中絶を決め、手術を予約したが、「同意書」のサインをもらうことができず、手術は2回ともキャンセル。彼は中絶費用を払うつもりだったが、友人に相談したところ、「ゆずられているんじゃないか」と言われ、以後、被告からの連絡を無視し、姿を消す。事件後のDNA鑑定で、亡くなった男児は、2人の間の子であると判明。（毎日新聞2021年6月8日の記事より）

20

【妊娠の事実を誰にも相談できなかった理由】
 被告「中絶することを公にするのは違うかな、という考えがあって言えませんでした」
 弁護士「母親には」
 被告「伝えられなかった。言ったら悲しむだろうなと」
 弁護士「友人はどうですか」
 被告「相談すると周りから孤立する。未婚で妊娠して、順序を逸脱していると思われなくなかった。破廉恥なことをしていると噂されるのが嫌だった」
 弁護士「学校の先生には」
 被告「考えませんでした。親にも言っていないことを言うのは間違っていると思っていた」

21

「自己責任」より「社会の側の問題」
 ①男性の同意書なしに女性の中絶できない現状
 ②「未婚での妊娠は破廉恥」「中絶は罪」と女性に恥を負わせる世間の古い意識
 ③妊娠後に教育から排除される学校制度
 ④妊娠届を出さないと行政側が把握できない
 ⑤妊婦検診費用・中絶費用の負担
 ⑥育てられない場合の選択肢（養子・里親）
 ⑦責められず「助けて」と相談できるしくみの不備
 ★韓国や米国では学生が妊娠しても学業を続けられる制度を整え、母子ともに生活できる施設もあると聞く

22



23

子どもは嘘をつく??
 女性は嘘をつく???

24

自民党の杉田水脈衆院議員（比例中国ブロック）の暴言
 性暴力の被害者に対して、人格を中傷する暴言。
 2020年9月25日に開かれた自民党の会議で
 「女性はいくらでもうそをつけますから」
 伊藤詩織さんを名指し「女として落ち度がある」と批判
 「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない。つまり『生産性』がないのです」（月刊誌「新潮45」に寄稿）
 「離別の場合、シングルマザーになるというはある程度自己責任だと思う。DVの場合もあるだろうが、厳しいことを言うと、そんな男性を選んだのはあなたでしょう、ということに終始します」

25

110年ぶりに刑法改正（2017年）
 ①名称変更・性別を問わない
 「強姦罪」⇒「強制性交等罪」
 ②厳罰化（正確には適正化）
 ③非親告罪化
 ④監護者による子どもへの性的虐待を処罰化

26

残された課題（次回の見直しに向けて）
 ①時効
 時効の延長、または被害者が成人するまで停止を求めたい（言語化されるまで多くの時間を必要とする）
 ②監護者
 教師・コーチ・施設職員などにも範囲を拡大する必要

27

「子どもの意見表明権」
 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分に考慮されなければなりません。
 「アドボカシー制度」
 英国やカナダで制度化されている子どもの権利擁護活動

28

討議

被害者支援、加害者からの謝罪・償いのために、「修復的司法 (RJ)」がある。これは第三者であるファシリテーターが被害者・加害者・彼らのコミュニティの三者の対話－協議をサポートしていく。最終的にはその損害をどう回復 (修復) するか考えていく。関係性を元に戻せなくても、ベターな方法を考えていく。解決ではなくプロセスに意味があり、アメリカでは死刑囚と被害者遺族が対話することもある。

日本でも 2000 年に少年法が改正された際、修復的司法を導入するという付帯事項がつき、その後 1 年間、警察が試験的に導入していた。良い結果も出ていたが、最終的には犯罪被害者遺族の会が反対して終了してしまった。公的機関において RJ はそこから全く進んでいない。

TC から学んだことを実際にどう生かしていけるかだが、S (映画の主人公の一人) は、どうしたら償えるだろうと被害者のことを考え始めたが、弁護士に関わってもらわなければ、被害者には直接接できない。刑務所を出た後に、日本では加害者と被害者がつながる方法は全くなく、遺族にとっては、そこで時間が止まってしまうというような問題ともなる。

国家の治安を乱した者という罪の扱いから、他人の人権を侵害した罪とされることが必要でないか。そうでなければ、被害者やその遺族にとって本当の解決にはつながらないのではないかと考える。

犯罪加害者の多くは、日常生活の中で、誰かを傷つけたことがある人がほとんどと感じている。多くの DV の場合、女性が被害者となるので、女性は傷ついたことを分かってほしいと思っている。しかし、男性は人の話を聴こうとしない。女性を自分より下に見ているので、意見表明権に歩み寄らない、謝ろうとしない。問題を過小評価してしまう。

ジェンダーの壁を崩すのは難しい。

男性が自分のした行為、与えた傷に対して、反省・後悔に気持ちが向いていくのは、本当に難しい。映画『ライファーズ』の中では、怒っていた人が自分自身の感情に気づき、表現していく中で、表情がだんだんと和らいでくる。家庭の中や普段の人間関係の中でも、そうした試みは生かされるのではないかと感じる。TC で行われていることは、人が自分自身に深く目を向けて、そこでの感情に気づくことによって、初めて他者の感情にも気づくことができるという考え方に基づいている。今の社会のなかでは、男性自身も抑圧されている「情緒」を取り戻すことが必要であり、そのための試みとして TC は非常に重要であり、家庭内暴力の問題の解決にも有効ではないか。



B-1

面会交流、「共同親権」論を考える

担当団体	NPO 法人全国女性シェルターネット事務局
協力団体	
司 会	山崎友記子 (NPO 法人全国女性シェルターネット事務局長)
発 題 者	可児康則 (弁護士・愛知県弁護士会) 工藤宏子 (公認心理師、精神保健福祉士) DV 被害当事者手記代読：山崎菊乃 (全国女性シェルターネット共同代表)
分科会の趣旨	法制審議会家族法制部会で議論が開始されている離婚後の面会交流の問題や「共同親権」論について、DV 被害者支援に携わる弁護士や民間シェルターでの支援者の報告を踏まえて議論します。
分科会の概要	<p>DV 被害者とその子どもにとって、家を出た後にも別居親との面会交流を求められることは、DV・虐待行為の継続であり、面会交流を口実に現在の住所などが知られる危険性もあるなど、大変つらいことです。しかし、最近は、裁判所が面会交流を「原則実施」と言ったり、養育費を受け取りたいければ、それとバスターに面会交流を受け入れざるを得ないなどの状況が生まれています。さらに、2021年3月からは、政府の法制審議会でも面会交流や親権の問題、そして養育費の問題などを議論する審議会の家族法制部会が議論を開始しました。</p> <p>いったい何が問題で、今後どうなっていくのでしょうか。DV 被害者支援に携わる弁護士や、民間シェルターでの支援者の報告を聞き、話し合います。</p> <p>1. 報告 「面会交流問題 現在何が起きているのか、どんなことが問題なのか」 講師：可児康則弁護士 (弁護士・愛知県弁護士会)</p> <p>2. 報告 支援現場からの報告 (1) - 子どもの支援の立場から 支援現場からの報告 (2) - 被害当事者の経験から</p> <p>3. ディスカッション</p>
参加者数 (視聴者数)	79名

概要

近年、家庭裁判所の面会交流についての判断が「原則実施」に向かい、DVで別居、離婚後も、母子が加害者から面会交流を利用した支配、コントロールを受け続ける事態が起きている。そんな中、2021年3月からは法制審議会家族法制部会で、面会交流の強制執行を可能にしたり、離婚後も父母双方に子に対する決定権を持たせる「共同親権」を導入したりする法改正に向けた議論が進行している。こうした危険な動きに注目してもらいたいと企画した。

1. 面会交流を巡る問題、さらに共同親権

可児弁護士より、この10年における面会交流を巡る家庭裁判所の実務の変遷とその影響について説明があり、DVがあっても考慮されることなく面会交流が認められたり、面会交流が優先され、調停がなかなか終わらなかつたりするなどの実態や、最近の若干の変化の兆しなどが報告された。さらに法制審議会の最新の動向が紹介され、面会交流の実施方法や頻度に関し、基準を法で定めるといったことや、離婚後も双方の親に子どもに関する重要事項の決定権（拒否権）をもたせる「共同親権」の考え方が議題に盛り込まれるなど、予断を許さない状況であることが強調された。

面会交流を巡る問題、さらに共同親権

弁護士 可児 康 則

DVの目撃（面前DV）の影響

- 子どもにとって大きなトラウマ体験
- 危険で恐怖に満ちた家庭は子どもから情緒の安定を奪い、睡眠や自由な探索行動、心身の発達を妨げる。
- 歪んだ関係性の学習…暴力の連鎖
- 慰の発達への悪影響

(友田明美教授らの研究・友田明美著「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版新書)

面会交流を巡る家裁実務の状況(変遷)

- 2012年頃から、「面会交流至上主義」への傾斜

面会交流:子どもと一緒に暮らしていない親と交流すること

【民法766条】

- 1 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、協議の事項を定める。

“面会交流至上主義”的な実務とは

- 家裁の判断基準の変化
比較基準説から原則的実施論へ
…子の福祉を害する特段の事情がない限り面会交流を認める。
- 面会交流調停、審判につき、間接強制を認容
…不履行1回につき数万円の支払いを命ずる。
100万円の支払いを認めた審判も(抗告審で25万円に減額)
- 裁判所の姿勢
…面会交流を原則認め、強権的手法により実施させる

原則的実施論による実務運用

- DVは「子の福祉を害する特段の事情」に該当するのではないか？
- 禁止・制限事由(細矢郁ほか「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方—民法766条の改正を踏まえて」・家庭裁判月報第64巻第7号)
 - ・ 非監護親による連れ去りのおそれ
 - ・ 非監護親による子の虐待のおそれ
 - ・ 非監護親の監護親への暴力(DV)
 - ・ 子の拒絶
 - ・ 監護親又は非監護親の再婚、など

被害者にとっての二重のハードル

- 第一のハードル:「禁止・制限事由」の立証責任
 - ・ 監護親がDVの存在を立証しなければならない。
 - ・ DVの証拠がないことも多く、証明は容易ではない。
 - ・ DVの子どもへの影響大

↓

- ・ DVはないものとして、面会交流が決められる



被害者にとっての二重のハードル

- 第2のハードル: DV≠禁止事由
 - DVを軽視する裁判所の姿勢
 - 「DV＝児童虐待」は支援現場の常識
 - BUT
 - 裁判所は、DVと虐待を峻別
 - …「子どもにも暴力を振るっていない」と面会を認める肯定的理由に。

調査官らの論文には…

「暴力の危険性を過大評価し、親子の関係を制限するとすれば、子の健全な発達を損ね、子の福祉に反する可能性がある事案もある」(家裁調査官研究紀要19号1頁以下)

原則的实施論がもたらしたこと

【調停】

- 面会交流調停申立ての急増
 - 面会の話題を避けて通ることが困難に
- 面会交流の実施に向けた調停委員、調査官からの強い説得
 - 行き過ぎた説得がなされることも。
- 何が禁止・制限事由かを明示することもなく、ただ「禁止制限事由にあたらぬい」からと面会に応じるよう求められる。
- 面会交流が優先され、離婚が進まない。調停が終わらない。
- 調停が成立しない場合、審判手続に移行
 - 審判の厳しい状況から、調停での妥協を選択せざるを得ない

原則的实施論がもたらしたこと

【審判】

- 調査官による子の状況等の調査を踏まえ、裁判官が面会交流の内容を定める。
 - 調査官調査の結果をそのままのだけの審判
 - 調査報告書に添付された面会実績を審判でもそのまま引用するなど。
- 調査官調査の問題点
 - 調査官の専門性への疑念
 - 行動科学の知見を有する専門家と言われるが…。
 - 調査のやり方への疑問
 - 消極的意向を示す子への波状攻撃的な質問
 - 子の示した消極的意向を面会交流の支障とならないよう“解釈”
 - 「子の福祉に資するための子の意思の評価が必要」などと“解釈”を正当化

原則的实施論がもたらしたこと

- 被害者である監護親の疲弊、回復の遅れ
 - DVの訴えが裁判所に届かない。
 - 耳を傾けてもらえない。
 - “父親に子どもを会わせようという親”と批判的な目を向けられる。
- 調停が「エンパワメントの場」から「傷つきの場」へ
 - 子どもの監護の質に影響

原則的实施論がもたらしたこと

- いつまでも加害者との関係が切れない
 - 面会交流を通じ、加害者からのストレスに曝され続ける。
- 裁判所が命じた面会交流を実現できない場合
 - 間接強制金の支払いにより経済的に困窮させられることも
- 繰り返される調停、裁判
 - リーガルハラスメント?
 - 別居から10年に渡り、調停、裁判を繰り返されたケース
 - 審判確定から数か月のうちに、新たに調停が申し立てられたケース
 - 離婚から10年近くたって調停が申し立てられたケース、など。

面会交流を巡る殺人事件(2017年)

- 長崎事件…1月28日
 - 面会交流の際、父が母を殺害し、自らも自殺。
 - 母は、警察にストーカーの相談。
- 伊丹(兵庫県)事件…4月23日
 - 面会交流の際、父が娘(4歳)を殺害し、自らも自殺。
 - 同居中、夜通しの脱散や、家具を壊すといった暴力あり。
 - 事件後、父が精神科に通院していたことが判明

※いずれも、家裁の関与があった事案

家裁実務の変化の兆し

- 2019年頃から、裁判所の対応に徐々に変化の兆しを感じ始める。
- 平成24年論文を執筆した裁判官らによる新たな論考
 - 平成24年論考の趣旨が「誤解」を招き、行き過ぎた調停運営がなされた。
 - 面会交流調停事件の運営に際しては、ニュートラル・フラットな立場(同居親及び別居親のいずれの側にも偏ることなく、先入観を持つことなく、ひたすら子の利益を最優先に考慮する立場)で臨む。
 - 「家庭裁判所が面会交流調停において目指すものは、父母が、子の利益を最も優先して考慮した上で、相当な期間を前提として長期的な視点にたって、それぞれの子に応じた面会交流の在り方について自主的に考え、合意に至ることができるよう」に「面会交流の在り方は、実に様々であり、多様な選択肢の中から、当該子の利益を最も優先して考慮した上で、当該子のためのオーダーメイドの面会交流の在り方を検討しなければなりません」(細矢都「面会交流調停の新しい運営モデルについて」理解を深めるために「ケース研究341号」2頁以下)。

法制審での家族法改正に関する議論

- 2019年11月～2021年2月、商事法務研究会内に家族法研究会が立ち上がり、「父母の離別後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について」議論。…家族法研究会報告書(2021年2月)
- 2021年2月、法務大臣から法制審議会(法制審)に対し、「父母の離別に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」(諮問第113号)と諮問。家族法制部会が新設され、2021年3月から1回会議が開かれ、議論がなされている。

法制審での家族法改正に関する議論

- 面会交流を巡る議論の一部(法制審・部会資料より)
 - 祖父母等の親族等を念頭に、子との面会交流を求めることができる主体の範囲に関する規律を設けてはどうか。
 - 面会交流の取決めに關し、その内容(実施の有無、方法、頻度等)に関する考慮要素や基準等について法定してはどうか。
 - 具体的内容の面会交流を命じる調停や審判が不履行となれば、必要かつ適切な場合に限り、直接的な強制執行を可能とする規律を設けたり、面会交流に関する監護親及び非監護親の態度等が、親権者や監護者指定に関する判断の考慮要素の一つとなることを明示したりしてはどうか
 - フレンドリーベアレントルールを含め、別居後の監護者の基準を法律に明記してはどうかといった議論も。

法制審での家族法改正に関する議論

- 『共同親権』を巡る議論の一部(法制審・部会資料より)
 - 離婚後も父母双方が法的な決定責任を負うことを選択可能とする規律を設けてはどうか。
 - 子の養育に関する事項について、子に与える影響の大きさや緊急性の有無の観点から分類した上で、その分類に応じて決定の責任を負う者に関する規律を設けてはどうか。
 - 例えば、重要決定事項に関する規律を設けることとした場合、その対象となる事項や範囲について、具体的に法定してはどうか。
 - 重要決定事項の内容として、転居、海外渡航、生命又は身体に重大な影響を与える医療行為、宗教の選択、進学、転校、進学、就労先に関する選択、その他子にとって特に重要な事項が資料では挙げられている。

法制審での家族法改正に関する議論

- ・『共同親権』とは、子に関する決定権を父母双方に分属させることであり、父母が共同して子育てをすることではない。
 - ・離婚後の父母の関係が良好ならば、ともに子育てに関わることは現行法でも可能。
- ・現に子どもを監護する親が、子どもの希望も尊重しつつ行った決定も、他方親の同意が必要。
 - ・子どもに関する事項の決定につき、別居親に“拒否権”を与えるもの。
- ・監護親にとって、面会交流以上の負担となる。

最後に

- ・面会交流を強制、強要する家裁実務にはようやく変化の兆し。
- ・ところが他方で、離婚後の別居親の関与を強める方向での法改正に向けた議論が法制審で続いている。
 - ・「DV虐待」への配慮の必要は、杖頭のように使われているが、DVケースとそうでないケースは、グラデーションであり、明確に区別できるものではない。
- ・家裁実務の今後だけでなく、法制審の議論にも注目を！！

2. 面会交流における問題～子どもの支援現場から

子どもの福祉や健全な発達に資することを名目に実施されている面会交流。では当事者である子どもたちは、どんな気持ちで面会に臨み、どう感じているのか。その実態を知る機会ほとんどない。子どもたちのリアルな様子を知りたいと、NPO 法人女性ネット Saya-Saya で子どものカウンセリングを担当している工藤宏子さんより話をうかがった。

工藤さんはまず、子どもがなぜ面会交流を嫌がっているのか、加害者側が全く理解していないことを問題とした。子どもは父親（加害者）が母親にふるった暴力、暴言をみて、恐怖感、不安、嫌悪感を持っているが、加害者の方はそれが分かっておらず、また裁判官や調査官も、子どもがどんな大変な思いをしてきたかということに対しイメージが乏しすぎると指摘した。母親（被害者）は、自分が夫に会いたくないため面会を拒否しているのではなく、子どもへの精神的影響を懸念して面会に否定的であるにもかかわらず、それも正しく理解されていないと述べた。面会以前に、父親の話題が出ただけで精神的に不安定になり、夜尿やチック症状が出る子もいるという。

さらに子どもの心理として、裁判所という知らない場所で、知らない大人である調査官に、自分の気持ちを十分に問われないまま、「(お父さんに) 会いたい?」と聞かれると、(本心はどうあれ) 子どもは「ノー」とは言いにくいと説明した。大人の意図を読んで答えてしまう場合もあり、「『ノー』と言うと、自分は悪い子だと思われてしまうのではないかと真面目に考える子も多いという。

工藤さんがサポートしたある子は、調査官に「僕は会いたくない」と言ったとたん、さっと顔色が変わった、という体験を話してくれたといい、いかに調査官が「面会ありき」で子どもたちと接しているかが分かったと訴えた。

また試行面接の評価の仕方には疑問があると指摘。ある子は、いやいや面接に連れて行かれ、父親は怖いうえに何もしてくれないため、自分から頑張って学校ではやっている遊びを教えてあげたりしたら、後から調査官らに「よかったね、よく頑張った」と評価され、「試行面接はうまくいった」と判断されたという。また、子ども本人が「本当に会いたくない」と訴えたため、工藤さんが意見書を書いて持たせたが、それでも面接に連れていかれたケースもあった。

面会開始後も、会うたびに父親（加害者）から「もう一度、家族で住もうと言いなさい」と言われてお金を渡されたり、「お母さんに彼氏はいるのか、お金はどうしているか」など母親の素行を聞かれたり、プレッシャーをかけられる場面も多いという。

子どもは、どんなに小さくても意思があり、それを言葉にできる力があるにもかかわらず、そのことを軽視する大人が多すぎる、また、父親が外でみせる顔と家での様子が違うことに気づいているなど、子どもは大人以上にしっかり見て、人物をとらえている。以上のことから、工藤さんは、面会交流について、子どもの気持ちや意思を尊重するために、子どもの意思表明をサポートする制度や仕組みを作るべきだと提案した。

可児弁護士と工藤さんとの対談では、親からの性的虐待が疑われ、裁判所もその事実を把握しながら、直接交流が認められてしまったケースや、面会交流を認めるかどうかにあたり、医師や心理職ら専門家への意見聴取がほとんど行われていない現状など、問題点が次々と指摘された。



3. DV被害当事者の手記

DVを受けて母子で避難、離婚後も面会交流を使った「精神的DV」を受け続けているという女性の手記を、山崎菊乃・共同代表が読み上げた。

《手記より抜粋》

元夫は、私の給料が安い、家事能力や経済観念が足りないと責め、見た目が悪いと馬鹿にし、人間性をも否定し続けて、私は自分を押し殺すことで生活を維持してきた。

一方で、元夫は息子が生まれた際、育休を取得。育児や家族を扱ったものへの投稿や応募を繰り返し、厚生労働省のイクメンプロジェクトの一環であるスピーチコンテストで優勝、「国が認めた日本一のイクメンである」と言うようになり、イクメンマスターとしてHPまで開いていた。父親になっても最優先すべきは自分。外にアピールできることや自分がやりたいと思うことのみをやり「俺はこんなに頑張っている」という評価を欲し、嫌なことはしない、という自分勝手なものであった。

私は元夫に対してすべてを諦め、離婚を切り出した。数日後、夫は「離婚協議書を作ったから」と渡して来た。親権は夫、監護権は私。面会は年間120日以上。その他に長期休みは必ず連泊させる。養育費は月1人1万円。住所等は必ず教えること。一読しただけで呆れた。

離婚調停が進むにつれ、裁判官や弁護士は、夫と子どもを面会させるように私に迫った。裁判官には「お母さんの感情だけで父子の面会をさせないのは、母親としてどうなのか？って親権争いで不利になりかねない」と脅しとも取れることを言われたのをよく覚えている。子どもたちが「パパに会うの怖い」と言っていることに私は不安がいっぱいであった。子ども達の心に負担がかからないことと、安全が保障されることを絶対の条件として調停の際に調査官立ち会いのもと、裁判所で面会を行うこととなった。

苦しい調停と面会を繰り返し、心が摩耗していったが、長い調停に夫も疲れてきたのか、私が親権を持つことも認め始めた。「子どもとの面会交流について間接強制条項をつける」と言い出したのには驚愕したが、新しい弁護士に依頼することで夫の要求も緩和され、私も納得した上で調停は成立した。

しかしそれから元夫との戦いは続いた。毎回、面会は元夫の都合の良い日を知らせてきて、子どもたちに不都合がなければそのまま、都合が悪ければそう返答、ということで実施してきたが、夏休みや冬休みに長期で泊りがけを要求するなど元夫の都合に沿うようなものにしようとしていた。学校行事や友達と約束があることを理由に断ろうとすると必ず元夫は怒りのメールをよこし、すぐ子どもたちに電話をして「ママにそう言われているのか」と問い詰めたりした。私には必ず「調停で決めたことを守れ」「不履行だ」と責める文で圧迫しようとした。私は今現在まで何度「面会交流は親のためではなく子どものために行うものであることが大前提で、親の権利では全くない」と主張したかわからない。元夫側の言い分がおかしいことを子ども達もわかってきて、父親への信頼がなくなっていった。強い気持ちを持って元夫への返答をしているつもりだが、負担は非常に大きく、私の心は蝕まれていった。

元夫に常識的な考えを求めることが無理なことはわかっているが、そもそも「イクメン」という存在そのものがおかしい。父親が育児をすることを特別なことと考えるからこそその言葉だ。国をあげてのイクメンプロジェクトは全て夫の自己申告だけで認められてしまう。「凄いだろう、偉いだろう」と自慢しまくる人を称賛しているのだ。自称「イクメン」が妻や子どもにとってどんなに恐ろしい存在であるか、外から見えない所で苦しんでいる人を助けてほしい。そんな独りよがりな間違っているのだと伝えてほしい。

4. 質疑応答

参加者からは「法制審でこのような離婚後の別居親の関与を強めるような方向での改正議論が出てきた背景や経緯を教えてほしい」といった質問や、「法制審のあり方に異議を申し立てていくにはどうした

らいいのか」といった声があがった。

可児弁護士は、法制審の議論をみていると、ジェンダー平等を求めている人たちや、リベラル層の中にも「共同親権」に賛成する意見が出てきており、やりにくさを感じることも、また「共同親権」は子どもに関する決定権を（両親に）分属させる話であるのに、共同親権と聞いて、頭の中で「子どもを共同で養育する」というお花畑のようなイメージを持って議論してしまう状況があると指摘した。

最後に、現在の法制審の議論に対しては、私たちが注目しているということを伝えていく、外に向かって声を上げていく必要があることを確認した。



B-2

コロナ禍における女性の困難とその支援

担当団体	NPO 法人女のスペース・おん
協力団体	北海道シェルターネットワーク、Cloudy（クラウディ）
司 会	近藤恵子（NPO 法人女のスペース・おん理事） 芦名沢明菜（NPO 法人女のスペース・おん）
発 題 者	近藤恵子（NPO 法人女のスペース・おん理事） 芦名沢明菜（NPO 法人女のスペース・おん）
分科会の趣旨	コロナ禍で顕在化した女性の困難について、北海道での相談支援活動を紹介し、参加者からの実践報告も交えながら、理解を共有するとともに、支援課題を検討します。
分科会の概要	<p>コロナ禍で顕在化した女性の困難は多領域にわたります。特に、非正規で働く女性労働者、シングルマザーは、生命を維持できかねる貧困に叩き込まれています。また、DV、性虐待、性搾取の被害実態も深刻化の一途をたどっています。</p> <p>札幌で開始した食品等の緊急物資、生理用品を届ける「クラウディ・キッチン」の活動と、北海道シェルターネットワークが取り組んでいる若い女性のための相談支援活動を紹介し、支援現場からの実践的な議論をつくりたいと思います。</p> <p>【報告】</p> <p>① コロナ禍における女性の困難【暴力・貧困・疾病】 報告者：女のスペース・おん 近藤恵子</p> <p>② コロナ禍における女性支援の報告 ～札幌市における支援ネットワーク Cloudy の取り組み～ 報告者：女のスペース・おん 芦名沢明菜</p> <p>【討論】</p> <p>① コロナ禍ならではの支援事例の紹介</p> <p>② コロナ禍において明らかになった支援の課題</p>
参加者数 (視聴者数)	52名

1. コロナ禍における女性の困難について【暴力・貧困・疾病】

コロナ禍における女性のさまざまな困難の具体的なデータと状況について報告しました。

■ 相談件数の推移

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、速報値で前年の同月より約3割増えたと言われています。内閣府は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛の要請や休業要請などで生活不安やストレスが強まったことなどが増加の要因とみています。在宅時間が増え、ストレスなどからDVや性暴力の増加が懸念されていましたが、実際に相談件数は増えています。全国の配偶者暴力相談支援センターなどが昨年の5～6月に受けたDVの相談件数は前年同月に比べ1.6倍に上りました。性暴力に関する全国のワンストップ支援センターが受けた相談件数も、4～9月に前年同期比15.5%増となっています。

警察庁のまとめではDV相談件数が0.5%増加しました。警察に対する相談件数は法律制定後ずっと右肩上がりとなっていますが、DVの相談件数は2021年度はさらに上回っています。児童虐待通告件数も急増しています。不審なアクセス件数は55.2%という恐ろしい数字です。暴行や暴行傷害などの刑法犯の認知件数は下がっています。

配偶者暴力相談支援センターで受けている相談が2019年の4月には10,449件から13,429件となっています。DV相談+で少しずつ上乘せされていながら推移しており、これを合わせた相談件数が昨年の1.5倍となっています。

性犯罪・性暴力被害のためのワンストップ支援センターでは、昨年よりも今年の方がコロナ禍で性暴力被害を受け、なおかつ相談にたどり着いた人が多くなっているということです。15.5%増なので、特に性暴力については深刻な事態が進行しているということが言えると思います。

【PPTスライド6～9】

■ 自殺者数の増加

私たちは、コロナ禍においてさまざまな行動の制約や経済的な困窮が一気に起こったことによって、自殺者が増えた、それも女性や若い女性たちの自殺者が増えたということについて、大きな懸念を感じています。日本という国は、女性や若者の自殺率が群を抜いて国際水準でも高い国でした。あまり知られていませんが女性の自殺率は国際水準でハイレベルな状態で推移してきています。若者の自殺者数についても、世界でいつもトップクラスで、女性や子どもたちが自ら自死を選ばなければならないような社会という現状があります。

相談窓口のサイトには、図のように自殺者の推移が表れています。コロナ禍の心理的な影響として自殺を押し上げる要因がとて大きく、さまざまなストレスが自死に追いやっていくのではないかとということが考えられます。

全体の自殺者数が増えているという中で、若い人たちの自死が数字を押し上げているということがあります。日本の若者たちは諸外国に比べて自殺者の数は多いわけですが、コロナ禍で児童・生徒・学生の自殺率が高くなっているということがグラフからも分かります。

【PPTスライド10～14】

■ 雇用の変化

野村総合研究所が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、パートやアルバイトとして働く女性1,163万人のうち、少なくとも7.7%に当たる90万人が「実質的な失業状態」にあるとの推計結果を公表しました。総務省の労働力調査によると、昨年11月の女性の完全失業者数（原数値）は72万人。90万人と合計すると計162万人となり、女性の失業率は2.3%から5.2%まで跳ね上がっています。休業手当など支援策の存在を「知らない」とする人も多く、生活難が潜在化しています。職場を追われてクビになり明日払う家賃も工面できない、食料を買うこともできないという状態で、アパートの部屋を追われて路上



生活を余儀なくされるような女性たちもいますし、このままでは生きていけないということで亡くなってしまふ女性もいます。コロナがパートや非正規の女性たちを直撃したということは、とても深刻な事実だと思います。つまり、自死を選ばなければならない、自死に直結するような状況で多くの女性たちが働いている、生活をさせられている、そのような形で生き延びなければならない状況に置かれていたということが明らかになったわけです。

男性よりも女性の方が雇用に変化が起き、女性の中でも正規よりも非正規の女性たちの方に変化が大きく、困難が集中しています。雇用の変化の内訳に関しても、全ての領域で男性よりも女性の方がパーセンテージが高く、女性の中でも正規よりも非正規の人の方がパーセンテージが高くなっています。非正規で働いているということは、将来的な見通しも立てにくく、さまざまな身分保障も不安定でいつ何があってもおかしくない、そういう方々がコロナの直撃にあったということは必然だったと思います。

【PPT スライド 15～27】

■ コロナ禍は女性へのあらゆる暴力を助長

国連からの指示や報告があったり、世界中が一生懸命にコロナ対策を急いでいるところに、最も大きな困難を受ける女性や子どもたち、特に暴力被害を受けた人々や仕事をなくして自死せざるを得ないというような層にまで、丁寧な政策的な支援が行き届いているかという点、なかなかそうはいっていないのが現状です。そのため、さまざまな困難を抱えた人が民間の支援団体等にたどり着くことが多いです。長い間女性に対する暴力被害という当事者と一緒に仕事をしてきましたが、暴力だけではなく多様な困難を抱えた女性たちの支援ということについても手を伸ばさなければならない状態になっていると言えらると思います。

こういう状況がさらに何年か続く、この状態の中でさらに新たな困難を抱え込むことになる人々と一緒に持続的な支援を組み立てていかなければならないと思います。民間シェルターの支援のありようも、コロナ禍でさらに柔軟なものになり、多様に広げていく必要があるのではないかと考えています。

参考資料

- ・UN Women（国連女性機関）のレポート
- ・フェミニズム視点からのコロナ対応策を求める緊急アピール「COVID-19 × フェミニズム会議」

【PPT スライド 28～34】

2. コロナ禍における女性支援の報告～札幌市における支援ネットワーク Cloudy の取り組み～

新型コロナウイルスの感染拡大により脆弱性の高いと思われる若い女性たちに、沢山の負担やストレスが強いられるようになりました。課題を解決するために必要な資源がなく、困難を抱えたままの状態です。生活する方も少なくありません。他機関・他団体と連携し、より力強い支援をしていくことの必要性を感じました。

そこで、制度の狭間で「支援を受けられなかった」「必要な支援制度がまだない」という若い女性たちが安心してサポートを受けられるために、若年女性支援ネットワーク「Cloudy」を立ち上げました。DV 被害者や生活困窮者の支援などに取り組む札幌市内の NPO 団体や関係機関と協力しながら、より深刻な悩みを持っていたり、社会資源につなげる必要がある若い女性を対象に、個別・継続支援をしていくための体制づくりを進めています。また、学習会などを開催して支援者のスキル向上を目指すとともに、ニーズを顕在化することで若年女性支援の必要性を周知していきます。



「Cloudy」には、気持ちがモヤモヤと曇るときだって、雨が降るときだってある。そんな自分も大切な自分の一部だから、一人で抱え込まずに誰かに頼って欲しい。その気持ちが晴れるときは必ずくるという想いが込められています。

【PPT スライド 36】

■ Cloudy の主な事業内容

① 学習会・情報交換会の実施（支援者向け）

ネットワーク構築・連携のためには、それぞれの団体のできることや強みを知ること、困ったときに頼れる関係性を築くことが必要だと考えています。そのために、団体・機関が相互に理解、コミュニケーションが取れることを目指し、学習会、情報交換会を実施しています。

1 回目の学習会では、札幌で活動している支援団体が集まり、児童虐待事例をもとに若年女性の支援課題について学びました。学習会の後はグループに分かれて、同じグループの人達の活動内容や大切にしていることなどを共有しました。必要としている支援ができる団体に出会えたり、他団体と協力することでできることが広がるかもしれないという発見がありました。また、顔を合わせることで、困ったら助け合える人がイメージできるようになり、連携がしやすくなりました。

[PPT スライド 39]

② Cloudy Kitchen の開催（女性向け）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活が苦しい、仕事が減ってしまったという女性を主な対象として、2020 年 12 月から食料品や生理用品の配布を行っています。1 か月に 1 回、イベント形式で行うとともに、すすきの飲食店にも協力いただき配布を行っています。配布する袋を「ほんのきもちギフト」と呼んでいます。個人や企業、フードバンクから寄付をいただき、Amazon の欲しいものリストや助成金なども活用しながら毎月袋いっぱいのギフトをお渡ししています。ギフトをお渡しすることで関係性を構築して、相談や実際の支援へつなげていきたいと思っています。

ほんのきもちギフトが女性たちに届くまでは、多くの支援団体の協力があります。集まった物資を 1 か所に集めて、流れ作業で商品を袋に詰めて 1 セットにしていきます。ギフトを受け取った後はアンケートを記入してもらっています。そこで困りごとや生活状況などをお聞きしています。イベント形式で行う場合は、相談機関のパンフレットコーナーや弁護士などの無料相談ブースも設置しました。無料で相談できたり、ギフトを受け取るついでに話せるということで、相談対応するケースも増えています。

[PPT スライド 40 ~ 41]

③ 情報発信（市民・支援者向け）

Twitter を活用して Cloudy Kitchen の日程をお知らせしています。コロナ対策のため、メッセージをもらって、予約制にしています。また、アンケート機能を活用して、欲しいものの調査もしました。また、相談機関の紹介や取り組みの記事をシェアしています。貰った人や支援者、市民が拡散してくれることで、情報が広まっています。口コミで広まって友達と一緒に取りに来る方もいます。

[PPT スライド 42]

■ Cloudy Kitchen アンケート結果・傾向（2020 年 12 月～2021 年 7 月集計結果）

1 回目は 20 名ほどの申し込みでしたが、2 回目の開催では 100 名を超える申し込みがあり、現在では 160 名ぐらいの申し込みがあります。年代は 20 代～40 代が半数以上を占めています。申込者にはお子さんがいる方が多く、食費が足りていないという方が多い印象です。就労状況は非正規やパート・アルバイト、無職が多いです。コロナの影響で収入が減ってしまった、就職活動をしていてもなかなか就職先がないという声もあります。また、風俗などで働く女性は、全く収入がなくなってしまったという方や、半分以下になってしまったという方もいらっしゃいました。精神的な疾患があり働きたくても働けない、フルタイムで働けないという方もいました。複数回答で困りごとを選んでもらう質問では、金銭的に困っているという回答が最も多かったです。コロナの影響で今まで通りに生活ができなくなってしまったこともあり、精神的に辛い、コロナに感染しないか心配という健康面での不安も多く見られました。

[PPT スライド 43 ~ 46]



■ Cloudyのネットワークができて分かったこと

さまざまな分野の団体が集まることで、自分たちの団体だけではできない支援が可能になり、途切れることなくサポートが続けられているケースができています。対象や活動内容が違う団体が集まることで、様々な視点や価値観が共有でき、支援方法の選択肢も増えていると感じています。そしてネットワークを形成することで信頼できる仲間が増え、支援の幅が広がっているように思います。このネットワークを大切にしながらさらに範囲を広げて、今までどこにもつながることができなかった人たちの声を拾っていきたいと思っています。

この社会の中で支援団体や支援者、さまざまな活動をしている NGO、NPO、一般の市民の方々と、その人たちの持っている情報や力、活動のキャリアや財産など、色々なものを出していただいて、とても上手くいっているプロジェクトだと考えています。

民間支援団体にはさまざまな活動分野があり、そこに色々な当事者の方々がつながってこられますが、このCloudyという仕組み自体が大きなサポート機能を発揮して、やってくる方々の悩みを聞くことによって、一人ひとりの具体的な課題の解決につながっていくということを私たちは改めて大きな力にしています。

■ 二度と繰り返さないために

札幌市で2019年に2歳女児が衰弱死した事件があり、札幌市もさまざまな困難を抱えた若い女性たちの支援に行政的にも乗り出しているところです。コロナ禍で国、内閣府、厚生労働省も、さまざまな困難を抱えた特に若い女性や子どもたちが支援に手が届くようにということで、色々な施策を打ち出していますが、私たちも実際に目の前にやってくる若い女性たちの支援を通じて、本来の女性支援というのがどういう形でどんなふうに広げていけばいいのかを改めて感じているところです。

事件検証過程で札幌市が色々な問題を明らかにしたと同時に、私たちも事件が起こった直後に女児の母親の同僚としてすすきで働いていた女性から直接的な訴えを受けました。コロナ禍で女性たちがどんな状況に置かれているか、女児を虐殺したということで刑事告訴された母親が実は支援の必要な若い女性だったということも併せて私たちにとってはとても大きな衝撃でした。その同僚だった人との出会いを通じて、特にすすきの風俗で働く若い女性たちの困難に直接出会い、つながることになりました。コロナ禍で飲食業や風俗で働く女性たちが一気に困難に叩き落とされることがあって、実際に職を失っての業界の中で転々と搾取され続けて生きることも叶わず、その同僚の人の友達が3人も4人も自死をされるという痛ましい事柄を目の当たりにしたということがあり、民間の女性支援のシェルターが今後どういう領域の女性たちにも支援を広げていく必要があるという大きな課題を背負わされた事件でした。その事件があって、札幌市が色々な取り組みを始めることにもなり、なおかつコロナ禍でお金がない、食べるものがない、どうしたらいいかわからないという方々への支援活動をCloudyという枠組みを作って取り組みを始めたことが、私たちにとっても今後の支援活動に大きな方向性と視野を広げることになりました。

活発なご意見やご質問をたくさん寄せていただき、とても内容の豊かな分科会になりました。コロナはまだまだ続きますし、女性や子どもたちの被害はまだまだ深刻化する装いですが、少なくともやり方や方法はあるし、当事者にも力はあるということを確認しています。色々な工夫や取り組みをして、コロナから立ち上がる女性たちと一緒に新しい社会を作っていけるように皆さんと力を合わせていきたいと思います。

01

0-2



コロナ禍における女性の困難とその支援

NPO法人 女のスペース・おん

第24回 全国シェルターシンポジウム2021の巻頭

1

コロナ禍における女性の困難とその支援

ご参加の皆様へお願い

- ・画面下の「Q&A」から質問等をお送りください。
- ・報告中はマイクをミュートにしてください。
- ・録音、撮影等はご遠慮下さい。

02

2

03

分科会の流れ

- ・開会、分科会の趣旨説明（近藤）
- ・コロナ禍における女性の困難について報告（近藤）
- ・コロナ禍における女性支援の報告
～札幌市における支援ネットワークCLOUDYの取組～
（尹名沢）
- ・質疑応答、ディスカッション
- ・閉会

03

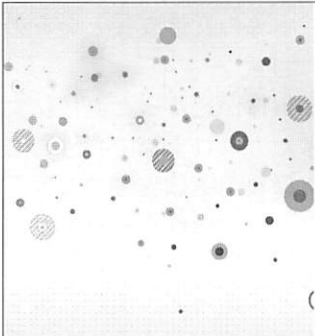
3



コロナ禍における女性の困難について



4



コロナ禍における女性の困難【暴力・貧困・疾病】

NPO法人全国女性シェルターネットワーク
NPO法人女のスペース・おん
近藤 恵子

5

コロナ禍における女性に対する暴力

- ・全国の配偶者暴力相談支援センターに4月に寄せられた相談件数は1万3272件（速報値）で、前年同月より約3割増えた。内閣府は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛の要請や休業要請などで生活不安やストレスが強まったことなどが増加の要因とみている。
- ・在宅時間が増え、ストレスなどからDVや性暴力の増加が懸念されていたが、実際に相談件数は増えている。全国の配偶者暴力相談支援センターなどが5～6月に受けたDVの相談件数は前年同月に比べ1・6倍に上った。性暴力に関する全国のワンストップ支援センターが受けた相談件数も、4～9月に前年同期比15・5%増となっている。

6

2020年犯罪情勢統計

DV相談件数	8万2641件	0.5%	最多
児童虐待通告児童数	10万6960人	8.9%	最多
不審なアクセス件数 (1IPアドレス 当たりの1日平均)	6506.4件	55.2%	最多
刑法犯認知件数	61万4303件	17.9%	最少

警察庁まとめ（暫定値）

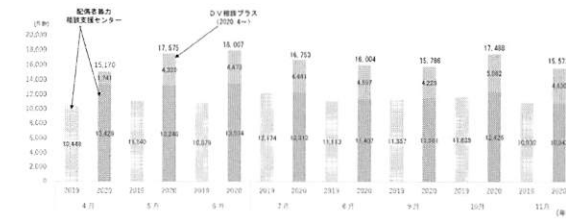
DVや児童虐待をめぐるのは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活への不安やストレスによる増加のほか、家族以外との接触機会の減少による潜在化が懸念されている。

7

2. DVや性暴力等

DV相談件数の推移

✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年4月から11月の相談件数は、13万2,355件で、前年同期の約1・5倍。
✓ 既に昨年度（2019年度）全体の相談件数（11万9,276件）を大きく上回っている。

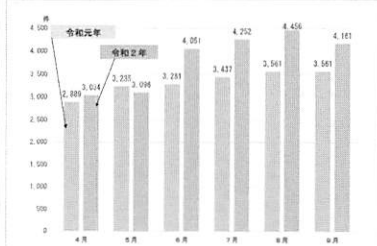
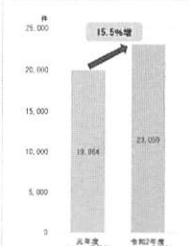


8

2. DVや性暴力等

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

✓ 相談件数は前年を上回って推移。令和2年4～9月の累計相談件数は前年同期の約1・2倍。

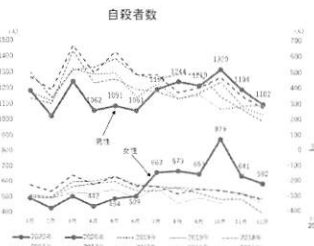
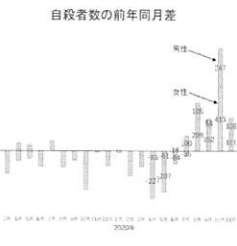



9

3. 自殺者数の推移

自殺者数の推移

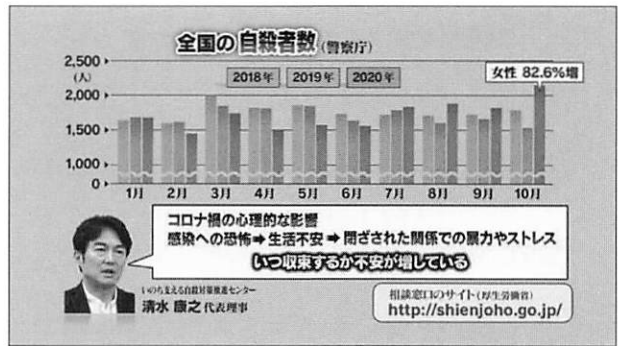
✓ 女性の自殺者数は、2020年12月は592人で、対前年同月133人増加。対前年同月では7カ月連続の増加。

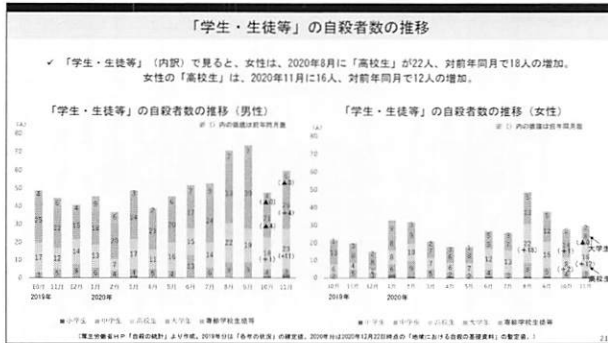
10



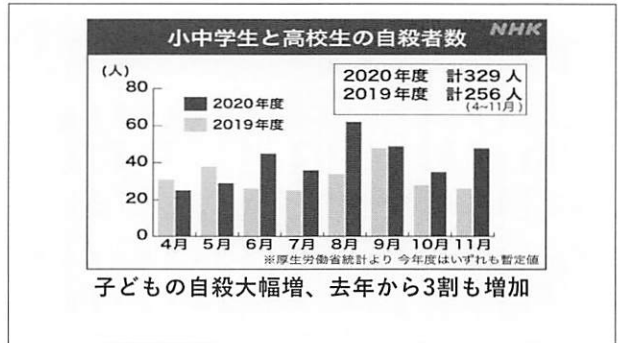
11



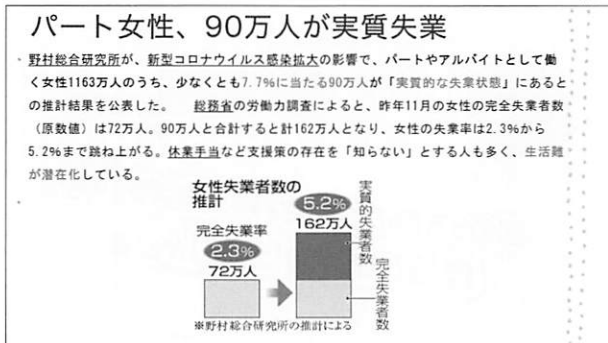
12



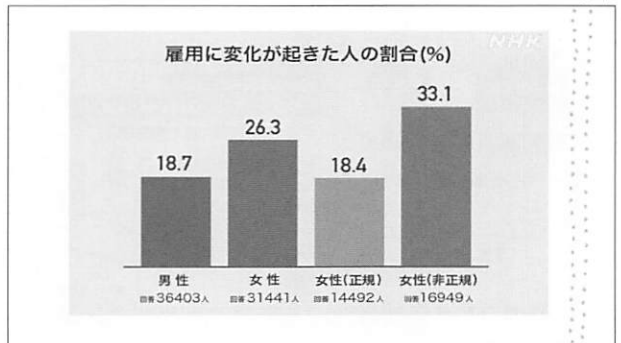
13



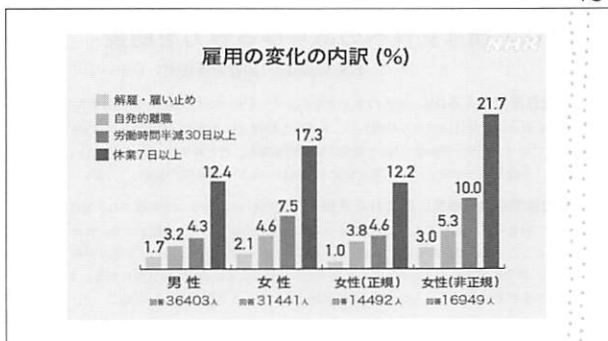
14



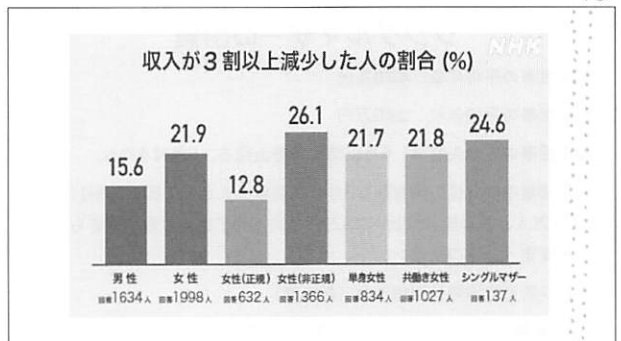
15



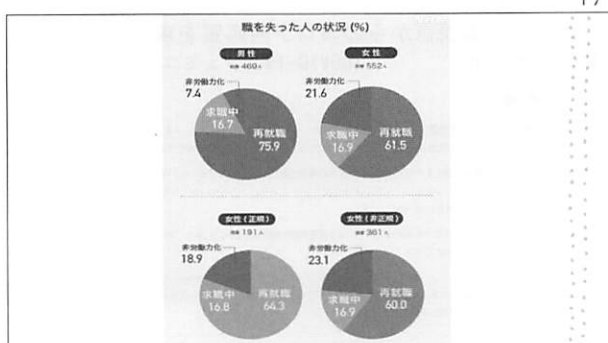
16



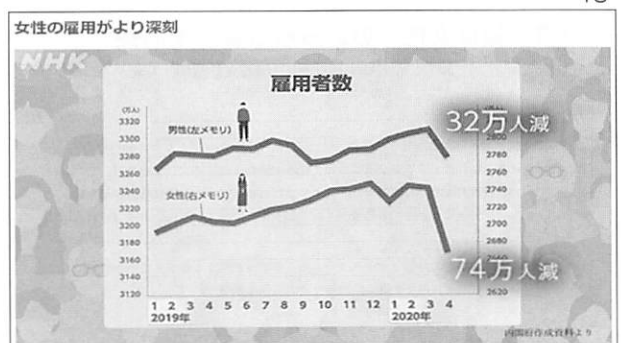
17



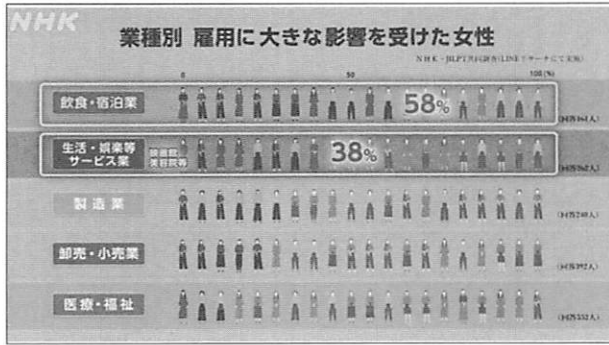
18



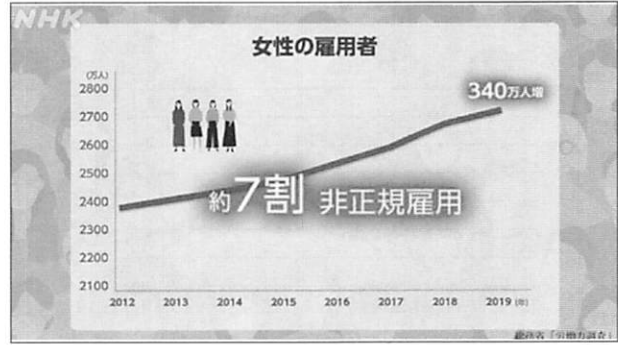
19



20



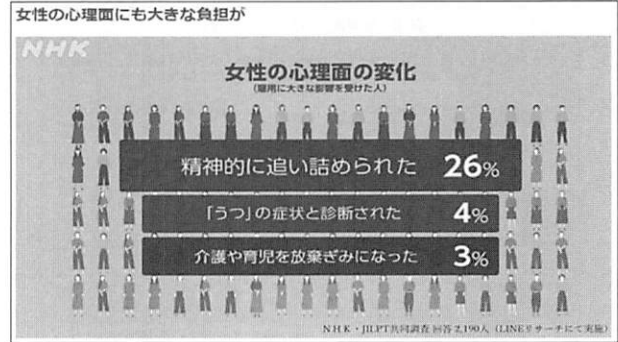
21



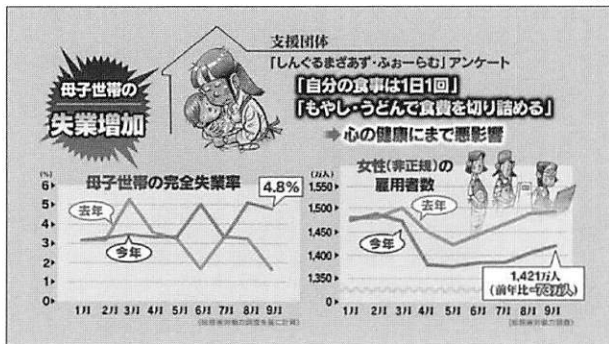
22



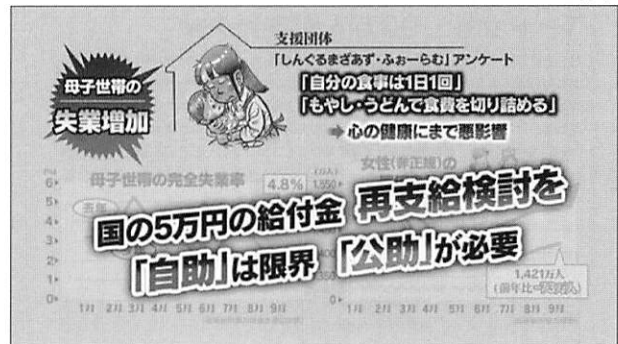
23



24



25



26

シングルマザーの困難

- 父子世帯の平均年収 420万円
- 母子世帯の平均年収 240万円
- 母子世帯の完全失業率 5月以降前年を上回る。9月は4.8%。
- 非正規雇用の女性労働者数は3月以降前年を大きく下回る。9月は1421万人、前年同月に比べ73万人の減。母子世帯の雇用がさらに不安定、働き口がない。
- ひとり親世帯臨時特別給付金 (再支給)
支給額 1世帯 5万円 第2子以降1人につき3万円

27

コロナ禍は女性へのあらゆる暴力を助長

UN Women (国連女性機関) レポート

外出自粛で増えるDV 過去12カ月で身近なパートナーによる性的・身体的暴力の対象になった女性 (15歳から49歳) は、世界で2.43億人にのぼる。フランスでは3月17日のロックダウン開始からDVの報告件数が30%増え、カナダやドイツ、スペイン、英国、米国といった国でもDVの報告件数と緊急シェルターの需要が増加している。

外出自粛や情報格差に阻まれる支援 通報手段へのアクセスが制限され、警察、司法、行政等が混乱する中、平時よりもさらに救済を求めることが困難となる。支援に繋がるために必要な携帯電話やコンピューター、インターネットへのアクセスが無いか、暴力の加害者やほかの家族の監視下でそれらを安全に使えない状態にある。また、さまざまなオンライン上の暴力が増加傾向にあることも報告されている。

28

コロナ禍は女性へのあらゆる暴力を助長

UN Women (国連女性機関) レポート

規制緩和後も残る問題

感染拡大は、経済的地位や能力、年齢、ジェンダーなどをベースとした、既存の不平等を増幅させる。もともと不安定な職についている女性たちは経済的に圧迫され、暴力を受けていても経済的な事情で逃げられないというげられないという状況を生むかもしれない。さらに、景気低迷からくる経済的・社会的不安によって、女性への暴力が悪化する可能性もある。

女性への暴力は、新型コロナウイルスがやってくるずっと前から蔓延していた問題であり、わたしたちがウイルスとの闘いに勝ったあとも残る問題だ。

29

フェミニズム視点からのコロナ対応策を求める緊急アピール

{COVID-19×フェミニズム会議}

＜政策を導く原則＞

- 1.すべての人の健康と生活と安全を保障すること。特に、国籍、民族、ジェンダー、セクシュアリティ、年齢、滞在資格、住民票や戸籍の有無、障害の有無、職業や労働環境、家族構成など、脆弱性をもたらす要素に注意し支援を行うこと。
- 2.公的支援を受けることは、日本に暮らすすべての人びとの正当な権利であることを明確にすること。「自助」「共助」を強調して国家への依存を強いることは、世界内ケアを担うことができない女性の負担をさらに過重にするだけでなく、すでに困難な状況にある人びとをさらに追い詰め、深刻な人権侵害を招く可能性が高い。
- 3.支援に際して、特に滞在資格、住民票や戸籍の有無などにより差別的取り扱いをしないこと。また、現行制度から抜け落ち、不可視化されやすいひとりの存在(制度の狭間)に注意を払うこと。
- 4.政策によって影響を受ける多様な人びとの声が反映されるよう行われるべきである。またUN WomenやILO、WHOなど国連機関は、意思決定者が人権・公正規範に沿ったコロナ対応をとることができるように、多くのデータやガイドライン、提言を出しており、政策決定にあたってはこれらをよく研究し活用すべきである。

30



フェミニズム視点からのコロナ対応策を求める緊急アピール

{COVID-19×フェミニズム会議}

◀具体的に必要な支援▶

- ・暴力相談…性暴力・DV被害の危険が高まる。支援窓口やシェルターの体制を整備。
- ・リプロダクティブ・ヘルス…望まない妊娠への対策。相談体制の拡充・低用量ピルや緊急避妊薬の購入を可能に。安全な人工妊娠中絶とケア。
- ・生活支援…生存権の保障。感染者のための住宅確保や食料支援、生活困窮者のためのシェルター確保及び現金給付。
- ・メンタルヘルス・自殺…すべての年代で女性の自殺が増加。
- ・外国人支援の強化…支援制度の多言語による積極的周知。技能実習生・留学生・難民申請者等への配慮。就労可能な安定した在留資格の付与。

31

フェミニズム視点からのコロナ対応策を求める緊急アピール

{COVID-19×フェミニズム会議}

- ・労働者の権利保護強化…休業支援金の申請時に事業主の協力を得られない場合でも他の支給要件を満たしている場合には支給対象となることを周知徹底すること。今後雇用調整助成金特別措置を縮小し助成率を下げる方向になるなら、企業は努力を放棄して解雇・雇止め走り、失業の増加につながりかねない。
- ・税金・公共料金の免除…「猶予」は回復が前提。生活破綻に直面している人々にとっては現実的ではない。「免除措置」が必要。
- ・療養者への支援…コロナ感染者に対する支援に自治体間格差がないよう、国は全国的な基準をもうけ経済的支援を行う必要がある。特に、感染リスクが高く低賃金で身分が不安定な職につかざるを得ない人びとの感染後の生活保障と、感染してもなお育児や介護の負担を背負わされる女性感染者へのサポートの2つの側面について全国的な支援が必要である。

32

フェミニズム視点からのコロナ対応策を求める緊急アピール

{COVID-19×フェミニズム会議}

◀中長期的課題▶

- ・詳細な社会経済的影響調査と対策の検討…当事者団体、支援団体、研究者らによる現場調査。透明性のある評価、政策立案。
- ・労働市場の構造的改革…ジェンダー視点を反映した雇用政策の実現。非正規労働者の待遇改善、最低賃金の引き上げ、均等待遇の実現、失業給付の拡充など経済的脆弱性をやわらげ脆弱化を防ぐ構造的改革。
- ・無償ケア労働に依存した社会の改革…無償ケア労働の負担が女性に過重に偏っている。家族的責任を担う労働者への支援拡充、長時間労働の是正、質の高い育児介護サービスの保障とそこで働く労働者の待遇改善などの措置を進める必要がある。

33

フェミニズム視点からのコロナ対応策を求める緊急アピール

{COVID-19×フェミニズム会議}

- ・世帯を単位にした制度の見直し…労働施策、雇用慣行、税制、社会保障制度など、個人が生かすために必要な制度が、男性稼ぎ手モデル＝世帯単位モデルのまま、特別定額給付金も世帯単位で給付されたために受け取れない人が続出した。すべての制度を世帯単位から個人単位に変換する必要がある。
- ・外国籍者・民族マイノリティの権利保障…外国籍・民族マイノリティの人びとがコロナ禍で特に深刻な生活困難に直面しているという事実は、日本社会における構造的な人種差別の存在を示している。外国籍の人びとに生活者としての権利を保障する包括的な移民政策を構築すべきである。
- ・公的福祉サービスと民間支援団体への公的支援の拡充…最も重要な柱である公的福祉制度が力を発揮できるよう、専門性をもつ支援員を正規化し、安定した雇用を保障するべきである。一方で民間支援団体が果たす役割は大きい。現状では活動資金が不足し、ボランティアの無償労働に依存している部分が多い。公的に支援するため中長期的な計画が必要。
- ・将来世代への影響を和らげる対策…将来にわたる重大な格差を生じないよう家庭の経済状態にかかわらず、望むすべての人が教育にアクセスできるような施策への転換が必要。

34

コロナ禍における女性支援の報告

～札幌市における支援ネットワークCloudyの取組～

声名 沢 明葉

35

Cloudy

札幌市内で女性支援やジェンダー平等に関する活動をしている団体が連携し、若年女性支援を行うための団体同士の関係づくりや意見交換、学習会などを実施するネットワークです。

36

連携団体・機関

37

事業内容

- 学習会、情報交換会の実施 → 支援者向け
- Cloudy Kitchenの開催 → 女性向け
- 情報発信 → 市民、支援者向け

38

学習会、情報交換会の実施

～支援者向け～

学習会

→2019年6月に札幌で起きた2歳の子が衰弱死した事件の検証報告から、支援課題について考える。

グループディスカッション

→支援団体・機関の価値観や活動内容を理解しよう。

39

Cloudy Kitchenの開催

～女性向け～

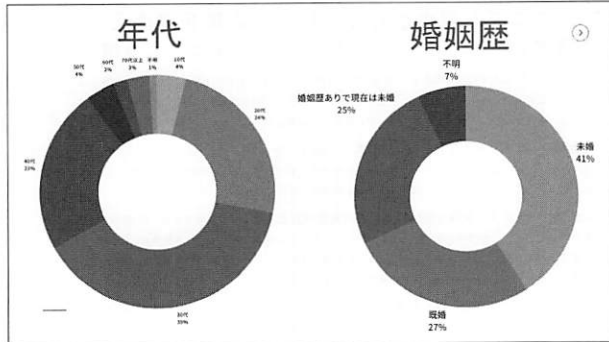
40



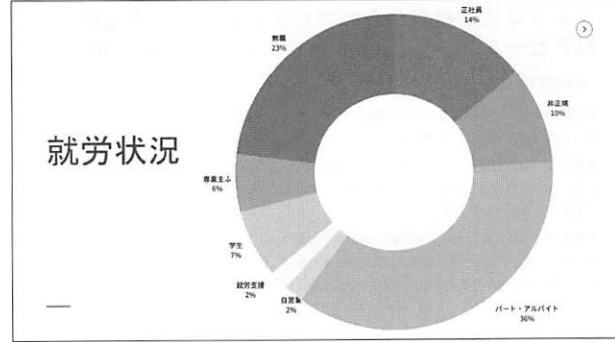
41



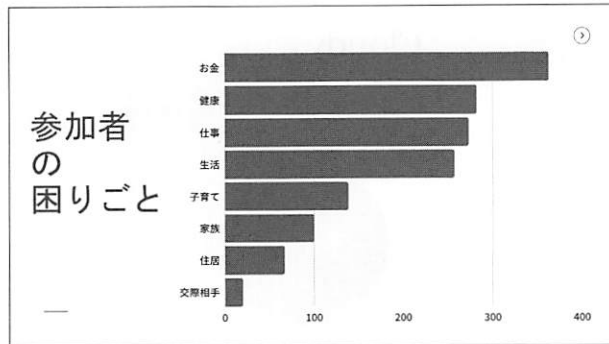
42



43



44



45

自由記述

- ・仕事があってもコロナの影響で収入が減り生活がでません。
- ・養育費の支払いが滞る、弁護士に対する支払いも大きいがあり親身ではない。
- ・離婚調停中だが話し合いが進まず、子どもの進学費用や今後の生活が心配です。
- ・大学を卒業できるか心配。将来生計を立てていけるか心配
- ・身体、心の疾患があり、外出や買い物に出かけることがしんどい。役所等の手続きも大変。まだ高齢者ではないため、支援がない。
- ・仕事がなかなか決まらない。下の子が小学生、夫は求職中。
- ・離婚することによって生活費がもらえず&ホステスの仕事もできず生活難...
- ・コロナでシフトが減らされてしまったため、持病の通院に行く費用や生活費が足りなくなっていました。
- ・コロナで失業してから10キロ以上痩せてしまい、体重減少性無月経になってしまった。

46

- ・途切れることなくサポートができる
- ・自分の団体ではできない支援が可能になった
- ・さまざま視点や価値観が共有できる
- ・信頼できる仲間が増えた

47



B-3

支援の背骨はフェミニズムである

～シェルターとフェミニストカウンセリング 二つの現場からの報告～

担当団体	有限会社フェミニストカウンセリング堺
協力団体	「第24回全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」実行委員会
司 会	清野初美（ウイメンズカウンセリング松山・認定フェミニストカウンセラー）
発 題 者	正井禮子（認定NPO 法人女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべ代表） 加藤伊都子（有限会社フェミニストカウンセリング堺・認定フェミニストカウンセラー）
分科会の趣旨	「被害者支援とフェミニズム」を具体的な実践から考えます。フェミニズムとフェミニストカウンセリングのいずれにとっても重要な「シスターフッド」「エンパワメント」「当事者性」が被害者にもたらすものを考えます。
分科会の概要	<p>近年は、暴言、説教、監視等の精神的暴力被害の訴えが増えています。これらは周囲に見えにくく、被害者自身も被害を受けていると気づきにくい暴力です。長期にわたる精神的暴力では、被害者の側に非がある、あるいは被害者が病んでいるとされることも少なくありません。</p> <p>ウイメンズネット・こうべの正井は、シェルターに逃げ込んでくるものの、自分が被害を受けていると思えず、夫の元に帰ってはまた逃げ込むということを繰り返している女性が、シェルターの自助グループでエンパワメントされていった事例を紹介します。フェミニストカウンセリング堺の加藤は、同居する夫から、精神的暴力、経済的暴力を受け、精神のバランスを崩していた女性が、サポートグループのメンバーに支えられ、精神的病から回復していった事例を紹介します。</p> <p>いずれの事例でも、仲間を支えられ、自分に起こっていることを客観的にとらえ直し、これまでの自分のありようを肯定していくプロセスの中で、理不尽な仕打ちを拒否し、何らかの方法で夫と闘うことを決断しています。エンパワメントそのもののプロセスを振り返る中で、フェミニズムが彼女たちにもたらしたものを確認します。</p>
参加者数 (視聴者数)	50名



司会：当分科会では、フェミニズムの重要な概念であるシスターフッド、エンパワメント、当事者性が支援の現場でどのように活かされているかについて、シェルターとフェミニストカウンセリンググループの二つの現場の実践から報告します。

※サポートグループ、自助グループの二つの言葉が使われていますが、報告のグループはサポートグループと統一して表記しています。

フェミニストカウンセリングルームでのサポートグループ

加藤伊都子（有限会社フェミニストカウンセリング堺・認定フェミニストカウンセラー）

DV 被害女性のためのサポートグループ～フェミニストカウンセリング堺とふえみばる堺

シスターフッド、エンパワメント、当事者性が支援の現場でどのように機能しているかをサポートグループの活動を中心に報告する。

「フェミニストカウンセリング堺」（以下「FC堺」）は、大阪府堺市にある女性のためのカウンセリングルームで、「あなたの問題を安心して語ることのできる時間と場所を作り問題の解決と回復を支えます」（「FC堺」ホームページより）ということで、カウンセリングや講座、男女共同参画センター等自治体の女性相談への相談員派遣等をしている。「ふえみばる堺」は「FC堺」の講座の修了生を中心に2005年にスタート、2015年にNPO法人化している。「FC堺」を拠点に電話相談、サポートグループ、講座イベント開催など女性と子どものための様々な活動に取り組んでいる。

DV 被害女性のためのサポートグループは、春、秋、冬に3回ずつの学習会開催という形で2013年にスタート。フェミニストカウンセラーと「ふえみばる堺」のDVサバイバーがファシリテーターとして参加、「ふえみばる堺」主催、1回1,000円の料金で3年間続けている。この間の参加者は少なかった。その後、2016年に毎月1回1.5時間、通年開催で再スタート。このときに「FC堺」と「ふえみばる堺」の共催にして、それが今も続いている。事前の申し込みは不要、参加費無料。カンパで運営をしている。ファシリテーターを務めるサバイバーに報酬等の手当はないが、交通費を実費で支払っている。その他の経費、お茶やお菓子代等はカンパでまかなっている。お茶を飲みながらの話し合いが活動の中心だが、話し合いのルールはCRのルール以上のものは定めていない。今後検討が必要になるかもしれないと考えている。毎回の収支と参加人数以外の記録はとっていない。また話し合い以外に衣服や食品の提供をしていたが、現在は茶菓の提供も物品の提供も中止している。再開にあたっては、参加メンバーのニーズ等内容の検討が必要だと考えている。

参加者の特徴と参加しての変化

参加者は3名から10名程度。コロナの流行が始まる前は8名から10名の参加者があったが、コロナの流行後は、夫が家にいる、高齢者の介護をしている、自身に免疫系の疾患がある等々の理由で参加者が減り、現在の参加者は3、4名程度である。参加者の年齢は高め。40歳代後半以上で、子どもがいる場合も中学生以上である。堺市内の居住者の参加が多いのも特徴の一つで、ほとんどが徒歩あるいは自転車圏内からの参加である。

離婚、死別した方以外は加害者と同居。暴力の内容は精神的暴力が中心。過去に何回か身体的暴力を経験した人や、滅多に語られないが性的暴力を経験した人もいるが、話の内容はほとんどが精神的暴力と経済的暴力である。ほとんどのメンバーが、不眠や気分の落ち込み等の精神の問題だけではなく何らかの身体的問題を抱えている。また、世帯の収入は、どちらかというと豊かな方に属しているが、本人が自由にできるお金は少ない。わずかの生活費しか渡されていないが、子どもの教育費等、臨時的支出があったときは、夫が渋々お金を出すという形で家庭がなりたっている。これも別れにくい理由のひとつかもしれない。



多くの人が、高血圧、不整脈等循環器疾患、肝機能低下、リウマチ等の自己免疫疾患など何らかの身体的な不調を抱えている。参加前はしょっちゅう寝込んだり、入院したりしていたのが、グループ参加後、症状が治まっていく人が多い。治癒はしないが、1~2か月に1度の通院、投薬で、通常の生活を問題なく続けられている人が少なくない。うつ気分、不安症、神経症、依存症、被害的な気分や軽度の妄想などの心の問題がグループに参加することで悪くなることはない。データを取る等の測定はしていないが、不安症、神経症、依存症、軽度の妄想などは症状が軽くなる印象がある。

長い間参加している人は、次第にエンパワメントしていき、最終的には離婚を選択する決意をしている。数は少ないが、カウンセリングと併用するなど、力をつけていき、夫に感じている不安や恐怖から解放される人もいる。分かってやっているDV加害者は別だが、この社会で育った男性であれば、悪意なく暴言に近い言葉を口にしたり、妻に対して配慮のない行動をしたりすることがある。女性は、その暴言や態度に不安や恐怖を感じ、DVを受けていると感じるのだが、夫との間に起こっていることを冷静な目で捉えることができるようになると、夫に感じていた不安や恐怖が減り、対等なコミュニケーションが取れるようになる。結果として夫との関係が安定し、グループを卒業していった方もいる。

Mさんの場合

サポートグループ参加者のMさんの例を紹介しました（プライバシーに関わるので、サポートグループに参加するまでの詳しい経過は割愛します）。

Mさんは、夫からの精神的暴力が始まって4年後に男女共同参画センターの女性相談に来所。1年後に中断、さらに3年後に再び来所。その半年後からサポートグループに参加している。それまでに2回、精神科に任意入院をしている。

Mさんが初めてサポートグループに参加したときの感想は、「話して元気が出てきた」「情報をもらえるので助かる」というものだった。以後毎月参加するようになる。この頃のMさんは、離婚されて家から追い出されるのではないかと怯えていたが、メンバーからの「夫に離婚だと言われても、自分がいやならしくなくてもいい」等の助言を得て、次第に落ち着いていく。この頃に夫に女性がいることが明らかになる。大枚をはたいて探偵を依頼するが、決定的な証拠はつかめなかった。夫の浮気の証拠をつかみたいと強く思っていたMさんだったが、「いつ離婚してくれと言い出すか分からない」「お金がもったいない」等々の意見や助言を得て、それ以上の追及は断念する。

サポートグループ参加半年後に、夫から離婚調停の申し立てが届く。本人は弁護士を依頼してと考えていたが、「調停は自分一人で行う」「お金がもったいないから、弁護士には相談だけでいい」というメンバーからのアドバイスに従い、自分一人で調停を行う。この間に、調停に際しての智恵をメンバーからもらっていた。結果として、彼女の希望通り、調停は不成立になる。

最初の相談時には、夫からの暴言を受け、強度の不安神経症を抱えていたが、この頃から彼女は元気になっていき、精神科で処方されていた薬も不要になる。グループ参加当初に抱いていた「離婚されたら生きていけない」「離婚されたらどうしよう」という恐れや不安もなくなり、全くできなかった家事もできるようになる。働きたいという気持ちが生まれ、販売の仕事に従事。現在も働いている。継続してグループに参加することはできなくなったが、たまに来て夫の話や仕事の話をしている。

サポートグループに参加してからのMさんの変化は早かった。夫との葛藤の始まりは10年前だが、サポートグループに参加してからは、2年で回復し、仕事についている。変化の早さの理由として考えられるのは、Mさんがよくしゃべる人で、グループで自分の話をたくさんしたことがあげられる。正直に率直に自分のことを話すので、助言を含めてフィードバックがたくさん得られたのが理由のひとつだと考えている。

夫の無視や暴言、離婚の強要などは現在も変わらず続いているが、Mさんはなるべく夫と一緒にいないようにしている。それが可能になるように、最初は一緒に、次第に自分一人で考え、少しずつ住環境を整えていっている。

Mさんにとってのサポートグループ

Mさん自身が考える現在の境地に至れた理由だが、彼女自身の言葉がある。

- ・「夫に追い出される」「追い出されたら暮らしていけない」と思い怯えていたが、グループの皆が「いやなら出て行かなければいい」と言ってくれたり、「あなたがイエスと言わない限り離婚はできない」と言ってくれたので、少しずつ安心できるようになった。
- ・皆に相談しながら、弁護士も頼まずに、自分が望む形で調停を終えることができたのが、自信につながった。調停委員も親切だった。
- ・夫のことを尊敬していたが、今回のことで「大したことはない人」とか「小さい人なんや」と思えるようになり、怖さがなくなった。
- ・決定的な証拠はつかめなかったが、探偵を頼んだことで夫の不貞が明らかになったので、それもよかったと思っている。
- ・グループで教えてもらったことは全部役に立った。困ったらまた相談できると思っている。
- ・不安がないので、子どもに頼らずにいられるし、夫の行動も気にならなくなった。自分のことを考えられるようになった（以前はすぐに子どもに頼り、うるさがられるほど電話をしていたようである）。

参加当初、Mさんは他のメンバーと異なり、夫への気持ちを強く持っていた。一緒に旅行に行きたいとか、夫に自分の方を見てほしいという気持ちがある等のMさんの言葉を、メンバーは「何でそう思うのか」等の質問をすることなく、驚きながらも「へーっ」とか「ふーん」と言う言葉で受け入れていた。その通りだとも、それはおかしいとも言わず、ただただ驚きながら聞いていたのだが、そうしたメンバーの反応にMさんは温かいものを感じたようで、どんどんリラックスしていった。

メンバーに不安なことを相談しては、心配ないと励まされたり、具体的、現実的な助言を得ることで、Mさんの不安は治まり、次第に落ち着いて行動するようになっていった。調停経験者、離婚経験者の現実的な助言が非常に役立ったようである。迷うことがあれば、サポートグループの日まで結論を出さず待つことができるようになり、不安に突き動かされて動きまわり、さらに不安になるということがなくなっていった。

当事者にとってのサポートグループの意味 ～フェミニズム、当事者性、シスターフッド、エンパワメント～

同じ経験をしている人が集まっているので、一から説明しなくても分かってもらえるだけでなく、利害関係がないので、夫や親、知り合いと違って自分が責められることがない。当事者にとって、そこは言動を含めて気持ちが受け入れられる、何があっても自分の味方でいてくれる人たちがいる場所となる。良い妻、良い嫁というのではない価値観、自分を大事にするという考え方やフェミニズム、ジェンダーの視点を知れること、自分がジェンダー規範に縛られていたことに気づかされることなども、サポートグループの大きな利点である。Mさんはこうした考え方をサポートグループに来るまで知ることがなかったそうである。

グループでは自分を抑えず、自分を大切に、自分のしたいことをするようにと励まされる。問題があれば、一緒に考えたり、教えたりもしてくれ、新しい知識を身につけることもできる。しかし押し付けられることはなく、自分で決めることが認められている。これらの全てがエンパワメントになる。また人の言動を見て、過去や今の自分のことが考えられる。そうしている内に、自分自身を相対化して考えられるようになる。これらの全てがMさんが不安に突き動かされて動くことがなくなった理由の一つだと考えている。



支援の背骨はフェミニズムである

～シェルターとフェミニストカウンセリング、
二つの現場からの報告～

主にサポートグループの報告を中心に

フェミニストカウンセリング場と NPO法人ふえみばる場

フェミニストカウンセリング場は、
大塚府津市にあり。
あなたらしい生き方を応援する。
女性のためのカウンセリングルームです
あなたの問題を安心して語ることでできる
時間と場所を作り問題
の解決と回復を支えます。



お問合せ・ご予約はお電話で承ります
072-224-0663 9:00～17:30 日・祝は休み

ふえみばる NPO法人 ふえみばる場

フェミニストカウンセリング場の講座
の終了生を中心にFC等を活動拠点に電
話相談、講座イベント開催など女性と
子どものためのさまざまな活動に取り
組んでいます。



DV被害女性のための サポートグループ

2013年に春、秋、冬の
各3回の学習会として
スタート
(任意団体主催)

2005年スタート
2015年NPO法人に



2016年から
通年の
サポートグループとして
再スタートする。

月1回1、5時間 無料

フェミニストカウンセリング
場とNPO法人ふえみばる
場の共催に



運営方法

- ・申し込み不要
- ・参加費無料
- ・カンパで運営
- ・フェミニストカウンセリング場と共催にすることで会場費不要、
スタッフに交通費実費支給／給与等の手当てはなし
- ・茶菓等の経費はカンパで賄う
- ・記録は取らない
- ・語り合いのルール以外のルールは定めていない

プログラム内容

お茶を飲みながらのお喋り・情報交換と衣服、食品等の提供



その他の活動 堺市社協のボランティアフェ スティバルに参加(2018年まで)



グループと参加者の特徴

- ・3名～10名程度の参加者
- ・年齢層は高め。40歳代後半以上で、子どもの年齢は中学生以上。
- ・堺市内の居住者の参加が多い(徒歩、自転車圏内等)
- ・ほとんどが加害者と同居している。その他に離婚をしている者が若干名。
グループにつながってから離婚、あるいは別居した者もいる。
- ・暴力の内容は精神的暴力と経済的暴力。過去数回の身体的暴力を経験
した者もいる。語られることは少ないが、性的暴力の経験者もいる。
- ・ほとんどのメンバーが心身に何らかの問題(持病等)を抱えている。
- ・(本人が自由にできるお金は少ないが)家計の経済は豊かな方に属する
- ・コロナ禍(夫が家にいるため、高齢者の介護をしているため、自身が免疫
系の疾患を持っているためなどの理由)で参加者は減っている。

グループの効用一経験に基づく印象から

- ・ストレスによる身体的不調(高血圧、不整脈等循環器疾患、肝機能低下、
リュウマチ等の自己免疫疾患)は治癒はしないが、症状が治まる。
投薬を続けながら、通常の生活を問題なく続けられている例が少なくない。
- ・不安症、神経症、依存症、被害的な気分、軽度の妄想、うつ、などの心の問題の
症状が増悪することはない。不安症、神経症、依存症、軽度の妄想などは
症状が軽くなる印象がある。うちは改善に時間がかかる印象。
- ・長い期間参加している者を見ると、次第にエンパワメントしていき、最終的には
すぐにはないにしても、離婚を選ぶ者が多い。
- ・数は少ないが、カウンセリングと併用することで、力をつけ、夫との関係で
感じている不安や恐怖から解放され、夫と安定した関係を築けるよう
なるメンバーいる

Mさんが考える現在の境地に至れた理由

- ・夫に追い出されると思い、追い出されたら暮らしていけないと思い、怯え
ていたが、グループの皆がいやら出て行かなければいいと言ってくれ
たり、あなたがイエスと言わない限り離婚はできないと言ってくれたので、
少しずつ安心できるようになった。
- ・皆に相談しながら、弁護士も頼まずに、自分が望む形で調停を終えるこ
とができたのが、自信につながった。調停員も親切だった。
- ・夫のことを尊敬していたが、今回のことで「大したことない人」とか「小さい
人なんや」と思えるようになり、怖さがなくなった
- ・決定的な証拠はつかめなかったが、探偵を頼んだことで夫の不貞が明ら
かになったので、それもよかったと思っている。
- ・グループで教えてもらったことは全部役に立った。困ったらまた相談でき
ると思っている。
- ・不安がないので、子どもに頼らずにいられるし、夫の行動も気にならな
くなった。自分のことを考えられるようになった。

Mさんにとってのサポートグループ

- ・参加当初、Mさんは他のメンバーと異なり、夫への気持ちを強く持っていた。一緒に旅行に行きたいとか、夫に自分を見てほしいという気持ちがある等のMさんの言葉を、メンバーは「何でそう思うのか」等の質問をすることなく、驚きながらも「へーっ」とか「ふーん」と言う言葉で受け入れていたのが非常に印象的だった。そうした他のメンバーの反応にMさんも、あたたかいものを受け取ったようで、どんどんリラックスしていった。
- ・メンバーに不安なことを相談しては、心配ないと励まされたり、具体的な助言を得られたりすることで、Mさんの不安は治まり、次第に落ち着いて行動するようになっていった。
- ・調停経験者、離婚経験者の現実的な助言が非常に役立ったようである。
- ・迷うことがあれば、サポートグループの日まで結論を出さず待つことができるようになった。夫に脅されても不安に突き動かされて、動きまわることがなくなったので、つまらないミスをすることがなくなっていった。

当事者にとってのサポートグループの意味

- ーフェミニズム・当事者性、シスターフッド、エンパワメントー
- ・同じ経験をしている人が集まっているので、一から説明しなくてもわかってもらえる。
- ・夫や親。知り合いと違って自分が責められることがない。
- ・受け入れられる。
- ・何があっても自分の味方でいてくれる人たちがいる。
- ・世間とは違う価値観を知れる、気づかされる。
- ・自分を一番に考えるように、自分を大切にしようということを書いてくれ、思い出させてくれる。
- ・したいことをするように励ましてくれる人がいる。
- ・一緒に考えてくれて、いろいろなことを教えてくれる人がいる。
- ・人の言動を見て、過去や今の自分のことを考えられる。
- ・上記のすべてがある場所。

現在のサポートグループの課題、問題点

- ・現在は似た階層、似た境遇の人が集まっている。ここに状況が全く異なる被害者が参加した場合、何等かのきしみが生じる可能性がある。
- ・特に避難、離婚等で加害者から逃れたものの、健康上、生活上、心理上の困難が継続している女性は、現在の相談支援のはざまに落ち込んでいる印象がある。
- ・サポートグループは、こうした女性に有効だと思うが、フェミニストカウンセリングルームのサポートグループがこうした女性を含み込むには、グループ以外の支援も必要になり、人手、運営方法、資金面等々で解決しなければならない課題が多い。
- ・その他今回気づいたこと多数。

ありがとうございました

フェミニストカウンセリング堺

〒590-0077

堺市堺区中瓦町1-1-4 辻野ビル2階

TEL.072-224-0663

FAX.072-224-0979

fcsakai@gold.ocn.ne.jp

http://www.fcsakai.net/

フェミニスト
カウンセリング
堺

女性の視点に立った
女性のための
女性による
カウンセリングルーム





シェルターでのサポートグループ

正井禮子（認定NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ代表）

最初に正井から、DV と災害、ジェンダーについて簡単なレクチャーがありました。当日使用した資料を掲載します。

コロナは災害です

～防災は平時から始まる～
ジェンダー平等社会は減災に繋がります

認定NPO法人 女性と子ども支援センター
ウィメンズネット・こうべ

DVの実態

女性の4人に一人がDV（身体的・精神的・性的暴力のいずれか）を経験・・・25.9% 1,136万人

- その内10人に一人は繰り返し暴力を経験している・・・113万人
- 被害女性のうち5人に一人が命の危険を感じる程の暴力を経験している・・・18.2% 206万人

内閣府男女共同参画局 令和2年度調査報告より
令和2年の女性の成人人口 4388万人で概算)

DVの実態

DVを受けて、別れた女性は10.8%

別れたかったが別れなかった女性 45.8%

別れなかった理由 子どものため 65.8%

その後の経済的不安 女性 44.7%

誰にも相談しなかった40%

相談しなかった理由

相談するほどのことではないと思った 47%

自分にも悪いところがあると思った 32%

自分さえ我慢すればやっていける 21%

(内閣府男女共同参画局-2014年度調査報告より)

DV事件の被害者 (%)

暴行	91.9	8.1
傷害	93.5	6.5
殺人	55.1	44.9

■ 女性 ■ 男性 2016年警察庁 調査

被害者の心理

- ・ 暴力は安心や自信をうばう
- ・ 無力感・孤立感 自尊感情の低下
- ・ 自責感情が強く、鬱傾向がある
- ・ 社会的サポートの不足。将来への不安
- ・ PTSD 複雑性PTSD(過覚醒、感情麻痺、フラッシュバックなどに苦しむ)

何をやってもだめな私一彼の言うことを聞いていれば良い 彼の言う通りにできない私が悪い
加害者の神格化一絶対的な存在

DVとは？

- ・ 恐怖による支配
- ・ 相手の自己決定を奪う
- ・ 相手の安心・自信・自由・成長を奪う
- ・ 自分は生きていても価値のないものと思わせる
- ・ 周囲から遮断し孤立させ、夫にのみ依存させる

DV家庭では、誰も加害者の暴力を止められない
暴力はエスカレートする

暴力とジェンダー

DVの背景にある男女格差

日本 **120位** (156ヶ国中)

(上位は、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、ニカラグア)
衆議院議員に占める女性議員の割合 **10.2%** 144位(153ヶ国中)
119位 アンゴラ(アフリカ南部) 121位 シエラレオネ

**対等なパートナーシップのために
政治・経済等あらゆる分野で男女平等を!**

世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数2021」

DVやデートDVはGBVと定義される

DVやデートDV、性暴力はジェンダー
に基づいておきる暴力である

Gender Based Violence

SDGsの5番目に、ジェンダー平等

(2030年までに、持続可能な未来へ
誰一人取り残さない社会に向けての開発目標)

女性への暴力と貧困～生活再建の困難

- ①DV防止法は防止と保護に重点が置かれ、被害者の生活再建への支援は乏しい
- ②当事者の対人恐怖やPTSDに加えて、DVへの無理解や偏見などから、地域で非常に孤立しがちである
- ③シングルマザーの8割は就労しているが、貧困率は52%、国の支援も非常に少ない 女性の75%が非正規雇用
- ④母親の貧困は子どもの貧困に繋がり、教育格差、健康や住宅問題、人間関係、経験の不足、自信や夢を奪う等子どもの未来へ影響している。

その後の生活再建を支える施策と
孤立しないよう、コミュニティの支援が必要です。

DVの根絶に向けて

- ①保育所から大学までの
ジェンダー平等教育の実施
- ②DV被害女性の話を信じて聴く人がいる
孤立感の解消とエンパワメント
- ③ジェンダーの視点に基づく支援の構築

DVの根絶に向けて
政治・労働・メディア等、あらゆる分野における
ジェンダー平等社会の実現

シェルターにおけるフェミニズム、シスターフッド、エンパワメント、当事者性

シェルターでのシスターフッド、エンパワメント、当事者性がどのようなものか話す。どこのシェルターでも同じだと思うが、いらした方を、よく来た、あなたの選択は間違っていないと迎える。自信をなくした彼女たちに肯定の光と言われる、肯定の言葉をシャワーのように浴びせる。大変な思いをして、必死でシェルターにたどり着いた彼女たちは、自分の選択は間違っているのではないかと、大変なことをしてしまったのではないかと強い不安を感じている。怯えている彼女たちに「あなたの選択は間違っていない」と何度も何度も伝える。家を出ては戻るということを繰り返していた人たちが「今まではホテルに逃げて、一晩いると大変なことをしてしまった、夫の機嫌が悪くならないうちに早く帰らなければ」と思い帰っていた。シェルターではスタッフ皆が、あなたの選択は間違っていないと繰り返し言ってくれるのでとどまっていられる。」とよく言う。



ケアとしての心理教育

シェルターに滞在している間に、女性と小学生以上の子どもには、心理教育として、学校でデートDV教育の時に使うスライドを見てもらう。彼女たちは「お前が悪い、お前が間違っている」とずっと言われ続けてきたので、「自分がちゃんとできないから夫を怒らせるんだ」と、自分を責め続けている。さらに、「生きている価値もないのにまだ死んでないのか」「今すぐ死んでくれ」などと、毎日本当に酷いことを言われている。デートDVのビデオを見ながら、彼女の話聞きながら、こうやって否定されるから、自信をなくしていったのであって、間違っているのは相手の方だという話をする。皆、初めてこういうことを聞いたと言い、「私は悪くないですね」「私は間違っていないですね」と言う。

また、子どもを連れて出てきた人は、「出てきたのはよかったけれど、子どもには申し訳ないことをした」「子どもから父親を奪ってしまった」という強い自責感情を持っている。それまでに相談した親や友人たちから、「あなたさえ辛抱したら家庭を壊さないで済む」「あなたさえ辛抱したら子どもたちから父親を奪わないで済む」と言われてきていたからだが、そのために、暴力に耐えられなくて子どもを連れて飛び出してきたことを「子どもたちに申し訳ないことをした」と考えている。その人たちに、面前DVの話、子どもの問題行動の話などをしながら、DVが子どもに与える影響がどれほど深刻なものかを繰り返し話す。そして「あなたは子どもを守ったんだ」とこれも繰り返し伝えていく。

こういうことを伝えていくにあたって、スタッフが、これまでの妻役割の考え方やジェンダー規範を内面化していないことが重要である。スタッフ養成で、法律の基礎、ケースワークの基礎など、本当に基礎的なことではあるが、全て学ぶ。それらを貫くジェンダーの視点がスタッフには不可欠ということをよく話している。シェルターの中ではそういうことをしているが、シェルターを出た後、シェルター卒業生たちに対してどのようなケアをしているかを、次に話す。

シェルターを出た後、WACCAでの支援

私たちは2013年に「WACCA (わかか)」という居場所、スペースを開設した。スタッフ3名ほどが常駐している。多くがシングルマザーだが、単身女性もそこには来る。コロナ以降は、WACCA エール便として80人分ほどの食料やマスクを、手紙と一緒に段ボールに入れて送っている。「WACCA パンドリー」という常駐で食料を渡せるスペースも開いている。その他に、そこでは自助グループと呼んでいるが、サポートグループを開いたり、最近ではオープンダイアログというのもやっている。

私は、サポートグループのファシリテーターを何回かしている。私たちがやっているグループは通年ではなく、月2回、半年間ちゃんと通いますという人をメンバーにして開催している。同じシェルターを出たという安心感や親近感もあり、泣いたり笑ったりと、とても賑やかなグループになる。夫に殴られて大けがをして調停中の方が「シェルターであなたは悪くないと言われても、やっぱり自分が至らないから夫を怒らせてしまったのではないかと思ってしまう」と話されると、他の方は「そう思うこともあるよね」と共感しあって聞いている。そうやって話しているうちに、夫たちの態度や言動が、一人の男性がそこにいる女性全員の夫であるかのように似通っていることが分かってきて、皆で大笑いをする。その過程で次第に夫の呪縛からはずれていく。他のメンバーの話聞いて「あなたは悪くないよ」と言うその言葉が自分に返ってくる。話している人が自分の鏡となる。他の人を見ていると、わがままでも気がおかしいわけでもない、至って普通の、どちらかという優しい女性なのに、その女性が苦しめられている。そのことのおかしさに気がついていく。その人たちの姿が鏡に映った自分自身の姿となるのである。

サポートグループの持つ力

ある方の例だが、毎回入院せざるを得ないほどの暴力を振るわれていた。入院をするたびに夫は「許してくれ、二度としない」と泣いて謝る。いつもなら分かったと言って帰っていたが、そのときは、自助グループの仲間たちの顔が浮かんできたようで、自分には彼女たちがついていて、自分は一人ぼっちではないと感じて、自分でもびっくりするほどはっきりと「私はもう帰りません」と言ったそうである。

泣いて謝っていた夫がそれを聞くと「わかったワイ！」とすごい顔で言ってドアをバタンと閉め、足音高く帰っていった。そのときに本当にホッとしたと、自分には仲間がいると思ったと話してくれた。

また、別の地方に逃げた方が、一年ほどして帰ってきたことがある。関西との文化の違いのせいかと思っただが、彼女が、そちらでもよくしてもらったが、自分の頭の上に手で輪を描きながら支援者たちは「ここにいる」と言う。そして自分の脇に円を描きながら、自助グループの人たちはここ、自分の横にいてくれると言うのだ。そして、仲間がいなくて寂しくて不安だった、新しい土地では仲間がなかなかできなかった、自分は仲間のいるところに住みたいと言って帰って来られたのである。私はこれらの話を聞いたときにサポートグループの持つ大きな力を感じた。

1997年にアメリカにシェルターの見学に行き、サンフランシスコにあるアジア系の女性を保護しているシェルターを見学した。そこで創設者の女性の話を聞いたのだが、彼女が言うには、自立ができていないはずのアメリカの女性たちでも、当時3割から4割の人がシェルターから帰っていた。アジア系の人は家族主義が強く、7割もの人が帰っていた。アメリカのシェルターは大きく、30人から40人の人が保護されているので、シェルターの中で自助グループを作ったところ、帰る人が2割になった。同じ経験をした人が共感したり、互いを尊重したりできるシスターフッドができれば、2割の人しか帰らなかったという話を聞いた。私たちのシェルターではグループはやっていないので、個別の支援になる。支援者と1対1で、誤った思い込みをはずすのも大切なことだが、お互いを尊重し合える仲間の存在は大きな力になり、回復にも繋がる。グループエンパワメントである。私は1対1のカウンセリングも大事だけど、そういうグループでの繋がりを作っていくのも大事なことだと思っている。

災害時の暴力被害～女性への支援／DV、虐待、性暴力被害

シェルターにはこの4月から8月の間に若年女性が入ってきている。家の中で虐待されて、それでも頑張っていたが、コロナでバイトもなくなり、授業もオンラインになり、お金もあまりなくて、でも虐待がある家にはいられないという女性たちである。シェルターがあることを知って、幸いにもたどり着いた女性のケアをしている。シェルターがあることを知らなかったり、シェルターに関する誤った情報－携帯を預かる、お金も取られる、一歩も外に出してくれない、収容所だ－というような誤った情報を信じてしまった、行き場のない女性が、「泊めてあげるよ」と言う人と繋がって被害に遭うということを知っている。女性への暴力が災害時に増えるのは、過去のいろいろな調査で確かめられている。防災は日ごろからの取り組みが大事。災害が起きたときに女性や少女たちが被害に遭わないようにするには、ジェンダー平等の社会を築いていくことが重要である。

自分で民間を選んだ人は全く支援が得られないが、夫が公務員や警察官というような人は公的なところに身を寄せたいとは思わない。また、シェルターはいつまでもいることができず、次の行き場所を見つけないといけない。そこで、うちではシングルマザー向けに居住支援を始めた。

保証人がいない、お金がないという人のために、「住居のことを一緒に考えます、同行もします」というチラシを作ったら、相談が殺到した。全部で78件。そのうち48件がDV被害者だった。そのうち41人に子どもがいた。利用した人からは、同行してくれるのが心強いと言われている。

1994年にイギリスに行った人の報告を読んだら、DVでSOSを出した人には、恒久的な住まいを提供しなければならないという制度が既にその頃からあった。どうしてそういう制度がイギリスにはあるのかを調べたら、日本ではホームレスとは路上生活者のことだが、イギリスでは、路上生活者はもちろんのこと、家の中に暴力があって安心して住めない人や狭いところに大勢で住んでいる人、清潔が保てないようなところに住んでいる人も、全てホームレスとして支援の対象になるとのことだった。

日本でホームレスになっている女性は5%程度。夫と一緒にホームレスと言う人はいるが、女性が一人でホームレスになると、性暴力被害もあって危ない。家を失った女性は、寮がついている水商売などにいくしかないのだ。

イスタンブール条約では、女性に対する暴力は、全て刑法犯罪になる。同意のない性行為は全て性犯罪で、それは配偶者間でも同じ。ヨーロッパのほとんどの国がこの条約に批准しているが、アメリカと日本は批准していない。ヨーロッパでは、相手を侮辱したり貶めたりするのも犯罪として扱われている。



法や制度を作らない限り、意識の変容だけを言っても変わらないと思う。

精神的暴力のような虐待を受けていると、精神を病んで当たり前。うちに来る方の中にも難病を患っている方が多い。それも結婚してから難病になっている。妊娠中から暴力があったという方も少なくない。もっと国が真剣に取り組んでくれたらと思っている。

※パワーポイント資料を転載する場合は、出典を記載して下さい。

B-4

10代を取り巻くデジタル性暴力

(リベンジポルノやアダルトビデオへの出演)

～何が起きているのか？必要な支援とは何か？～

担当団体	NPO 法人ぱっぷす（ポルノ被害と性暴力を考える会）
協力団体	
司 会	岡 恵（NPO 法人ぱっぷす：相談員・理事）
発 題 者	岡 恵（NPO 法人ぱっぷす：相談員・理事）
分科会の趣旨	AV 出演に至った女子大生、SNS で大人から裸の写真を要求される中学生、彼氏にセックス中盗撮された高校生からの「写真や動画がネット上で拡散されている」という相談にある背景と必要な支援についてディスカッションします。
分科会の概要	<p>ぱっぷすでは、昨年のコロナ禍、相談者数が例年よりも 100 名増えました。ぱっぷすは、AV に出演したことで困った状況にいる方からの相談が多く寄せられる相談窓口でしたが、昨年度、数を飛躍的に伸ばしたのが、SNS やオンラインゲームで知り合った大人や付き合っている人から裸の写真を要求または撮影され、それをネット上や同級生の間で拡散されて困っているという小学生から高校生までの相談です。ご本人から相談が寄せられることもあれば、親御さんや学校の先生からどのように対応すればいいか分からないとご相談いただくこともあります。分科会ではこのような相談を受けた際にどのような対応が考えられるか、ぱっぷすの対応方法をシェアできればと思います。</p> <p>相談者や学校の講演で学生さん達から寄せられる声から、今の 10 代がどのような情報に晒され、そこから何を「性教育」として習得しているのか見えてくるものがあります。誰もが持っている携帯電話から始まるデジタル性暴力、性暴力被害動画であっても被写体の気持ちをよそにポルノやアダルトビデオ、エンターテインメントとしてネットに拡散されてしまう、このようなデジタル性暴力の被害者にも加害者にもならないための予防教育として、大人はどのような「言葉」を持って声かけをしていけるでしょうか。ディスカッションできればと思います。ぱっぷすは、私たちの世代で性的搾取に終止符を打てる実感しています。この分科会では、そのような共有もしつつ、ディスカッションができればと思います。</p>
参加者数 (視聴者数)	52 名





1. 講演概要

AV出演に至った女子大生、SNSで大人から裸の写真を要求される中学生、彼氏にセックス中盗撮された高校生からの「写真や動画がネット上で拡散されている」という相談にある背景と必要な支援について。

2. NPO法人ぱっぷす（ポルノ被害と性暴力を考える会）



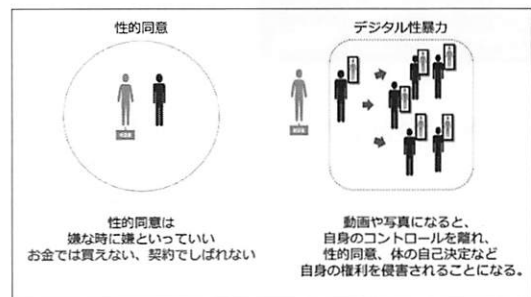
ぱっぷすは「性的搾取に私たちの世代で終止符を打つ」を目標に活動しています。2009年に啓発活動団体として発足し、2012年に寄せられた1名からの相談を皮切りに相談事業が始まりました。AV出演に関連する相談は年を追うごとに数十件に増え、2015年以降はAVに関連する相談だけでも100件は寄せられるようになり、AV以外のデジタル性暴力に関連する相談や、性風俗産業に従事している方からの相談も増えました。コロナ以降、相談者数が例年よりも100名増えましたが、その数を飛躍的に伸ばしたのがSNSやオンラインゲームで知り合った大人や付き合っている人から裸の写真を要求または撮影され、それをネット上や同級生の間で拡散されて困っているという小学生から高校生までの相談です。ご本人から相談が寄せられることもあれば、親御さんや学校の先生からどのように対応すればいいかわからないとご相談いただくこともあります。

3. デジタル性暴力とは何か



『デジタル性暴力』とは何か、を知っていただくうえで、知っていただきたいキーワードとして「体の自己決定」「バウンダリー」「性的同意」があります。性的同意の大前提として「さっきはイヤでも、今イヤだったらイヤでいい、イマの感情が尊重されないといけない」という事です。つまり、性的同意は契約では縛れないし、お金では買えないという事にもなります。では動画や写真をとる事はどうでしょうか？

裸の写真や動画を撮る事によって、撮られた側の意思を確認することなく、同意を得ることなく、その後も観る事ができるようになります。今は見られることがイヤでもイヤと言う事ができなくなります。それだけではなく、自身



が被写体であるにもかかわらず、自分自身のコントロールが及ばなくなってしまいます。ばっぶすの相談には「以前撮られた裸の写真が今どの様に使われているか分からなくて怖い」という相談も多く寄せられますが、中にはそれが10年前に撮られたものという方も少なくありません。また、この動画や画像はいとも簡単にネット上に投稿したり、LINEなどのSNSで拡散していくことができます。それだけ多くの人が個人の意味を確認することなく「○○の写真」「ポルノ」「アダルトエンターテインメント」として消費する実態があります。

4. リベンジポルノ・児童ポルノに関連する相談

4-1 元彼と付き合い合った頃に撮られた裸の写真が誰に観られているか分からなくて怖い

性的関係をもった時にそれを動画や画像に撮る、または付き合い合っている関係間で送りあうという事が当たり前のように行われるようになってきたと、相談からみうけられます。これは今に始まった事ではなく、いわゆるガラケーの時代から多少なりともあった事でしたが、スマホの時代になってからは撮影する事だけではなく、それを拡散する事も容易になり、被害の形態が一層深刻になってきています。ネットをみれば、そのような動画や画像であふれている現状もあり、撮影を断っても「なんでみんなやってくるのに撮らせてくれないの？俺を信用してないの？」と真剣に落ち込んでしまう「撮る側」の実態もみえています。デジタル性暴力の実態を高校や大学での講演で話すと「彼女に申し訳ないことした」「今考えると胸糞悪い」「実は僕の携帯に元カノの裸の写真がまだあります。この後教室を出たら削除しようと思います。」というコメントが寄せられます。今、被害予防教育だけではなく、被害者にも加害者にもならない教育が必要であると感じています。

4-2 SNSで知り合った大人に裸の写真を送るように言われている

「どうして送るの？」と裸の写真を送ってしまった児童の方が非難される社会である今、裸の写真を要求する大人にとって、SNSは児童に声かけ放題の状態です。はじめはお友達の友達を装ってアプローチし、日常生活の様子（制服など含む）など写真を送りあうようになり、裸の写真を送るように求められます。裸の写真を送る事を拒むとTwitterなどでなりすましアカウントを作られ、断れない関係性をつくりあげられてしまいます。

4-3 児童が相談しやすい社会に



このポスターの中央に写る女性児童の写真が「ご高齢の方」であったと想像してみてください。そして、両端に「振り込んだのは私だった」という言葉が書かれていたらどうでしょうか。社会的に振り込め詐欺において、ご高齢の方が非難されるべきでは決してないことは周知されてきていますが、これが児童になると責められるのは送ってしまった児童です。それを児童も分かっている為、この様な状況になった時、自分自身を責めてしまい、相談するという事ができないという声を聴いています。またこのような社会的な状態を加害者の大人も分かっています。加害者と児童のやり取りをみると、断る児童をいかに自分の思い通りに動かすか、攻略ゲームのように児童とやり取りをしている様子が見えます。

児童買春児童ポルノ禁止法は児童を守る法律であり、児童に撮影させ送信させた側が処罰の対象になります。また、児童ポルノは単純所持も処罰の対象です。相談してこられた児童に、児童側は相談しても良い立場であると説明すると、警察に相談しても良いのかなと気持ちが変わります。



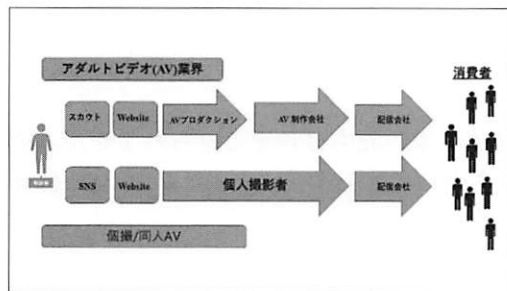
児童買春・ポルノ禁止法違反 逮捕事例

- 1)児童買春・ポルノ禁止法違反(児童ポルノ製造)
18歳未満の少女/少年に自身の裸の画像を送信させ、携帯電話に保存して児童ポルノを製造した。
- 2)児童買春・ポルノ禁止法違反(単純所持)
児童ポルノのDVDを所持していた

児童買春・児童ポルノ禁止法で守られているのは児童であり、動画や画像を送った場合は、送らせた側が処罰の対象になる。また、児童ポルノを所持していることが自体が処罰の対象になる。

5. アダルトビデオに関する相談

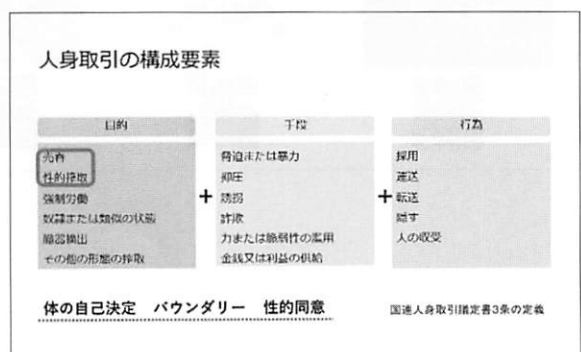
アダルトビデオにはアダルトビデオ業界で制作しているアダルトビデオと、個人が撮影し、それをFC2やXVIDEO、Pornhubなどをはじめとするアダルトサイトに投稿しているようなものがあります。



アダルトビデオ業界で制作されるアダルトビデオに出演している女性はほとんどの場合、プロダクションに所属している女性です。プロダクションに所属するきっかけは、単発バイトの求人(一見アダルトとは関係のない)サイトをみて応募して行ったら実はAVプロダクションだった、または、街中でナンパやファッションモデルのスカウトに声をかけられたところ、実はアダルトビデオのスカウトだったと相談者からきいています。

「アダルトビデオに出たくない」「そういう事はしたくない」と言えば「アダルトビデオをいけない事かのように言ってるけど、ここで一生懸命働いている人たちを差別してるの?」と言われ、「まわりでAV観ている人たちが居るし、見られたくない」と言えば「AV女優って皆プロ意識もって一生懸命働いてるんだよ。その中のほんの一握りの人が有名になれるのに、なんで自分は1本出ただけで有名になれると思うの?」などと言われ断る理由をそがれ、場合によっては「撮影やめても良いけど、契約時にも説明した通り、ばらし代がかかるからね」と違約金をちらつかされます。このようにして出演するに至った女性たちは大体が20歳前後の大学生や専門学生です。出演して3か月がたつと学校で男子学生から出演名で呼ばれたり、高校時代の同級生全員が入ったLINEグループに出演している商品を投稿されます。これを「身バレ」と言いますが、この身バレの経験から「もう社会で普通には生活できなければ、いかにこの業界で生き残っていくか」という意識に変えていかざるを得なかったという話も聞きます。

アダルトビデオに出演した女性の性的同意は「契約」や「出演料」により放棄させられています。アダルトビデオ業界のリクルートから出演に至るまでの「目的」+「手段」+「行為」の過程は国連の人身取引に関する議定書の人身取引の構成要素に当てはまります。販売されたAVの動画の販売を止めてほしい、ネットに拡散された動画や画像を消して欲しいという新規相談が毎年絶えずよせられてきます(ぱっぶすでは年間100名以上の方の削除要請をしています)。



6. アダルトビデオは児童にとって身近な存在

「AVはフィクションだから、真似しちゃだめだよ。」「AVは教科書にしちゃだめだよ。エンターテイメントとして楽しんで。」とAV業界が性教育の分野に入って語られるようになってきました。



こちらのYouTubeでは「モザイクの向こうでは本当は挿入していない、痛いことしていない、激しく入れているふりをしているように見せているだけ」という説明がありました。そのコメントには「AVは女優さんたちが痛そうだからかわいそうで見れなかったけど安心しました」という様なコメントも見受けられました。ここで語られていたAVの撮影現場での実態は私たちが相談の現場で聞く実態とは大きく異なります。疑似がないとは言いませんが、それ

が主流では決してなく、本当に男性のペニスやおもちゃを膣や口に挿入されています。性感染症になったという経験談はざらですし、妊娠された方も何名かいらっしゃいます。こちらのYouTubeでは撮影前にNGリストに記入してもらい、契約書にサインしてもらうところをビデオに撮っているという話もありました。まさにこのNGリストと契約書にサインしているところをビデオに撮られていることによって「さっきはイイでも今はイヤ」が言えない状況にされるわけです。こうしてアダルトビデオの撮影現場で受ける暴力を「フィクション」、「演技」または「エンターテイメント」という言葉に置き換えられてしまいます。

実際に事実と異なる事がこのようにYouTubeで流されていても、女性たちは声を上げられません。それは声を挙げれば、出演した商品を視聴しにいき審議する人たちがいるからです。見られたくない自身の性的画像をその様に消費され続けるのです。

7. 何故AVは良いのに、彼女とのセックスの写真は撮ってはいけないの?

「何故AVは良いのに、彼女とのセックスの写真は撮ってはいけないの?」これはとある高校生の児童から聞かれた質問です。皆さんは何と答えますか?

8. 推薦図書

推薦図書

もっと学びたい方



第24回全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島

大会アピール

世界中がコロナ禍に苦しむ中、女性に対する暴力が深刻化しています。以前から、日本でのDV、性暴力、児童虐待などは深刻でしたが、コロナ禍によって母子世帯の困窮が悪化し、女性の失業が増加、オンラインやデジタルツールを用いたDVや性暴力が顕在化し、被害者が家庭内で一層追い詰められるなど、ますます困難な状況が生まれています。

私たちは、国・自治体・民間・市民みんなで力を合わせ、これ以上の被害を食い止めるための行動を全力で行わなければなりません。そのような中、DV法第5次改正や、女性支援の新法が検討されるなど、世界基準から大きく遅れた日本の対策がようやく前進する希望も出てきました。私たちは今こそジェンダー平等の視点に立って、女性に対する暴力対策を抜本的に改善するよう、以下のことを強く求めます。

1. DV対策等

<被害者支援>

女性支援の根拠法とされてきた売春防止法に代わる新法制定、DV防止法の改正、及び様々な支援のための規則等を含めたDV対策全般に関し、次のことを要望します。

- ・包括的専門的な女性相談支援センター設置を求めます。その際、全国統一の支援基準を設定し、被害当事者が利用しやすい基準や支援メニュー、設備の充実などを求めます。
- ・配偶者やパートナーからではない、家族からの暴力を受けた大人（特に若年女性など）に対しても避難、自立などへの支援を求めます。
- ・児童虐待とDVケースに対し連携して対応できるような制度変更を求めます。
- ・中・長期の回復支援、生活再建の支援の制度化を求めます。
- ・家を出た後の住民基本台帳閲覧制限や、安全に社会保険の扶養からはずれること、離婚が成立してなくても児童扶養手当が受け取れるようにする等、被害者が加害者から逃れた後に安全な生活ができるような措置の強化を求めます。
- ・民間団体を対等な支援機関と位置づけ、公的な支援センターは民間と協働してケース対応を行い、またその活動の財政支援を求めます。
- ・専門支援員の人材育成と（官民を問わず）雇用の安定及び身分保障を求めます。

<加害者対策>

DV加害行為の処罰の導入を求めます。

保護命令の発令内容と対象の拡充（精神的DV、性的DV、経済的DVなど、同居していない交際相手に対する）を求めます。

緊急保護命令の導入を求めます。

<別居・離婚後の子どもの安全について>

いかなる別居・離婚においても、面会交流は、子どもの意思を尊重し、安全安心な環境など個別の事情をふまえて決められるべきであり、一律の義務化は許されません。

養育費の支払い義務化を求めます。また、面会交流を養育費の支払い条件としないことを求めます。

2. 性暴力対策

- ・性暴力被害者の回復支援と人権救済システム確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。
- ・性暴力、性虐待の実態に即した刑法改正がなされることを強く求め、特に不同意性交等を犯罪化することを求めます。
- ・性暴力当事者支援の担い手である民間サポートグループおよび性暴力被害者救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立、有償での専門スタッフの配置や全国一律の治療費等の公費負担基準の導入を求めます。

以上





全国シェルターシンポジウムの軌跡

回数	開催年	開催地	テ ー マ
第1回	1998	札幌	拡がれ、シェルタームーブメント
第2回	1999	新潟	ストップ！女性・子どもへの暴力
第3回	2000	東京	私の生（いのち）は私のもの
第4回	2001	旭川	DVのない地域を作っていこう
第5回	2002	大阪	あかん！女性・子どもへの暴力～みんなで活かそう DV防止法
第6回	2003	石川	DVのないまちづくりをめざして ～市民と自治体の協働（コラボレーション）～
第7回	2004	鳥取	なくそう暴力！協働で変わる社会
第8回	2005	愛知	DVを許さない！ 理解・行動・勇気～暴力のない社会をめざして～
第9回	2006	函館	DVを許さない！ 自治・人権・協働～当事者女性と子どもの自立を考える～
第10回	2007	東京	ノーモアDV（DV根絶国際フォーラム）
第11回	2008	岡山	ストップDV！とりもどそう元気 ささえよういのち
第12回	2009	栃木	STAND UP！立ち上がろう！DV根絶をめざして
第13回	2010	久留米	つながれ ひろがれ DV根絶ネット
第14回	2011	宮城	災害を乗り越えて Wake Up 人権！～暴力の連鎖を断ち切る～
第15回	2012	大阪	女（わたし）のからだは女（わたし）のもの DV・性暴力救援センターを全国に！～とりもどそう性の自己決定権～
第16回	2013	岩手	性暴力禁止法の制定に向けて つながる、ひろげる、パープルネット ～女性・子どもに対する暴力の根絶～
第17回	2014	山口	性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に
第18回	2015	沖縄	性暴力禁止法の制定に向けて 命（ぬち）どう宝～暴力のない世界へ～
第19回	2016	大分	性暴力禁止法制定に向けて だめっちゃDV！暴力を許さない社会をめざして
第20回	2017	東京	No More Violence（ノーモア暴力） ～DV・虐待・性被害・差別・貧困の根絶～
第21回	2018	札幌	官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、女たちのネットワーク ～#Me Too、#We Too、#With You～
第22回	2019	東京	Wait No More ～世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策を～
第23回	2020	オンライン	ここがおかしい日本のDV対策
第24回	2021	徳島	I hope～ジェンダー平等社会の実現を～

<資料>

内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」緊急提言（2020年11月19日）及び報告書（2021年4月28日）より抜粋



※ 詳細は、以下のウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html>

緊急提言

2020年11月19日

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

新型コロナウイルスの新規感染者数は、秋以降、全国的に増加しており、一日の感染者数は過去最多を記録している。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、「女性不況」の様相が確認される。女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃は極めて大きく、厳しい状況にある。事実、2020年4月には非正規雇用労働者の女性を中心に就業者数は対前月で約70万人の減少（男性の約2倍）となり、女性の非労働力人口は増加（男性の2倍以上）した。DVや性暴力の増加・深刻化、予期せぬ妊娠の増加が懸念され、10月の女性の自殺者数は速報値で851人と、前年同月と比べ増加率は8割にも上る。シングルマザーからは、収入が減少した、生活が苦しいとの切実な声が上がっている。医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況にある。感染症による差別も報告されている。緊急事態宣言下の休校・休園は生活面、就労面において特に女性に大きな負の影響をもたらした。テレワークについては、その普及と充実に向けて対応すべき課題は少なくない。女性の家事、育児等の負担増に留意するとともに、エッセンシャルワーカーをはじめテレワークの導入が困難な職業に従事する方々の状況をしっかり受け止める必要がある。

国連では、2020年4月9日、グテーレス事務総長がコロナ対策において女性・女の子を中核に据えるよう、声明を発した。

こうした状況を踏まえ、本研究会として、以下の事項を緊急に提言する。

今後、政府にあっては、自治体や民間企業等の協力を得ながら取組を進めていくことを期待する。



- DV、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと
- 休校・休園の判断において、女性・子供への影響に最大限配慮すること
- いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること
- 感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること
- ひとり親家庭への支援を強化すること
- テレワークについて、課題を踏まえた上で、普及、充実を進め、柔軟な働き方を進めていくこと
- デジタル、福祉分野など成長分野等へのシフトに向けた人材育成、就労支援を進めていくこと
- 行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用を促し、迅速な実態把握とその分析を進めること

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授〈座長〉

大崎 麻子 特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事

大竹 文雄 大阪大学大学院経済学研究科教授

種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表

筒井 淳也 立命館大学産業社会学部教授

永濱 利廣 株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト

松田 明子 山形県子育て若者応援部長


武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

山口 慎太郎 東京大学大学院経済学研究科教授

山田 久 株式会社日本総合研究所副理事長

研究会事務局：内閣府男女共同参画局

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～

令和3（2021）年4月28日
研究会事務局：内閣府男女共同参画局調査室  内閣府
男女共同
参画局

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大は男女で異なる影響。女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な影響が明らかに
- ・女性への深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化
- ・今こそ幅広い政策分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠。女性に焦点を当てて、我が国の課題を明らかにし、既存の制度や慣行の見直しを

Gender-based Violence

● 1 女性に対する暴力

- ・DV相談件数の増加（前年同期比1.5倍）
- ・精神的暴力や経済的暴力も顕在化
- ・給付金の世帯主給付の課題
- ・DV被害者の自立には経済的自立が重要
- ・10代～20代の若い女性への支援策の強化が必要

Health Impacts

● 3 健康

- ・女性の自殺者数が増加（前年比935人増）
- ・特に無職者（主婦等）、女子高生の自殺が増加
- ・妊産婦への十分な配慮が必要
- ・医学・公衆衛生学でもジェンダーに着眼した検討を
- ・男性への感染予防策の啓発を積極的に

雇用面や生活面で
女性に特に強い影響
格差拡大の懸念

コロナ下の緊急対応

女性と女の子を
コロナ対応の中心に
据えることが重要
(国連グテーレス事務総長)

Economic Impacts

● 2 経済

- ・女性の多い産業や非正規雇用労働者に大きな影響
- ・女性の所得はもはや家計の補助ではない
- ・非正規雇用労働者の女性の収入状況にも留意
- ・シングルマザーの失業率が上昇。支援の強化が必要
- ・テレワークの受け止めに男女差。後戻りせずに柔軟な働き方を加速する必要
- ・デジタルスキルの向上を推進すべき

Unpaid Care and Domestic Work

● 4 家事・育児・介護（無償ケア）

- ・休校は特に小学生の母親の就業に大きな影響
- ・子供のいる有配偶女性の非労働力化が進行
- ・コロナ下で女性の家事・育児・介護の負担感が増加
- ・男性の家事・育児参画の兆し。これをチャンスに

ポストコロナに向けて 誰一人取り残さない社会へ

ジェンダー統計・分析の重要性

- ・男女別、都道府県別のデータ把握、既存統計の個票分析、オーバーサンプリング等、様々な手法で迅速、的確な実態把握と分析が重要
- ・調査の実施のみならず分析にも予算・人員を

ジェンダー平等・男女共同参画の取組、女性の参画

- ・緊急対応に加え、経済的自立等の女性のエンパワーメントを拡大し、ジェンダー平等・男女共同参画の取組を加速させていくことを、政府、政党、地方自治体、民間企業、NPO等に強く求めたい
- ・意思決定の場における女性の参画の推進を
- ・政策論議に多様な視点を。ジェンダーに配慮した施策の実現を加速

制度・慣行の見直し

- ・日本社会の根底にある固定的な性別役割分担モデルや制度等を見直す好機
- ・変革のチャンスにできるかは政府、企業、地域等そして一人一人にかかっている
- ・女性の活躍の場が広がることは企業経営、経済にもプラス、国としても不可欠の課題
- ・政府が先導的役割を担うことを強く求める

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

緊急提言（参考データ）

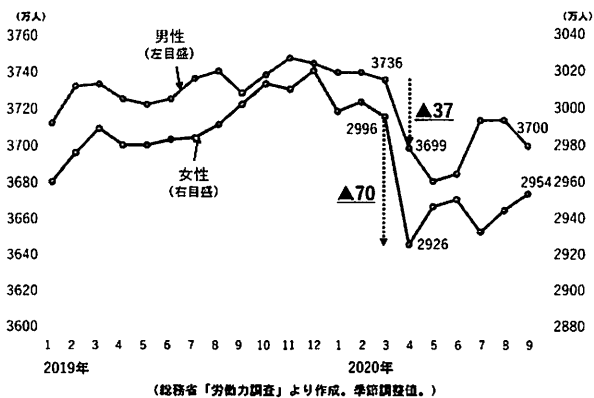
2020年11月19日
内閣府男女共同参画局

1. 就業面等

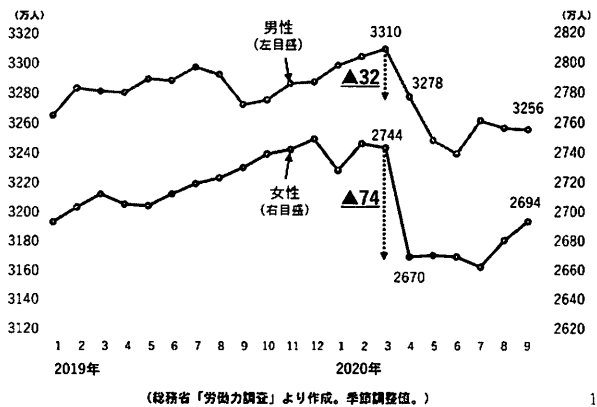
就業者数・雇用者数の推移

- ✓ 就業者数は、男女とも2020年4月に大幅に減少。特に女性の減少幅が大きい。（男性：37万人減、女性：70万人減）
- ✓ 雇用者数は、男女とも2020年4月に大幅に減少。特に女性の減少幅が大きい。（男性：32万人減、女性：74万人減）
女性の減少幅は、就業者数よりも雇用者数の方が大きい。

就業者数



雇用者数



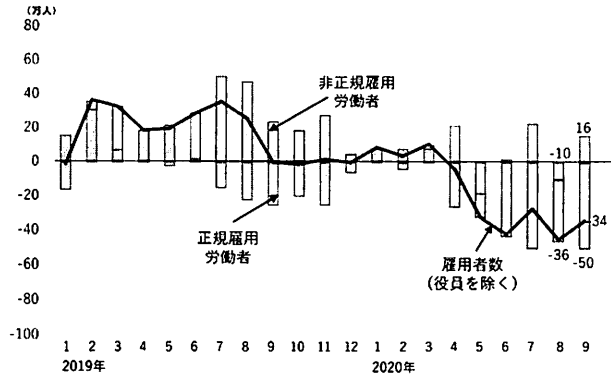


1. 就業面等

雇用者数の推移

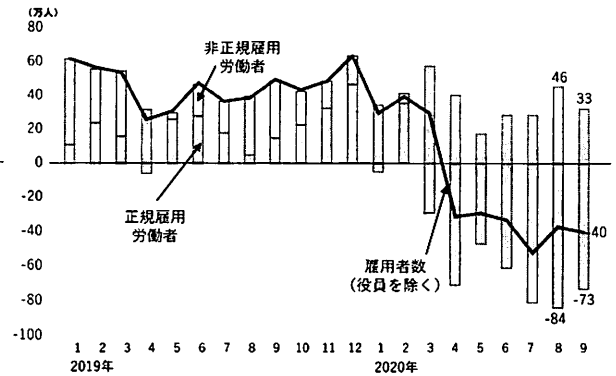
- ✓ 雇用者数は、男女とも2020年4月以降、対前年同月で減少。
- ✓ 雇用形態別の内訳を見ると、非正規雇用労働者の減少幅が大きく、特に女性の非正規雇用労働者の減少幅が大きい。

雇用形態別雇用者数の前年同月差（男性）



(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

雇用形態別雇用者数の前年同月差（女性）



(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

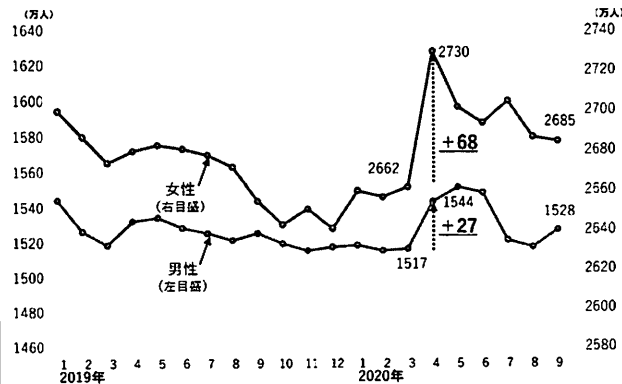
2

1. 就業面等

非労働力人口・完全失業者数の推移

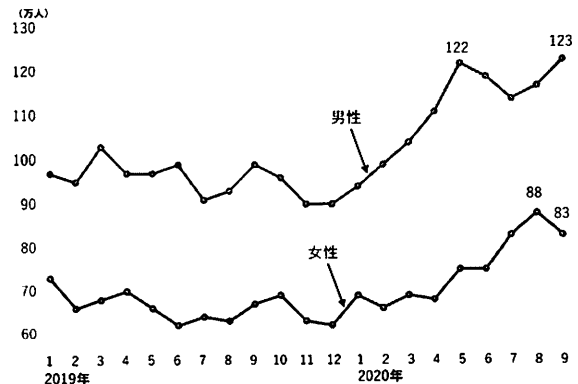
- ✓ 非労働力人口は、男女とも2020年4月に大幅に増加。特に女性の増加幅が大きい。(男性：27万人増、女性：68万人増)
- ✓ 完全失業者数は、男女とも2020年4月以降、増加傾向にある。8月の女性の完全失業者数(88万人)は、2015年10月以降で最多。

非労働力人口



(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。)

完全失業者数



(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。)

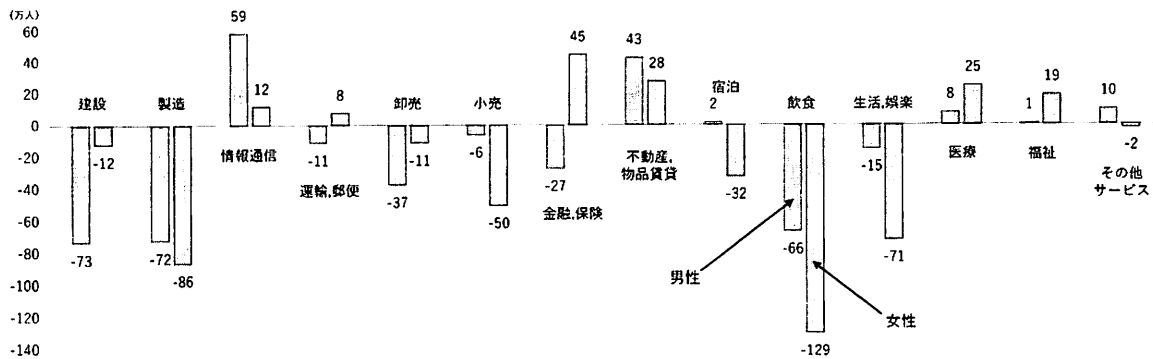
3

1. 就業面等

産業別就業者数の推移

- ✓ 就業者数の前年同月差を産業別で見ると、男女とも「飲食業」「製造業」の減少幅が大きい。
- ✓ 女性は「飲食業」「製造業」「生活、娯楽業」「小売業」の就業者数の減少幅が大きい。

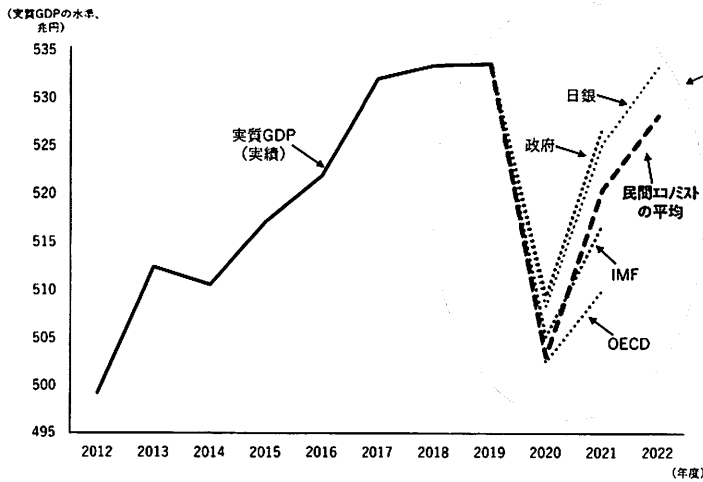
産業別就業者数の前年同月差（2020年4月～9月の累計）



(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

今後の経済見通し

主な機関の実質GDPの見通し



実質GDP成長率の見通し

(カッコ内の数値は2019年度の実績を100とした場合の指数)

		2020	2021	2022
政府	内閣府 (年央試算)	▲4.5% (95.5)	+3.4% (98.7)	-
	日本銀行 (経済・物価情勢の展望)	▲4.7% (95.3)	+3.3% (98.4)	+1.5% (99.9)
民間エコノミストの平均 (ESPフォーキャスト調査)		▲5.69% (94.3)	+3.44% (97.6)	+1.46% (99.0)
国際機関	OECD (暦年)	▲5.8% (94.2)	+1.5% (95.6)	-
	IMF (暦年)	▲5.3% (94.7)	+2.3% (96.9)	-

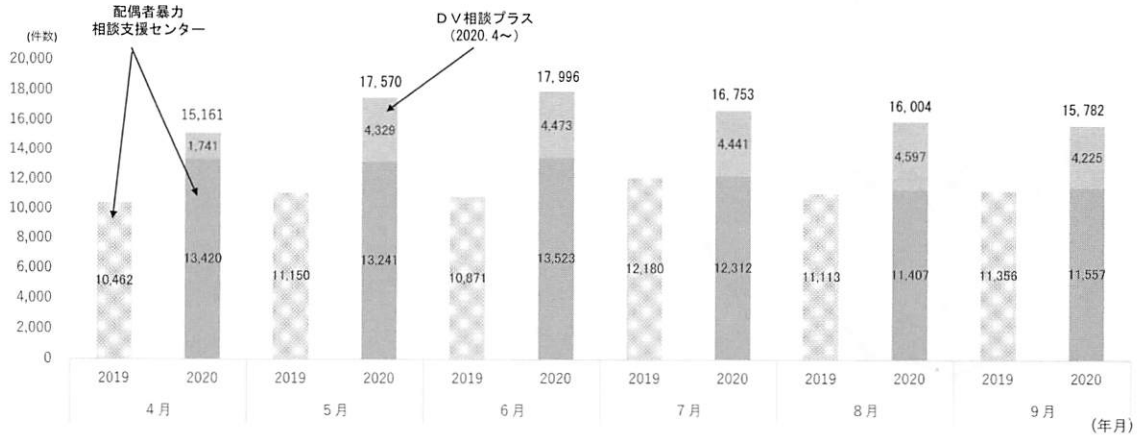
※内閣府「国民経済計算」、内閣府「令和2(2020)年度内閣府年央試算」
 日本銀行「経済・物価情勢の展望(2020年7月)」、公益社団法人日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査(2020年11月)」
 OECD「Economic Outlook」(2020年9月)、IMF「World Economic Outlook(2020年10月)」より作成。



2. DVや性暴力等

DV相談件数の推移

✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年5月・6月の相談件数は前年同月の約1.6倍。



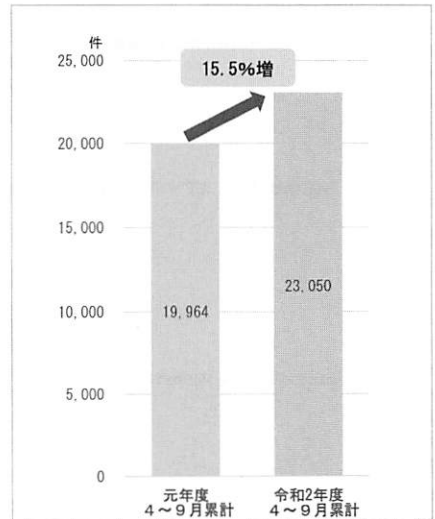
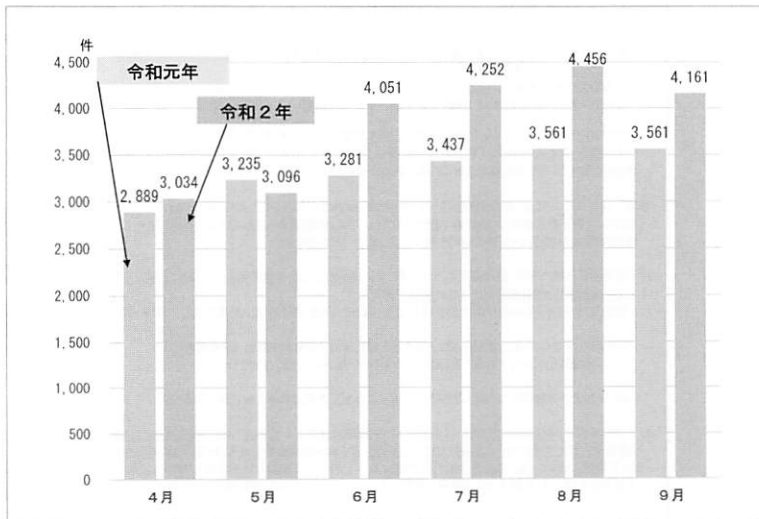
(出典) 内閣府男女共同参画局調べ ※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、10月27日時点の暫定値。

6

2. DVや性暴力等

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

✓ 相談件数は前年を上回って推移。令和2年4月～9月の累計相談件数は前年同期の約1.2倍。



(内閣府男女共同参画局調べ) ※相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。

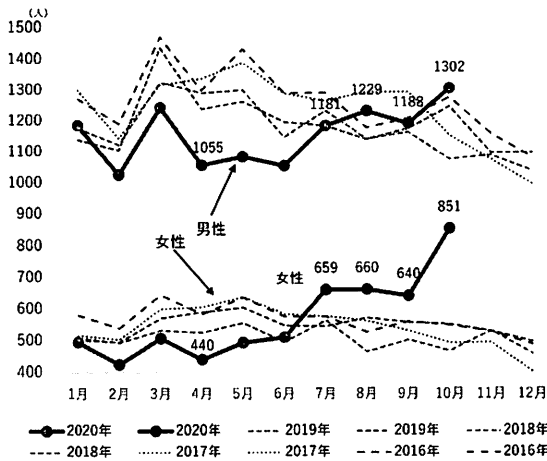
7

3. 自殺者数の推移

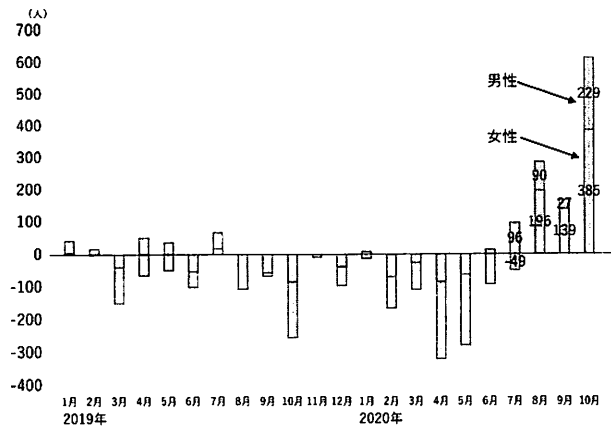
自殺者数の推移

✓ 2020年10月の女性の自殺者数は851人（速報値）。前年同月比で約8割増。

自殺者数



自殺者数の前年同月差



(警察庁HP「自殺者数」より作成。原数値。2019年までは確定値。2020年は11月9日時点の暫定値。)

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」緊急提言に係る政府の対応状況・関連施策

資料 2

緊急提言 (2020年11月19日)	政府の対応状況・関連施策 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (2020年12月8日閣議決定)、 令和2年度補正予算、予備費 等
○ DV、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと	① 「生活困窮者自立支援の機能強化に加え、自殺相談体制の強化等を行う都道府県等の取組を包括的に支援する交付金を創設する。」 ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）の創設（厚生労働省）：140億円の内訳（3次補正） ② 「「生命の安全教育」を推進するとともに、事態が長期化する中で深刻化している配偶者暴力性犯罪・性暴力被害者等への相談・支援体制の強化等を進める。また、夏以降の女性の自殺の急増に係る要因を分析するとともに対応を検討する。」 ・配偶者暴力被害者等への相談・支援の強化（内閣府）：4.3億円（3次補正） ・性犯罪・性暴力被害者等への相談・支援体制の強化（内閣府）：3.4億円（3次補正）
○ 休校・休園の判断において、女性・子供への影響に最大限配慮すること	③ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを改訂し、特に小学校・中学校については、地域一斉の臨時休業は、社会経済活動全体を停止するような場合に取るべき措置であり、学校のみを休業とする場合は、学びの保障や心身の影響の観点から避けるべき」と示した。（12月3日 文部科学省） (参考) 保育所については、緊急事態宣言期間中を含め、原則として開所した上で、園児等が感染した場合など、限定的な場合にのみ臨時休業を行うこととし、臨時休業期間中においても必要な者に対する代替保育の提供を図る各自治体に要請（2月25日 厚生労働省）
○ いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること	④ 「医療提供体制の確保と医療機関等への支援により、感染症との闘いの最前線に立ち続け、献身的に尽力している医療や介護の現場の方々にしっかりと支援する。」 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療、介護、障害福祉、児童福祉）（厚生労働省）：1兆1,763億円（3次補正） 新型コロナウイルス重点医療機関に派遣する医療従事者の支援額を増加（官報指し示）（医師15,100円/時間 看護師5,520円/時間 等）（12月14日） ・診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等への感染拡大防止等の支援（厚生労働省）：1,071億円（3次補正） など
○ 感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること	⑤ 令和3年度予算編成の基本方針（2020年12月8日閣議決定）：感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、(中略)、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化の着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す。 ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に、偏見・差別とプライバシーに関するWGを設置し、偏見・差別等への対応を議論（設置：9月1日、議論のとりまとめの報告：11月12日 内閣官房）



緊急提言 (2020年11月19日)	政府の対応状況・関連施策 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (2020年12月8日閣議決定)、 令和2年度補正予算、予備費 等
<p>○ ひとり親家庭への支援を強化すること</p> <p>○ テレワークについて、課題を踏まえた上で、普及、充実を進め、柔軟な働き方を進めていくこと</p> <p>○ デジタル、福祉分野など成長分野等へのシフトに向けた人材育成、就労支援を進めていくこと</p> <p>○ 行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用を促し、迅速な実態把握とその分析を進めること</p>	<p>⑦ 「相談体制の構築・強化を通じ、ひとり親家庭への支援を強化するとともに、低所得のひとり親世帯に対し、予備費を活用し、年内を目途にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の再支給を行う。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯臨時特別給付金（厚生労働省）：737億円（予備費） ※児童扶養手当受給世帯等への給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 等 ・ひとり親家庭等相談体制強化事業（厚生労働省）：4.0億円（3次補正） <p>⑧ 「テレワークの普及・促進のため、テレワークに関する労働関係法令の適用と留意点、人事労務管理上の注意点等を規定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（平成30年2月22日 厚生労働省）の見直しを行う。」</p> <p>⑨ 「テレワーク等に対応したITツールの導入や、感染対策と経済活動の両立に資する感染防止策への投資等を重点的に支援する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業生産性革命推進事業（特別枠）（経済産業省）：2,300億円（3次補正） <p>⑩ 人と人との接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、テレワークの奨励等に改めて取り組むよう、関係閣僚や民間団体等に依頼。（10月30日、11月18日、12月1日 内閣官房）</p> <p>⑪ 「地方公共団体による地域の実情に応じた女性活躍や少子化対策等に係る独自の取組について、KPIを設定しつつ積極的に支援する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域女性活躍推進交付金（内閣府）：1.5億円（3次補正） ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たな働き方の定着や女性デジタル人材の育成等、「新たな日常」に対応するための女性の活躍推進や就労等に困難を抱える女性への支援等、地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援する。 <p>⑫ 「成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材開発支援助成金による他業種転換支援：10億円（3次補正）、IT人材育成支援の充実（厚生労働省） ・雇用と福祉の連携による難病患者への介護分野への就職支援（厚生労働省）：制度要求（3次補正） ・感染症の影響による難病患者を試用雇用する事業主への助成（トライアル雇用助成金）（厚生労働省）：制度要求（3次補正） <p>⑬ 総務省の労働力調査の調査データ：年内の調査データ取得に向けた申請手続を完了。</p> <p>⑭ 厚生労働省の人工妊娠中絶件数：</p> <p>現状は年度公表で、各都道府県が、人工妊娠中絶件数を含めた衛生行政報告例を厚生労働省に提出し、厚生労働省が取りまとめを行った結果を毎年10月頃に公表している。</p> <p>※令和元年度分は新型コロナウイルス感染症対策で提出期限を繰り下げたため、現時点で未公表。</p>

協賛者一覧

第24回全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島開催にあたり、多くの団体や個人の方々に協賛いただきました。女性への暴力根絶の活動へのご理解とご協力に、心より感謝いたします。

団体名

(50音順)

女性会議徳島県本部様	女性グループ・すいーぶ様	豊崎医院様
阿南市職員退職者会様	女性と子どもの人権を守るエンゼルランプ様	西野建設株式会社様
阿南市職員労働組合連合会様	女性への暴力根絶をめざす徳島ネットワーク様	日本たばこ産業株式会社徳島支店様
阿波人形浄瑠璃研究会青年座様	スターズプロダクション株式会社様	農業分野における男女共同参画を進める会様
一般社団法人リボンズ様	地域支援ネット そよ風様	パープルシードあなん様
ウィメンズカウンセリング徳島様	徳島県教職員組合様	部落解放同盟徳島県連合会様
NPO法人協働プランニングNIMS様	徳島県教職員組合女性部様	弁護士法人大西聡法律事務所様
カウンセリングオフィスフラミンゴ様	徳島県商工団体連合会様	弁護士法人徳島合同法律事務所様
カフェ&ギャラリー ル・コアン様	徳島県女性海外派遣交流会様	弁護士法人ひまわり法律事務所様
株式会社岡部機械工業様	徳島県女性協議会様	有限会社前田建工様
上地法律事務所様	徳島県退職女性教職員の会様	有限会社古川運送様
公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク様	徳島県男女共同参画リーダー連絡会様	有限会社鳳凰機械工業様
公益社団法人徳島県労働者福祉協議会様	徳島県地域包括ケアシステム学会様	有限会社喜久屋商店様
国際ゾンタ26地区 鳴門ゾンタクラブ様	徳島市教職員組合様	連合徳島様
自治労徳島県本部様	徳島人権・平和運動センター様	連合徳島女性委員会様
島内科眼科医院様	徳島中央ライフサポートセンター様	

個人

(50音順)

粟飯原富子様	小原ツネコ様	杉本町子様	鳥居千代様	福本尚子様
青木浩次様	小原なつ様	諏訪公子様	中川和昭様	藤崎寛子様
赤枝尚美様	小原春菜様	瀬尾規子様	中島美香様	松島日出子様
飛鳥恭子様	小原仁美様	高志美佳様	中野まゆみ様	真鍋直敬様
荒岡修様	小原弘之様	高橋玉美様	中原サヲ江様	宮城尚子様
荒瀬左知子様	加藤明夫様	高開千代子様	仁木彰弘様	三輪浩美様
泉絵里子様	上地大三郎様	高開照夫様	橋本幸子様	麦倉紀子様
乾晴美様	河野和代様	瀧誠司様	林美保様	元川仁様
岩木順子様	河野真理様	竹内昭仁様	原田智子様	元木登志子様
大寺禮子様	堯天陽子様	竹内依子様	春田千津子様	柳本園子様
越智美智子様	兼廣英治様	武田喜善様	春田洋様	山田節子様
小原章男様	小林由美様	田原素子様	齒朶山加代様	山手恵様
小原和之様	佐藤恭弘様	田淵さつき様	平野由美子様	山橋潔子様
小原栄様	島田美和子様	田村隆様	広岡有利子様	行本明典様
小原伸二様	清水はるみ様	戸倉州満子様	廣瀬文代様	吉川雅雄様
小原そら様	庄野省子様	戸田初美様	福島吉美様	吉成務様



新聞記事

全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島

女性の困難解消 道筋探る

ドメスティックバイオレンス（DV）支援の在り方やジェンダー平等、女性が抱える困難について考える「全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島」が9月25、26の両日、オンラインで開催された。今年で24回目を迎え、四国での開催は初め。...



分科会「10代を取り巻くデジタル性暴力(リベンジポルノやAVへの出演)何が起きているのか? 必要な支援とは何か?」

「10代を取り巻くデジタル性暴力(リベンジポルノやAVへの出演)何が起きているのか? 必要な支援とは何か?」分科会。...

相談しにくい社会に問題

相談しにくい社会に問題。相談しにくい社会に問題。相談しにくい社会に問題。...

NPO法人「ぼっず」理事・相談員 岡 恵さん

相談しにくい社会に問題。相談しにくい社会に問題。相談しにくい社会に問題。...

分科会「コロナ禍における女性の困難とその支援」

分科会「コロナ禍における女性の困難とその支援」。分科会「コロナ禍における女性の困難とその支援」。...

若い女性自死 困窮で増加

若い女性自死 困窮で増加。若い女性自死 困窮で増加。若い女性自死 困窮で増加。...

分科会「暴力の連鎖を断ち切るために一女性と子どもの人権を考える」

分科会「暴力の連鎖を断ち切るために一女性と子どもの人権を考える」。分科会「暴力の連鎖を断ち切るために一女性と子どもの人権を考える」。...

刑務所に負けぬ社会に

刑務所に負けぬ社会に。刑務所に負けぬ社会に。刑務所に負けぬ社会に。...

加害男性にも対応必要

加害男性にも対応必要。加害男性にも対応必要。加害男性にも対応必要。...

トークセッション・分科会「どう変わる?日本のDV対策」



分科会を模倣する実行委員会メンバーら

＝徳島市の徳島弁護士会館

被害者逃げずに済む体制を。被害者逃げずに済む体制を。被害者逃げずに済む体制を。...

デートDV 人形浄瑠璃で警鐘

県内2座、シンボ記念し披露



シンポジウムで披露された「ジェンダー浄瑠璃-I hope」の一場面

デートDV 人形浄瑠璃で警鐘。デートDV 人形浄瑠璃で警鐘。デートDV 人形浄瑠璃で警鐘。...

【紙面編集】坂本佳仁



実行委員長 福本 尚子



司会 福田 由紀子さん



全体講演

2021.9.25(土) 全体会 第24回
全国シェルターシンポジウム2021 in 徳島

第1部 14:00~15:00
/ 全体講演

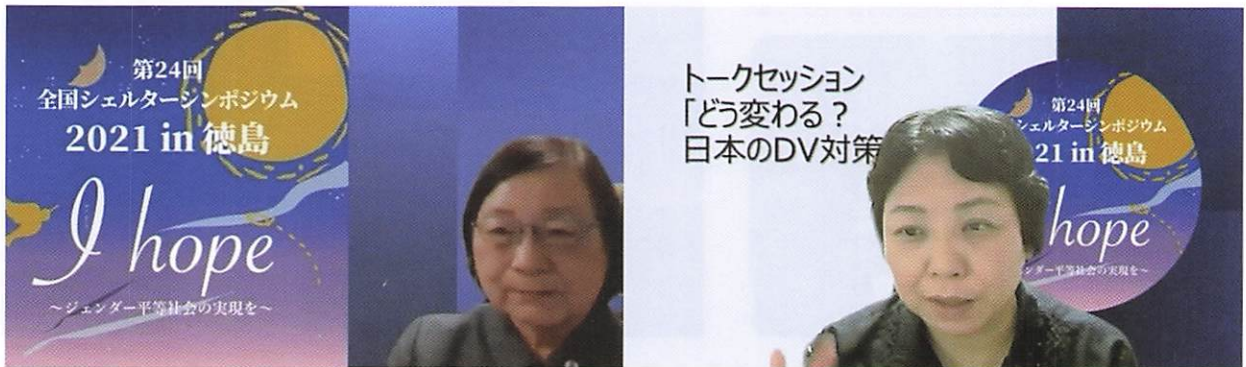
I hope

講師：斎藤 美奈子さん
演題：
「今さらながら、今だからこそ、ジェンダー平等」





トークセッション「どう変わる？日本のDV対策」



トークセッション
「どう変わる？
日本のDV対策」



A-1



A-2



A-3



B-1





B-2



B-3



B-4



I hope ～ ジェンダー平等社会の実現を ～
「第 24 回 全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」 報告集

NPO 法人全国女性シェルターネット
「第 24 回 全国シェルターシンポジウム 2021 in 徳島」 実行委員会

2022 年 3 月発行

hope

～ジェンダー平等社会の実現を～



後援：

内閣府/厚生労働省/文部科学省/外務省/徳島県/徳島県教育委員会/徳島県警察本部/徳島市/鳴門市/小松島市
阿南市/吉野川市/阿波市/美馬市/三好市/勝浦町/佐那河内村/神山町/那賀町/美波町/海陽町/北島町/藍住町
上板町/東みよし町/四国放送/徳島新聞社/読売新聞徳島支局/朝日新聞徳島総局/毎日新聞徳島支局
時事通信社徳島支局/共同通信社徳島支局/徳島県地域包括ケアシステム学会/日本司法支援センター徳島地方事務所
徳島被害者支援センター/徳島弁護士会/徳島県司法書士会/徳島県医師会/徳島市医師会/徳島県産婦人科医会/徳島県看護協会
徳島大学/鳴門教育大学/四国大学/徳島文理大学/徳島県女性協議会/徳島県社会福祉協議会/徳島県労働者福祉協議会